



朝霞市 都市計画マスタープラン

平成 28 年 11 月改訂

— 私が 暮らしてつづけたいまち 朝霞 —



「私が暮らしたつづけたいまち 朝霞」の実現をめざして

朝霞市は、都心に近く、交通の利便性に優れると同時に、かつての武蔵野の面影を残す豊かな自然と景観があり、都会的な生活と穏やかな日常を両立することができるまちです。

この朝霞ならではの「都市と自然の共生」をさらに洗練させていくことが、朝霞のまちをより良くする道と考えております。

このたび、朝霞市都市計画マスタープランが策定された平成 17 年（2005 年）から約 10 年が経過し、計画期間の中間年次となることを契機といたしまして、社会・経済状況や市民ニーズの変化などをふまえた見直しを行いました。

今回の見直しにあたり、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「第 5 次朝霞市総合計画」と並行して検討を進め、相互に連携を深めることを重視いたしました。これにより、都市計画マスタープランが、土地利用や都市施設といった従来の枠に留まることなく、福祉や教育などまちづくりに関連する様々な分野に視野を広げたものになるとともに、朝霞市がめざす将来都市像の実現に向けて、総合計画と相互に補完しあいながら、本市のまちづくり施策を着実に進めることができるようになるものと考えております。

また、今回の見直しでは、これからの 10 年間で市民の皆様がどのようなまちになっていくことを望まれているのかを把握し、その実現に向けた方策を市民と行政が連携して考えるために、意識調査や地域別懇談会を重ねてまいりました。これら市民の皆様のご意見を頼りに、都市計画マスタープラン検討委員会における約 2 年間にわたる審議を経て、本市の今後 10 年間のまちづくりの方向性を定めることができました。

今後は、市民の皆様とともに、この計画に位置づけられた様々なまちづくり施策を展開し、充実を図りながら、「私が暮らしたつづけたいまち 朝霞」の実現に向けて着実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の見直しにご尽力いただきました都市計画マスタープラン検討委員会委員の皆様をはじめ、多くのご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、改めて心から御礼を申し上げます。

平成 28 年 11 月

朝霞市長 富岡 勝則



目次

序章 都市計画マスタープランの策定及び見直しにあたって

1. 策定及び見直しの背景	1
2. 目的と役割	2
3. 位置づけ	3
4. 策定及び見直しの取組	4
5. 構成	5
6. 目標年次	6

第1章 朝霞市の現況と主要課題

1. 現況	7
(1) 位置及び交通状況	7
(2) 人口・世帯の状況	10
(3) 将来人口	13
(4) 人口流動	14
(5) 財政	15
(6) 土地・建物の利用状況	18
(7) 都市計画の状況	22
2. 朝霞のまち 10年変化	27
(1) 主なまちの変化	27
(2) 主な市民意識の変化	29
(3) 主な事業・施策の変化	30
(4) まちの10年変化のまとめ	33
3. まちづくりの主要課題	37
4. 計画の見直しにおけるこれから10年のまちづくりの視点 (まちづくりキーワード)	38
(1) 土地利用	38
(2) 道路交通	39
(3) 緑・景観・環境共生	39
(4) 市街地整備	40
(5) 安全・安心	41

第2章 全体構想

1. まちづくりの目標	43
(1) 将来像（ビジョン）	43
(2) 将来像の基本概念（コンセプト）	44
(3) 将来のまちの骨格（将来都市構造）	47

2. 分野別方針	54
(1) 土地利用分野	55
(2) 道路交通分野	63
(3) 緑・景観・環境共生分野	71
(4) 市街地整備分野	79
(5) 安全・安心分野	85

第3章 地域別構想

1. 地域区分	91
(1) 地域区分の検討要素	91
(2) 地域区分の設定	92
2. 内間木地域（上内間木・下内間木等）	93
(1) 地域の概要	93
(2) 地域の現況と主要課題	94
(3) 地域づくりの目標（将来像）	98
(4) 地域づくりの基本方針	100
3. 北部地域（北原・西原・朝志ヶ丘・宮戸・浜崎・田島等）	103
(1) 地域の概要	103
(2) 地域の現況と主要課題	104
(3) 地域づくりの目標（将来像）	108
(4) 地域づくりの基本方針	110
4. 東部地域（岡・根岸台・仲町等）	113
(1) 地域の概要	113
(2) 地域の現況と主要課題	114
(3) 地域づくりの目標（将来像）	118
(4) 地域づくりの基本方針	120
5. 西部地域（三原・西弁財・東弁財・泉水・膝折町の一部等）	123
(1) 地域の概要	123
(2) 地域の現況と主要課題	124
(3) 地域づくりの目標（将来像）	128
(4) 地域づくりの基本方針	130
6. 南部地域	
（本町・溝沼・幸町・栄町・青葉台・膝折町の一部・基地跡地等）	133
(1) 地域の概要	133
(2) 地域の現況と主要課題	134
(3) 地域づくりの目標（将来像）	138
(4) 地域づくりの基本方針	140

第4章 計画の実現に向けて

1. 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり	143
2. まちづくりにおける役割	144
(1) 市民の役割	144
(2) 企業（事業者）の役割	144
(3) 行政の役割	144
3. 実現に向けた取組	145
(1) 市民まちづくりへの柔軟な支援	145
第1段階 市民まちづくりのきっかけづくりのために	146
第2段階 市民まちづくりの促進のために	147
第3段階 「参画」と「協働」によるまちづくりのために	149
(2) 実現方策の検討・実施	150
(3) 朝霞市都市計画マスタープランの運用・評価	153
(4) まちづくりの継続	155

資料編

1. 朝霞市都市計画マスタープラン見直し経過	159
2. 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会	161
(1) 検討委員会条例	161
(2) 検討委員会委員名簿	163
(3) 検討委員会開催状況	164
3. 朝霞市都市計画マスタープラン地域別懇談会	165
(1) 開催概要	165
4. 朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会	171
(1) 庁内検討委員会設置要綱	171
(2) 庁内検討委員会委員名簿	173
(3) 庁内検討委員会開催状況	174
(4) 都市計画審議会開催状況	175
5. 補足資料	176
(1) 事業・施策の進捗状況	176
(2) 地域区分の設定	181
(3) 地域の特徴	182
(4) 第5次朝霞市総合計画前期基本計画の施策体系 （都市基盤・産業振興）	184
6. 用語集	185

序章

都市計画マスタープランの 策定及び見直しにあたって

1. 策定及び見直しの背景

従来の都市計画法においては、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）が都市計画の統括的な基本方針と位置づけられ、都市全体の土地利用及び都市施設（道路・公園など）の配置を中心に諸施策が展開されてきました。

しかし、社会情勢が大きく変化し市民生活も多様化する中で、将来を見据えたよりよいまちづくりを進めていくためには、個々の地域の特徴を生かした市民の多様なニーズ（要望）にきめ細かく対応していくことが必要となりました。

そのような背景のもと、平成4年（1992年）に都市計画法が改正され、市民に最も近い立場である市町村が創意工夫のもとに市民意見を反映し、長期的な視点に立って、さまざまな土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本的な方針を定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」※（以下「都市計画マスタープラン」という。）が新たに位置づけられました。

朝霞市都市計画マスタープランは、このような背景をふまえ、今後のまちづくりを積極的に進めるために、平成14年度（2002年度）から3年をかけて、市民参加により地域特性に応じたまちづくりの検討を進め、平成17年（2005年）3月に策定されました。

その後約10年が経過し、計画期間の中間年次となることを契機に、社会・経済状況、市民ニーズの変化などをふまえた見直しを行うこととしました。

また、今回の見直しに際しては、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」との相互連携を図りながら策定を行いました。例えば、従来の土地利用や都市施設などの都市計画に加えて、教育や福祉など都市計画以外の分野の展開の中で、通学路や施設周辺の環境の整備など都市計画が担うべき施策について積極的に位置づけるとともに、都市施設の適切な活用など運用面については総合計画と連携を図るなど、朝霞市の将来都市像の実現に向けて、相互に補完しあう計画を目指しています。



都市計画法（抜粋）

※（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 目的と役割

都市計画マスタープランは、市町村における具体の都市計画の基本的な方向性を示すものであり、制度創設時の要点である「市民意見の反映」をふまえ、これまでの行政主導型の都市計画から市民参加のまちづくりに重点を置いて、市民の参加と理解のもとにまちづくりの将来ビジョンを確立するものです。

このため、本市では、市民の意見を反映しながら、地域特性に応じた土地利用や都市施設などの根拠となる将来都市像を明らかにし、その実現に向けて、本市の定める各種の都市計画についての基本的な指針となり、また個々の都市計画の相互連携の指針となるものを定めることを目的とします。

これらのことから、朝霞市都市計画マスタープランは次のような役割を担います。

1) 市民参加型のまちづくりを進めること

まちを構成する多様な主体（市民、企業、行政など）が計画の策定段階から参画し、まちの抱えている課題や今後の方向性についての合意形成によりまちづくりの円滑な推進を目指します。

2) 個性的で快適なまちづくりを進めるために本市独自の将来像を明らかにすること

まち全体及び地域別の将来像を明示し、多様な主体が共有するまちづくりの将来像や地域別のあるべき姿を確立します。

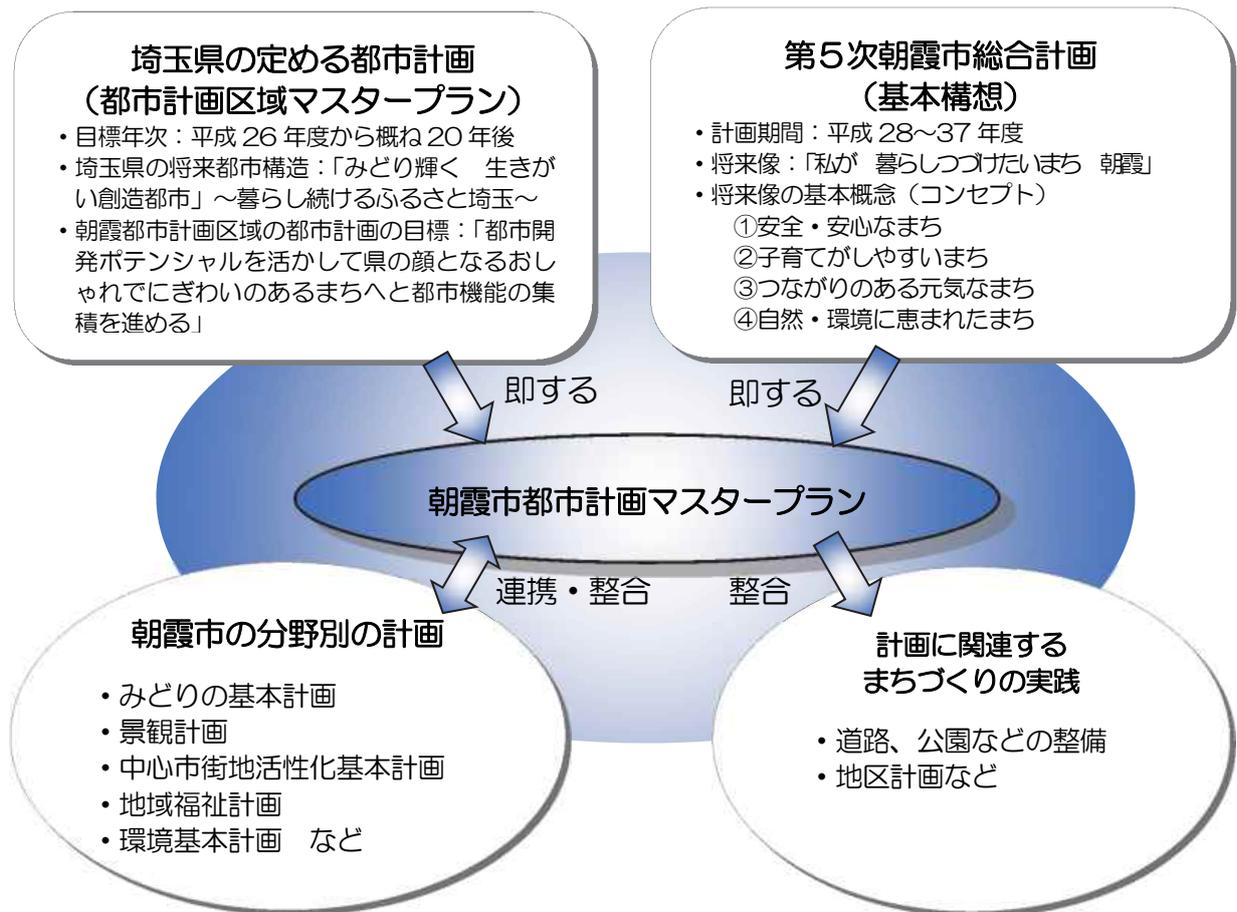
3) 都市計画の決定・変更の指針となること

本市の定める各種都市計画の事業などについての基本的な方針を示します。また、個々の都市計画の相互関係を調整し、まち全体として総合的かつ一体的なまちづくりを目指します。

3. 位置づけ

朝霞市都市計画マスタープランは、本市の総合計画における基本構想や、埼玉県が策定した「都市計画区域マスタープラン」に即して※策定されるとともに、本市の定める各種の都市計画についての体系的な指針となるものです。

また、朝霞市都市計画マスタープランは、関連する本市の各種の計画と相互に連携し、整合のとれたものとなります。



※ 都市計画区域マスタープランは、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、主として広域根幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものであるのに対し、市町村の都市計画マスタープランはより地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに市町村の定める都市計画の方針を定めるものと考えられます。

「即す」とは、計画間の上下関係とも解されますが、むしろ広域と地域という役割分担の中で互いに補完しあいながら、総合的・一体的な都市計画を実現していくものと思われます。「即す」ためには、少なくとも両者の計画内容が整合していて矛盾がないことが条件となり、都道府県と市町村の間で意見聴取や案の申し出などの手続を通じて調整を図ることが必要です。

参照：(社)日本都市計画学会編 都市計画マニュアルⅠ〔総合編〕 より

4. 策定及び見直しの取組

1) 策定

平成 17 年（2005 年）の朝霞市都市計画マスタープランの策定時には、その検討を担う組織として「まちづくり委員会」と「庁内検討部会」が設けられ、主に本市全体のまちづくりの方向性の検討や施策展開などの調整を行いました。

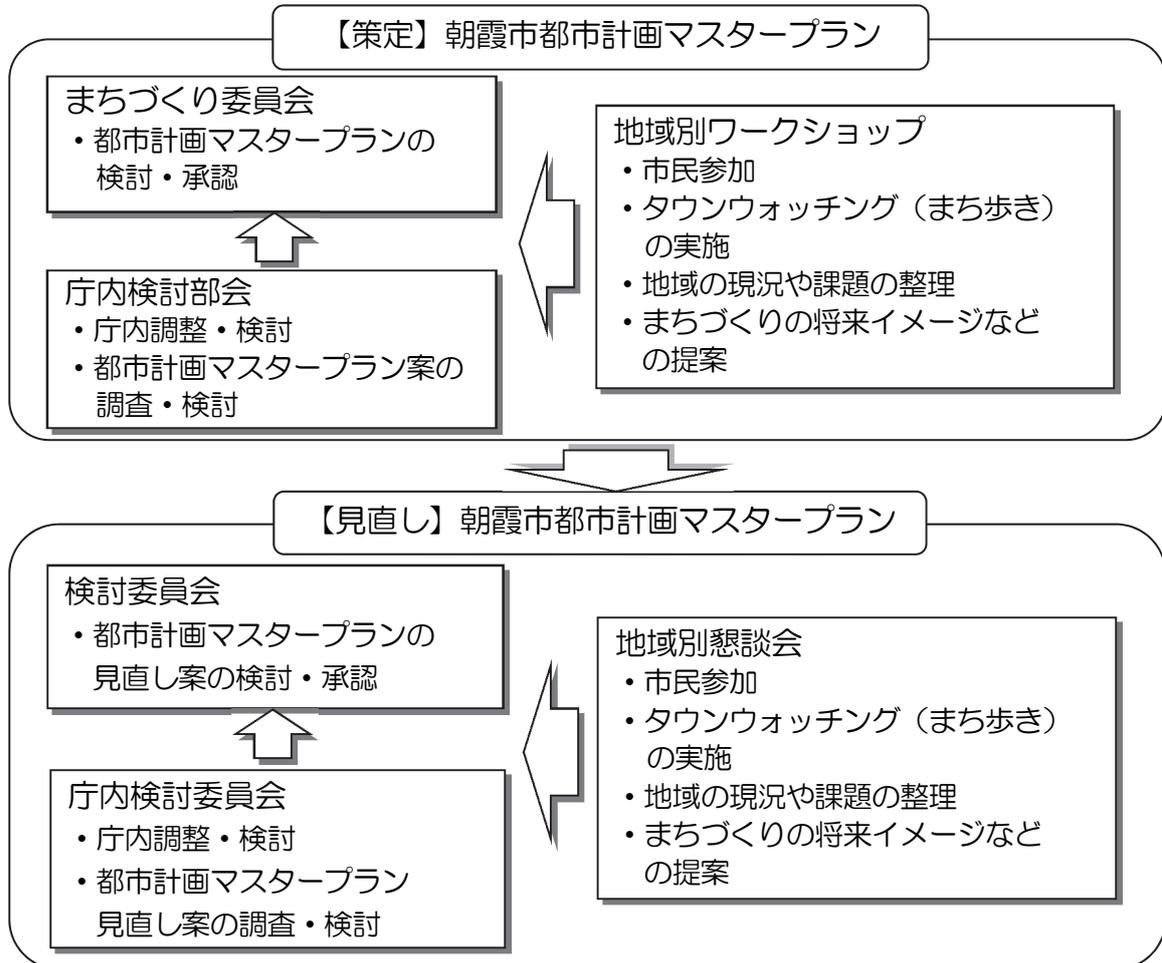
まちづくり委員会は、公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者などで構成され、都市計画マスタープラン策定についての検討・承認を、また庁内検討部会は、まちづくりに関連する部署の市職員（課長級）により策定に必要な事項の調査・検討をそれぞれ行いました。

なお、「地域別構想」の検討にあたっては、地域住民の意見や提案をいただくために「地域別ワークショップ」が設けられ、都市計画マスタープランの趣旨である市民参加による計画づくりを進めました。

2) 見直し

今回の見直しにあたっては、平成 17 年（2005 年）の策定時と同様の体制や市民参加の方法を用いて検討を行いました。

【朝霞市都市計画マスタープランの策定及び見直しの取組】

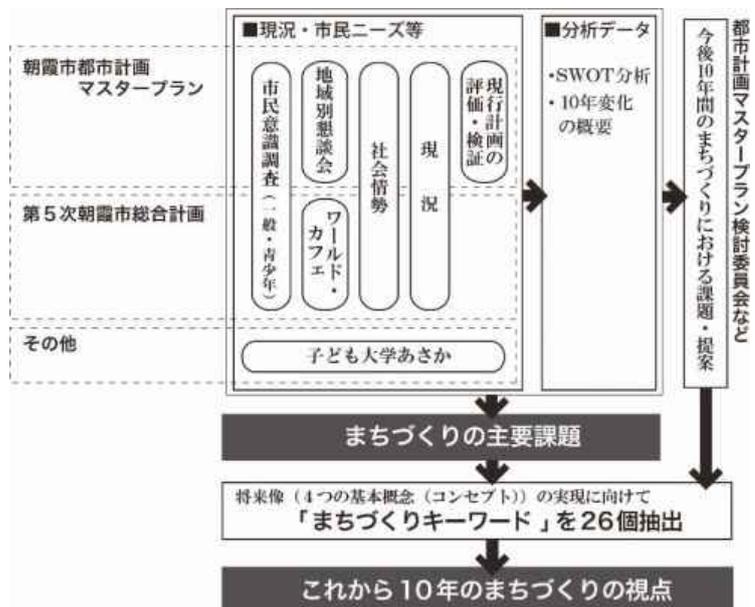


5. 構成

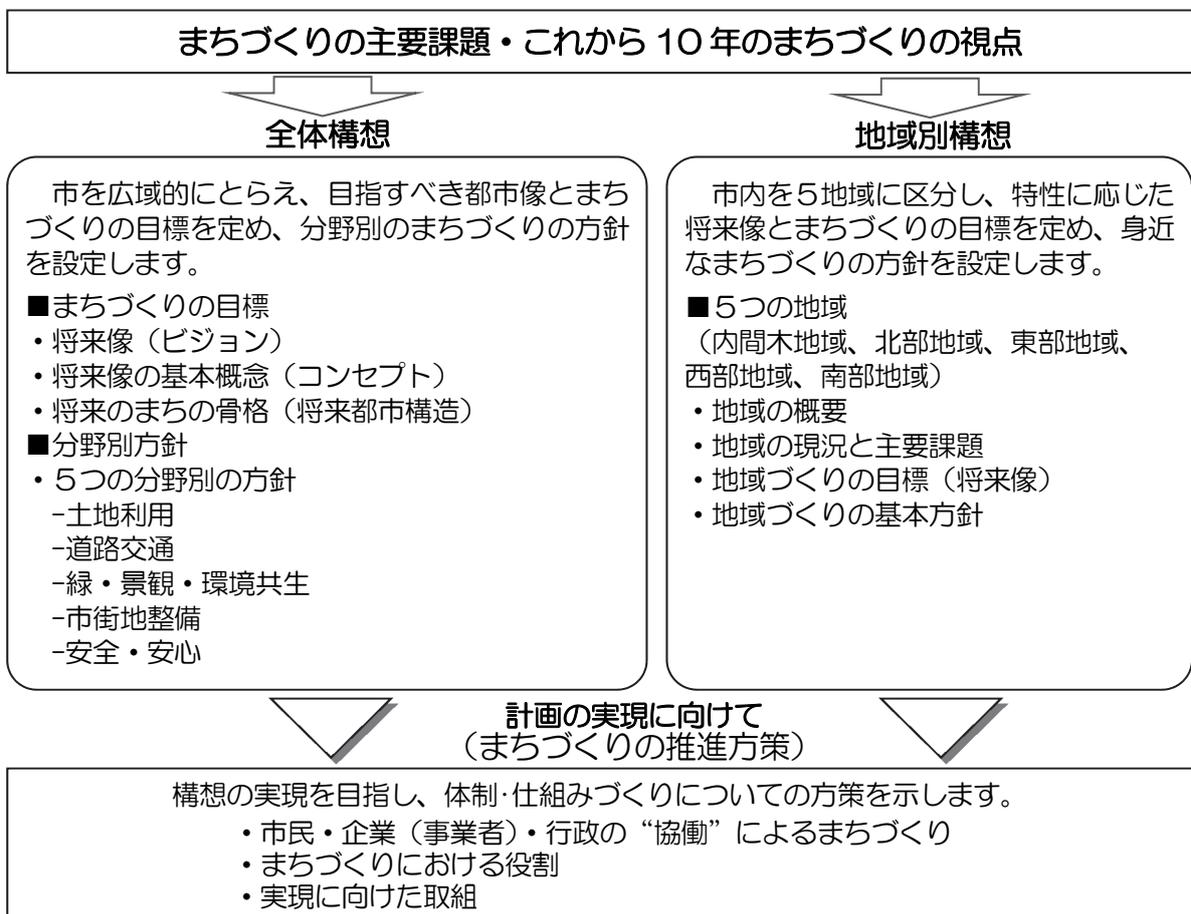
今回の見直しでは、まず、朝霞市都市計画マスタープラン及び第5次朝霞市総合計画の検討において実施した市民意識調査や現況分析、各委員会や地域別懇談会などで得られた多様な意見をふまえ、「まちづくりの主要課題」を整理し、第5次朝霞市総合計画の将来像の実現に向けて、今後10年で取り組むべき「まちづくりのキーワード」を抽出し、「これから10年のまちづくりの視点」を示します。

そして、これらをふまえ、市全体の計画となる「全体構想」、地域ごとのまちづくり方針となる「地域別構想」及び構想の実現化の方策となる「まちづくりの推進方策」を定めます。

【これから10年のまちづくりの視点の抽出フロー】



【朝霞市都市計画マスタープランの構成】



6. 目標年次

望ましいまちの将来像に向けたまちづくりを進めていくためには、多くの時間と労力が必要となります。朝霞市都市計画マスタープランの策定及び見直しにあたっては、長期的な視点が必要となるため、目標年次を朝霞市都市計画マスタープランの策定時から概ね20年後、改訂から概ね10年後の**平成37年（2025年）**に設定します。

なお、社会経済情勢の変化、現在計画されている事業プログラム及び各方針の進捗・熟度などを見据え、必要に応じて適切な見直しや充実を図るものとします。

また、本市の総合計画や、埼玉県が定める都市計画区域マスタープランの見直しの際には、朝霞市都市計画マスタープランの内容の反映について相互に調整を図るものとします。

第1章

朝霞市の現況と主要課題

1. 現況

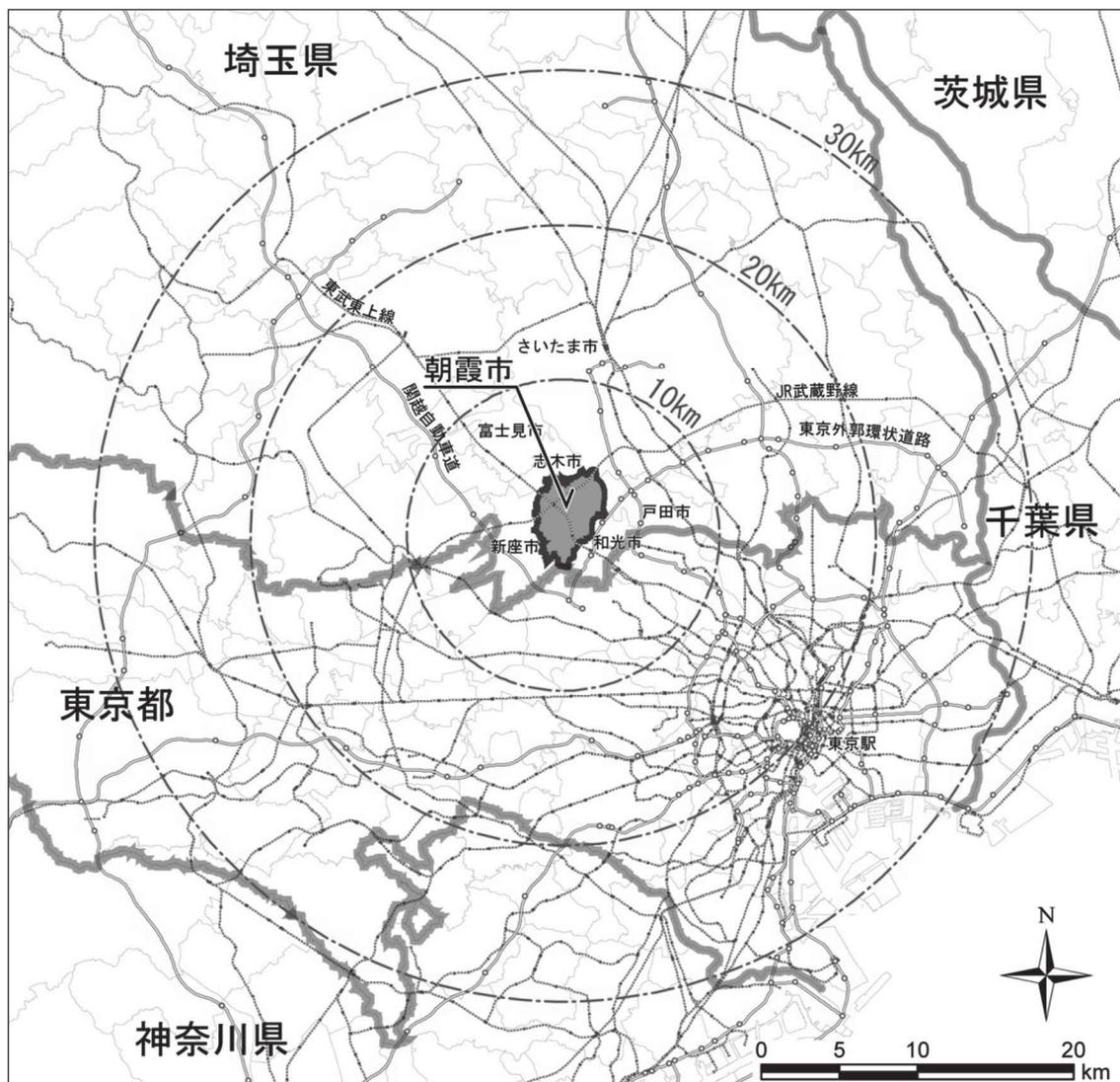
(1) 位置及び交通状況

1) 朝霞市の位置

本市は、埼玉県の南西部に位置し、都心から約 20km の位置にあり、東は和光市と戸田市、西は新座市、南は東京都練馬区、北は志木市とさいたま市に隣接しています。

本市の南部を国道 254 号（川越街道）が東西方向に、また隣接する和光市内を東京外かく環状道路が通っています。鉄道では、東京都心と直結し、東京メトロ有楽町線・副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と相互直通運転を行っている東武東上線が市の中央部を南北方向に通っており、また県庁所在地さいたま市とを結ぶ JR 武蔵野線が市の北部を東西方向に通っています。

【朝霞市の位置】



出典：国土交通省国土政策局国土情報課
国土数値情報 ダウンロードサービス（平成 26 年）

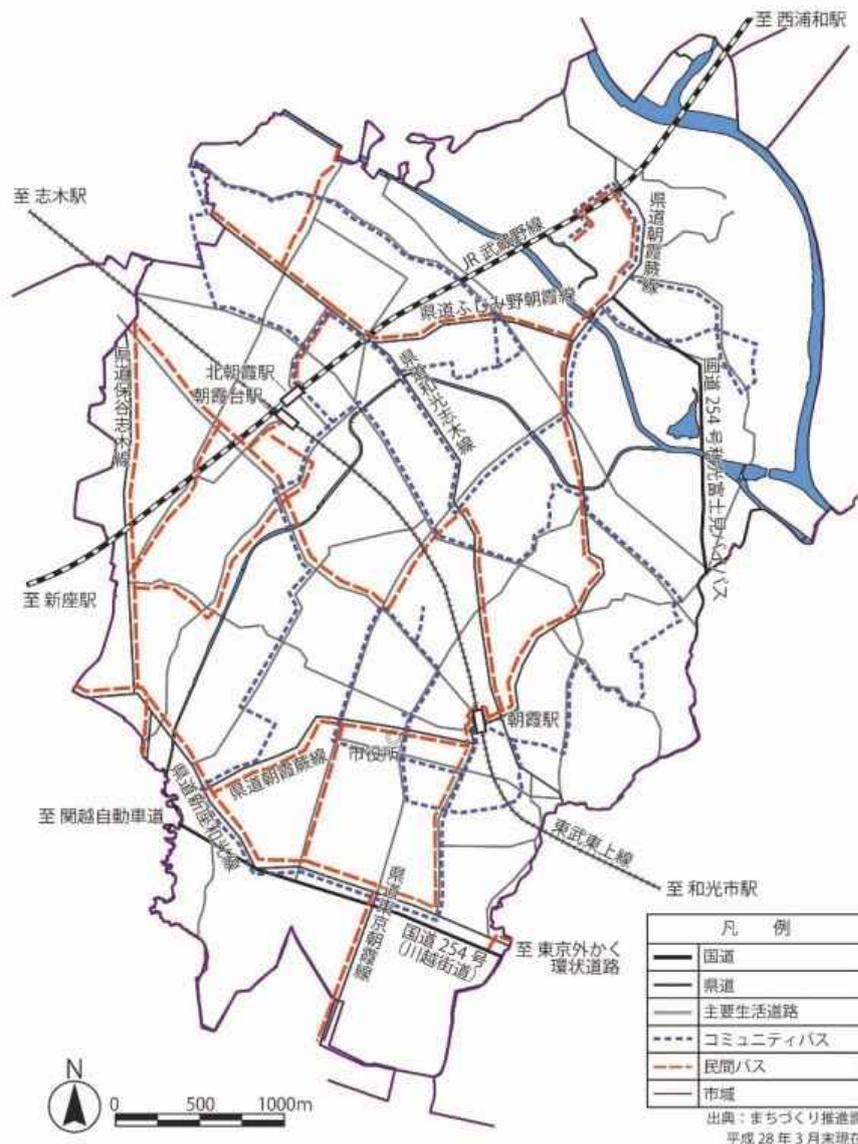
2) 交通条件

本市と東京都心を直結する東武東上線は、以前から東京メトロ有楽町線と相互直通運転を行うとともに、平成 25 年（2013 年）3 月から東京メトロ副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転も開始され、東京都心のみならず横浜方面にも直結し、観光や買物に、さらに便利になりました。また、県庁所在地であるさいたま市とも JR 武蔵野線で結ばれています。

バス交通については、民間バスとして 3 社が市内の主要な道路に路線をもっており、さらに各駅と公共施設を結び、路線バスを補完するコミュニティバスとして、朝霞市内循環バス「わくわく号」が運行されています。

道路状況は、市内を通る国道 254 号（川越街道）が東京都心と川越方面とを連絡するほか、関越自動車道及び東京外かく環状道路とを結んでいます。また、現在、国道 254 号の渋滞緩和と主要幹線道路へのアクセス強化による県南西部地域の発展を目指し、和光市内の東京外かく環状道路から朝霞市、志木市を経て富士見市に通じる国道 254 号和光富士見バイパス（以下「国道 254 号バイパス」という。）の整備が進められています。

【朝霞市内交通体系図】（資料：まちづくり推進課）



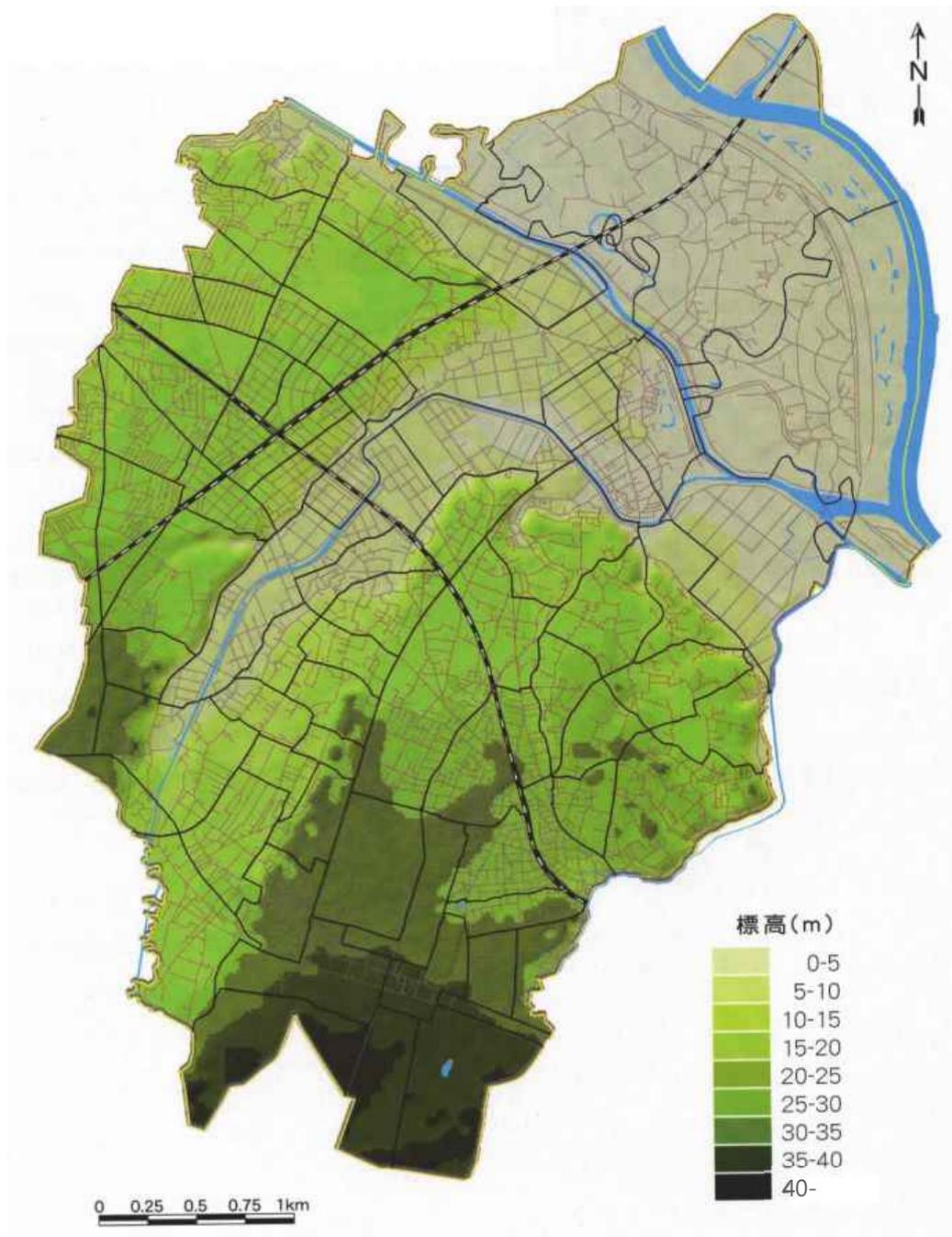
3) 地形・自然条件

本市の区域は、東西約 4.6km、南北約 6.3km で、面積約 1,834ha となっています。地形は武蔵野台地（約 70%）と荒川低地（約 30%）に大別され、その間の斜面地には樹林地があり、武蔵野の面影を残しています。市役所の位置で海拔 30.15m、市内の最大高低差は約 53m です。

北東部には荒川と新河岸川が流れ、中央部を黒目川が東西に流れ新河岸川に合流しており、また、東南部を越戸川がほぼ南北に流れています。

地質は、荒川低地が沖積層を主体とし、武蔵野台地が河岸段丘堆積物（砂・砂れき層）とその上部に存在する武蔵野・立川ローム層（関東ローム層）を主体としています。関東ローム層の下部には、良好な水質の地下水が大量に蓄えられています。

【朝霞市地形図】（資料：朝霞市環境基本計画）



(2) 人口・世帯の状況

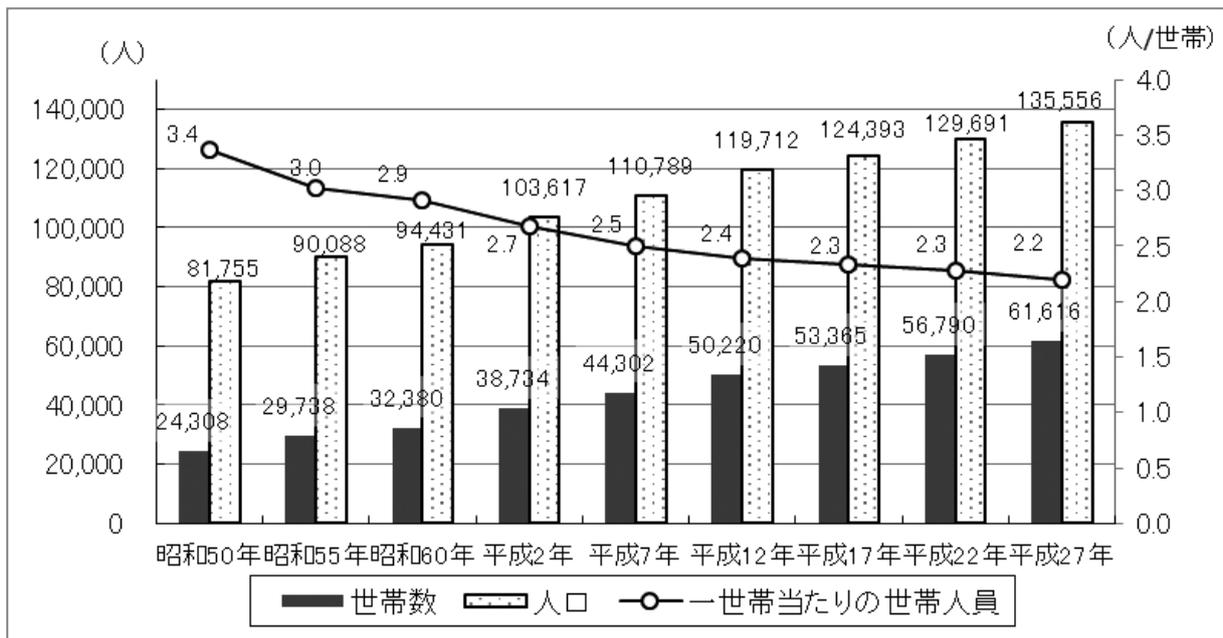
1) 市内の人口・世帯の推移

平成27年(2015年)時点の総人口は135,556人、世帯数は61,616世帯となっています。昭和50年(1975年)から平成27年(2015年)までの40年間で人口、世帯はともに増加を続け、人口は約1.7倍、世帯は約2.5倍増加しています。

また、平成25年(2013年)3月から、東武東上線と東京メトロ副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線の相互直通運転が開始されたことにより、現在も人口、世帯ともに伸びを見せています。

一方、一世帯当たりの世帯人員は、昭和55年(1980年)以降3人を割り込んでからも減少を続けており、核家族化の進行が顕著になっています。

【人口・世帯の推移】(資料：国勢調査)

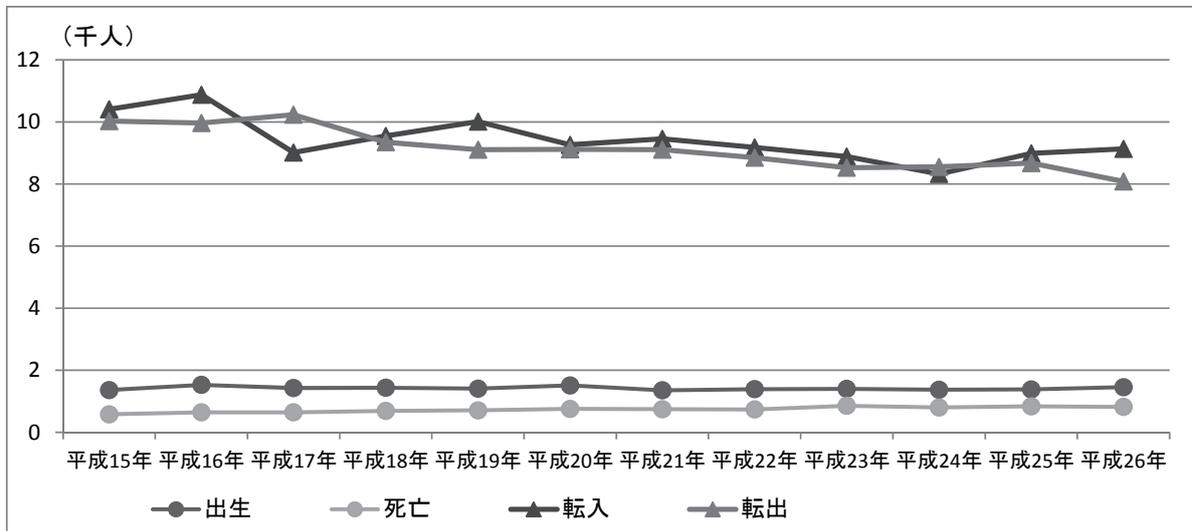


※：平成27年は住民基本台帳10月1日現在(外国人を含む)

2) 市内の人口動態

平成16年(2004年)が転入のピークとなっており、平成24年(2012年)に一旦転出超過に転じるものの、平成26年(2014年)まで転入超過の傾向が続いています。出生数は年1,500人前後と安定した推移を示しています。

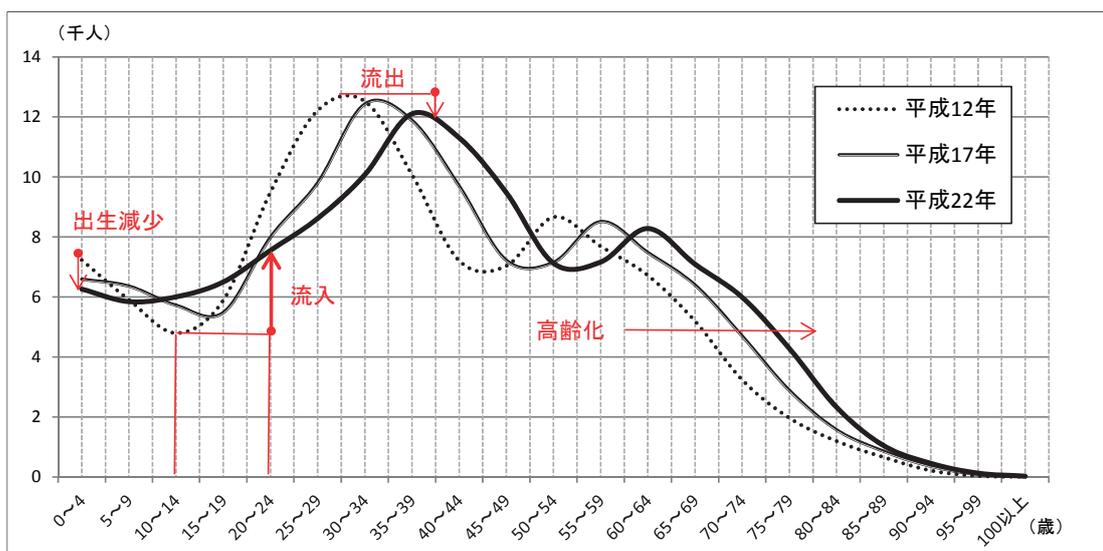
【人口動態】(資料：住民異動月報)



3) 年齢別人口動向

人口を5歳階級ごとに区分してその推移を見ると、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)の10年間で、出生数は減少し、30歳代が流出していることがわかります。その一方で10歳から20歳代の流入が顕著であり、人口増加の大きな要因となっていることがわかります。また、本市においても高齢化の進行が見られます。

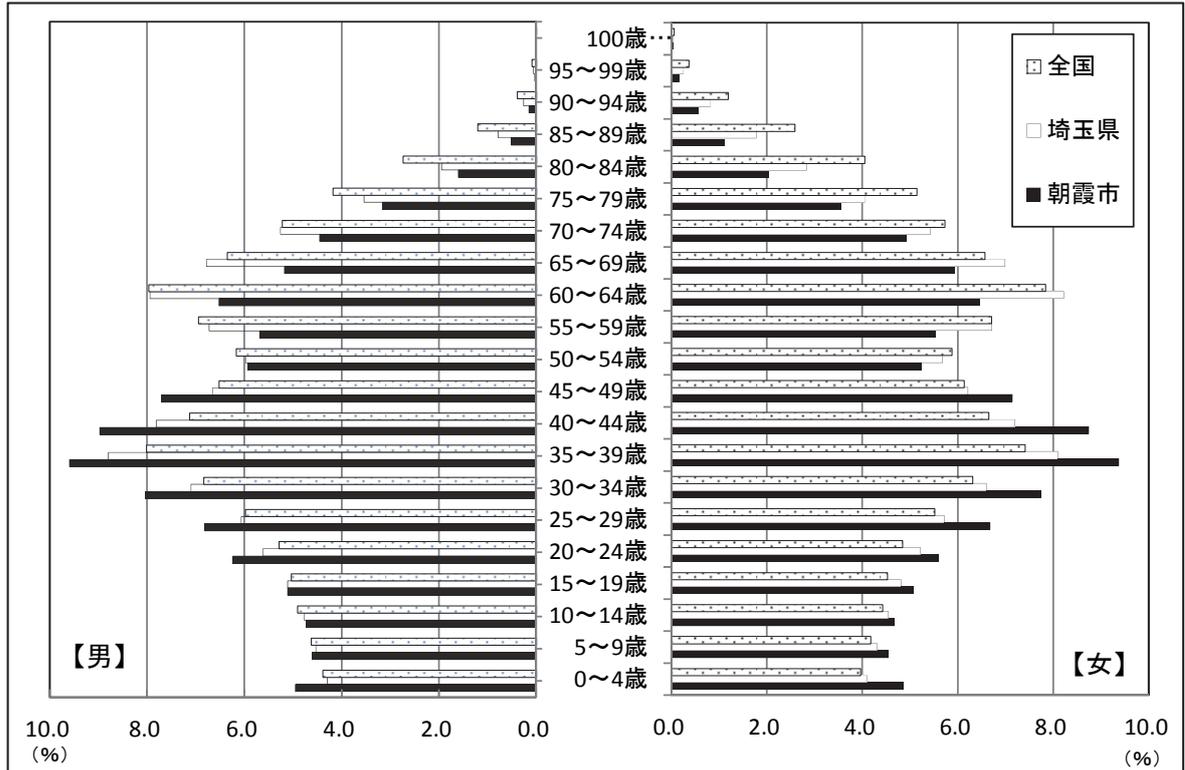
【年齢別人口動向】(資料：国勢調査)



4) 年齢別人口比較

平成22年(2010年)国勢調査における人口の構成比を見ると年少人口(0~14歳)は14.2%、生産年齢人口(15~64歳)は69.1%、老年人口(65歳以上)は16.7%です。老年人口比率については埼玉県20.2%に比べ低い値となっています。人口構造で見ると35歳~39歳人口が男女ともに最も多く、30歳~49歳人口の占める割合が高くなっています。

【年齢別人口割合比較】(資料：国勢調査)

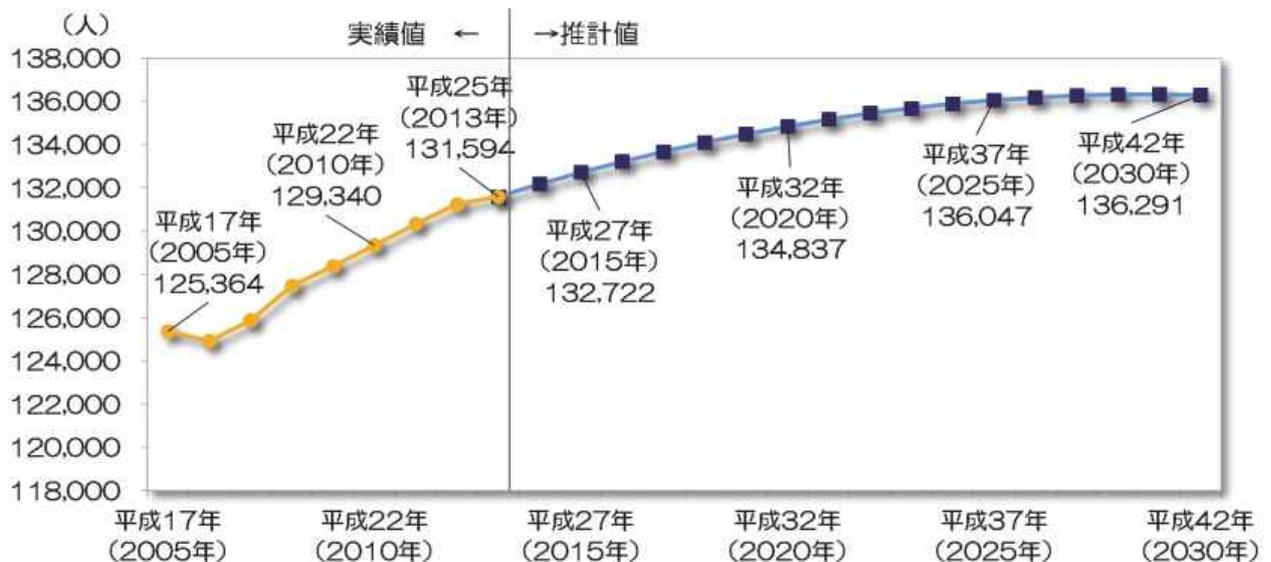


(3) 将来人口

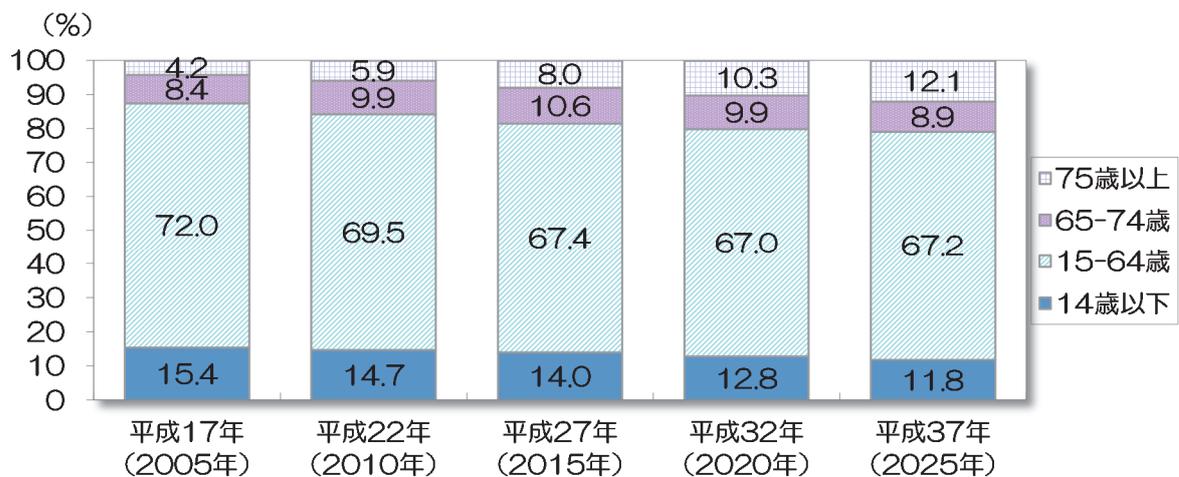
全国的には人口の減少局面へと移行していますが、朝霞市では東京メトロ副都心線の開業など交通利便性が一層向上しており、人口は少しずつ増加しています。今後も市街化区域に編入された地域を中心に宅地開発が行われる見込みがあることなどから、この計画の最終年度である平成37年(2025年)の人口を約136,000人になると推測しました。もちろん、今後の人口構成の変化においては、少子・高齢化の傾向はより顕著になると予測されます。(資料：第5次朝霞市総合計画)

将来人口(平成37年見込み) 136,000人

【人口の推移と将来推計結果】



【平成17～平成37年の年齢4区分別人口比】

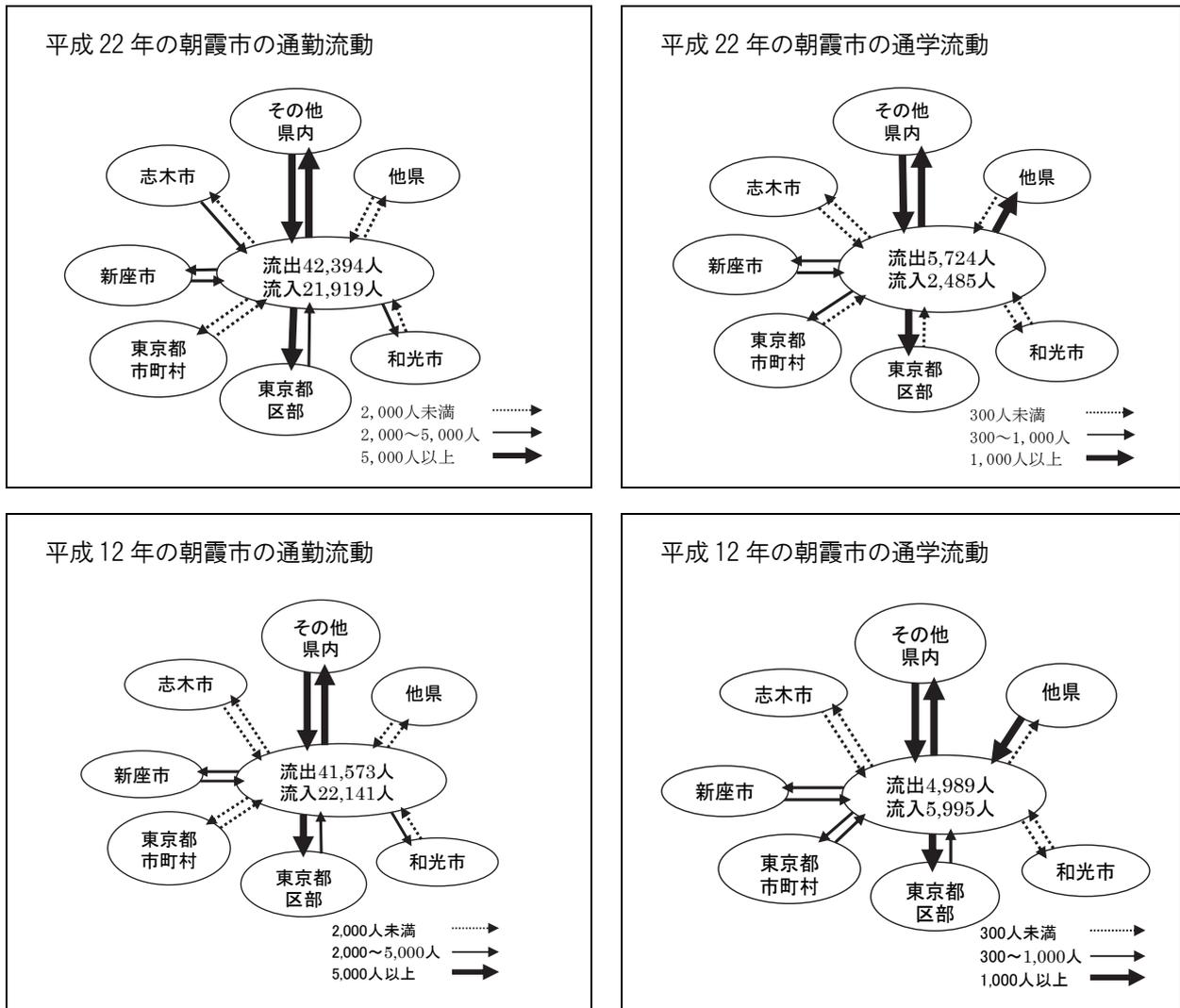


(4) 人口流動

1) 通勤通学流動

人口の流動状況は、平成 22 年（2010 年）の通勤通学合計で、流入人口 24,404 人に対して、流出人口は 48,118 人と流出超過となっています。通勤での流出人口の 56.6%、通学での流出人口の 35.9%が東京都区部です。通勤、通学ともに流出人口が流入人口を上回っており、首都圏へのアクセスの良さがうかがえます。

【通勤通学流動】（資料：国勢調査）



2) 昼夜間人口比率の推移

平成 22 年（2010 年）国勢調査による昼夜間人口比率は 84.1%となっています。平成 2 年（1990 年）から 84%前後で一定の推移を示しています。

【昼夜間人口比率の推移】（資料：国勢調査）

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
昼夜間人口比率 (%)	84.0	83.5	84.2	82.3	84.1

(5) 財政

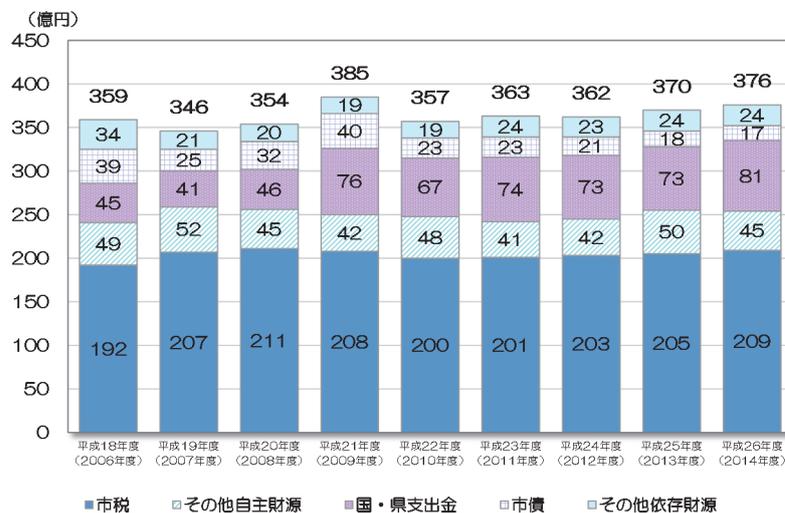
1) 一般会計

歳入の6割近くを占める市税は、徐々に平成20年度(2008年度)以前の水準に持ち直しつつありますが、今後、大幅な伸びは期待できないと見込まれます。

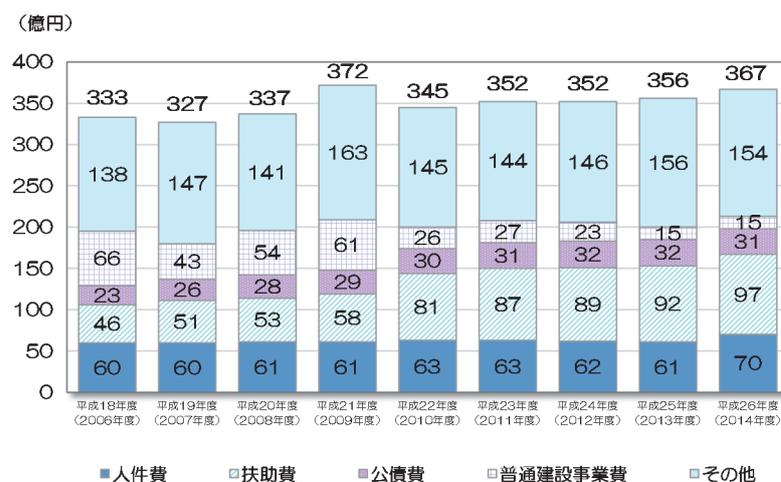
歳出については、生活保護や高齢者福祉、保育などの民生費及び予防接種や健康づくりなどの保健衛生費といった社会保障費は、高齢化や国の政策変更の影響を受けて増加傾向にあり、今後も一層の増加が予想されます。

将来にわたって健全な財政運営を図るためには、歳入財源の確保に努めるとともに、歳出では事業の優先度を政策的に判断し、既存事業の徹底した見直しをするなど限られた財源の効率的・効果的な活用に努めていかななくてはなりません。(資料：第5次朝霞市総合計画)

【一般会計 歳入の推移】



【一般会計 歳出の推移】



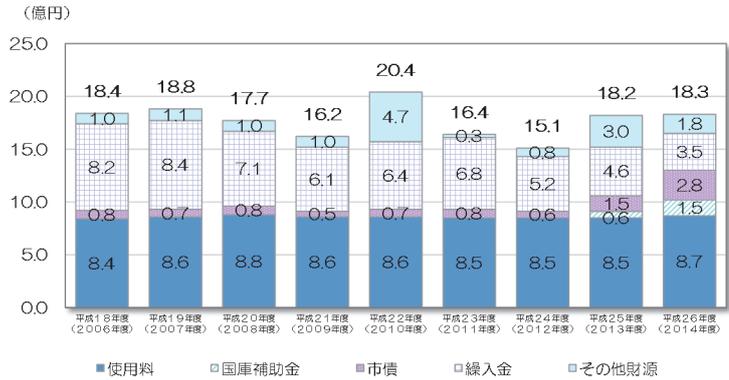
人件費…市職員の給与、市長・市議会議員の報酬等
 扶助費…生活保護や児童福祉、障害福祉などの社会保障に要する経費
 公債費…地方債の元金の返済や利子の支払いにかかる経費
 普通建設事業費…道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費
 その他…委託料などの物件費、各種団体に対する補助費等、施設の修繕料などのための維持補修費、財政調整基金などに積み立てる積立金など

2) 特別会計（下水道事業）

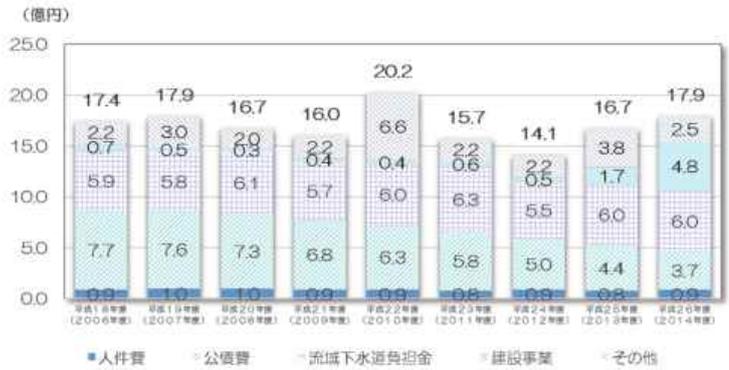
歳入については、主要な歳入である下水道使用料は、旧暫定逆線引き地区での公共下水道の接続が増えることにより増加が見込まれるものの、節水意識の高まりなどによる使用水量の減少が見込まれることから、横ばい傾向が続くものと見込んでいます。

歳出については、旧暫定逆線引き地区での下水道整備に加え、今後対応が必要となる既存施設の老朽化対策などにより建設費などの増加が見込まれます。（資料：第5次朝霞市総合計画）

【特別会計（下水道）歳入の推移】



【特別会計（下水道）歳出の推移】



3) 公営企業会計(水道事業)

将来にわたって安定した水道サービスの提供には、老朽化した管路施設や浄水場などの適切な時期の更新、耐震化などを図ることが必要です。

事業の財源となる水道料金収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。(資料：第5次朝霞市総合計画)

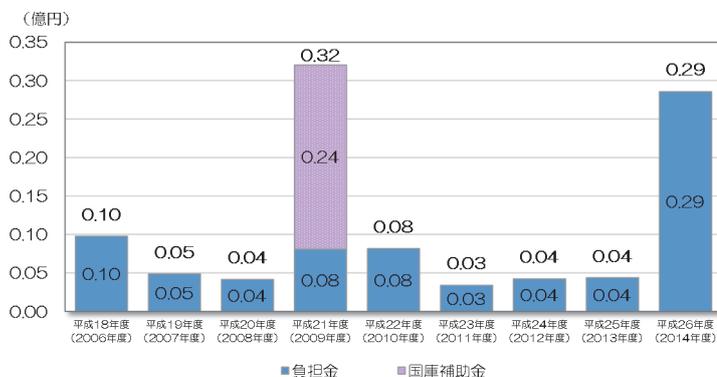
【公営企業会計(水道事業) 収益的収入の推移】



【公営企業会計(水道事業) 収益的支出の推移】



【公営企業会計(水道事業) 資本的収入の推移】



【公営企業会計(水道事業) 資本的支出の推移】



※：資本的収入が資本的支出に不足する額は、減価償却費等の内部留保資金や積立金等で補っています。

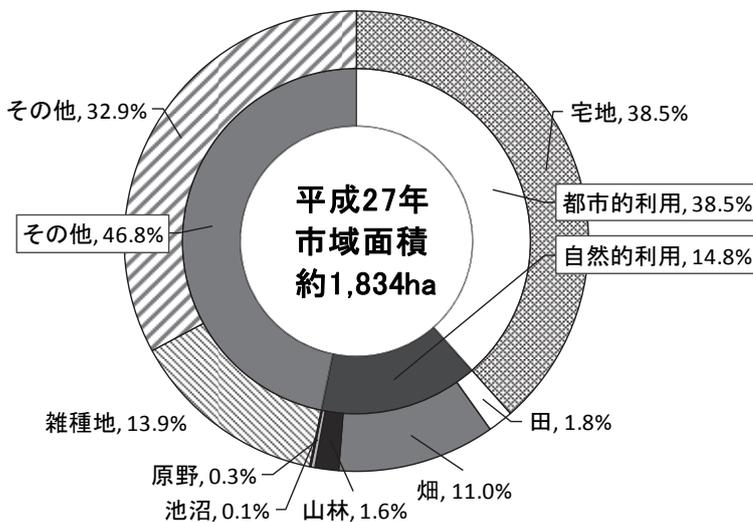
(6) 土地・建物の利用状況

1) 地目別土地利用の推移

本市は、北東部に荒川と新河岸川が流れ、中央部を東西に流れる黒目川が東部で新河岸川と合流しており、武蔵野台地と荒川低地に大別される変化に富んだ地形となっています。

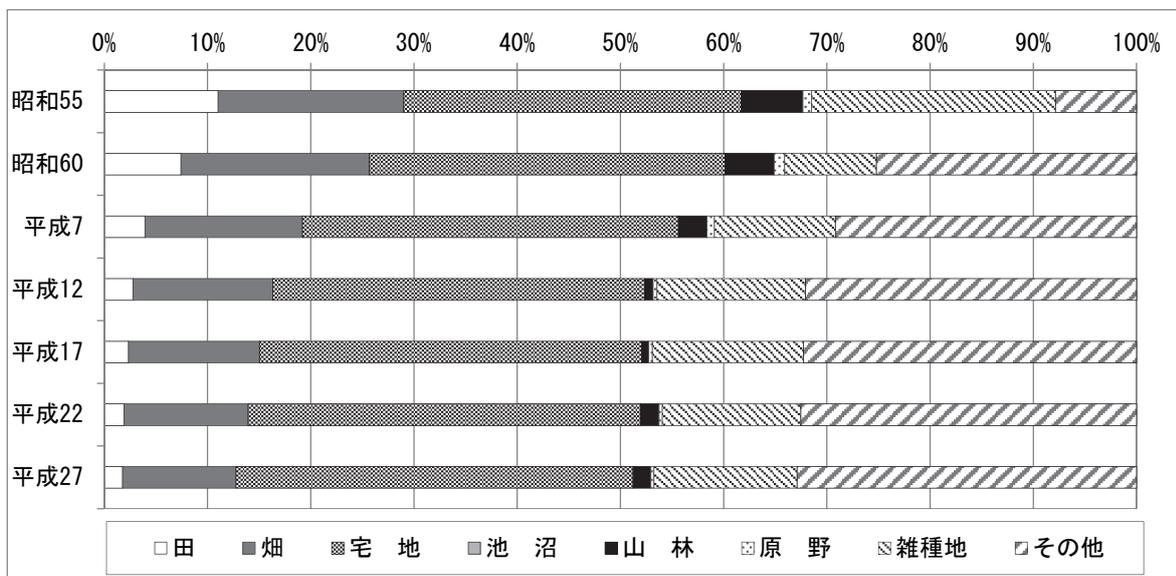
平成 27 年（2015 年）時点において、市域面積 1,834ha のうち、12.8%が農用地（田畑）で、宅地は 38.5%、山林・原野が 1.9%となっています。農用地、山林・原野は減少傾向にあり、宅地と雑種地などが増加しています。市街地は台地部全体に広がっており、鉄道駅を中心に商業地、その周辺を住宅地が取り囲んでいます。また、黒目川と新河岸川に沿った地域は、田畑が多く残されています。

【地目別土地利用面積割合】（資料：課税課）



※固定資産税台帳に登録された地積で非課税も含む。
 ※其他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜地、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園をいう。

【地目別土地利用面積割合の推移】（資料：課税課）



2) 人口集中地区の推移

人口集中地区は、昭和40年（1965年）には市の南部及び北西部の一部に限られていましたが、昭和50年（1975年）には台地上の多くを占めるようになりました。さらに、昭和60年（1985年）には台地上に残っていた朝霞台駅周辺や台地の北東部なども含まれ台地上のほぼ全域が人口集中地区となりました。平成12年（2000年）になると隣接する形で、若干ではありますが低地部にも広がっています。その後は大きな変化はないものの、人口集中地区における人口は、平成22年（2010年）まで増加を続けていることがわかります。

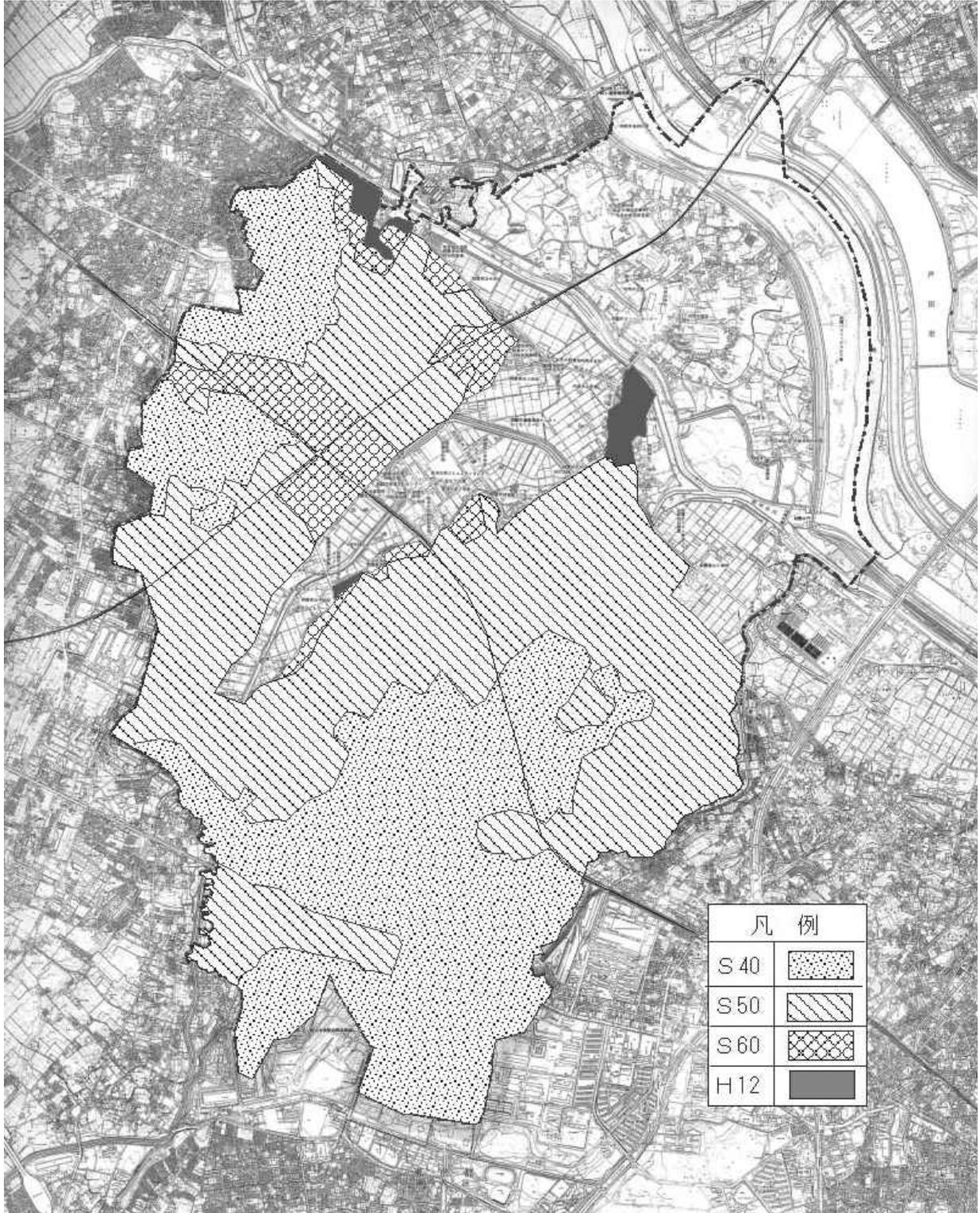
【人口集中地区の推移】（資料：国勢調査）

	人口			面積 (km ²)			人口密度 (人/km ²)	
	人口集中地区	市全域	市全域に対する構成比 (%)	人口集中地区	市全域	市全域に対する構成比 (%)	人口集中地区	市全域
昭和40年	33,844	51,527	65.7	4.9	17.78	27.6	6,907	2,898
昭和45年	54,421	67,938	80.1	7.2	17.78	40.5	7,558	3,821
昭和50年	75,685	81,755	92.6	11.0	17.78	61.9	6,880	4,598
昭和55年	84,306	90,088	93.6	11.2	17.78	63.0	7,527	5,067
昭和60年	89,703	94,431	95.0	11.5	17.78	64.7	7,800	5,311
平成2年	99,233	103,617	95.8	11.7	18.38	63.7	8,482	5,638
平成7年	108,003	110,789	97.5	12.0	18.38	65.3	9,000	6,028
平成12年	117,000	119,712	97.7	11.99	18.38	65.2	9,758	6,513
平成17年	121,758	124,393	97.9	11.96	18.38	65.1	10,180	6,768
平成22年	127,084	129,691	98.0	11.99	18.38	65.2	10,599	7,056

資料：国勢調査

※：人口集中地区とは、人口密度の高い調査区（1km²当たり4,000人以上）が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地域をいう

【人口集中地区の推移】（資料：国勢調査）

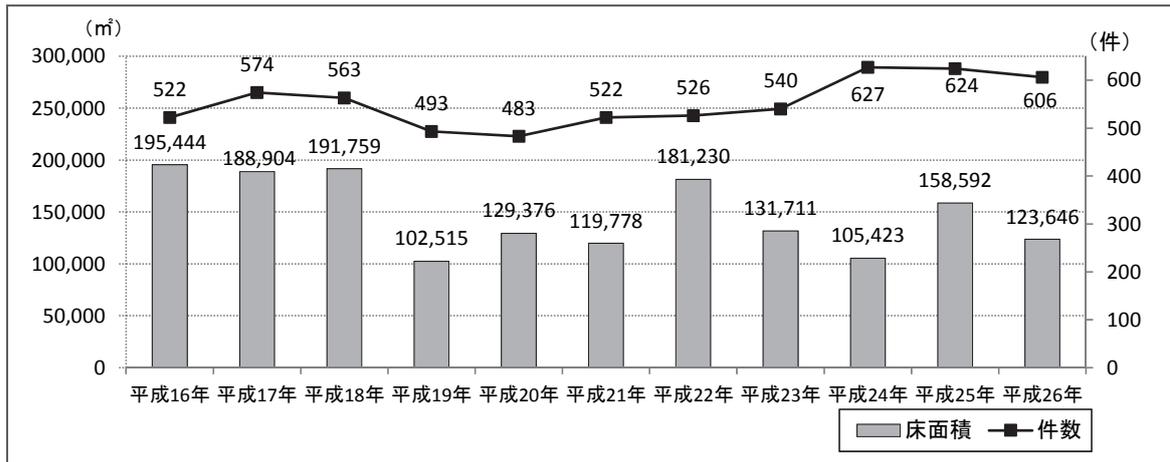


3) 建築着工動向の推移

平成26年(2014年)の建築着工件数は606件、総床面積は123,646㎡となっています。建築着工件数は平成20年(2008年)に483件まで落ち込みましたが、その後は増加傾向にあります。総床面積については、平成19年(2007年)に大幅に減少しましたが、平成22年(2010年)までに181,230㎡まで増加しました。

平成22年(2010年)以降については、建築着工件数は増加傾向にある一方で、総床面積が減少傾向にある状況になっています。

【建築着工動向の推移】(資料：開発建築課)



4) 農地転用の状況

平成26年(2014年)の農地転用件数は112件、総転用面積は64,991㎡となっています。転用目的としては、その他の用地に次いで住宅用地への転用が多く、転用件数は全体の47.3%、転用面積では42.4%となっています。平成23年(2011年)から住宅用地の転用件数、転用面積の増加が顕著となっており、住宅需要が高まってきていることがわかります。

【農地転用の状況】(資料：産業振興課)

(単位：面積㎡)

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成16年	97	64,080	28	13,129	5	20,705	18	4,497	46	25,749
平成17年	111	70,305	32	14,781	11	7,427	21	3,816	47	44,281
平成18年	109	63,295	45	15,091	9	6,980	14	1,939	41	39,285
平成19年	84	46,061	23	12,922	1	289	17	1,886	43	30,964
平成20年	66	42,346	24	10,488	-	-	11	8,533	31	23,325
平成21年	80	29,734	32	14,392	5	3,761	25	2,919	18	8,662
平成22年	91	35,555	37	17,524	3	3,430	28	1,984	23	12,617
平成23年	134	64,974	69	35,374	6	4,497	32	6,566	27	18,537
平成24年	142	83,036	65	36,763	7	8,673	27	1,956	43	35,644
平成25年	93	38,155	47	22,936	2	1,720	26	2,530	18	10,969
平成26年	112	64,991	53	27,538	4	3,836	24	3,994	31	29,623

工業用地：倉庫、資材置き場など

その他の用地：店舗、駐車場、事務所など

農地転用：農地法第4条、第5条により届出、許可を必要とする農地転用及び農地法例外規定による転用

(7) 都市計画の状況

1) 都市計画区域等

本市の全域が都市計画区域に指定され、市街化区域として約 1,063ha、市街化調整区域として約 775ha が指定されています。旧暫定逆線引き地区については、平成 23 年(2011 年)1 月 21 日に都市計画決定がなされ、約 53ha が市街化区域に編入されました。

【都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の面積】(資料：まちづくり推進課)

	面積 (ha)		都市計画区域面積に対する割合 (%)	
	平成 17 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 27 年
都市計画区域	1,838	1,838	100	100
市街化区域	1,010	1,063	55	58
市街化調整区域	828	775	45	42

※市域の面積は、平成 27 年 3 月 6 日に国土交通省国土地理院より公表された「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調(平成 26 年 10 月 1 日時点)」により 1,834ha に修正されたものの、都市計画区域面積の修正についての都市計画決定がまだ行われていないため、都市計画区域面積と市域面積は一致していない。

2) 用途地域

本市における用途地域の指定状況は、住居系地域が 80.9%、商業系地域が 6.6%、工業系地域が 12.5%の比率で指定されており、住居系の割合が高くなっています。

【用途地域の面積】(資料：まちづくり推進課)

	面積 (ha)		構成比 (%)	
	平成 17 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 27 年
第一種低層住居専用地域	130.3	131.6	12.2	12.4
第一種中高層住居専用地域	460.1	475.1	43.3	44.7
第二種中高層住居専用地域	7.8	7.8	0.7	0.7
第一種住居地域	237.2	235.1	22.3	22.1
準住居地域	11.0	11.0	1.0	1.0
近隣商業地域	32.8	32.8	3.1	3.1
商業地域	37.2	37.2	3.5	3.5
準工業地域	49.1	49.1	4.6	4.6
工業地域	83.7	83.9	7.9	7.9
合 計	1,063.6	1,063.6	100.0	100.0

3) 都市計画道路

本市では、都市計画道路として14路線・延長28,410mが決定されています。このうち整備済延長は13,341mで、整備率は47.0%となっています。

【都市計画道路】（資料：まちづくり推進課）

	路線数	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
平成17年	15	32,650	9,997	30.6
平成27年	14	28,410	13,341	47.0

※平成27年10月末現在

4) 土地区画整理事業

本市では、土地区画整理事業として7地区・総面積143haが計画されており、このうち市街化区域面積に対する比率は13.4%となっています。

また、これまでに5地区・128.4haの事業が完了し、2地区・14.6haが事業中となっています。

【土地区画整理事業】（資料：まちづくり推進課）

	地区名	施行者	施行年度		面積 (ha)	進捗状況
			開始	完了		
1	北朝霞地区	朝霞市	昭和44年	昭和49年	85.5	完了
2	広沢地区	朝霞市	昭和61年	平成17年	29.6	完了
3	向山地区	組合	平成5年	平成20年	4.8	完了
4	本町一丁目地区	組合	平成5年	平成11年	6.9	完了
5	越戸地区	組合	平成6年	平成8年	1.6	完了
6	根岸台五丁目地区	組合	平成8年	—	13.8	事業中
7	岡一丁目地区	個人	平成27年	—	0.8	事業中

※平成28年3月末現在

2. 朝霞のまち 10年変化

朝霞市都市計画マスタープランの見直しにあたり、当初策定時である平成17年(2005年)から約10年間の朝霞のまちの変化を、様々なデータ、市民意識、事業・施策の視点から整理しました。

(1) 主なまちの変化

【10年前と比べて増加・上昇した項目】

項目	10年前	現在	増減	出典
1. 住みよさ総合ランキング※1	637位	276位	361位	東洋経済「都市データパック」 平成15年～25年
2. 総人口	119,712人	129,691人	8.3%	国勢調査 平成12～22年
2-1 年齢別3区分(0～14歳)	(18,061人)	(18,112人)	(0.3%)	
2-2 年齢別3区分(15～64歳)	(88,663人)	(88,207人)	(▲0.5%)	
2-3 年齢別3区分(65歳以上)	(12,540人)	(21,332人)	(70.1%)	
3. 総世帯数	50,220世帯	56,790世帯	13.1%	
4. 保育園数 (受入人数)	13施設 (1,127人)	27施設 (2,099人)	14施設 (972人)	朝霞市保育課 平成16～26年
5. 農地転用(住宅用地面積)	258.6a	367.6a	42.2%	朝霞市農業委員会 事務局 平成14～24年
6. 分譲マンション棟数	180棟	206棟	26棟	朝霞市まちづくり 推進課 平成16～22年
7. 公園面積※2	237,778m ²	302,238m ²	27.1%	朝霞市みどり公園課 平成16～26年
8. 医療施設数(診療所)	30施設	64施設	34施設	朝霞保健所 平成16～24年
9. 要介護(要支援)認定数 (65歳以上)	842人	2,722人	1,880人	介護保険事業状況 報告 平成13～23年
10. 老人福祉施設※3	13施設	37施設	24施設	朝霞市長寿はつら つ課・障害福祉課 平成16～26年
11. 障害者施設※4	8施設	15施設	7施設	
12. 市内NPO法人数	7団体	36団体	29団体	埼玉県NPO情報ス テーション 平成17～26年
13. 市内購買率 (家族で買物を楽しむ)	10.5%	13.2%	2.7 ポイント	彩の国消費者動向 調査報告書 平成12～22年
14. 財政(一般会計当初予算) 民生費(歳出)	10,624,582 千円	18,040,400 千円	69.8%	朝霞市財政課 平成18～27年

※1：総合ランキング：「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つの観点(16指標)から算定

※2：公園は、都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、都市緑地)とし、児童遊園地は含まない

※3：老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター(老人福祉法より)

※4：障害者施設：生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る)、地域活動支援センター(障害者総合支援法より)

【10年前と比べて減少した項目】

項目	10年前	現在	増減	出典
15. 待機児童数	116人 ^{※5}	38人	▲67.2%	朝霞市保育課 平成16～26年
16. 刑法犯罪認知件数	2,566件	1,228件	▲1,338件	朝霞警察署 平成15～25年
17. 交通事故発生件数	662件	429件	▲233件	朝霞市環境推進課 ・まちづくり推進課 平成15～25年
18. 商業 18-1 店舗数（卸売業） 18-2 従業員数（卸売業） 18-3 店舗数（小売業） 18-4 従業員数（小売業）	178店 1,443人 617店 5,033人	133店 1,391人 367店 3,742人	▲45店 ▲52人 ▲250店 ▲1,291人	国勢調査経済セン サス 平成14～24年
19. 工業 19-1 事業所数 19-2 従業員数	249店 5,621人	183店 4,241人	▲66所 ▲1,380人	工業統計 平成14～24年
20. 自治会加入率	54.1%	47.1%	▲7.0 ポイント	平成26年度施策 評価 平成17～26年
21. 財政（一般会計当初予算） 土木費（歳出）	6,220,118 千円	2,523,010 千円	▲59.4%	朝霞市財政課 平成18～27年

※5：この待機児童数は平成16年度以降のピーク値である平成23年度の数値

(2) 主な市民意識の変化

【10年前と比べて、評価が上がった項目】

項目	10年前	現在	増減	備考
1. 朝霞市の「住み良さ」について【一般】 「ずっと住み続けたい、当分は住み続けたい」 ()内 ずっと住み続けたいか	76.3% (27.3%)	84.8% (41.5%)	8.5 ポイント (14.2 ポイント)	平成16～25年
2. 住まい周辺で良いと感じる点【一般】 「公共交通手段が発達しており利便性が高い」 「医療福祉施設が近くにある」	36.3% 13.2%	54.3% 21.0%	18.0 ポイント 7.8 ポイント	平成14～25年
3. 自然環境の今後【一般】 「現在のまま保全する」	16.8%	29.4%	12.6 ポイント	平成14～25年
4. 朝霞市は好きか【青少年】 「好き、まあ好き」 ()内 好き	58.3% (20.3%)	81.9% (38.5%)	23.6 ポイント (18.2 ポイント)	平成21～25年
5. 朝霞市が好きな理由【青少年】 「交通の便がよい」 「住んでいる環境やまちなみがよい」 「まちが安心・安全である」	17.4% 13.0% 5.1%	41.3% 29.5% 24.5%	23.9 ポイント 16.5 ポイント 19.4 ポイント	平成21～25年

【10年前と比べて、評価が下がった項目】

項目	10年前	現在	増減	備考
6. 住まい周辺での整備改善が必要【一般】 「歩道がない(狭い)」	45.1%	52.9%	7.8 ポイント	平成14～25年
7. 朝霞市が嫌いな理由【青少年】 「住んでいるまちなみや環境がよくない」 「図書館、博物館、児童館、公民館などが充実していない」	7.7% 2.6%	21.4% 28.6%	13.7 ポイント 26.0 ポイント	平成21～25年

市民意識の主な変化（市民意識調査及び青少年アンケート）

市の全体的な計画（総合計画）と本計画が連携し、平成25年10月に市民の皆さんのまちづくりへの考え方・ご意見などについて伺い、計画づくりに生かすための基礎的なデータとして、アンケート調査を行いました。

市民意識調査

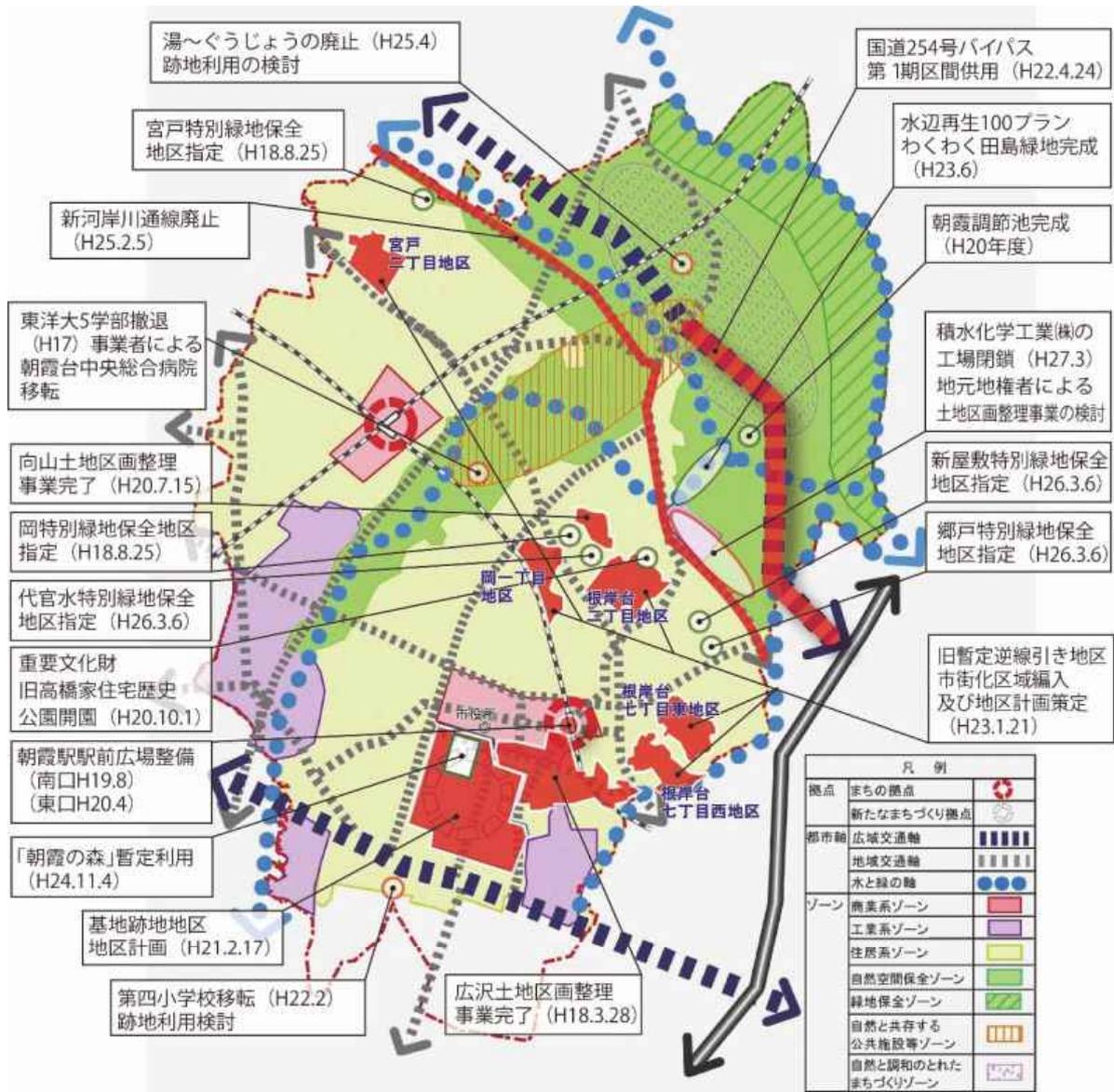
- ・対象者：市内にお住まいの18歳以上の男女 3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査項目：「住み良さ」、「住まいの周辺的生活環境」、「市の全般的な取組」、「これからのまちづくり」、「まちづくりへの市民参加」など
- ・有効回収数 943票／有効回収率 31.7%（2,975票（宛先不明（25票）を含む）

青少年アンケート

- ・対象者：市内にお住まいの12歳から17歳までの男女 1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査項目：「日頃感じていること」、「朝霞市のまちづくり」、「あなたと地域の関わり」など
- ・有効回収数 364票／有効回収率 36.4%

(3) 主な事業・施策の変化

1) 主な事業・施策等



市内全域に係るもの

- ・長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの策定 (第1次H17.3、第2次H25.6)
- ・朝霞市緑(みどり)の基本計画の改訂 (H18.12、H28.3)
- ・黒目川改修・多自然川づくり (H19)
- ・黒目川丸ごと再生プロジェクト (H24.4~H28.3)
- ・高度地区の指定 (H21.5)
- ・生産緑地地区の追加指定に関する基本方針の策定 (H24.7)
- ・朝霞市景観計画の施行 (H28.4)
- ・道路冠水しやすい箇所における緊急雨水対策の実施 (H25~)
- ・朝霞市基地跡地利用計画の見直し (H27.12)

注) ゾーンは概ねの範囲を示すものです



2) 事業・施策の進捗の概要

①分野別方針ごとの事業進捗状況一覧表

全分野をまとめた総事業数は109事業にのぼり、分野別では「安心・安全・環境共生分野」が36事業で最も多く、「市街地整備分野」が18事業で最も少なくなっています。

全分野をまとめた進捗状況は、Aの「完了」が16事業(14.7%)、Bの「継続」が91事業(83.5%)、Cの「改善して継続」が2事業(1.8%)であり、Dの「中止」はありませんでした。

また、進捗状況を分野別に見ると、Cの「改善して継続」となったのは、「緑・景観分野」が2事業、「土地利用分野」が1事業となりました。

【事業進捗状況一覧表（全分野）】

	A（完了）	B（継続）	C（改善して継続）	D（中止）	総計
全分野	16事業 14.7%	91事業 83.5%	2事業 1.8%	0事業 0%	109事業 100%

【事業進捗状況一覧表（分野別）】

	A（完了）	B（継続）	C（改善して継続）	D（中止）	計
土地利用	7事業 31.8%	14事業 63.6%	1事業 4.5%	0事業 0%	22事業 100%
道路交通	4事業 14.3%	24事業 85.7%	0事業 0%	0事業 0%	28事業 100%
市街地整備	2事業 11.1%	16事業 88.9%	0事業 0%	0事業 0%	18事業 100%
緑・景観	3事業 11.5%	22事業 80.8%	2事業 7.7%	0事業 0%	26事業 100%
安心・安全・環境共生	5事業 13.9%	31事業 86.1%	0事業 0%	0事業 0%	36事業 100%

※事業数については、同一の事業が重複しないよう1事業としてカウント

※分野をまたがる事業があるため、「全分野の総事業数」と「分野別の事業数の合計」は一致しない

※割合は、四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある

②進捗評価C（改善して継続）の事業概要

進捗評価C（改善して継続）となった事業は「（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業」及び「（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業」の2事業でした。

また、進捗評価D（中止）の事業はありませんでした。

【進捗評価Cに該当した事業】

	事業名	担当課	理由など
1	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業	みどり公園課 みどり公園係	<p>平成 22 年（2010 年）に朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を策定し、整備に向けて関東財務局と協議を行っています。また、平成 24 年（2012 年）には、基地跡地の一部について管理委託を受け、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」として市民に開放することができました。</p> <p>平成 27 年（2015 年）12 月に基地跡地利用計画の見直しが行われ、今後、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しを行う予定であり、その中でシンボルロードの整備を先行事業として実施することなどを検討していきます。</p>
2	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業 （平成 21 年度までは公園新設事業）	みどり公園課 みどり公園係	<p>大字浜崎地内に、四季を通じて楽しめる花壇や多目的スペースなどの整備計画を市民参加により策定し、近隣公園の整備を行う事業です。現在、財政面の裏付けなども含め、整備に向けて関係部署と協議を行っています。</p> <p>朝霞市みどりの基本計画には、施策「（仮称）浜崎ふれあい公園整備の検討」を記載し、レクリエーション等の拠点となる公園を確保するため、整備を検討することとしています。</p>

(4) まちの10年変化のまとめ

これまでに整理してきた「主なまちの変化」、「主な市民意識の変化」そして「主な事業・施策の変化」をふまえ、朝霞のまちの10年変化を以下にまとめます。

1) 都心へのアクセスの利便性や自然環境に恵まれたまちの魅力が高まり、定住志向が上昇

住みよさランキングで276位になり、10年前の637位から大きく上昇しました。市民意識調査では「住み続けたい」と思う市民が84.8%と10年前から8.5ポイント増加し、「朝霞市が好き」と感じている青少年が81.9%と10年前から23.6ポイントも大きく増加しています。この理由として「都心へのアクセスの良さ」、「住んでいる環境やまちなみがよい」、「治安の良さ」などが挙げられています。また、自然環境についても「現在のまま保全する」が約29%と10年前から13ポイント増加しています。

この10年間で人口は約8%増加(129,691人)、世帯数は約13%増加(56,790世帯)し、人口の増加に伴い分譲マンションは206棟と26棟増加し、全体の2割が駅を中心に500mの範囲の中に立地しています。また、住宅用地への農地転用面積が増加しており、今後も市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区などにおける宅地開発が見込まれ、少なくとも今後10年間は人口の微増が続くと推計されています。

一方で、朝霞市が嫌いな理由として「図書館、博物館、児童館、公民館などが充実していない」が約29%と10年前から約26ポイントも増加しており、市民の生涯学習の場の充実が課題になっています。

朝霞のまち10年変化との対応項目：【(1)1, 2, 3, 5, 6 [p27] (2)1, 3, 4, 5, 7 [p29]】

2) 駅を中心に都市機能がコンパクトにまとまり、子育て環境もますます充実

保育園の数が27施設と10年前と比べ倍増し、待機児童数も約67%と大幅に減少しました。保育園の全体の約4割が駅から半径500m以内にありま。診療所数は64施設と10年間で倍増し、駅から半径500m以内に病院が2施設、診療所が39施設立地しています。また、街区公園、歴史公園などが増加したことにより、公園面積が10年間で約27%増加しました。

住まい周辺で良いと感じる点として、「公共交通手段が発達しており利便性が高い」が約54%と10年前から18ポイント増加し、「医療福祉施設が近くにある」は21%と10年前から約8ポイント増加しています。



【シンボルロードの整備計画がある公園通り】



【交通結節点となる北朝霞駅東口駅前広場】

子育て世代の環境が充実し始めたことで、この 10 年間で年齢別人口（15 歳から 64 歳）が約 0.5 ポイント減少したものの、（0 歳から 14 歳）が約 0.3 ポイント増加し、埼玉県の平均年齢と比べて 2.6 歳若く、県内で 4 番目に若い自治体となっています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)2-1, 2-2, 4, 7, 8 [p27] (1)15 [p28] (2)2 [p29]】

3) 高齢者の増加に対応した福祉施設が急増

65 歳以上の人口は 10 年前から 1.7 倍増加、要介護（要支援）認定者は約 3.2 倍増加している状況の中、老人福祉施設は 10 年間で約 3 倍（37 施設）に増加、障害者施設についても約 2 倍（15 施設）に増加しています。このような状況などから、財政（一般会計当初予算）民生費の歳出は 180.4 億円と 10 年前から約 7 割も増加しています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)2-3, 9, 10, 11, 14 [p27]】

4) 駅周辺の魅力向上や身近な買物環境の充実は今後も課題

商業（卸売業・小売業）の店舗数、従業員数は減少傾向にあり、市内の小売店の約 5 割がコンビニエンスストアとなっています。青少年アンケートによる朝霞市が嫌いな理由は「買物が不便」が約 6 割と高く、10 年、20 年後の朝霞市について「買い物やグルメが楽しめるまち」が約 35%と市民意識調査と比べ約 23 ポイント高い結果となっています。工業（事業所数・従業員数）も減少傾向にあります。

また、「市内で家族で買物を楽しむ（市内購買率）」が 1 割程度となっており、近隣市に比べ大きく下回っています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)13 [p27] (1)18-1, 18-2, 18-3, 18-4, 19-1, 19-2 [p28]】

5) より安全で安心なまちに向けた課題は今後も多い

事故や犯罪について、この 10 年間で、刑法犯罪認知件数が約半減、交通事故発生件数は約 4 割減少しました。

一方で、住まい周辺での整備改善が必要な場所として「歩道がない（狭い）」が約 53%と 10 年前から約 8 ポイント増加しています。また、集中豪雨や台風による道路冠水がこの 10 年間で 9 回発生しています。歩道の整備やゲリラ豪雨など自然災害への対応が安全で安心なまちに向けた今後の課題にもなっています。

しかしながら、これらの整備改善に必要な財政（一般会計当初予算）土木費の歳出は 25.2 億円と 10 年前から約 6 割も減少しています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)16, 17, 21 [p28] (2)6 [p29]】



【朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）】



【安全な歩行空間の確保に課題のある道路】

6) NPOなど市民活動は徐々に活発化、地縁活動が縮小傾向に

ボランティア団体や市民活動などのNPO法人数は、この10年間で7団体から36団体に増加しましたが、地縁活動の核となる自治会の加入率は約47%と10年前から7ポイント減少しています。

朝霞のまち10年変化との対応項目：【(1)12 [p27] (1)20 [p28]】

7) まちづくりにおける変化と事業・施策の進行状況

①【土地利用】旧暫定逆線引き地区約53haが市街化区域に編入 など

平成23年(2011年)に旧暫定逆線引き地区の5地区(宮戸二丁目約10.8ha、岡一丁目約10ha、根岸台二丁目約14.9ha、根岸台七丁目東地区約8.9ha・西地区約8.6ha)合計約53haが市街化区域に編入されました。編入に合わせて地区に応じたまちづくりのルールを定める地区計画を定めており、今後地域特性を生かした良好な市街地形成が求められます。また、市街化区域においては、平成21年(2009年)に建物の高さの最高限度を定める「高度地区」を都市計画決定しました。

さらに、平成17年(2005年)の東洋大学(5学部)の撤退(36,000m²)、平成22年(2010年)の朝霞第四小学校の移転(30,000m²)、平成27年(2015年)の民間工場閉鎖(72,000m²)などによる大規模跡地が市内3箇所で生じており、地域の活性化に寄与する土地利用を図る必要があるとともに、キャンプ朝霞跡地の留保地(以下「基地跡地」という。)については、平成27年(2015年)12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づく具体的な活用策を検討する必要があります。

②【道路交通】国道254号バイパス第1期区間が供用開始 など

主に内間木地域を通る国道254号バイパス第1期区間が平成22年(2010年)に供用開始され、現在第2期整備が進められており、農地・景観の保全に配慮した秩序ある沿道のまちづくりが必要です。

また、平成17年(2005年)(第1次)、平成25年(2013年)(第2次)に埼玉県が策定した「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、見直し(変更・廃止など)すべき路線と存続する路線を選定した結果、市決定路線では、平成25年(2013年)に新河岸川通線を廃止するとともに、平成28年(2016年)3月現在で、中央通線及び駅西口富士見通線を見直し候補路線としています。

③【緑・景観・環境共生】緑の基本計画に基づく事業が着々と進行 など

平成18年(2006年)に、本市の緑に関する総合的な基本計画である「朝霞市緑の基本計画」を改訂し、さらに平成28年(2016年)に、第5次朝霞市総合計画の内容などをふまえ改訂を行い、「朝霞市みどりの基本計画」として4月に施行されました。また、平成24年(2012年)には、「生産緑地地区の追加指定に関する基本方針」を策定し、それに基づき、同年以降追加指定が行われ、平成27年(2015年)11月現在、市全体で約66.8haの生産緑地地区が指定されています。また、平成18年(2006年)8月以降に、建築行為など一定の行為を制限し良好な自然環境を維持する「特別緑地保全地区」として計5地区、2.0haが新たに指定されました。さらに、平成20年(2008年)には、江戸時代中期(推定)の建築とされる国の重要文化財「旧高橋家住宅」を歴史公園として開園しました。

景観行政では、平成 27 年（2015 年）5 月に朝霞市が景観行政団体に移行するとともに、同年 10 月に「朝霞市景観計画」が告示され、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。

河川では、平成 19 年（2007 年）に、河川環境を保全しつつ治水安全度を確保する「黒目川改修・多自然川づくり」が完成し、また平成 23 年（2011 年）には、水や生物と親しむことができ、水際に近づける場所を創出する水辺再生 100 プランにより「わくわく田島緑地」が完成しました。また、平成 24 年度（2012 年度）から 4 年にわたり「黒目川まるごと再生プロジェクト」が行われ、黒目川沿いに、広場、遊歩道、ベンチ、サインなどの整備や植樹が行われました。

基地跡地においては、平成 21 年（2009 年）に「憩いと交流の拠点」となる地区の形成を目標とした「基地跡地地区地区計画」を策定し、平成 24 年（2012 年）には、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用が開始されました。

④【市街地整備】朝霞駅周辺のまちづくりの整備が完了 など

土地区画整理事業では、平成 18 年（2006 年）に広沢地区 29.62ha、平成 20 年（2008 年）に向山地区 4.8ha が完了しています。また、現在、根岸台五丁目地区 13.8ha などが施工中となっています。

朝霞駅の駅前広場は、平成 19 年（2007 年）に南口、平成 20 年（2008 年）に東口の整備が完了しました。

⑤【安全・安心】新河岸川の洪水対策 など

新河岸川の水を一時的に貯水することで浸水被害を防止する朝霞調節池（国事業）が平成 20 年（2008 年）に完成しました。

また、平成 25 年度（2013 年度）から、道路冠水が発生しやすい箇所における雨水排水の緊急改善対策として、雨水管や道路側溝の整備などを進めています。



【にぎわいづくりに活用される朝霞駅南口駅前広場】



【朝霞調節池】

3. まちづくりの主要課題

朝霞市都市計画マスタープランの見直しにあたり、まちの10年変化や現況分析に加え、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会、庁内検討委員会及び地域別懇談会における今後のまちづくりの可能性と課題に関する議論や、平成25年(2013年)に実施した市民意識調査、青少年アンケートにより得られた多様な意見をふまえて、本市のまちづくりの可能性と課題を次のとおり整理します。

【まちづくりの主要課題の整理】

現況の把握 (社会情勢・地域状況・事業進捗・市民意識等)	第5次朝霞市総合計画(基本構想)	都市計画区域マスタープラン	これから10年のまちづくりの視点	
	<p>1 将来像 私が暮らしたいまち 朝霞</p> <p>2 将来像の基本概念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全・安心なまち 2) 子育てがしやすいまち 3) つながりのある元気なまち 4) 自然・環境に恵まれたまち 	<p>1 埼玉県の将来像 みどり輝く 生きがいの創造都市 ～ 暮らし続けるふるさと埼玉 ～</p> <p>2 朝霞都市計画区域の都市計画の目標 都市開発ポテンシャルを活かして県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまちへと都市機能の集積を進める</p>		<p>都市特性をふまえた まちづくりの可能性と課題</p>
	<p>1 可能性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人口 平均年齢が県内第4位と比較的若く、今後10年間は人口の微増が続く推計。医療・福祉施設と連携した「医療と福祉のまちづくり」を進めることで、本格的な高齢社会に備えることができる。 2) 交通 鉄道や国道が広域交通軸となりバスなどが市内の交通ネットワークを形成。駅や市役所周辺などの拠点を公共交通でつなぐ「コンパクトでネットワーク化したまちづくり」を進めることで、利便性の高い都市環境を維持・向上できる。 3) 住みよさ 都心に近い住宅都市でありながら、黒目川などで自然を身近に感じられる。「子どもとその家族が住み続けたいと感じるまちづくり」を進めて市内外に発信することで、都市の魅力を高めていける。 <p>2 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全・安心 <ol style="list-style-type: none"> ①道幅が狭く自動車の交通が多いため、大人も子どもも安心して歩けない。歩行者優先の「歩いて暮らせるまちづくり」が必要。 ②集中豪雨が増加傾向にあり、内水による浸水被害(都市型水害)の対策が喫緊の課題。住宅が密集する地区などでの防火対策や道路・公園の整備が急務。大規模災害に備えて被害を軽減する「災害に強いまちづくり」が必要。 2) にぎわい 家族で買い物を楽しめる場所が少なく市外に流出し、駅周辺などでは商店が減少。地域の活力(元気)を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」が必要。 3) 高齢化 駅から離れた地域ほど高齢化率が高く、10年後には急速に高齢化が進行する推計。バリアフリー化や移動支援の取組を充実して、高齢者や障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」が必要。 4) 財政 高齢化などによる社会保障費の増、老朽化した公共施設の維持管理費の増などにより、新規の都市基盤整備が困難。暮らしの安全を守りながら、まちの魅力を高めていくためには、市民や事業者、大学などとの「協働による持続可能なまちづくり」が必要。 			

4. 計画の見直しにおけるこれから 10 年の まちづくりの視点（まちづくりキーワード）

本市のまちづくりの可能性と課題をふまえ、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会、庁内検討委員会及び地域別懇談会における今後のまちづくりの課題に関する議論や、平成 25 年（2013 年）に実施した市民意識調査、青少年アンケートにより得られた多様な意見をふまえ、今後 10 年で取り組むべき「まちづくりキーワード」26 項目を抽出し、これからのまちづくりの視点を整理します。

（1）土地利用

①住宅地と商工業地の適正な立地

- ・ 膝折町や泉水、栄町に指定されている工業系用途地域内では、工場などの移転跡地にマンションの立地が進み、住工混在の状況が見られることから、計画的な土地利用の誘導が求められます。
- ・ 県道新座和光線の沿道に指定されている商業系用途地域内では、旧来からの個店の閉店などに伴い、空き店舗の増加や住宅との混在が見られるため、計画的な土地利用の誘導が求められます。

②駅周辺などの商業地の活性化

- ・ 近年、商店街では経営者の高齢化や後継者不足などによる店舗数の減少が見られます。このため、朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺などにおいて、商店街の活性化を図るとともに、子育て・福祉・文化などの機能の集約を進めることで、魅力ある市民生活の中心となるような空間づくりが求められます。
- ・ 県道新座和光線の沿道などの既存商業地においても、地域住民が安心して日常の買い物ができる空間づくりや機能の充実が求められます。

③地域の拠点となる医療・福祉ゾーン形成

- ・ 進展する少子高齢社会において、安心して健康な生活が営めるように、医療・福祉の充実が必要です。本市には黒目川沿いに健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとぴあ）などの施設が立地しており、拠点的な医療施設の立地などにも対応した、医療・福祉ゾーンの形成が求められます。

④大規模跡地の活用

- ・ 基地跡地については、平成 27 年（2015 年）に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、市民参加のもと具体的な議論が求められます。
- ・ 朝霞第四小学校跡地や大規模な工場跡地などについては、市全体もしくは地域の活性化に寄与する機能の導入が求められます。

⑤国道沿道など市街化調整区域の土地利用ルールづくり

- ・ 市街化調整区域を通る国道 254 号バイパスの整備に伴う、広域交通利便性を生かした沿道の土地利用の需要が高まるものと予想されます。市街化調整区域であることをふまえ、無秩序な立地を抑制し、自然環境に配慮しながら、地域の活性化に資する土地利用ができるルールづくりが求められます。

(2) 道路交通

①サイクリングロードや自転車通行帯など自転車の交通環境の整備

- ・自転車は低炭素社会にも寄与し、誰でも自由に移動できる便利な交通手段です。道路交通法も改正され、自転車の通行ルールもより明確になっています。しかし、本市では自転車の交通環境は県道と光志木線や市道8号線（公園通り）など部分的にしか整備されていないため、サイクリングロードや自転車通行帯など、安全・快適に自転車利用ができるネットワークの整備が求められます。

②交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現

- ・細い路地や曲がりくねった道路が多く、また幹線道路からの通過交通の流入も見られる朝志ヶ丘や根岸台などの住宅地内では、身近な生活道路の交通安全施設の充実や、自動車の交通量や速度抑制のための交通規制の導入が求められます。

③通学路の交通安全の確保

- ・誰もが安心して安全に移動できる道路交通環境の整備が必要です。特に、通学路のほか、駅や公共施設など多くの人が集まる施設へのアクセス道路については、歩道の確保や危険な交差点の改良などの安全対策が求められます。

④コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実

- ・市民の身近な交通手段として、民間路線バスのほか、コミュニティバスを運行し、利用実態に応じてそのルートの見直しなどを進めてきました。しかし、まだ公共交通空白地区なども残るため、さらなる利便性の向上に向けての公共交通ネットワークの充実が求められます。

(3) 緑・景観・環境共生

①多世代交流の場となる公園の整備及び農地の活用

- ・朝霞の森などの広場や公園、緑地は、市民の日常的な憩いや余暇活動、健康づくりの場として重要であるため、計画的な整備・保全を進めることが求められます。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足などから、市街化調整区域においても耕作されなくなった農地が増えています。農地は生産だけではなく、景観や防災など多様な機能を有しているため、これらの遊休農地を身近な農作業体験や多世代交流の場として活用するなどの検討も求められます。

②街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成

- ・身近な学校や公民館などの公共公益施設においては、敷地内の緑化や周辺道路の街路樹の整備などによる一体的な景観の形成が求められます。
- ・市民と行政の協働により、街路樹などの公共施設の緑の良好な維持管理、民有地の緑化の促進も求められます。
- ・既存の緑地や公園を、荒川や黒目川の遊歩道、道路の街路樹などによりつないだ水と緑のネットワークの形成が求められます。

③自然とのふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全

- ・市内には、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区又は保護樹木や、首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

に指定された緑地があります。今後も都市環境の保全や景観、防災機能の維持・強化などとともに、自然とのふれあいや生物多様性に配慮した河川環境、斜面林・湧水地などの自然資源の保全が求められます。

④太陽光発電などのクリーンエネルギー活用

- ・低炭素化社会に向けて、環境に優しいまちを目指して、新しい住宅地の開発や公共施設などについては、太陽光発電などクリーンエネルギーの積極的な活用などが求められます。

(4) 市街地整備

①民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成

- ・朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺、県道新座和光線沿道などに商業業務施設の誘導を進めるとともに、さらなる魅力と活力のある商業空間を形成するために、地区計画などを活用し、民間と連携したにぎわいの創出や市街地の形成が求められます。
- ・平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック大会」という。）の会場と最寄駅とを結ぶ経路の整備やユニバーサルデザインの考え方に基づく対応などに加え、沿道のさらなる魅力と活力の向上やにぎわいの創出が求められます。

②密集住宅地の住環境の改善及び防災性の向上

- ・既成市街地については、道路や公園などの基盤が未整備な地域があり、宅地の多くが狭あい道路に接するほか、道路に接していない住宅があることから、これらの解消など住環境の改善とともに、市街地の不燃化など防災性の向上が求められます。

③上・下水道未整備地域の整備推進

- ・生活環境の改善と、黒目川など公共用水域の環境保全のため、現在進めている岡地区や根岸台地区などの旧暫定逆線引き地区の整備を引き続き推進することが求められています。
- ・将来にわたって安定した給水を確保するため、水道使用者自らが設置した私設水道管の公設（市所有）水道管への更新整備の推進が求められます。

④地区計画や建築協定など地域提案型のまちづくりの促進

- ・生産緑地地区が多く指定されている旧暫定逆線引き地区や都市基盤が未整備な地区、土地区画整理事業などにより形成された良好な住環境を維持・保全すべき地区など、それぞれの地区の状況に応じたまちづくりを進めるため、地域住民が主体となったまちづくりが求められます。

⑤老朽対策などのマンションの管理の適正化

- ・市内には駅周辺を中心に多くの中高層の集合住宅が立地しています。これらの中にはすでに建設されてから長期間経過しているものもあり、建物の老朽化や新築賃貸住宅の供給過剰などともなう空室化の進行も予想されます。それらの建物に対して耐震改修促進法に基づく耐震診断・耐震改修などに対する補助金を交付し、耐震化を促進していますが、さらに耐震化の状況によって当該建物のみでなく、周辺への影響も予想されるため、定期的な大規模改修工事の実施など適正な管理などが求められます。

(5) 安全・安心

①公共施設の老朽化対策・統廃合

- ・すでに半数以上の管路が敷設してから30年以上経過している下水道をはじめ、庁舎や学校、公民館、道路、橋梁、公園、上水道などの公共施設を安全かつ有効に活用するために、適切で効率的な維持管理・更新による長寿命化や、統廃合などによる適切な運用が求められます。

②集中豪雨などの浸水対策の推進

- ・本市には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川が流れており、河川改修事業・朝霞調節池事業など総合治水対策が行われてきました。しかし、昨今の度重なる集中豪雨時には、市街地においても排水路の許容量を超える雨量による浸水被害が生じており、透水性の高い舗装材を効果的に使用するなど、引き続き適切な対策が求められます。

③避難経路の安全確保とバリアフリー化

- ・震災や水害、火災などの発生時においては、誰もが安全かつ速やかに、避難できることが必要であるため、狭い道路の拡幅や不燃化の促進、段差の解消などに努めることが求められます。

④避難場所・避難体制の確保

- ・朝霞市地域防災計画に基づき、避難場所として指定されている市内の学校や公民館などを適切に管理するとともに、建物の高層化などによる都市化の進展や災害危険性の変化などに応じて、避難体制の確保が求められます。

⑤防犯対策など安心して外出できるまち（セーフコミュニティ）の構築

- ・犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを行うためには、市民や関係機関との協働で防犯体制の充実を進めるとともに、道路をはじめ主要な公共施設などにおける夜間の安全性の向上や、公園など安全な公共空間への配慮が求められます。

⑥空き家等対策

- ・生活スタイルの変化や建物の老朽化などによる転居などに伴い空き家等（空き家、空き部屋）の増加が社会問題となっています。本市においても木造建築物が密集し、高齢化が進行している地域などについて、これらに適切に対処するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な老朽化した空き家等については、適正な管理を指導するなど、市民の良好な生活環境の確保が求められます。

⑦子どもや高齢者、障害のある人の地域生活圏を考慮した施設の配置・移動手段の確保（歩いて暮らせるまちづくり）

- ・子どもや高齢者、障害のある人など誰もが日常生活の中での徒歩圏や朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺などの交通結節点で安心して買い物や生活サービスが受けられるように、地域商店街の充実などによる歩いて暮らせるまちづくりが求められます。

⑧市民イベント支援など多世代交流の促進

- ・住民の誰もが快適に暮らし、働き、遊び、学ぶことができるまちづくりには、行政だけでなく、様々な世代の市民や地域、企業などが協働し、朝霞市民まつり「彩夏祭」や地域に根ざしたイベントなどを契機として、多世代交流の促進やまちづくりを進めていくことが求められます。

【これから10年のまちづくりの視点（まちづくりキーワード）】

		第5次総合計画 将来像の基本概念(コンセプト)			
		安全・安心なまち	子育てがしやすいまち	つながりのある元気なまち	自然・環境に恵まれたまち
都市計画マスタープラン 分野別方針	土地利用	(1)住宅地と商工業地の適正な立地			
			(2)駅周辺などの商業地の活性化		
			(3)地域の拠点となる医療・福祉ゾーン形成		
		(4)大規模跡地の活用			
		(5)国道沿道など市街化調整区域の土地利用ルールづくり			
	道路交通	(6)サイクリングロードや自転車通行帯など自転車の交通環境の整備			
		(7)交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現			
		(8)通学路の交通安全の確保			
			(9)コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実		
	緑・景観・環境共生		(10)多世代交流の場となる公園の整備及び農地の活用		
		(11)街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成			
			(12)自然とのふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全		
	市街地整備			(13)太陽光発電などのクリーンエネルギー活用	
(15)密集住宅地の住環境の改善及び防災性の向上		(14)民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成			
(16)上・下水道未整備地域の整備推進					
(17)地区計画や建築協定など地域提案型のまちづくりの促進					
安全・安心	(18)老朽対策などのマンションの管理の適正化				
	(19)公共施設の老朽化対策・統廃合				
	(20)集中豪雨などの浸水対策の推進				
	(21)避難経路の安全確保とバリアフリー化				
	(22)避難場所・避難体制の確保				
	(23)防犯対策など安心して外出できるまち(セーフコミュニティ)の構築				
	(24)空き家等対策	(26)市民イベント支援など多世代交流の促進			
(25)子どもや高齢者、障害のある人の地域生活圏を考慮した 施設の配置・移動手段の確保(歩いて暮らせるまちづくり)					

第2章

全体構想

1. まちづくりの目標

まちづくりの目標は、朝霞市都市計画マスタープランの策定時から概ね 20 年後に向けて、朝霞市が目指すべき将来イメージを示すものです。ここでは、まちづくりにあたっての基本的な考え方と、まちづくりを進めるうえでの統一的な目標概念となる「将来像」や、その実現のために具体的に目指すべき柱となる「将来像の基本概念」、まちづくりの骨格を示す「将来都市構造」をそれぞれ設定します。

平成 17 年（2005 年）に策定した、当初の朝霞市都市計画マスタープランのまちづくりの将来像「人と暮らし・自然が生きるまち“あさか”」は、第3次朝霞市総合振興計画におけるまちづくりの基本理念を前提として設定したものです。

今回の見直しでは、同時期に第5次朝霞市総合計画が策定されることから、相互の連携をより深めることが重要と考え、同じ将来像（ビジョン）と将来像の基本概念（コンセプト）を掲げます。

また、これらを実現するために朝霞市都市計画マスタープランで取り組むことについても、第5次朝霞市総合計画の基本構想の内容と同じものを掲げます。

（1）将来像（ビジョン）

私が 暮らしつつげたいまち 朝霞

朝霞のまちには、子どもからお年寄りまで、たくさんの方が暮らしています。このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。

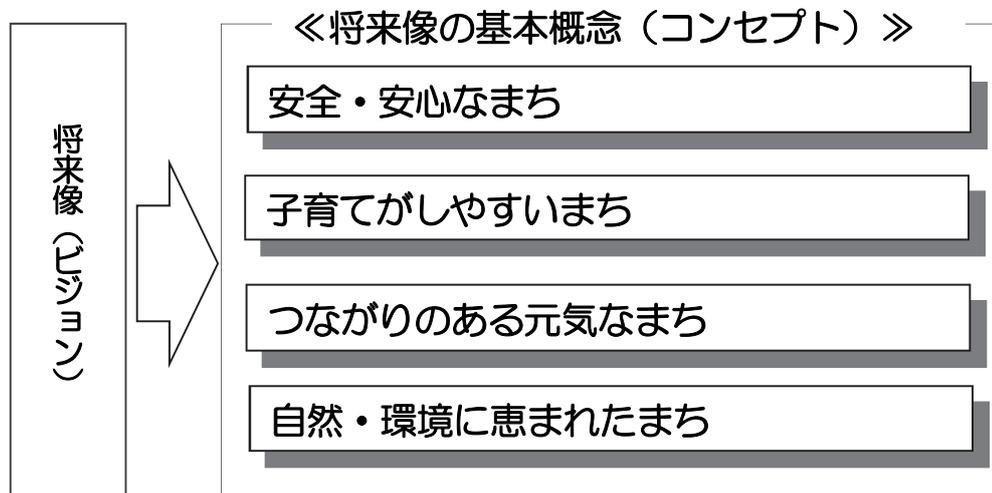
“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつつげたい」、「朝霞で暮らしみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思えます。

(2) 将来像の基本概念（コンセプト）

「私が暮らしたくしたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気やうるおい・やすらぎなどは、誰にとっても欠かせません。また、将来にわたって暮らしたくするために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることなども大切です。

このようなことから、具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしたくしたい」と思えるのか、「私たちのまちはこうありたい」、「こうあってほしい」という想いを、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）としてまとめました。

この4つの基本概念（コンセプト）を私たちと行政が共有し、みんなで同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。



○安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穩に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思えます。

【将来像の基本概念を実現するために朝霞市都市計画マスタープランで取り組むこと】

誰もが安全に安心してまちを歩くことができるように、段差の少ない歩道や自転車通行帯の整備、生活道路などにおける交通安全の確保に努めます。

また、地震や集中豪雨などによる被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、老朽化が進むインフラの安全性を確保するため、道路や橋梁などの長寿命化対策や水道施設の更新に取り組みます。

○子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思えます。

【将来像の基本概念を実現するために朝霞市都市計画マスタープランで取り組むこと】

子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、子どもたちの交流の場となる公園の整備や遊具の安全対策、学校と連携した通学路の安全対策や、子どもや保護者の目線に立った歩行空間の整備を推進します。

また、安心して健康な生活が営めるように、医療や福祉の充実への対応や、地域住民の提案による地区計画や建築協定などまちづくりのルールを活用による良好な住環境の形成に取り組みます。

○つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずで。そのような元気なまちにしていきたいと思ひます。

【将来像の基本概念を実現するために朝霞市都市計画マスタープランで取り組むこと】

高齢者や障害のある人など誰もが外出しやすいように、公共交通空白地区における市内循環バス（コミュニティバス）の運行や路線バスとの連携により公共交通ネットワークの充実に取り組みます。

また、鉄道駅周辺や広域幹線道路沿い、大規模跡地では、地域の雇用と活力を支える土地利用の誘導や賑わい空間の創出や、シティ・セールス朝霞ブランドに認定した地域資源を広くPRすることにより、市内外の人々が訪れたいと感じる魅力あるまちづくりを進めます。

○自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思ひます。

【将来像の基本概念を実現するために朝霞市都市計画マスタープランで取り組むこと】

身近な自然にふれあえる場や生物多様性の確保、美しい景観の保全と創出を図るため、黒目川などの河川、斜面林などの緑地、農地など、都市に残された貴重な自然環境の保全に努めます。

また、市民と行政の協働により街路樹など公共施設の緑の良好な維持管理、民有地の緑化の促進やクリーンエネルギーの活用に取り組みます。

(3) 将来のまちの骨格（将来都市構造）

将来都市構造とは、目指すべきまちの将来像を実現するため、本市の特徴・課題をふまえた将来あるべき「まちの骨格イメージ」を明らかにするものです。

1) 基本的な考え方

①都市構造に関する現状認識

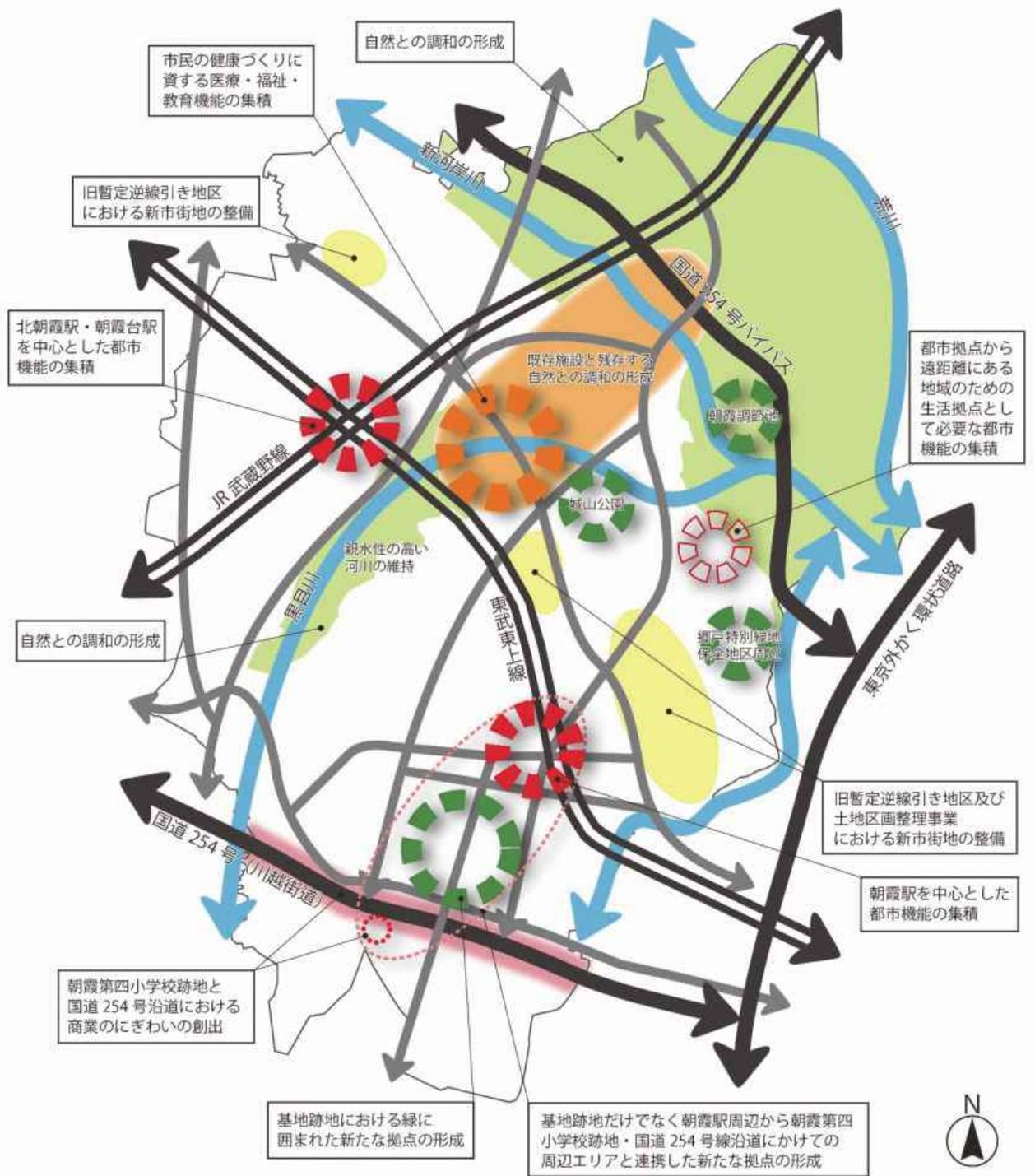
- ・ 鉄道駅を中心として、台地部全体に市街地が拡大し形成されたため、本市の拠点的な土地利用が不明確な面があります。
- ・ 新河岸川、黒目川に沿った低地部では、河川敷の緑地や農地が残存する自然的土地利用となっていますが、施設立地も進行しています。
- ・ 新河岸川北部では依然、農地が多く残されていますが、工場や各種施設など住宅以外の利用も比較的多くなっています。
- ・ 本市の東西方向にはJR武蔵野線と黒目川が、また、中央部を南北方向に東武東上線が通り鉄道・河川により十字状に軸が形成され、市街地の分断要素ともなっています。また、国道・県道などの道路網が本市の周辺に構成されています。

②将来都市構造設定の考え方

現状認識に基づき、将来都市構造の設定にあたっては、以下の点をふまえるものとします。

- 市街地内に、行政サービス、医療・福祉、商業・文化などの都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」を設定し、目的に応じた土地利用の実現を図ります。
- 市のほぼ中央部を流れる黒目川と新河岸川を基軸にして、その河川周辺の市街化調整区域において地域特性に応じたゾーンを形成します。
- 現状の市街地の土地利用を基本的に維持しながら、住と農、住と商工業などのバランスのとれた市街地の形成を図ります。
- 広域的な交通軸や駅など交通結節点と市街地内を有機的に結び、本市内外の連携・交流を図るための道路網の形成を図ります。
- 将来像の基本概念を実現するために、地域の活性化や良好な市街地の形成などに向けて、先導的な役割を担う地区を設定し、そのまちづくりに重点的に取り組みます。

【将来都市構造の概念図】



2) 将来都市構造

都市構造の構成要素として、行政サービスや医療・福祉、商業・文化などの都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」、将来像の基本概念の実現に向けたまちづくりに先導的に取り組む「地区」、市内及び隣接都市との交通及び自然環境の骨格を形成する「都市軸」、都市的土地利用及び自然的土地利用の区分や地域特性を生かした土地利用方針を表す「ゾーン」をそれぞれ設定します。

①拠点

i. 都市拠点・地域拠点

鉄道交通の利便性を生かした本市の中心的な拠点として、また地域生活の玄関口としての機能の強化や商業施設などの立地誘導を図るため、東武東上線朝霞駅周辺並びにJR武蔵野線北朝霞駅及び東武東上線朝霞台駅周辺を「都市拠点」に位置づけます。

また、これら2箇所の都市拠点から遠距離にあり、公共交通などによるアクセスが容易ではない本市の北東部の地域における地域生活の拠点として商業機能などの立地誘導を図るため、将来、公共交通軸となり得る国道254号バイパスなどに隣接し、大規模跡地のひとつである根岸台3丁目地内の大規模工場跡地の周辺を「地域拠点」に位置づけます。

ii. 医療と福祉の拠点

少子高齢社会において安心して健康な生活が営めるように、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図る拠点として、黒目川を軸に、既に健康増進センター（わくわくどーむ）、総合福祉センター（はあとぴあ）、東洋大学などがまとまって立地する一帯を「医療と福祉の拠点」に位置づけます。

iii. 水と緑の拠点

豊かな自然・環境の拠点となるまとまった緑地を保全する拠点として、基地跡地周辺、朝霞調節池、城山公園、郷戸特別緑地保全地区周辺を「水と緑の拠点」に位置づけます。

②地区

i. 新たな拠点形成地区

基地跡地は、平成27年（2015年）12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」において、整備の基本コンセプトが「周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”」と定められ、また基地跡地だけでなく隣接する朝霞駅周辺の中心市街地から朝霞第四小学校跡地・国道254号沿道にかけての周辺エリアと連携し、一体的に市民の生活向上に貢献することを目指すこととされました。これをふまえ、周辺エリアと連携しながら、基地跡地周辺の既存の公共施設の活用や連携により、水と緑の拠点としての機能や文化・レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市の新たなシンボルとなるべきこの地区を「新たな拠点形成地区」に位置づけます。

ii. まちづくり重点地区

東武東上線朝霞駅や基地跡地に近く、広域交通軸に位置づけられている国道 254 号（川越街道）の沿道にあり、商業系ゾーンに接する立地特性を生かすことができる朝霞第四小学校跡地周辺と、国道 254 号バイパスに隣接し東京外かく環状道路にも近いなど交通の利便性が良く、2つの都市拠点から遠距離にある根岸台3丁目地内の大規模工場跡地周辺及び大字台地内の東地区の一部について、それぞれ商業地のにぎわいの創出や地域経済の活性化、雇用の創出などに資する土地利用を図ることを目指して、これらの2地区を新たに「まちづくり重点地区」として位置づけます。

iii. 新市街化地区

地区計画に基づく道路や下水道の整備を進めるとともに、生産緑地地区等の都市農地が多い旧暫定逆線引き地区や根岸台五丁目土地区画整理事業の区域は、それらの特性を生かした良好な住環境の形成を促進するため、平成 23 年（2011 年）1 月に新たに市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区の5地区に加え、土地区画整理事業の進捗により市街化が急速に進行する根岸台五丁目土地区画整理事業区域を「新市街化地区」に位置づけます。

③都市軸

i. 広域交通軸

主に隣接都市との広域的交流を促進するための交通軸として、東京外かく環状道路や国道 254 号（川越街道・都市計画道路 東京小諸線）及び国道 254 号バイパス（都市計画道路 志木和光線）を「広域交通軸」に位置づけます。

ii. 地域交通軸

広域交通軸を補完するとともに、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸として県道のほか、幹線道路を補完し、地域住民が通勤、通学、買物など日常生活において主に利用する道路となる1級市道又は2級市道（以下「主要生活道路」という。）及び都市計画道路を「地域交通軸」に位置づけます。

iii. 水と緑の軸

水と緑を主にした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進するよう、市の北東部を流れる荒川と新河岸川、中央部を流れる黒目川、市の南東部を流れる越戸川の4河川とそれらの河川敷、周辺の斜面林や農地を含めて、本市の中心的な「水と緑の軸」に位置づけます。

④ゾーン

i. 市街化区域

商業地・工業地・住宅地それぞれの区分に応じた適正な土地利用を図る市街地の範囲として次の3種類のゾーンを設定します。

a. 商業系ゾーン

魅力ある商業環境の形成、商業業務機能の集積を図るよう、現在指定されている商業系用途地域の範囲に加え、朝霞第四小学校跡地及び国道254号沿道並びに根岸台3丁目地内の大規模工場跡地周辺の一部を「商業系ゾーン」に位置づけます。

b. 工業系ゾーン

住工混在による市街地環境の悪化と相互機能の阻害の防止に努めるため、現在指定されている工業系用途地域の範囲（根岸台3丁目地内及び膝折町2丁目地内の一部の工業地域並びに栄町3・4丁目地内の一部の準工業地域を除く。）に加え、大字台地内の東地区の一部を「工業系ゾーン」に位置づけます。

c. 住居系ゾーン

現在指定されている住居系用途地域の範囲（国道254号沿道を除く。）に加え、根岸台3丁目地内の大規模工場跡地周辺の一部を「住居系ゾーン」に位置づけます。

ii. 市街化調整区域など

自然環境、景観の保全・活用や地域特性を生かした土地利用を図る範囲として次の4種類のゾーンを設定します。

a. 自然空間保全ゾーン

河川など水辺空間や緑地・農地の適切な保全とともに、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場としての活用を図るよう、黒目川と新河岸川周辺に広がる市街化調整区域を「自然空間保全ゾーン」に位置づけます。

b. 緑地景観保全ゾーン

自然とのふれあいの場を提供し、良好な景観を形成している区域で、水と緑の軸と一体的に自然環境の保全及び良好な景観の創出を図るため、荒川近郊緑地保全区域、黒目川と桜並木、周辺の斜面林や農地によって形成される緑地帯（黒目川緑地帯）を「緑地景観保全ゾーン」に位置づけます。

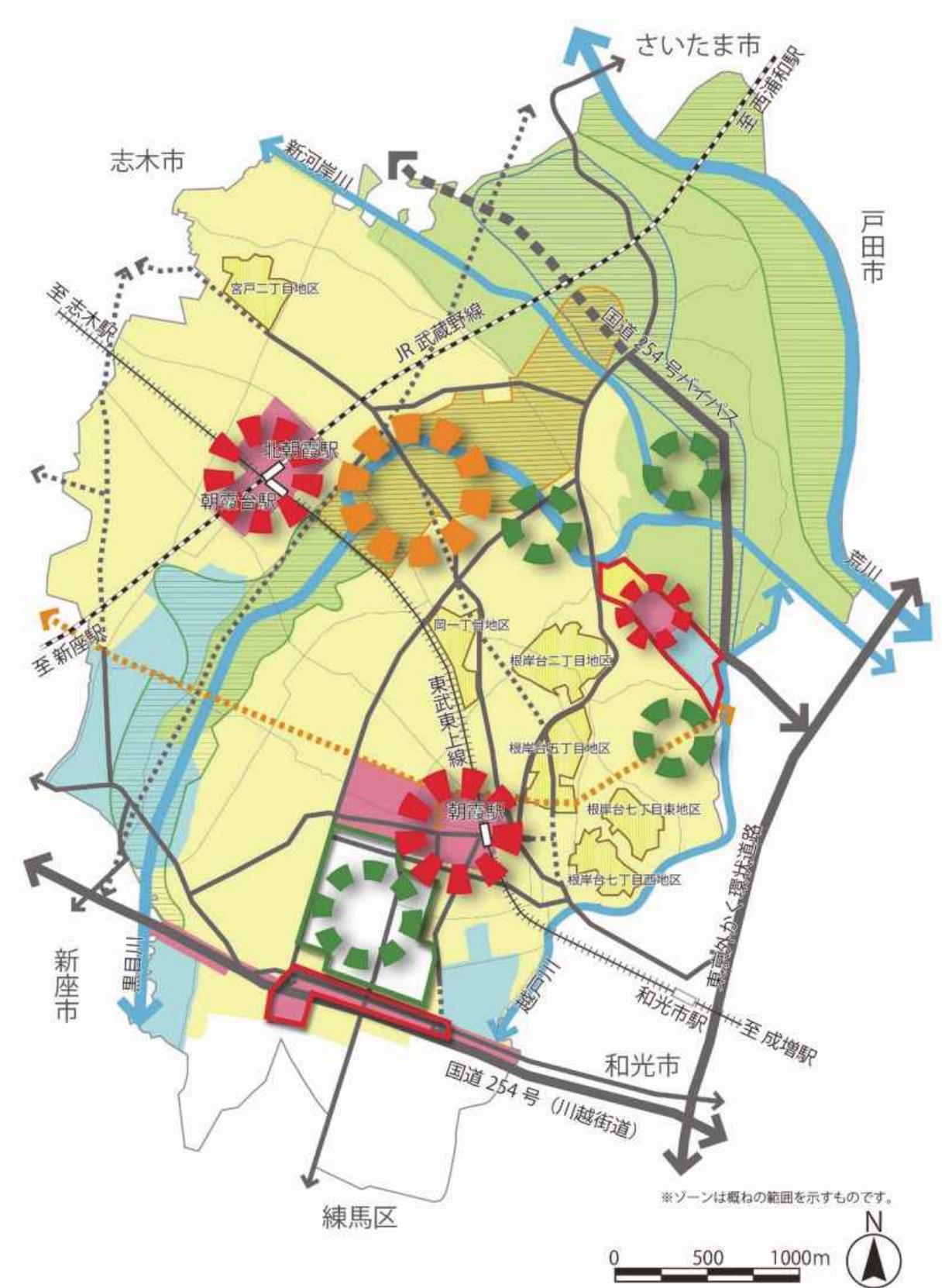
c. 自然と共存する公共公益施設等ゾーン

残存する自然環境の保全・活用とともに、医療・福祉・教育・レクリエーション機能の充実との両立を図るため、健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとぴあ）、東洋大学などの拠点的な公共公益施設が立地する黒目川と新河岸川沿いの市街化調整区域一帯を「自然と共存する公共公益施設等ゾーン」に位置づけます。

d. 自然と調和のとれたまちづくりゾーン

既存の集落地環境の維持・向上とともに、国道254号バイパスの整備に伴い、沿道土地利用の検討や、残存する自然資源の保全などを一体的に図るゾーンとして、荒川、新河岸川に挟まれる内間木地域などを「自然と調和のとれたまちづくりゾーン」に位置づけます。

【将来都市構造図】



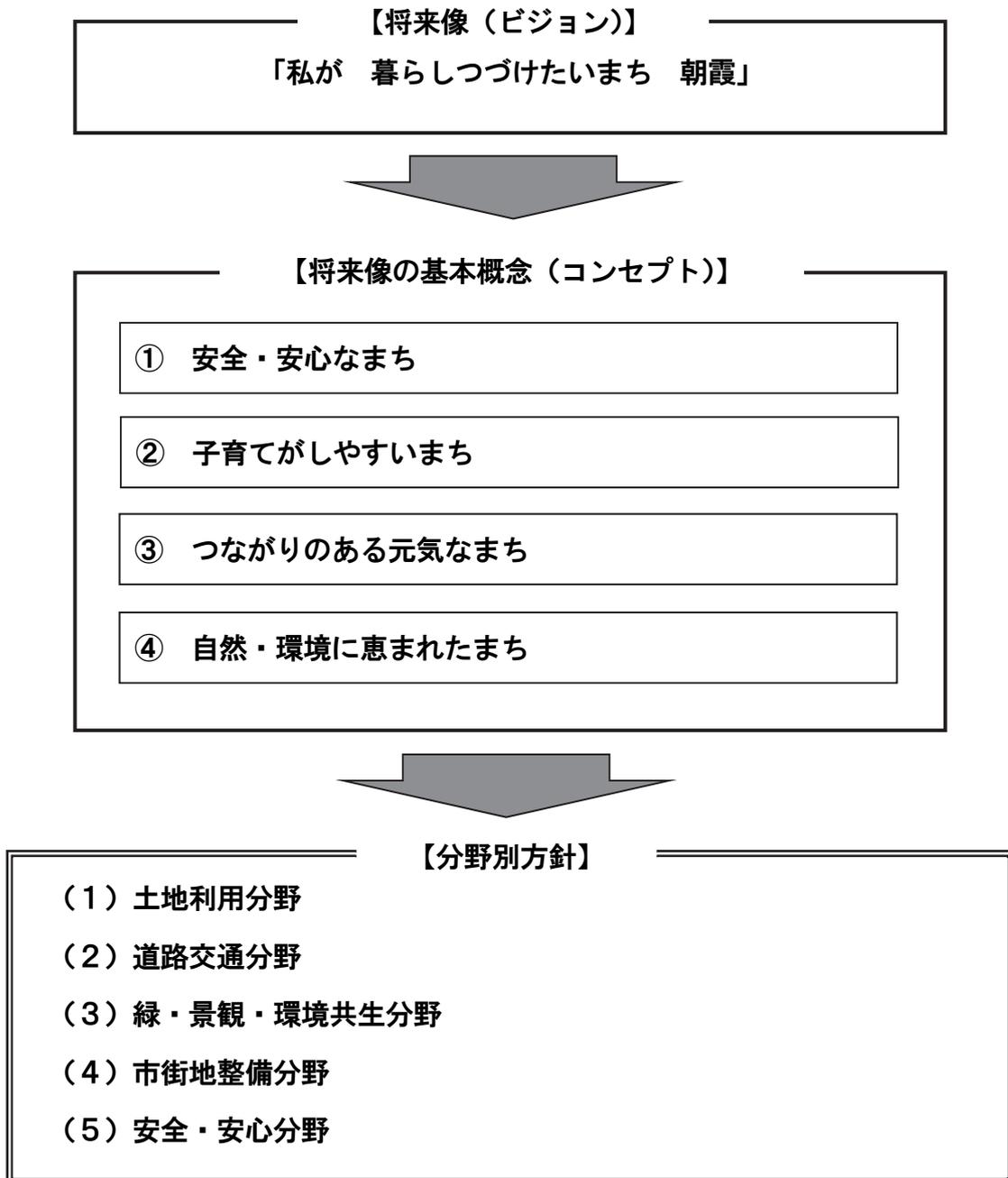
【将来都市構造のまとめ】

構成	種類	凡例	位置	内容	
拠点	都市拠点・地域拠点		(都市拠点) ・東武東上線朝霞駅周辺 ・JR 武蔵野線北朝霞駅・東武東上線朝霞台駅周辺 (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺	(都市拠点) ・本市の中心的な拠点及び玄関口として商業・業務・行政サービス等の都市機能の集積を図ります (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺は、都市拠点とのアクセスが容易ではない市北東部（主に東部・内間木地域）の地域生活拠点として商業機能の誘導を図ります	
	医療と福祉の拠点		・健康推進センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共公益施設が立地する地区	黒目川を軸に、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図ります	
	水と緑の拠点		・基地跡地周辺 ・朝霞公園 ・城山公園 ・郷戸特別緑地保全地区周辺	豊かな自然・環境の拠点となるまとまった緑地を保全します	
地区	新たな拠点形成地区		・基地跡地	新たな市のシンボルとして、周辺エリアと連携しながら、緑地の保全とともに、多様な周辺施設と連携した土地利用により、地域との交流と活性化を図ります	
	まちづくり重点地区		・朝霞第四小学校跡地及び周辺の国道254号沿道地区 ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺及び大字台地内の東地区の一部	大規模跡地及び周辺地区において、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組みます	
	新市街化地区		・旧暫定逆線引き地区 ・根岸台五丁目土地画整理事業区域	新たに市街化区域に編入した地区などで、都市農地が多く残る地域特性を生かした良好な市街地形成を促進します	
都市軸	広域交通軸	鉄道	 ・JR武蔵野線 ・東武東上線	近隣都市との広域交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進します	
		道路(国道)			
		整備済区間	 ・国道254号、国道254号バイパス(整備済区間)		
	未整備区間	 ・国道254号バイパス(未整備区間)			
	地域交通軸	道路(県道・主要生活道路・都市計画道路)		広域交通軸を補完し、市内の各拠点等を結ぶ地域交通ネットワークを形成します	
整備済区間		 ・整備済区間			
未整備区間		 ・未整備区間			
見直し検討区間	 ・見直し検討区間				
水と緑の軸		・荒川、新河岸川、黒目川、越戸川	河川とその周辺の斜面林や農地と一体となり、自然環境を保全しながら、身近に自然とふれあえる場の創出を図ります		
ゾーン	市街化区域	商業系ゾーン		・商業系用途地域の範囲	経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図ります
		工業系ゾーン		・工業系用途地域の範囲	
		住居系ゾーン		・住居系用途地域の範囲	
	市街化調整区域など	自然空間保全ゾーン		・黒目川、新河岸川周辺に広がる市街化調整区域	水辺空間や緑の保全と、周辺職域に調和するレクリエーション活動の場として活用を図ります
		緑地景観保全ゾーン		・黒目川緑地帯 ・荒川近郊緑地保全区域	水と緑の軸と一体的に自然環境及び景観の保全・創出を図ります
自然と共存する公共公益施設等ゾーン			・黒目川周辺の市街化調整区域で、拠点的な公共公益施設が立地する範囲	良好な自然環境を保全しながら、拠点的な公共公益施設の立地を図ります	
自然と調和のとれたまちづくりゾーン		・内間木地域の一部及び国道254号バイパス沿道	自然資源を保全しながら、既存の集落地職域の維持向上に努めるとともに、広域交通軸を生かした適正な土地利用を図ります		

2. 分野別方針

《分野別方針の設定》

将来像の基本概念を具体的に展開するために、以下の5つの分野別に目標を設定します。



※分野別方針及び地域別構想において、目標、方針などの各項目と、まちづくりキーワードや第5次朝霞市総合計画の基本計画との関係性を示す表記を行っています。

- ・(キーワード 1)：P38の「これから10年のまちづくりの視点(まちづくりキーワード)」に示されたキーワードとの関係性を示しています。数字はキーワード番号を示します。
- ・(V-1-(1)-①)：第5次朝霞市総合計画の基本計画との関係性を示しています。数字は、「章番号-大柱-中柱-小柱」の番号を示します。

(1) 土地利用分野

1) 目標

①基本的な考え方

まちの限られた土地資源を有効に配分し、土地・建物、公共施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、商業・工業・農業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保します。また、市街地では、公共交通の利便性の高い地域を中心に都市機能の集積を図るとともに、市街地の周辺では、都市的土地利用の無秩序な拡散を防止し、農業環境・自然的環境との共生を図ります。

i. 市民・企業（事業者）と協働しながら行政が主体となって行うこと

- ・適正な土地利用の規制・誘導
- ・市全体や地域の活性化に資する有効な土地利用の誘導

【考えられる取組例】

- －民間の工場跡地などの大規模な開発に合わせた周辺環境の整備
- －国道254号沿道の魅力ある商業空間を形成する土地利用の誘導
- －湯〜ぐうじょうの跡地利用 など

ii. 行政と協働しながら市民・企業（事業者）が主体となって行うこと

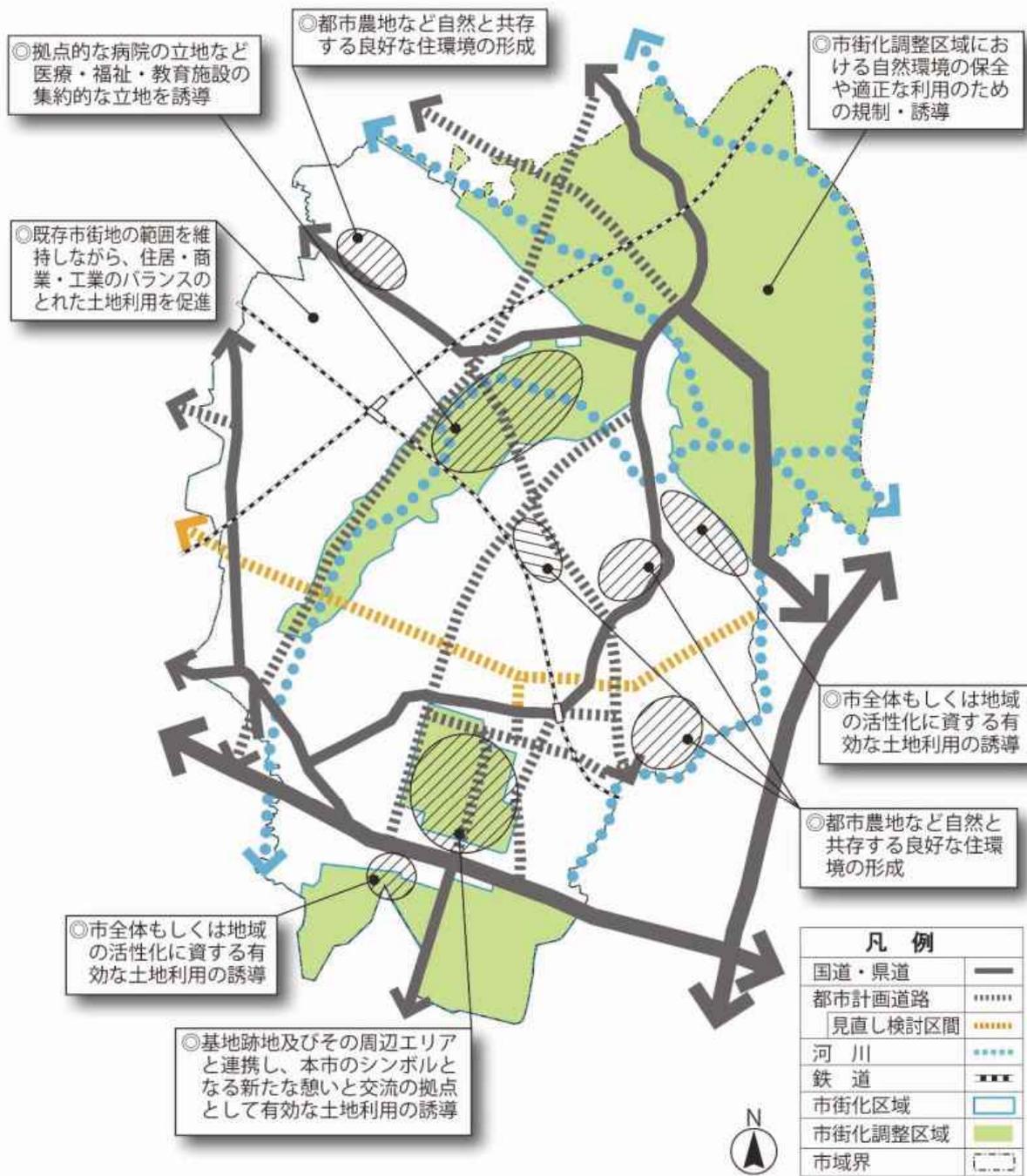
- ・土地の有効な活用
- ・良好な住環境を維持する地区計画や建築協定の活用

【考えられる取組例】

- －旧川越街道や駅前の商店街の活性化（活性化に向けた取組）
- －訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備（駅前のにぎわいづくり）
- －駅周辺の駅前通りなどに面したビルの1階は地区計画などの活用により商店にすることでにぎわいを創出 など

※「考えられる取組例」については、朝霞市都市計画マスタープランの地域別懇談会（第3回）で考えられるまちづくりの取組について意見をいただいたものです。

【本分野のポイント】



※図は概念及び例示であり該当箇所全てを示すものではありません。

②分野の目標

i. 市街地の適正な利用

鉄道駅周辺など公共交通の利便性の高い地域を中心に、市街化の状況、公共施設の整備状況を勘案しつつ、効率的な土地利用を進めます。(キーワード 2)

住宅地などについては、既存の規制・誘導手法を今後も維持し、住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在の防止に努めます。(キーワード 1)

一定規模以上の立地は制限されているものの、工業や商業などと住居が混在している地区もあるため、異なる用途の混在による環境悪化を防止しつつ、秩序ある土地・建物の利用を図ります。(キーワード 1)

また、市街地内にある基地跡地や朝霞第四小学校跡地、企業（事業者）などの大規模跡地については、市全体もしくは地域の活性化に資する有効な土地利用を誘導します。(キーワード 4)

ii. 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）

市街地の周辺に指定されている市街化調整区域については、市街化を抑制し優良な農地や良好な自然的環境を保全することを基本とし、地域特性に応じた適正な利用を図ります。

また、地区計画や建築形態制限を活用して、良好な集落環境の維持を図りながら、土地利用の集約化や一定水準の都市基盤施設の整備を図る制度などを活用して、既存集落のコミュニティの維持・活性化などのための支援・誘導を図ります。(キーワード 5)

【目 標】	⇒	【方 針】
i.市街地の適正な利用	⇒	①住宅系利用
	⇒	②商業業務系利用
	⇒	③工業系利用
ii.市街地周辺の適正な利用 (市街化調整区域の整序)	⇒	④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地 や河川周辺
	⇒	⑤周辺自然環境などと調和する施設地区
	⇒	⑥計画的利用を促進すべき地区
	⇒	⑦集落地・農地など

2) 土地利用分野の方針

①住宅系利用

i. 低層住宅地

宮戸地区、岡地区及び根岸台地区については、河川や農地などの自然環境と調和する低層の戸建て住宅地として、良好な住環境を維持します。

ii. 中高層住宅地

中高層住宅地については、良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図ります。

iii. 幹線道路沿道地区

国道・県道などの比較的広幅員を有する幹線道路の沿道においては、周辺環境との調和や、朝霞市景観計画などに基づく沿道の建築物の形態・意匠・色彩や屋外広告物などのデザインの規制・誘導などによる沿道景観の向上に配慮しながら、自動車利用及び地域の利便性向上などに資する商業業務機能の立地を許容し、日常生活を支える様々なサービス機能を身近に備え、市全体もしくは地域の活性化や利便性を向上させる市街地形成に努めます。（キーワード 2）

iv. 旧暫定逆線引き地区

旧暫定逆線引き地区については、地区計画に基づき、生産緑地地区などの都市農地を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図ります。また、「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき区画道路の整備を推進するなど、関係地権者などとの協力のもとでまちづくりを進めます。（キーワード 10, 17）（V-1-(1)-①）

②商業業務系利用

i. 朝霞駅周辺

朝霞駅周辺の道路など都市基盤整備の推進に加え、商店街の活性化に向け、魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実やおもてなしが感じられる取組などによる空洞化対策を図るとともに、駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなどの都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や魅力的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。（キーワード 2, 4, 7, 14, 25）（V-1-(1)-②）

より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業の拠点の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図ります。（キーワード 2, 26）

ii. 北朝霞駅・朝霞台駅周辺

北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、壁面後退区域の有効活用を行います。また、多くの人々が訪れたいと感じるにぎわいの景観や魅力ある商業空間の形成を図るとともに、周辺の住環境との調和にも配慮します。(キーワード 2, 14)

駅利用者や周辺住民など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ、多様な人々の日常生活における需要を満たす魅力的かつ複合的な機能の充実を促進します。(キーワード 14, 25) (V-1-(1)-②)

比較的駅に近い大学や自然と共存する公共公益施設等ゾーンとの連携の強化を図ります。(キーワード 3)

iii. 国道 254 号沿道

国道 254 号(川越街道)の沿道については、地域の経済を支えるまちづくりを進めるため、広域交通軸に面する立地特性を生かした商業業務系の土地利用の誘導を図ります。(キーワード 14)

iv. その他の商業地

市内各地区の既存商店街については、地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行などに対応するため、子どもや高齢者、障害のある人の生活圏を考慮し、誰もが徒歩圏内で安心して買物ができる空間の形成や利便性の向上を目指します。(キーワード 14, 25)

③工業系利用

工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。(キーワード 1)

工業系用途地域において、工場跡地などに既に中高層の住宅が立地している地域においては、工場などの操業環境の維持を図りながら、状況に応じて適切な土地利用の見直しなどについても検討を行います。(キーワード 1) (V-1-(1)-③)



【旧暫定逆線引き地区の住宅地】



【北朝霞駅・朝霞台駅周辺の商業地】

④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺

朝霞パブリックゴルフ場を含む荒川河川敷一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。(キーワード 12) (V-1-(2)-①)

黒目川、新河岸川などの河川周辺については、斜面林や農地なども含め水と緑の景観の保全に努めるとともに、人々が自然とのふれあいや余暇を楽しめるような親水空間、緑地としての活用を図ります。(キーワード 12)

⑤周辺自然環境などと調和する施設地区

i. 公共公益施設系

黒目川周辺は、健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとぴあ）などの公共施設や東洋大学が立地するほか、日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどができる環境特性をふまえ、拠点的な病院の立地の推進など医療・福祉・教育施設が集約的に立地する土地利用を進めます。また、鉄道駅や周辺市街地からのアクセスの向上及び周辺に残存する農地や自然環境との調和を図ります。(キーワード 3, 9) (V-1-(2)-②)

ii. 産業関連施設系

国道 254 号バイパス周辺や上内間木などの工場や倉庫などの立地が多い地区については、隣接する既存集落地などの周辺環境への配慮や環境悪化の防止に努め、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。(キーワード 1, 5) (V-1-(2)-②)

⑥計画的利用を促進すべき地区

i. 基地跡地

国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換し、その後本市で進められた基地跡地利用に関する検討の経緯をふまえながら、平成 27 年（2015 年）12 月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、土地利用の誘導を図ります。(キーワード 4, 10, 26) (V-1-(2)-③)



【黒目川】



【基地跡地】

ii. その他の大規模跡地

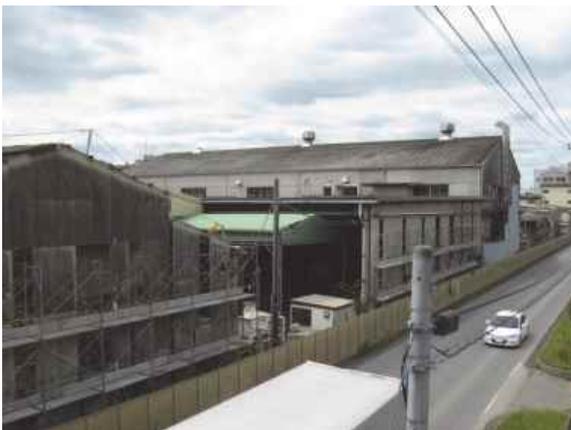
工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地についても、市全体もしくは地域の活性化などに寄与する活用を検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。(キーワード 4)

新たに開通した国道 254 号バイパスについては、自然環境に配慮し調和を図りながら、地域の活性化に資する施設の立地を行うことができるように、地区計画制度などを活用した規制・誘導を行います。(キーワード 5) (V-1-(1)-②)

⑦集落地・農地など

集落や農地などが残存している内間木地域などにおいては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境の維持・向上を図ります。また、農地についても、生産の場としてだけでなく、景観や防災など多様な機能を有し、都市にうるおいや安らぎを与える貴重な自然的資源として維持・保全を図ります。(キーワード 10) (V-1-(2)-④)

農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進します。(キーワード 10) (V-7-(3)-②)

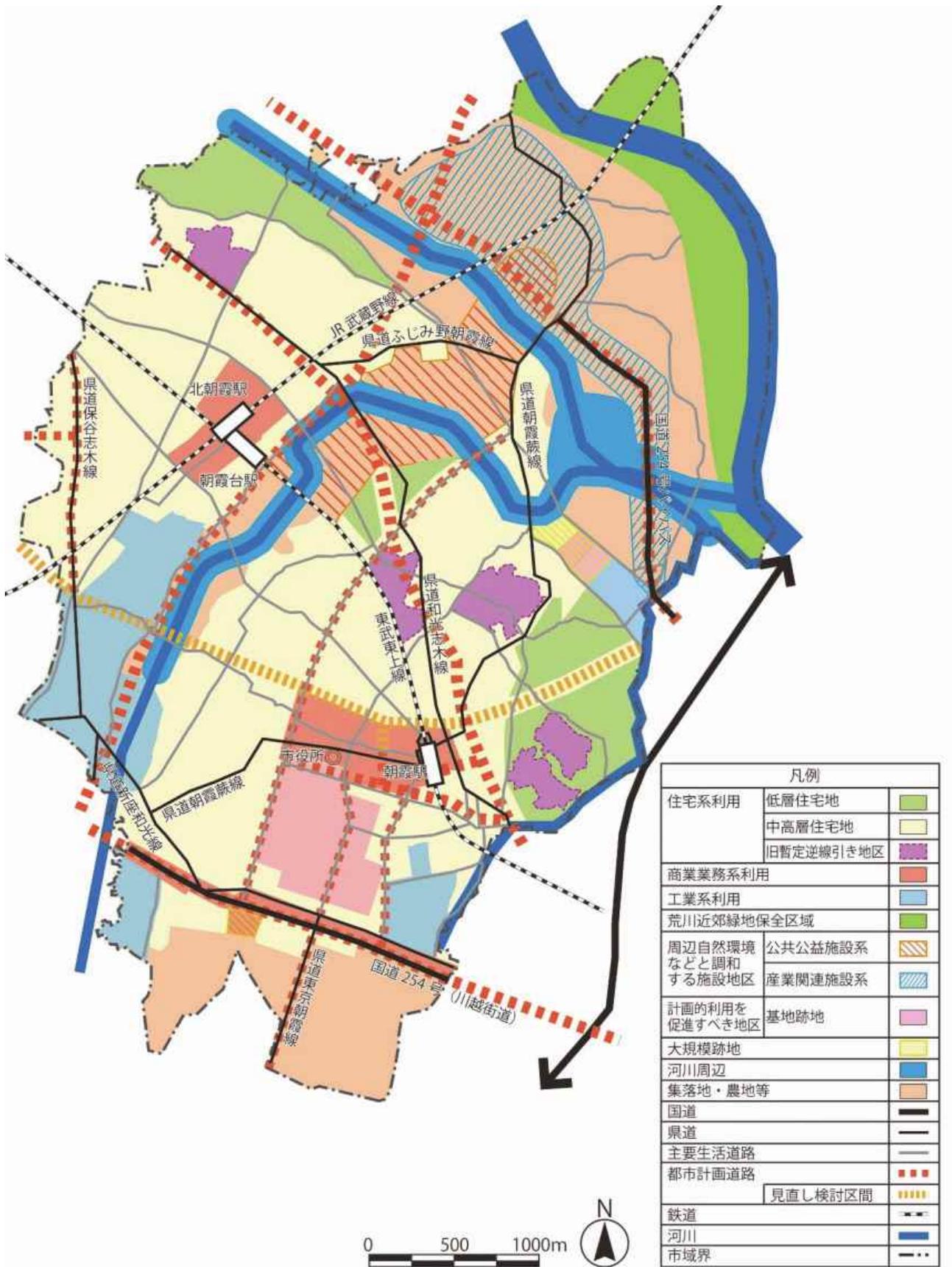


【工場跡地】



【市街化調整区域の農地】

【土地利用分野の方針図】



(2) 道路交通分野

1) 目標

①基本的な考え方

本市全体における公共交通、自動車、自転車、徒歩などの各交通手段が適切に役割分担された交通体系の確立を目指し、道路・交通施設を総合的・一体的に配置し、整備を進めます。

道路・交通施設は、安全で快適な歩行者空間の形成を図るとともに、望ましい道路規模と配置間隔に配慮しつつ、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保持し、都市内の骨格軸を形成するよう整備します。

i. 市民・企業（事業者）と協働しながら行政が主体となって行うこと

- ・都市基盤（インフラ）の整備
- ・道路の適切な維持管理
- ・公共交通機関の利便性の向上

【考えられる取組例】

- －狭あい道路や歩道、通学路の整備
- －都市計画道路の早期開通
- －国道254号バイパス周辺の道路の安全対策
- －県道朝霞蕨線の道路拡幅の推進
- －地域の拠点（公共施設）となる場所への道路整備 など

ii. 行政と協働しながら市民・企業（事業者）が主体となって行うこと

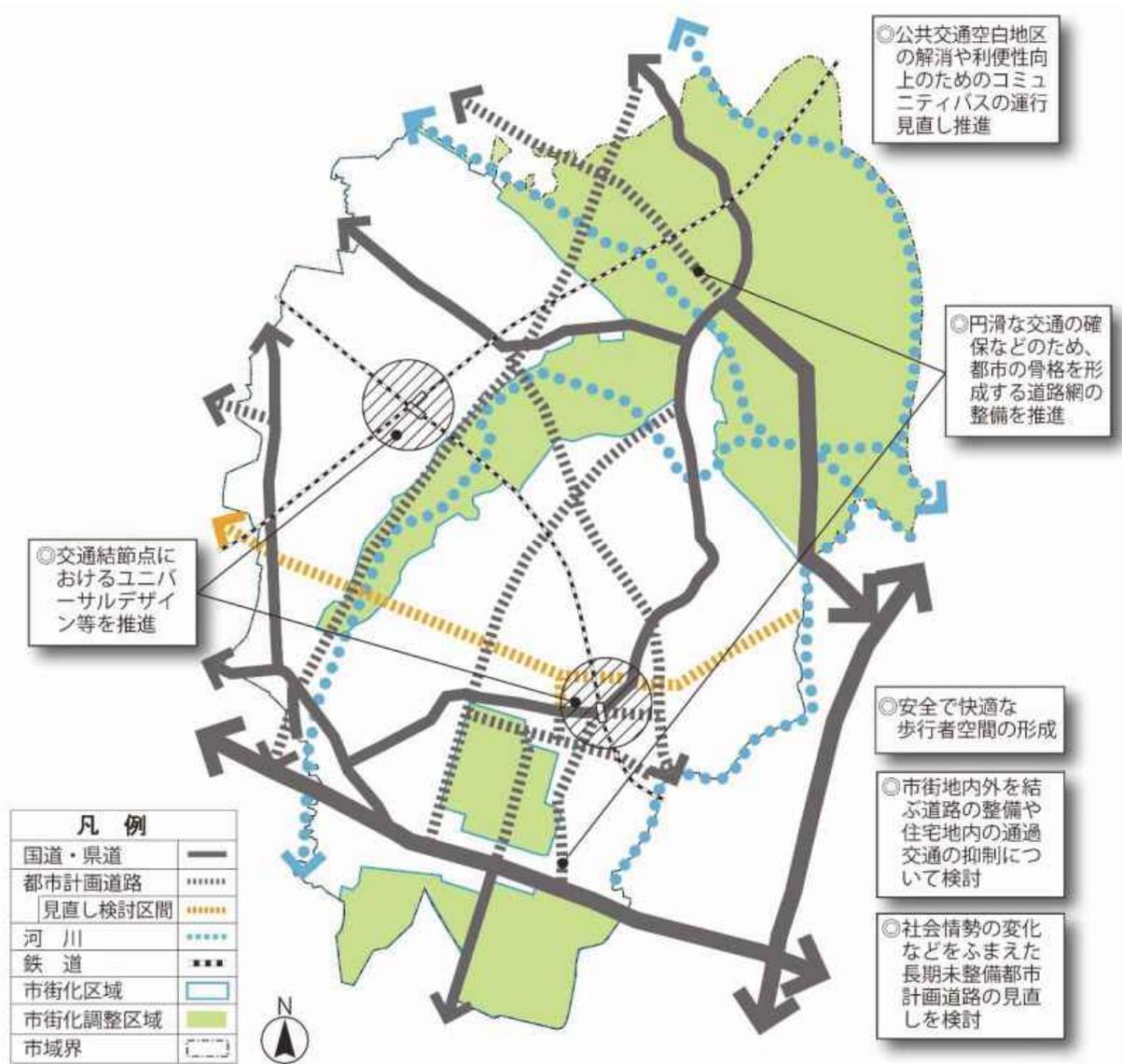
- ・道路の維持・管理意識の向上

【考えられる取組例】

- －小学校周辺の通学路の安全対策
- －地域住民（地域住民発意）による安全対策（一方通行によるモデル地区化）

※「考えられる取組例」については、朝霞市都市計画マスタープランの地域別懇談会（第3回）で考えられるまちづくりの取組について意見をいただいたものです。

【本分野のポイント】



※図は概念及び例示であり該当箇所全てを示すものではありません。

②分野の目標

i. やさしさに配慮した道づくり

子どもから高齢者・障害のある人など誰もが安心して円滑に移動できる環境整備や、安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。(キーワード 8, 9, 25)

地域の住環境にも配慮し、良好な都市環境を形成するよう幹線道路を中心に歩道、街路樹などを備えた道路の整備を進めます。(キーワード 11)

安全な自転車の交通環境を確保するため、幹線道路を中心に自転車通行帯などの整備を図るとともに、自転車の交通ルールの啓発などによりマナーの向上と事故防止を図ります。(キーワード 6)

ii. まちの骨格となる道路づくり

本市と主要都市をつなぐ広域交通軸、市内の各地域をつなぐ地域交通軸の交通の円滑化により、人・物・情報の交流、隣接都市との連携強化や市街地の土地利用の促進を図ります。また、災害時における火災の延焼防止には一定程度の空地の存在が不可欠となるため、防災機能の向上にも資する幹線道路網を国道・県道・都市計画道路を中心に形成します。(キーワード 21)

都市計画道路については、重要度の高い路線は整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正などをふまえ、その必要性や構造の適正さについて検証を行い、廃止を含めた見直しの検討を行います。

iii. 良好な交通環境づくり

日常生活に身近な道路は、まちの骨格となる道路との役割分担に配慮し、面的速度規制や時間帯規制、一方通行などの交通規制の検討を含め、住宅地内の通過交通が抑制されるよう配置し、整備を推進します。(キーワード 7)

安全で快適な交通環境を確保するために、住宅地内における自動車の交通量や速度の抑制対策について地域住民からの要望などをふまえながら検討し、対策を講じていきます。(キーワード 8)

【目 標】	【方 針】
i. やさしさに配慮した道づくり	⇒ ①全ての人にやさしい交通環境の整備 ⇒ ②環境・景観に配慮した交通環境の整備 ⇒ ③歩行者空間の整備
ii. まちの骨格となる道路づくり	⇒ ④幹線道路網の整備
iii. 良好な交通環境づくり	⇒ ⑤安全・快適な道路の整備 ⇒ ⑥公共交通網などの充実・整備 ⇒ ⑦その他交通施設などの充実・整備 ⇒ ⑧新たな公共交通システムの導入検討

2) 道路交通分野の方針

①全ての人にやさしい交通環境の整備

全ての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した公共交通車両などの整備・改善を促進します。(キーワード 9, 25)

自動車の速度の抑制や通過交通の侵入を抑制するために、ハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更や、無電柱化などについて検討し、関係機関へ働きかけていきます。(キーワード 7, 8) (V-2-(1)-①)

橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努めます。(キーワード 19) (V-2-(1)-①)

②環境・景観に配慮した交通環境の整備

公共的な空間である道路は、街路樹や公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路及び沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備に努めます。(キーワード 11) (V-2-(1)-②)

③歩行者空間の整備

高齢者や障害のある人など誰もが安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組みます。(キーワード 25) (V-2-(1)-③)

河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設などへ歩行者及び自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。(キーワード 6)

都市計画道路などを利用し、街路樹の緑を配した歩行者帯や自転車通行帯など、災害時における避難路や延焼防止などの役割も含めた歩行者・自転車空間の確保を図ります。(キーワード 6, 8, 21)

④幹線道路網の整備

i. 広域幹線道路

関越自動車道と連絡する国道 463 号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセスと、県内主要都市間及び市内各地域間の相互の交通を円滑に処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。

(対象道路)

国道 254 号、国道 254 号バイパス

ii. 都市内幹線道路

都市内幹線道路は、市内各地域間及び主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう、適切に配置・整備について検討を進めます。

市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持します。また、歩車道の分離や自転車通行帯の整備などを図り、歩行者や自転車の安全性を確保します。(キーワード 6, 7) (V-2-(2)-①)

都市計画道路は、重要度の高い路線は整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正などをふまえ、路線ごとにその必要性や構造の適正さについて検証を行い、廃止を含めた見直しの検討を行います。

(V-2-(2)-①)

東京オリンピック・パラリンピック大会の会場と最寄駅とを最短で結ぶ都市計画道路観音通線(市道7号線)の整備に加え、経路となる市道8号線(公園通り)などの道路について、ユニバーサルデザインの考え方に基づく対応を進めます。

(キーワード 6, 14)

(対象道路)

都市計画道路(広域幹線道路を除く)、県道、主要生活道路

⑤安全・快適な道路の整備

i. 身近な生活道路の整備

住宅地内などの身近な生活道路における良好な交通環境を形成するとともに、市街地の整備状況や交通量とのバランスを考慮し、住宅地の特性に応じた適切な生活道路の整備を進めます。(キーワード 7) (V-2-(3)-①)

快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業(事業者)・行政が協働して道路を美しく保つなど、道路の維持・管理意識の向上を図ります。(キーワード 11)

地域住民の意向をふまえた私道の整備助成を行います。(V-2-(3)-①)



【国道254号バイパス】



【市道7号線(観音通線)】

ii. 交通規制の改善

交通安全施設の整備の充実とともに、住宅地内など一定の区域内における速度抑制や幹線道路からの通過交通の抑制などを図るため、既に指定されている幸町2丁目や三原1丁目などのゾーン30や、一方通行、時間帯による車両規制などの交通規制の推進を図り、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが安全に通行できるように歩行者の安全対策を進めます。特に、通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施します。また、具体的な交通安全対策の検討にあたっては、地域住民などの意向をふまえて進めます。(キーワード 7, 8, 25) (V-2-(3)-①)

自転車や歩行者の交通ルールの啓発などにより、交通マナーの向上と事故防止を図ります。(キーワード 6)

⑥公共交通網などの充実・整備

高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、コミュニティバスの運行ルート見直しや拡充を進め、公共交通サービスの利用が不便な公共交通空白地区の解消や、利便性の向上を図るとともに、路線マップや時刻表の配布、運行情報の発信など、利用促進のための情報提供に努めます。また、隣接都市との連携などによる運行サービスの充実についても検討します。(キーワード 9) (V-2-(3)-②)

鉄道、路線バスなどの事業者に対し、駅施設の充実や運行維持や路線拡充などを働きかけ、公共交通機関の利便性の向上に努めます。(キーワード 9) (V-2-(3)-②)

⑦その他交通施設などの充実・整備

i. 交通結節点の整備

鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能(駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路)を総合的に充実させるとともに、誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。(キーワード 9) (V-2-(3)-②)



【交通規制 (ゾーン 30)】



【コミュニティバス(市内循環バス「わくわく号」)】

ii. 駐車場

朝霞駅南口及び東口の駅前における行政・企業（事業者）の役割分担による自転車・自動車の駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者などとの連携を考慮し、市民が利用しやすい駐車場の整備や利用の促進を図ります。特に自転車駐車場については、駅周辺の歩行空間の活用も検討します。（キーワード 2）（V-2-(3)-③）

⑧新たな公共交通システムの導入検討

環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを目指し、本市の総合的な交通環境の改善を図るため、自転車や公共交通機関利用への転換促進、新たな公共交通システム導入などの検討を進めます。（キーワード 9）

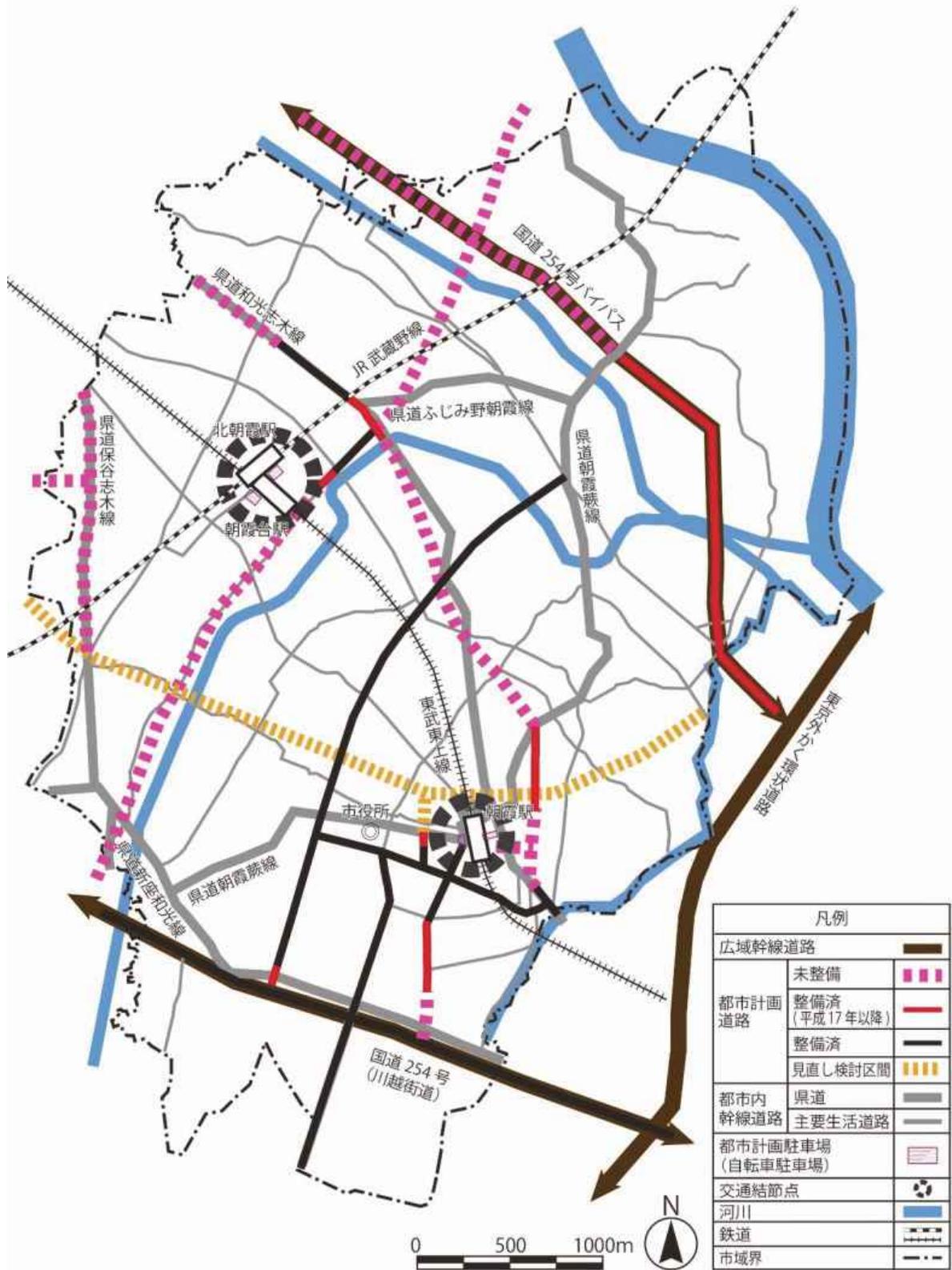


【北朝霞駅東口駅前広場】



【自転車駐車場】

【道路交通分野の方針図】



(3) 緑・景観・環境共生分野

1) 目標

①基本的な考え方

本市には、他市に誇るべき多くの湧水と4本の河川があり、また武蔵野台地の崖線には多くの斜面林が残り、これらが本市の特徴的な水と緑の要素となっています。これらの自然環境の保全に努めるほか、道路を含めた公共公益施設や民有地における緑の保全・創出などのための緑化施策を総合的に推進し、緑の確保を図ります。また、ヒートアイランド現象などの都市気候対策、生態系や生物多様性の保全、防災性の向上、自然とのふれあいなどの観点からも緑とオープンスペース（空地）の確保を図ります。

都市基盤整備の推進にあわせ、住宅都市としての景観の保全と向上を図り、地域住民との合意形成のもと、朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。また、自然と調和し統一のとれた美しいまちなみづくりや、地域の資源を生かしつつゆとりとうるおいのある都市景観の形成を図ります。

埼玉県が策定し、都市計画区域マスタープランで位置づけている「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」に基づき、緑化施策を総合的に講じます。

誰もが快適に住み続けられ、全ての人や生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いた持続性のある循環型社会の形成を目指します。

i. 市民・企業（事業者）と協働しながら行政が主体となって行うこと

- ・良好な景観づくりの誘導
- ・歴史資源の保護・活用

【考えられる取組例】

- 一 駅と黒目川を結び、川沿いを散策できる歩行者および自転車ネットワークの充実
- 一 地域の歴史的資源や自然環境をめぐる散策路の整備や自転車ネットワーク
- 一 建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや色彩、街並などの適正な規制・誘導（再掲）（地区計画などの支援） など

ii. 行政と協働しながら市民・企業（事業者）が主体となって行うこと

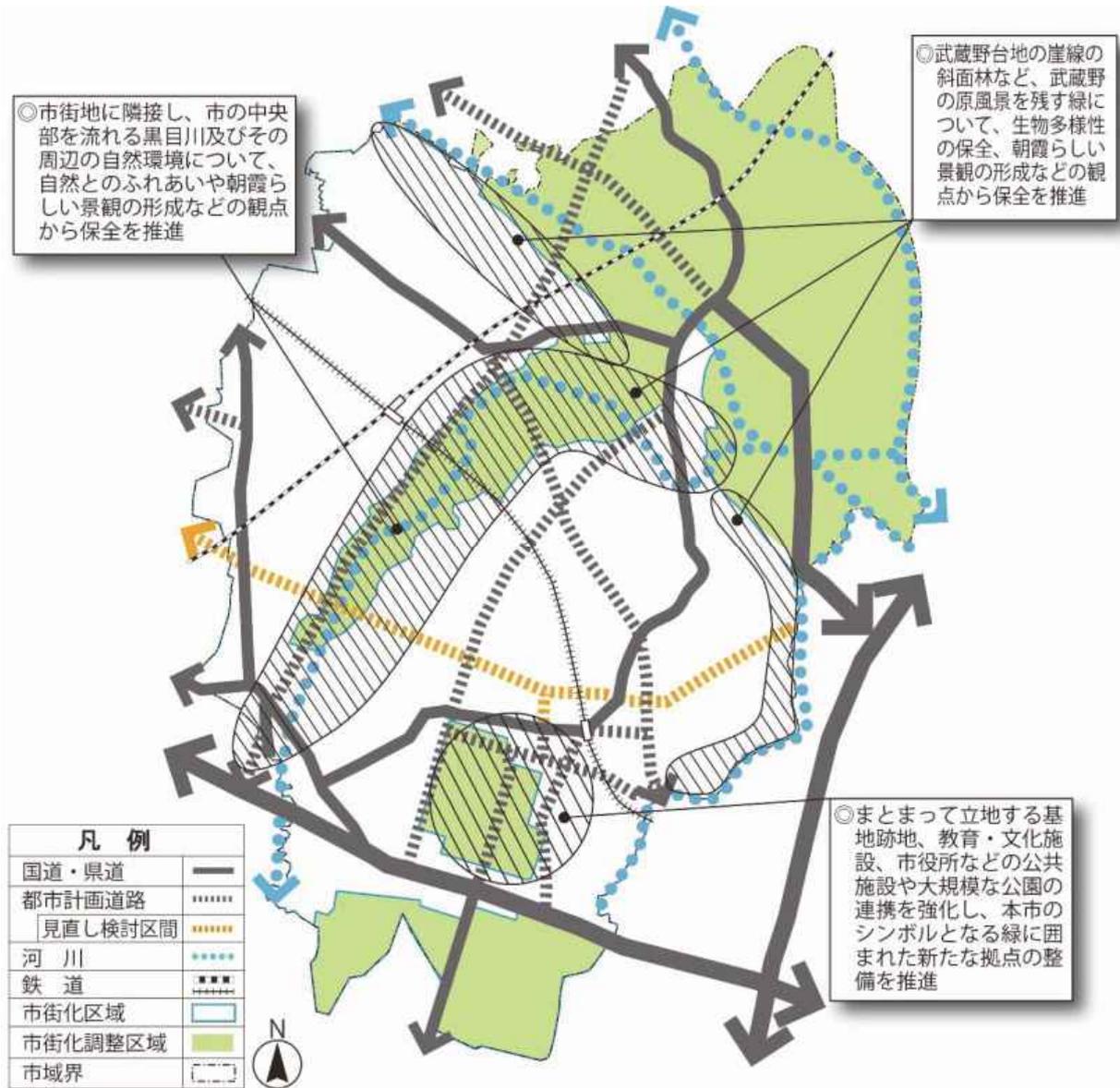
- ・地域の活動や景観づくりへの主体的な参加・協力
- ・農地の保全、適正な利用・活用

【考えられる取組例】

- 一 建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや色彩、街並などの適正な規制・誘導（再掲）（地区計画などのルールを活用）
- 一 優良な農地の保全 など

※「考えられる取組例」については、朝霞市都市計画マスタープランの地域別懇談会（第3回）で考えられるまちづくりの取組について意見をいただいたものです。

【本分野のポイント】



※図は概念及び例示であり該当箇所全てを示すものではありません。

②分野の目標

i. まちの骨格となる緑づくり

本市の緑を特徴づけている河川、台地の崖線に残存する斜面林、屋敷林などの保全に努めるとともに、市民の日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどの需要に対応するよう、朝霞市みどりの基本計画に基づき、緑地の保全、緑化推進及び公園の計画的な整備・管理に関する施策を総合的に推進します。また、農業振興や農地に係る制度により農地を保全し、適正な利用・活用を図ります。(キーワード 10, 12)

ii. うるおいのある生活環境づくり

生態系や生物多様性を保全するうえで、公園・緑地は重要な役割を担っています。また、少子高齢化に対応した公園の機能の見直しも必要です。これらをふまえて、身近な公園・緑地の適正な配置・整備・管理に努めるとともに、主要な公園・緑地や湧水地などを結ぶ河川、道路などを軸にした水と緑のネットワークづくりに努めます。また、日常的生活空間である住宅地では、地域住民との協働による身近な景観づくりを推進します。(キーワード 10, 11)

iii. まちの魅力を生み出す景観づくり

朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。また、朝霞市景観計画に基づき、地域の特性を生かし、斜面林、黒目川などの自然や伝統的な行事が行われる社寺、文化財などの歴史的風土などを景観資源として保全・活用するとともに、鉄道駅や幹線道路周辺などの拠点的な区域においては、多くの人々が交流するにぎわいや活気を感じられる景観の創出に努めます。(キーワード 12, 14, 26)

iv. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

自然との共生や地球環境への負荷を軽減する観点から、低炭素社会に向けて環境にやさしいまちを目指して、自然再生エネルギーの積極的な活用など循環型まちづくりのための取組を推進します。(キーワード 13)

【目 標】

【方 針】

i. まちの骨格となる緑づくり	⇒	①武蔵野の原風景を継承する緑の保全
	⇒	②市民生活のうるおいとしての農地の保全
	⇒	③計画的な緑づくり
ii. うるおいのある生活環境づくり	⇒	④水と緑のネットワークの充実
	⇒	⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成
iii. まちの魅力を生み出す景観づくり	⇒	⑥まちのうるおいとなる景観形成
	⇒	⑦地域資源を生かした景観形成
iv. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	⇒	⑧環境に配慮した施設などの整備
	⇒	⑨雨水流出抑制の推進

2) 緑・景観・環境共生分野の方針

①武蔵野の原風景を継承する緑の保全

武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などは、武蔵野の原風景を残す貴重な緑地であり、生態系や生物多様性、景観、また防災面でも重要であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定の拡充や朝霞市みどりのまちづくり基金制度の活用などにより緑地の保全、緑化の推進及び市民ボランティアと協力した緑地の管理に努めます。また、屋敷林・社寺林などまとまりのある樹林についても、地域の特徴ある景観を形成する資源として位置づけ、その保全・創出を図ります。(キーワード 11, 12) (V-3-(1)-①)

②市民生活のうるおいとしての農地の保全

市街化調整区域内の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。

市街化区域内の生産緑地地区については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地として保全します。特に生産緑地地区が多い旧暫定逆線引き地区などについては、地域特性を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図ります。

遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、農地の有効活用を進めるため、借地利用の可能性などについて検討します。(キーワード 10) (V-3-(1)-②)

③計画的な緑づくり

i. 身近な公園等の維持・充実

公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民の憩いの場や多世代交流の場、美しい都市景観の形成など多面的な機能を有しており、良好な都市生活の基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して、位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画的に配置し、整備を推進し、適切に管理を行います。

また、児童遊園地など身近で安全な子どもの遊び場の確保を図ります。(キーワード 10, 22, 23, 25, 26) (V-3-(1)-③)



【宮戸特別緑地保全地区と農地】



【城山公園】

ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備

朝霞駅から国道254号周辺の地区については、基地跡地、教育・文化施設、市役所などの公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模な公園が集まっているため、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑に囲まれた新たな拠点として位置づけ、整備を図ります。(キーワード 4)

④水と緑のネットワークの充実

市内中央部を流れる黒目川沿いに整備された桜や地域の植生をふまえた並木のある遊歩道などの適正な維持管理に努めます。(キーワード 11) (V-3-(2)-①)

河川を軸にし、周辺の緑や公園と連携する遊歩道の整備を検討します。また、主要な道路への街路樹の植栽など緑化を進め、水と緑のネットワークの強化を図ります。(キーワード 11)

公園や河川については、近隣市との連携による一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワークの形成を図ります。

⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成

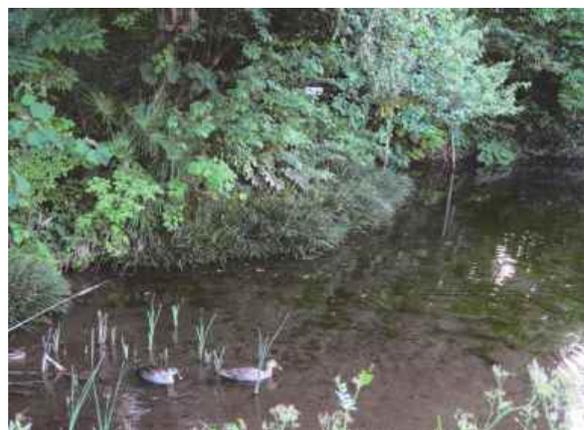
朝霞市みどりの基本計画に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めます。また、マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するとともに緑化の推進に努めます。また、緑化協定など地域住民の発意・合意形成のもとで緑化を推進するルールづくりも有効であることから、制度の啓発を推進します。(キーワード 11) (V-3-(2)-②)

公共公益施設については、敷地内の緑化を推進するとともに、企業(事業者)の大規模施設や空地などにおいても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与します。(キーワード 11)

自然とふれあえる水辺空間の確保・充実のため、様々な水生生物などが生息する市内各所に点在する湧水の保全・活用を図ります。また、荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、水質の保全に努めながら、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討します。(キーワード 12) (V-3-(2)-②)



【市道8号線(公園通り)のケヤキ並木】



【湧水代官水】

⑥まちのうるおいとなる景観形成

i. 主要な拠点・軸の形成

基地跡地は人々が集いやすく交流ができる場として、その他の水と緑の拠点や河川は水と緑が織りなすうるおいを感じる場として、それぞれ景観形成を図ります。また、朝霞駅及び北朝霞駅・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしいおもてなしが感じられるにぎわいの景観形成を図り、さらに県道朝霞蕨線の一部（朝霞駅南口駅前通り）は無電柱化を検討します。（キーワード 2, 10, 12）（V-3-(3)-①）

国道、県道、都市計画道路など主な幹線道路は、地域資源を生かしたまちなみの形成や街路樹による緑の景観形成など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりに努めます。（キーワード 11）（V-3-(3)-①）

ii. 土地区画整理事業地区などの良好な市街地

土地区画整理事業の進捗や地区計画に基づく新市街地整備などにあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった安全で快適な市街地景観の形成を図ります。（キーワード 17）

iii. 先導的な景観づくりとしての公共施設

地域に身近な学校や公民館などの公共公益施設の整備にあたっては、周辺環境になじむような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備などによる統一感や連続性の確保を図るなど、地域の景観形成のモデルにもなるように努めます。（キーワード 11）

⑦地域資源を生かした景観形成

i. 地域に身近な資源の活用

地域の特性を生かしたまちなみを創出し、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指すため、緑や坂道などを生かした景観形成を図ります。黒目川などの河川や斜面林、湧水などの自然資源、川越街道膝折宿、社寺、民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を残しており、景観形成において重要な要素であることから、これらの活用を検討します。（キーワード 11, 12）（V-3-(3)-②）

整備された柵塚古墳歴史広場、旧高橋家住宅など歴史資源の活用を図ります。

残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物などについては、所有者の意向などをふまえつつ、景観形成などにおけるまちづくり資源として保護・活用などを検討します。

「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールスの一環として活用を図ります。（V-9-(1)-②）

ii. 市民参加による景観づくり

朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地区の特性を生かした協働による景観づくりを推進します。（V-3-(3)-②）

生活に最も身近な空間となる住宅地においては、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、安全で快適な住み心地の良い景観づくりを誘導します。また、商店街や工業地周辺においても、道路や工業施設周辺の緑化支援を充実するなど、地域に関わる人々との協働による景観づくりを継続することで、誰もが愛着を感じられるまちを目指します。(キーワード 17)

⑧環境に配慮した施設などの整備

地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅などの整備のあり方や、環境への負荷の少ない自然再生エネルギー利用などについて検討を進めます。(キーワード 13) (V-3-(4)-①)

市民・企業（事業者）・行政などの各主体が、自らの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えていることを認識したうえで、それぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、具体的に行動することが求められています。こうした環境にやさしいまちづくりに向けた活動を促進するための情報提供や支援の充実を進めます。

また、一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体及び再資源化など、建設工事に係るリサイクルなど環境に配慮した取組を一層促進します。

さらに、地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大を促進していることから、本市においても検討を進めます。

⑨雨水流出抑制の推進

健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置や、地下水のかん養を図るための浸透施設などの普及など、まちづくりにおける一体的な対策を図ります。

500m²を超える開発事業に対して、雨水の浸透または貯留施設の設置を指導し、また住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努めます。(キーワード 20) (V-3-(4)-②)

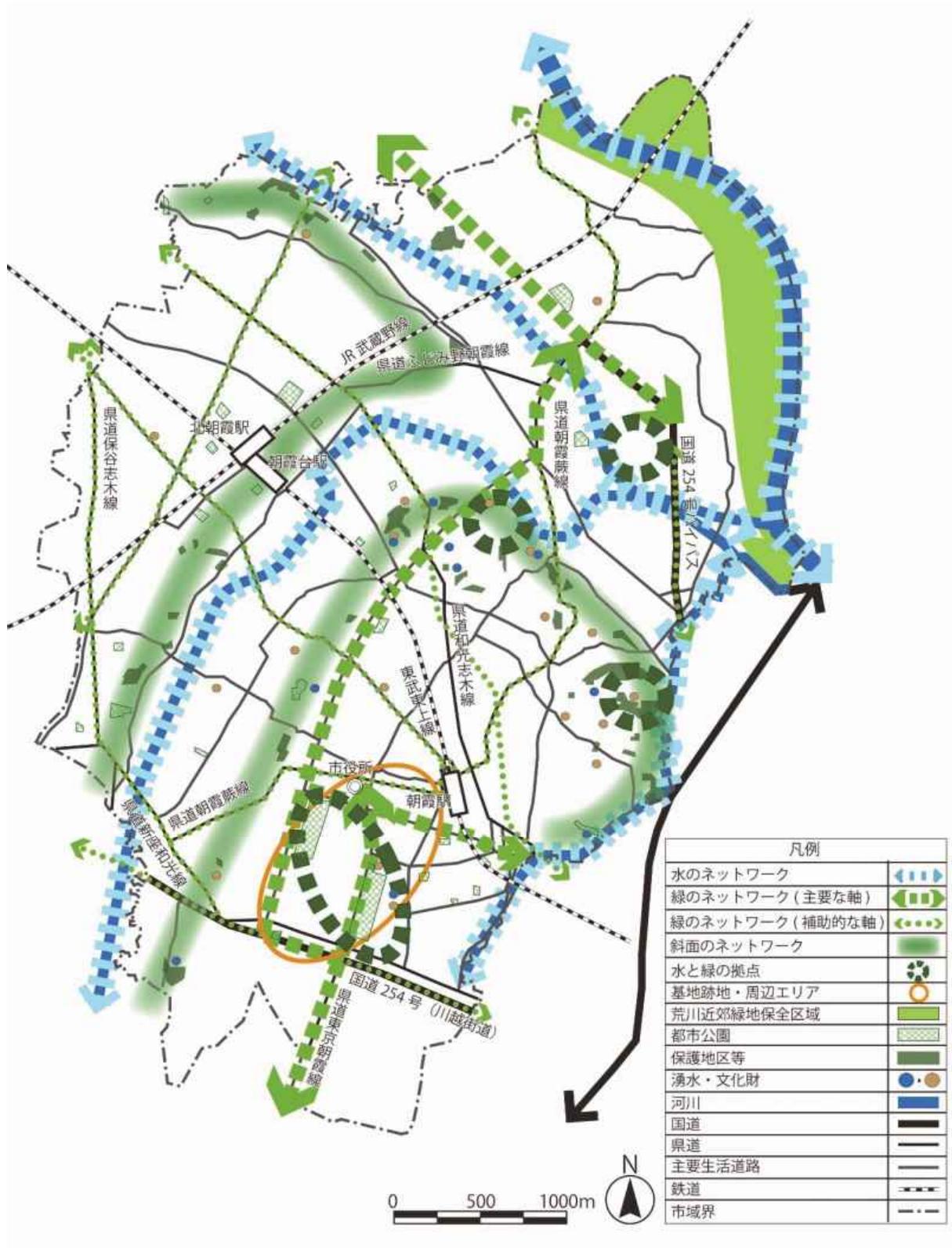


【黒目川】



【基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」】

【緑・景観・環境共生分野の方針図】



(4) 市街地整備分野

1) 目標

①基本的な考え方

市街地の成り立ちを考慮し、土地区画整理事業などの一体的な面整備や公共施設の整備改善などを進め、まちの防災、健康、衛生環境面などに配慮したバランスのとれた住環境の形成や都市機能の向上を図ります。

i. 市民・企業（事業者）と協働しながら行政が主体となって行うこと

- ・生活基盤の整備・更新（土地区画整理事業）

【考えられる取組例】

- －地区計画や建築協定などの制度を活用した良好な住宅地の形成 など

ii. 行政と協働しながら市民・企業（事業者）が主体となって行うこと

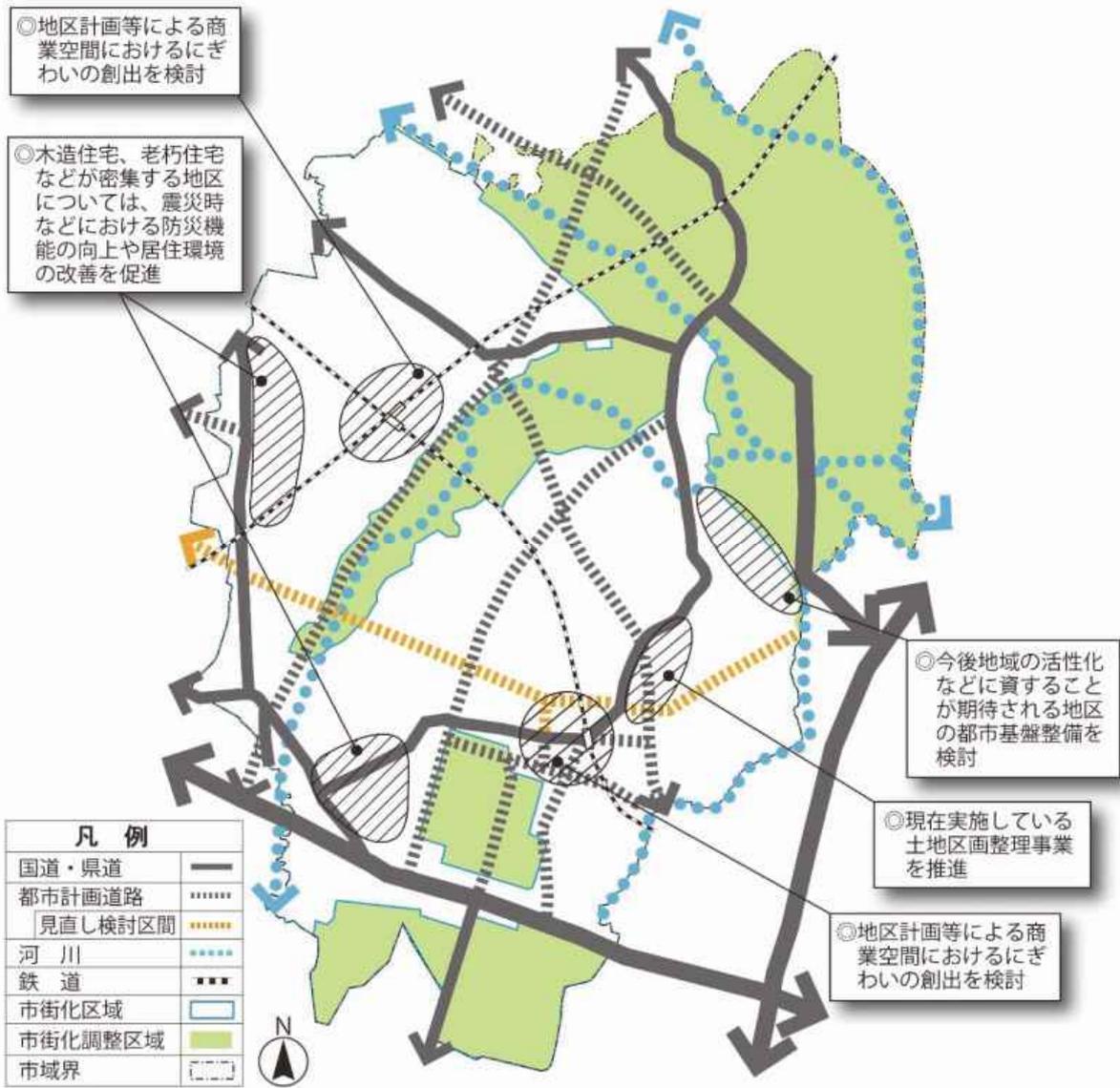
- ・良好な市街地環境の維持・向上

【考えられる取組例】

- －地区計画や建築協定などの制度を活用した良好な住宅地の形成 など

※「考えられる取組例」については、朝霞市都市計画マスタープランの地域別懇談会（第3回）で考えられるまちづくりの取組について意見をいただいたものです。

【本分野のポイント】



※図は概念及び例示であり該当箇所全てを示すものではありません。

②分野の目標

i. 特性に応じた市街地づくり

現在実施している土地区画整理事業の推進とともに、地区計画や建築協定なども含め地区の状況に応じた最適な手法を総合的に検討し、良好な市街地環境の維持・向上を図ります。(キーワード 17)

ii. 上水道の整備・充実

最も基本的な生活基盤である上水道の整備や老朽施設の更新を推進します。
(キーワード 16)

iii. 公共下水道の整備

都市の健全な衛生環境を維持するうえで必要不可欠な施設である下水道の整備を推進します。(キーワード 16)

【目 標】	⇒	【方 針】
i. 特性に応じた市街地づくり	⇒	①土地区画整理事業を実施している地区
	⇒	②土地区画整理事業の完了地区
	⇒	③基盤整備の検討地区
	⇒	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進
ii. 上水道の整備・充実	⇒	⑤安全・安心な水の供給
	⇒	⑥水道事業の健全運営
iii. 公共下水道の整備	⇒	⑦汚水排水施設の整備
	⇒	⑧雨水浸水対策の推進

2) 市街地整備分野の方針

① 土地区画整理事業を実施している地区

現在実施している土地区画整理事業地区については、引き続き当該事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指します。(キーワード 17) (V-4-(1)-①)

(対象地区)

根岸台五丁目土地区画整理事業(組合施行)
岡一丁目土地区画整理事業(個人施行)

② 土地区画整理事業の完了地区

土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、建て詰まり(建物が密集した状態)の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。(キーワード 1, 17) (V-4-(1)-②)

(対象地区)

北朝霞土地区画整理事業、本町一丁目土地区画整理事業、越戸土地区画整理事業、
広沢土地区画整理事業、向山土地区画整理事業

③ 基盤整備の検討地区

狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅、老朽住宅などが密集する朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。敷地・建物の共同化や既存建築物の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース(空地)の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上に努めます。(キーワード 13, 15, 22) (V-4-(1)-③)

根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討します。(キーワード 4)



【根岸台五丁目土地区画整理事業】



【朝霞駅南口駅前広場】

④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進

住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの活用を促進することで、住環境の向上や商業空間におけるにぎわいの創出を図るとともに、地域特性に応じたまちづくりを進めます。(キーワード 14, 17) (V-4-(1)-④)

今後増加が懸念されている空き家等や老朽マンションなどについて、実情をふまえ、除却や利活用、管理の適正化などの対策を促進します。(キーワード 18, 24) (I-2-(1)-②、V-4-(1)-④)

⑤安全・安心な水の供給

水道施設の耐震化や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努めます。また、災害時の給水を確保するため、応急給水所の整備とともに、埼玉県や市内にある東京都朝霞浄水場との連携を図ります。(キーワード 16) (V-4-(2)-①)

⑥水道事業の健全運営

給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努めます。(V-4-(2)-②)

⑦汚水排水施設の整備

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の環境保全、浸水の防除、健全な水循環の確保などの役割を担っています。今後も、旧暫定逆線引き地区の汚水管整備を行うなど、市街化の動向及び都市基盤の整備状況との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるほか、汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。(キーワード 16) (V-4-(3)-①)

下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資斡旋や、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、公共下水道の普及に対する取組を進めます。(キーワード 16)

⑧雨水浸水対策の推進

近年多発するゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水流出抑制を推進します。また、雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。(キーワード 20) (V-4-(3)-②)

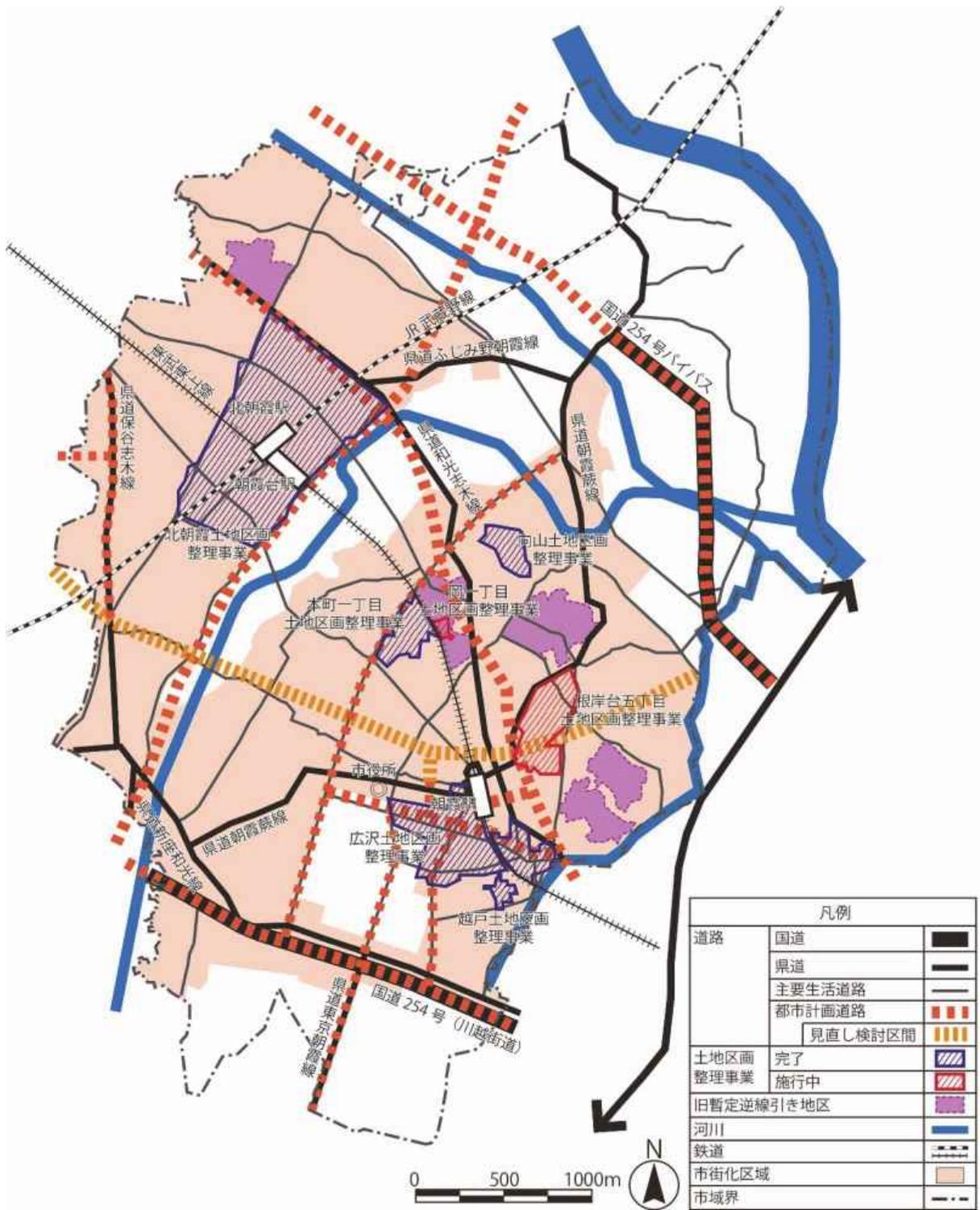


【朝霞水門】



【雨水浸水対策工事】

【市街地整備分野の方針図】



(5) 安全・安心分野

1) 目標

①基本的な考え方

地震・火災など災害の被害を最小限に抑えるとともに、予防と災害発生時における組織的な初期対応のため、地域における防災対策を促進します。また、安全・安心に暮らせる防犯環境づくりを進めます。子どもや高齢者、障害のある人など誰もが、身近な地域において、安全に、安心して利用できる都市機能や生活サービスを享受できるように、都市機能の集積や公共交通などのアクセスを充実させることで、便利で快適な「歩いて暮らせるまちづくり」を進めます。

i. 市民・企業（事業者）と協働しながら行政が主体となって行うこと

- ・災害に強い市街地の形成

【考えられる取組例】

- －雨水対策を重点的に進める
- －木造の建築物が密集する地域の空き家対策
- －浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保
- －城山公園など安全に配慮した公園の整備
- －子どもを犯罪や事故から未然に防ぐ街路樹の整備 など

ii. 行政と協働しながら市民・企業（事業者）が主体となって行うこと

- ・地域における防犯活動などへの参加

【考えられる取組例】

- －子どもを犯罪や事故から未然に防ぐ街路樹の整備（地域住民による公園樹木の剪定など）
- －救急医療の充実 など

※「考えられる取組例」については、朝霞市都市計画マスタープランの地域別懇談会（第3回）で考えられるまちづくりの取組について意見をいただいたものです。

②分野の目標

i. 災害や犯罪に強いまちづくり

地震・火災などに強い市街地の形成や、市街地における保水機能や浸水対策の強化を進めます。(キーワード 15, 20)

犯罪発生に対応した犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。(キーワード 23)

ii. 全ての人にやさしいまちづくり

子ども、高齢者、障害のある人など誰もが使いやすい施設への改良や、誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板など）の導入など、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し、全ての人にやさしく、安心して、安全・快適に暮らせる配慮が行き届いたまちの実現を図ります。(キーワード 25)

【目 標】

【方 針】

i. 災害や犯罪に強いまちづくり	⇒	①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり
	⇒	②避難場所・避難道路の確保
	⇒	③市街地における防犯機能の向上
ii. 全ての人にやさしいまちづくり	⇒	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備
	⇒	⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進
	⇒	⑥ライフステージにあわせた住環境形成

2) 安全・安心分野の方針

①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

i. 市街地における防災性の向上

朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などの木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、道路に接していない住宅地、狭あい道路や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、比較的小規模な地区における土地区画整理事業、防火地域・準防火地域の指定、地区計画制度などにより、建築物の不燃化、耐震化、共同化などを促進するとともに、地区の特性に応じて道路、公園などの都市基盤の整備を推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。（キーワード 15, 17, 18, 21）（V-5-(1)-①）

幹線道路、公園・緑地、河川、鉄道は、市街地を区切り火災の延焼拡大を防止する延焼遮断帯としての機能も有するため、これらのネットワークの整備・充実について検討します。

ii. 商業業務地における不燃化の促進

鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。

iii. 水害に強いまちづくり

集中豪雨などによる家屋浸水や道路冠水などの軽減を図るため、雨水排水施設、水路などの計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。（キーワード 20）（V-5-(1)-①）

道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発事業などに際しては雨水貯留槽などの雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、住宅地や事業所における緑化や雨水浸透ますの設置などの促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。（キーワード 20）（V-5-(1)-①, V-4-(3)-②）

存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能などを勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除機能の向上を図ります。



【緊急輸送道路となる国道 254 号】



【朝霞中央公園における訓練】

iv. ライフライン施設の安全性の向上

都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給ができるよう安全性・信頼性の向上を促進します。

既存の公共施設については、維持費とともに環境への配慮も含め、できるだけ長期にわたって活用できるように計画的に適切な維持・管理を推進します。また、統廃合などにより使われなくなった施設については、地域の実情にあわせて新たな活用方を検討し、地域の活性化などに努めます。(キーワード 19) (V-5-(1)-①)

②避難場所・避難道路の確保

i. 避難場所等の確保

朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園などについては、耐震診断などの調査を実施し、その結果に基づく耐震化対策やバリアフリー化を進め、誰もが安全に避難できる場所としての機能確保を計画的に推進します。また、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、公園・緑地などについては、自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を推進します。(キーワード 22) (V-5-(1)-②)

基地跡地については、災害時の防災拠点として、避難地としての空地の確保などにより、防災にも配慮した多面的活用を検討します。(キーワード 4, 22) (V-5-(1)-②, V-1-(2)-③)

ii. 避難道路の確保

災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が進入できない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。また、今後の開発事業などに際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。(キーワード 15, 21) (V-5-(1)-②)

災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地などの防災緑地の整備に努めます。

高齢者・障害のある人など全ての人が円滑に避難できるように、十分な幅員の確保や段差の解消などに配慮した安全な歩行者空間を確保します。(キーワード 21) (V-5-(1)-②)

③市街地における防犯機能の向上

犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。

道路や公園などの整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物や植栽の配置を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

また、防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、自主防犯パトロール隊などの組織の育成や、建物の配置やまちなみへの配慮など、

防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努めます。(キーワード 23)
(V-5-(1)-③)

高齢化、核家族化の進展に伴い管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、市民が安心して生活できる環境を確保するために管理不全の防止に努めます。(キーワード 24)
(I-2-(1)-②)

④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備

商業・行政・医療・福祉・教育・文化などの日常生活に資する多様な都市機能を計画的に集積し、また、これらの拠点へのアクセスとして、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図ることで、過度に自動車に依存することなく、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが身近な地域で日常生活に必要な買い物やサービスを安心して受けられるように、小規模でも充実した市街地の形成を目指します。(キーワード 9, 25)

また、都市機能が集約した拠点やその周辺において開催されるイベントなどへの様々な世代・立場の市民の参加を促進することで、多様な主体が協働して全ての人にやさしいまちづくりを図ります。(キーワード 26)

⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進

i. 安心・快適に生活できる環境づくり

高齢者・障害のある人に限定せず、全ての人々が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消、点字ブロックの配置などに配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。(キーワード 25)

埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設、商業業務施設、マンション、学校など、多くの人々が利用する建築物のユニバーサルデザイン化を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。

また、ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、全ての人々が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進めます。(キーワード 25)



【避難場所となる青葉台公園】



【安全な歩行者空間が確保された歩道】

ii. 公共施設等の整備

スポーツ施設などの修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど誰もが安心して利用できる施設づくりを推進します。(キーワード 19) (Ⅲ-3-(2)-①)

コミュニティ施設については、朝霞市公共施設等総合管理計画に従い適切な施設の改修を行います。(キーワード 19) (Ⅳ-3-(2)-①)

ごみ処理施設については、新たな施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。(キーワード 19) (Ⅳ-2-(2)-②)

⑥ライフステージにあわせた住環境形成

市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう必要な支援策を検討します。周辺住民の生活環境を悪化させる恐れのある空き家等の発生を防止するよう努めます。また、空き家等の活用を促進するための情報提供や利活用のあり方について検討します。(キーワード 24) (Ⅰ-2-(1)-②)

入居が敬遠されがちな高齢者などの居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。(Ⅴ-5-(2)-③)

高齢者・障害のある人などの自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢などによって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン化などへの支援体制の充実を図ります。(Ⅴ-5-(2)-③)

公営住宅については、住宅に困窮する市民のほか、特に高齢者や低所得者に向け、市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

また、市が借り上げた公営住宅の借上げ期間が平成 36 年 4 月までとなっていることから、借上げ期間満了後の公営住宅のあり方について、検討を進めます。(Ⅴ-5-(2)-④)



【内間木公園】



【コンフォール東朝霞】

第3章

地域別構想

1. 地域区分

(1) 地域区分の検討要素

地域区分の設定については、以下のとおり、地域ごとに居住人口バランスや、将来のまちづくり構想を考えるにあたり、地域拠点や交通軸などの要素が特定の地域に極端に偏らないことも考慮し、地域区分を設定します。

【地域区分の検討要素】

地域区分要素	朝霞市における状況
①行政サービスの単位となる区分	町字別では22区分、小学校区10区、中学校区5区、公民館利用区分として6区分があります。
②地域等による構造的な区分	<p>本市の区域を地形で分類すると武蔵野台地と荒川低地に大別されます。武蔵野台地は北朝霞駅・朝霞台駅周辺と朝霞駅、市役所、基地跡地周辺などが含まれ、市街地を形成している部分で、一方、荒川低地は荒川、新河岸川、黒目川沿いの部分となっています。</p> <p>基地跡地などがある南西側が高く、北東側の荒川に向かって低くなっていますが、市内の標高差は最大で約53mとなっています。</p> <p>※参照：朝霞市地形図（9ページ）</p>
③歴史的に継続している地域的つながりによる区分	現在の市域を形成するまでの町村単位としては、市域面積に対して比較的多い10区分となります。これまで大きく2期（明治22年（1889年）、昭和30年（1955年））の拡大を経て、現在の市域が形成されました。
④都市計画的施策として一体的にとらえる区分	<p>本市の全域が都市計画区域に指定され、市街化区域と市街化調整区域の境界はほぼ武蔵野台地と荒川低地により区分されますが、基地跡地及び陸上自衛隊朝霞駐屯地は市街化調整区域に指定されています。</p> <p>※参照：朝霞市都市計画図（25ページ）</p>

(2) 地域区分の設定

前ページの検討要素により、町字界を除けば地域区分の単位としては概ね5～10単位に区分することが可能と考えられます。

こうした生活圏や土地利用現況による境界要素のほかに、地域ごとの居住人口バランスや、地域拠点や交通軸などの要素が特定の地域に極端に偏らないことも考慮し、朝霞市都市計画マスタープランの地域区分については、次のとおり5地域に設定します。



【地域区分の対象町丁目】

地域	対象町丁目	面積 (ha)	人口 (人)	増減率 (%)
内間木地域	大字上内間木、大字下内間木、大字浜崎の一部、大字宮戸の一部、大字田島の一部	約 341	約 1,600	▲9.0
北部地域	北原1・2丁目、西原1・2丁目、朝志ヶ丘1～4丁目、宮戸1～4丁目、浜崎1～4丁目、田島1・2丁目、大字宮戸の一部、大字浜崎の一部、大字田島の一部	約 355	約 28,400	8.9
東部地域	岡1～3丁目、根岸台1～8丁目、仲町1・2丁目、大字岡、大字根岸、大字台、大字溝沼の一部	約 375	約 26,600	8.3
西部地域	三原1～5丁目、西弁財1・2丁目、東弁財1～3丁目、泉水1～3丁目、膝折町3丁目の一部、膝折町4丁目の一部、大字溝沼の一部、大字浜崎の一部	約 224	約 28,000	4.4
南部地域	本町1～3丁目、溝沼1～7丁目、幸町1～3丁目、栄町1～5丁目、青葉台1丁目、膝折町1・2・5丁目、膝折町3丁目の一部、膝折町4丁目の一部、大字溝沼の一部、大字膝折、基地跡地、陸上自衛隊朝霞駐屯地	約 543	約 49,400	7.4

出典：都市計画基礎調査（平成22年）。膝折3、4丁目、大字溝沼2、大字浜崎3、大字田島2、3の地域をまたがる町丁字名（小調査区）については、面積按分により算出している。

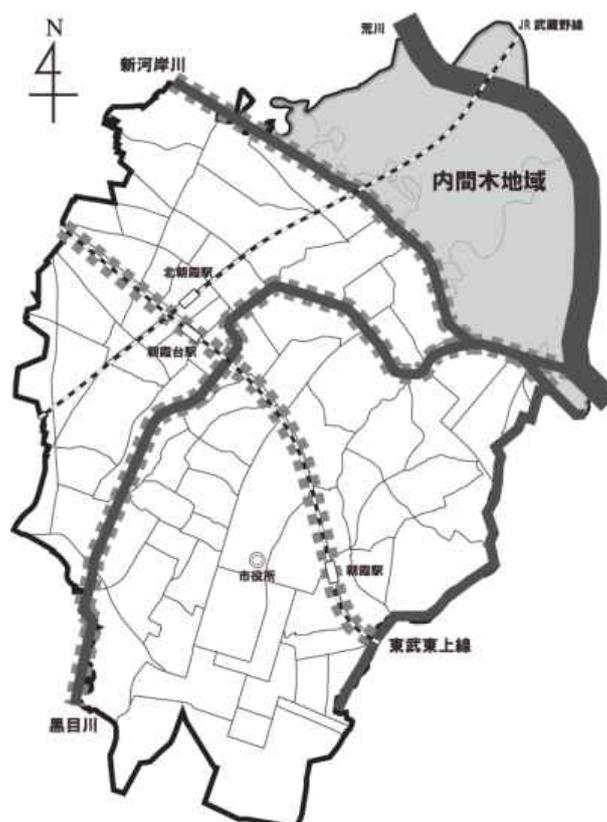
※「増減率」は、前回（平成17年）から平成27年（統計あさか）の人口の増減率を算出している。

2. 内間木地域（上内間木・下内間木等）

（1）地域の概要

- ・当地域は本市の北東側に位置し、地域の北東側を荒川が、南西側を新河岸川が流れ、川にはさまれた荒川低地で構成されています。地域の北側は志木市に、また、荒川をはさんだ東側はさいたま市と戸田市に接しています。
- ・当地域は、明治22年（1889年）に上内間木村・下内間木村・その他3村が合併し、内間木村として誕生しました。昭和30年（1955年）には朝霞町と合併し朝霞町に、その後、昭和42年（1967年）に市制施行により朝霞市となりました。
- ・地域の全域が市街化調整区域で、古くからの農地及び集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）となっており、他地域に比べ緑の多い田園風景が広がっています。地域の北側には、工業系施設や倉庫などの土地利用が見られ、既存集落地との調和を図ることが求められています。
- ・地域の南側に位置する朝霞調節池や東端を流れる荒川の土手は、水害対策としての機能だけではなく、レクリエーション（休養・娯楽）の場として利用が期待されます。
- ・平成22年（2010年）に国道254号バイパス（第1期整備区間）が暫定2車線で供用開始しました。現在も志木方面につながる第2期整備区間の整備を進めています。
- ・地域の面積は約341haで本市全体の約19%を占めていますが、人口は約1,600人で市全体の約1%を占めるにとどまっています。当地域の人口は、平成17年（2005年）以降、大きく減少（約9%）しています。

【朝霞市における内間木地域の位置】



(2) 地域の現況と主要課題

地域の現況及びこれから 10 年のまちづくりの課題について、地域別懇談会で出された意見を中心に次のとおり整理します。

現 況	課 題
<p>■土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の全域が市街化調整区域となっています。 ・地域の北側は、工業系土地利用がされていますが、その他は集落と農地が広がっています。 ・飲食店などの商業系土地利用はほとんど見られません。 ・資材置き場や残土置き場などが増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的土地利用が多くを占めていますが、工業系の多くの既存施設があり、既存集落との混在が見られ、適切な誘導が求められます。 ・荒川河川敷の広大な緑地が近郊緑地保全区域に指定され、今後も維持を図りながら、農地・朝霞調節池などの自然的要素の活用も求められます。 ・農地として保全する地域の位置づけや朝霞調節池や河川などの自然環境を活かしたまちづくりが必要です。 ・国道 254 号バイパスの利便性を活かした土地利用が求められています。 ・近隣住民の買物環境の充実が求められています。 ・資材置き場や残土置き場などの増加による、周辺環境の悪化が危惧されています。
<p>■道路交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川に囲まれた地域であり、本地域と市内他地域を結ぶ主要な幹線道路は 2 路線のみです。 ・バス路線は、路線数、運行本数も少ない状況です。 ・道路幅員が狭く、歩道の整備が必要な箇所が多くあります。 ・国道 254 号バイパス第 1 期整備区間は暫定 2 車線で供用開始しました。 ・大型車両の通行が多く、慢性的な渋滞が続くため、集落地内の通過交通も多く見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域に比べ鉄道・バスなどの公共交通網へのアクセスが不足しているため、コミュニティバスルートの見直しなど、その向上が望まれます。 ・国道 254 号バイパスの早期整備による市の骨格的な道路の整備が望まれます。 ・自動車と歩行者の道路機能が混在しており、通学時の危険性も指摘されていることから、安全な歩行者空間の確保が求められます。 ・通学路の安全性の確保、またルートの見直しなどが必要です。

■市街地整備

- ・地域内に小中学校がなく、通学距離が長い状況です。
- ・公園やスポーツ施設などの整備された公共空間は内間木公園など、少ない状況です。
- ・市営の温浴施設である湯〜ぐうじょうを継続することが困難となり、平成25年（2013年）に廃止となりました。

■緑・景観・環境共生

- ・水田、畑などの良好な農地が広がっています。
- ・荒川、新河岸川など良好な水辺空間を有する自然環境に恵まれています。
- ・かつては地域住民による草刈などが各所で行われていましたが、人口の減少などにより困難な状況です。河川敷では、電化製品や乗用車などの不法投棄も見られます。

■安全・安心

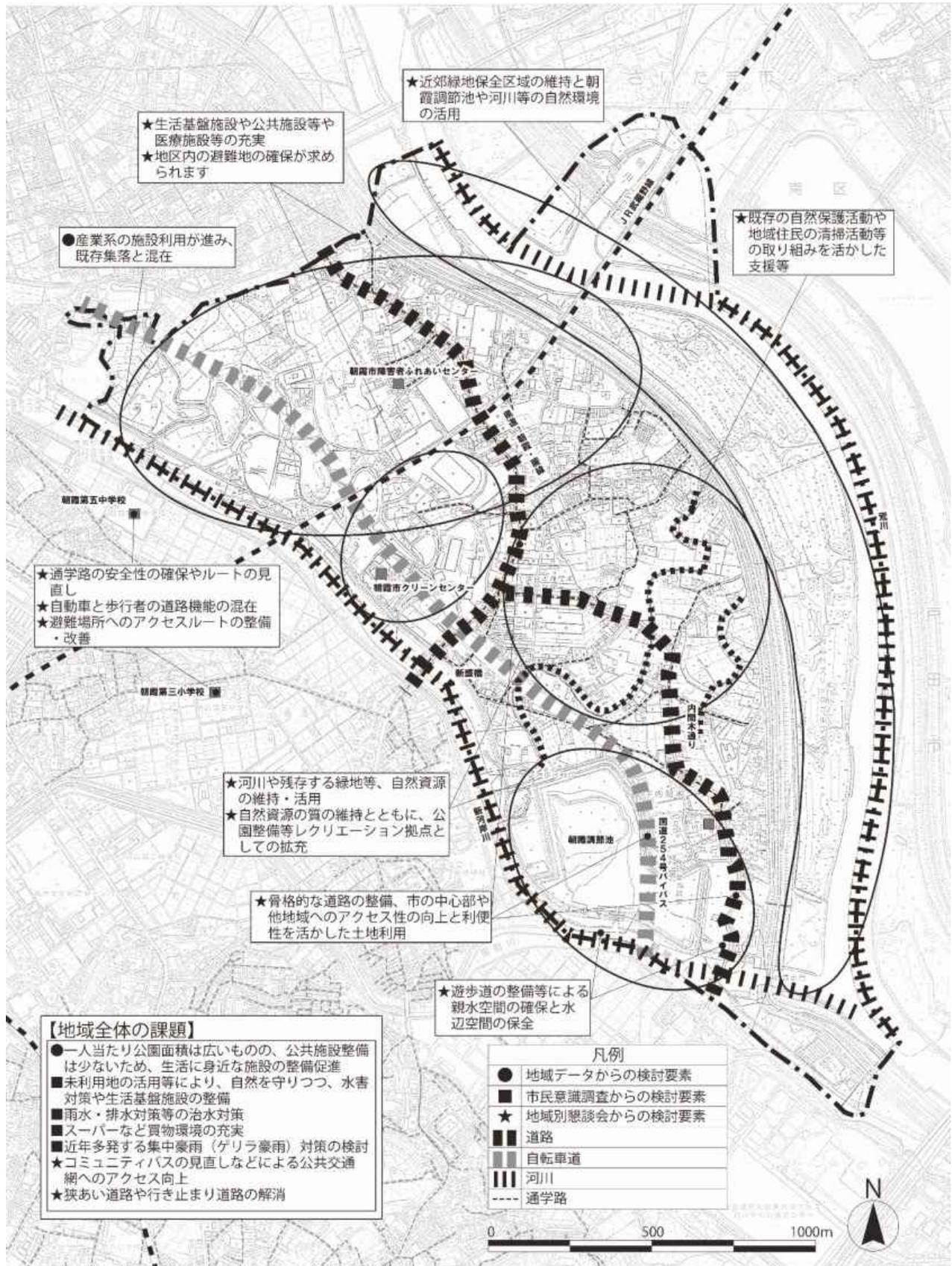
- ・大雨時には浸水などの水害が頻繁に発生しています。
- ・新河岸川からの水害を防止する施設である朝霞調節池が平成20年（2008年）に完成しました。
- ・上内間木に民間の協力のもと災害時の一時避難所が設置されました。
- ・避難場所が地域内に少ないため、避難場所までの距離は遠くなっています。

- ・下水道などの生活基盤施設、日常生活に重要な公共施設及び医療施設などの誘致圏（施設利用の想定される範囲）外が多いため、その充実が望まれます。
- ・廃止となった湯〜ぐうじょうは、早期の跡地利用が求められています。

- ・河川や残存する緑地などの保全、自然資源の質の維持・向上、ビオトープ（動植物の生息・生育空間）などの公園整備など、レクリエーション（休養・娯楽）拠点としての拡充が求められます。
- ・既存の自然保護活動や、地域住民による水路清掃活動などの従来からの取組を活かし、その支援などが望まれます。
- ・水路の復元や遊歩道としての整備など、良好な水辺空間の保全が求められます。

- ・狭あい道路や行き止まり道路の解消などによる避難場所へのアクセスの向上が望まれます。
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）対策の検討が求められています。
- ・主要な避難場所が地域外でアクセスも困難なことから、地域内に一時的な避難場所の確保が望まれます。
- ・複数の河川に囲まれた地域であり、雨水・排水対策なども含め、治水対策や遊歩道の整備などによる親水空間の確保が求められます。

【内間木地域の課題図】





【朝霞市障害者ふれあいセンター】



【新河岸川】

(3) 地域づくりの目標 (将来像)

地域別ワークショップにおいて検討・抽出されたキーワードをもとに、地域の将来像を設定します。

①将来像

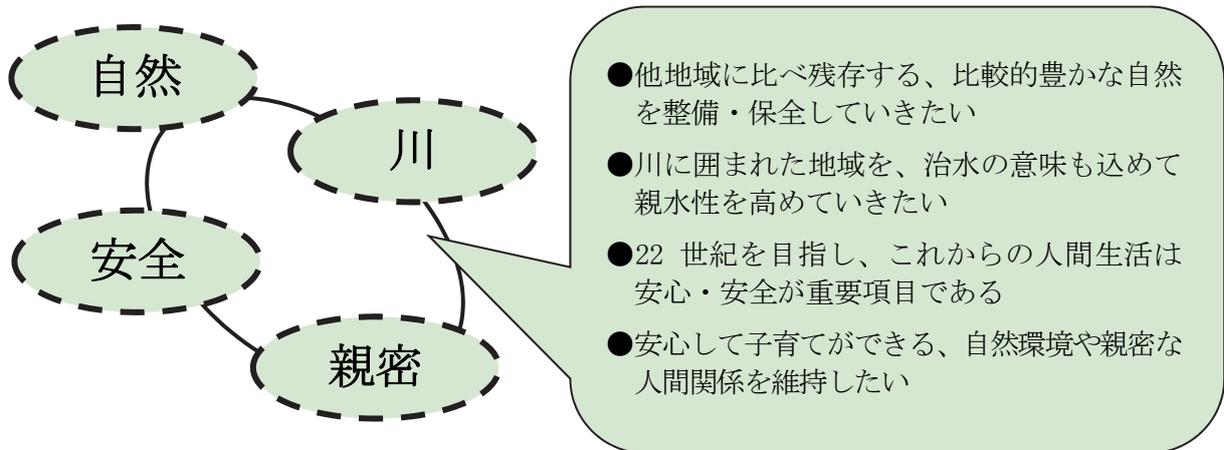
あざやか

あ彩に **さ**爽やかに **か**川面奏でる **し**春夏秋冬
う潤い **ち**調和 **ま**真心の **ぎ**義理と愛情の郷
 ～残存する豊かな自然の整備保全～

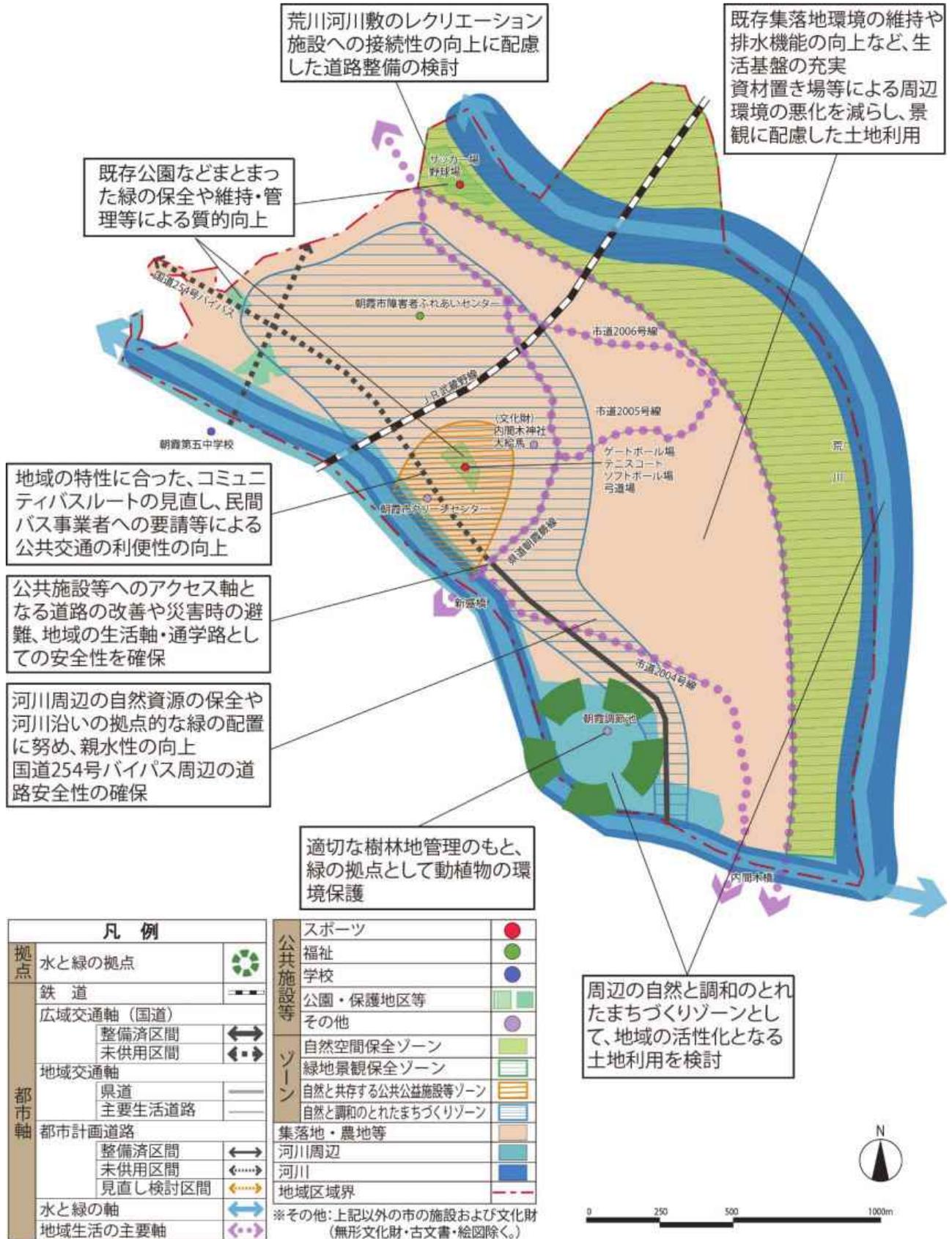
②まちづくりの方向性

- ・ 残存する自然資源の保全・維持管理の充実、産業系土地用途の集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）などへの配慮を充実し、良好な自然環境や農地に囲まれた潤いのある住み良いまちを目指します。
- ・ 下水道などの生活に身近な都市施設整備の充実、道路交通環境の改善や公共交通網の充実を図り、より快適に、そして水害などの災害の安全性を高め、安心・安全に暮らせるまちを目指します。
- ・ 新河岸川流域の親水性を高めるとともに、アクセスの改善を図り他地域との交流促進を目指します。

将来像設定にあたってのキーワード・サブテーマ
 (地域別ワークショップより)



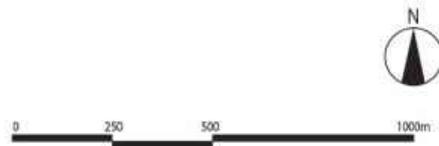
【内間木地域の地域づくり方針図】



凡例		
拠点	水と緑の拠点	
	鉄道	
都市軸	広域交通軸 (国道)	
	整備済区間	
	未供用区間	
	地域交通軸	
	県道	
	主要生活道路	
都市計画道路	整備済区間	
	未供用区間	
	見直し検討区間	
	水と緑の軸	
地域生活の主要軸		

公共施設等	スポーツ	
	福祉	
	学校	
ゾーン	公園・保護地区等	
	その他	
	自然空間保全ゾーン	
	緑地景観保全ゾーン	
	自然と共存する公共公益施設等ゾーン	
	自然と調和のとれたまちづくりゾーン	
	集落地・農地等	
	河川周辺	
	河川	
	地域区域界	

※その他: 上記以外の市の施設および文化財 (無形文化財・古文書・絵図除く。)



(4) 地域づくりの基本方針

内間木地域の地域づくりの目標を具体的に進めていくための方針を全体構想分野別方針に示す事項を基本として「土地利用」、「道路交通」、「市街地整備」、「緑・景観・環境共生」、「安全・安心」の分野に区分して整理し、その総括について「地域づくり方針図」に示します。

①土地利用

- ・ 上内間木などの既存集落地については、残存する緑や農地の保全により集落地環境を維持します。また、産業系の土地利用も見られることから、施設が立地する周辺環境への配慮により適切な誘導を図ります。
- ・ 国道 254 号バイパスは、一部が供用開始され交通の利便性が向上したことから、その沿道については周辺の自然と調和のとれたまちづくりゾーンとして地域の活性化に資する土地利用を検討します。(キーワード 3)
- ・ 朝霞市障害者ふれあいセンターのように公共性の高い施設を活用するとともに教育や文化・福祉などの機能充実について検討し、地域生活の利便性向上に努めます。
- ・ 資材置き場などによる周辺環境の悪化を減らし、「住み心地」の良いと感じられる景観の形成に配慮します。

②道路交通

- ・ 県道朝霞・蕨線や地域に整備されている主な市道については、自動車と歩行者及び自転車利用の分離のための交通規制の検討などにより、地域の生活軸・通学路としての安全性を確保します。(キーワード 6, 8)
- ・ 国道 254 号バイパスの一部を供用開始し交通量が増加したため、周辺道路の安全性を確保します。(キーワード 7)
- ・ 新河岸川を渡り、北朝霞駅・朝霞台駅など本市の都市機能が集積する地区へのアクセスを向上させる道路・橋梁の整備を検討します。(キーワード 19)
- ・ 多様な移動ニーズに応じた運行サービスの検討など、地域の特性に合ったコミュニティバスルートの見直し、民間バス事業者への要請などにより公共交通の利便性向上に努めます。(キーワード 9)

③緑・景観・環境共生

- ・ 荒川、新河岸川に囲まれ、広大な河川敷を有していることから、水と水辺の自然資源の保全に努めます。(キーワード 12)
- ・ 荒川、新河岸川、地域内の水路などの水と水辺に残存する緑の保全や、遊歩道の整備・充実の検討などにより水辺空間の保全・活用を図ります。(キーワード 12)
- ・ 地域に残存する緑として、既存の公園、農地、朝霞調節池周辺などについても位置づけ、まちづくりへの一層の活用を検討します。(キーワード 12)

- ・近郊緑地保全区域である、荒川沿いのまとまった緑の保全とともに、余暇活動の場としての活用を図ります。(キーワード 12)
- ・貴重な湿地環境が残されている朝霞調節池は、適切な樹林地管理のもと、緑の拠点として自然環境の維持と保全や動植物の環境保護に努めます。(キーワード 12)
- ・内間木公園などの施設の修繕などを計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。(キーワード 25)
- ・農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、集約化を図り、農地の保全や有効活用を促進します。(キーワード 10)

④市街地整備

- ・合併処理浄化槽などの設置充実とともに、下水道処理区の拡充検討も視野に入れ地域の排水処理機能の向上を促進します。(キーワード 16)

⑤安全・安心

- ・集落地と公共施設を結ぶ道路網の充実により、災害時の避難経路の確保・充実に努めます。(キーワード 21)
- ・河川に囲まれる地域特性をふまえ、低地部の水害に対する安全性の維持・確保に資するよう雨水・排水対策などを含め、総合的な治水対策に努めます。また、荒川にかかるJR武蔵野線の橋梁部で局地的に堤防が低い区間においては盛土などにより高さを確保するよう関係機関に働きかけていきます。(キーワード 20)
- ・市民との協働により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。

総合計画と連携してまちづくりに取り組む主な内容

- ・農地転用による資材置き場や駐車場の増加をふまえ、市民と行政の協働により、地域づくりの目標を具体化するためのまちづくりのルールを検討すること
- ・自然資源を活かし、より快適な環境を形成していくため、地域住民が一体となって取り組むイベントやコミュニティ活動・組織作りを支援すること(キーワード 26)
- ・水路清掃や水辺空間の保全活動など、地域住民の活動支援を促進すること

【地域別懇談会 内間木地域活動風景】

朝霞市都市計画マスタープランの見直しに向けて、平成 27 年（2015 年）8 月までに各地域などで計 5 回、地域づくりの方針をまとめる地域別懇談会「10 年後のあなたの地域について考えてみませんか」を、各地域の方々の協力のもと開催しました。

第 1 回 10 年を振り返り、「地域の魅力と課題」をワークショップ形式で話し合い



＜話し合いの結果＞

地域の魅力：防災（調節池、防災倉庫）／丸沼芸術の森／荒川・黒目川・新河岸川の土手（散歩に最適）

地域の課題：水害が多い／歩道整備／狭あい道路の改善／大型車が多い／交通の便が悪い／産業廃棄物が多い

第 2 回 「地域の魅力と課題」を実際に見に行く「タウンウォッチング」を実施



＜タウンウォッチングで気づいたこと＞

- 国道 254 号バイパスの早期開通で都市計画を成功させよう
- 田畑と「道の駅」を活かしたプロジェクトづくり
- サイクリングロードを作り、美しい景色を楽しむ
- 治水対策（調節池が必要） など

第 3 回 第 1 回・第 2 回の結果をふまえた地域のまちづくりの検討



＜話し合いの結果＞

- 土地利用：湯～ぐうじょうの跡地利用
- 道路交通：国道 254 号バイパス周辺の道路の安全対策
県道朝霞・蕨線の道路拡幅の推進
- 安全・安心：浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保 など

第 4 回 地域のまちづくりに関する意見交換会（考えられる取組について）



＜話し合いの結果＞

「浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保」について

- 安全な避難所及び避難体制の確保
 - ・逃げ込める（歩いて行ける距離）避難所を分散して配置／地域単位における災害時対応の検討／一時避難所の増設 など
- 防災の取組
 - ・地域住民の意見をもとに、ハザードマップ避難路の検証、修正／住民自治の意識を高める／行政による、地域の意見をまとめる仕組みづくり など

第 5 回 合同成果発表会



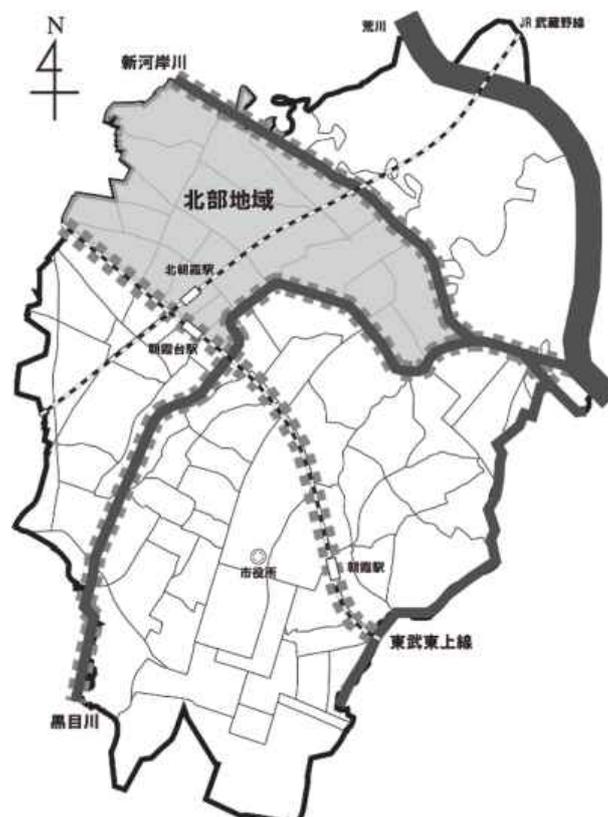
- 各地域からの成果発表
- 意見交換

3. 北部地域（北原・西原・朝志ヶ丘・宮戸・浜崎・田島等）

（1）地域の概要

- ・当地域は、本市の北側に位置し、地域の北側を新河岸川が、南側を黒目川が流れています。地域の北西側は志木市に接しています。
- ・当地域は、明治22年（1889年）に宮戸村・浜崎村・田島村・その他2村が合併し、内間木村として誕生しました。昭和30年（1955年）には朝霞町と合併し、その後、昭和42年（1967年）に市制施行により朝霞市となりました。
- ・地域の南西側には、北朝霞駅・朝霞台駅があります。
- ・地域の東側から南側は市街化調整区域で、農地が広がっています。一方、西側の駅周辺は市街化区域で、商業地域や住宅地となっています。
- ・駅周辺は、土地区画整理事業が完了しており、また、地区計画により商業集積が図られています。
- ・平成23年（2011年）に宮戸2丁目地区（旧暫定逆線引き地区）の約10.8haが市街化区域に編入されました。
- ・地域の面積は約355haで、本市全体の約19%を占め、地域内人口についても約28,400人で市全体の約21%を占めています。地域内の人口は、駅周辺の地域を中心に平成17年（2005年）以降、最も人口が増加した（約8.9%増）地域となっています。

【朝霞市における北部地域の位置】



(2) 地域の現況と主要課題

地域の現況及びこれから 10 年のまちづくりの課題について、地域別懇談会で出された意見を中心に次のとおり整理します。

現 況	課 題
<p>■土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の約 60%が市街化区域に指定され、そのうち南側の駅周辺は土地区画整理事業が完了しており、商業機能の集積が見られます。 ・地域の北側は形成年代が古く、小規模な開発による宅地化が進んできた地区です。 ・旧暫定逆線引き地区で市街化区域に編入された宮戸 2 丁目地区には、農地などが多く残っています。 ・河川沿いの市街化調整区域では一部集落があるものの概ね農地となっています。良好な田園風景が広がっていますが、相続時などに土地転用が多く見られます。 ・わくわくどーむ（健康増進センター）や産業文化センターなど、市街化調整区域に公共施設が多く立地しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR武蔵野線と東武東上線の乗換駅となっている北朝霞駅・朝霞台駅があり、多くの駅利用者の流動を活かした商業的土地利用の充実を図るとともに、生活に身近な商業環境の充実など、バランスのとれた住環境の形成・保持が求められています。 ・市街地には農地の混在が見られ、保全すべき農地と住宅の整序が望まれます。 ・市街化調整区域内に立地する公共施設へのアクセスの向上が求められています。
<p>■道路交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員が狭く、歩道が設置されている道路が少ない状況です。 ・JR武蔵野線が地域の東西に、東武東上線が地域界を南北に横断しており、北朝霞駅・朝霞台駅が設置されています。 ・駅前に地下自転車駐車場などが設置されていますが、放置自転車が商店前や広場などに存在します。 ・都市計画道路が決定されていますが、未整備な部分があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車と歩行者の道路機能が混在しており、通学時の危険性も指摘されていることから安全な歩行者空間の確保が求められます。 ・駅周辺の駐輪場のさらなる有効活用や公共交通機能の充実など、使いやすい駅前空間づくりが必要です。 ・抜け道などとして利用されている生活道路について、面的速度規制や一方通行化などの導入による交通安全対策が求められています。 ・自転車道と黒目川を結ぶなど、自転車道のネットワーク化が求められています。

■市街地整備

- ・都市公園が少なく、地域内人口1人当たりの地域内都市公園面積が最も狭くなっています。
- ・住宅が密集した地域があり、地震・火災などに対する防災対策が懸念されています。

■緑・景観・環境共生

- ・水田は減少傾向にありますが、新河岸川沿いにまとまった農地が残存し、良好な田園風景を形成しています。
- ・黒目川・新河岸川など、良好な水辺空間を有する自然環境に恵まれています。
- ・斜面林など、緑豊かな空間が点在しますが、その多くは個人の所有地（民地）です。
- ・黒目川沿いは桜並木の遊歩道が整備されています。

■安全・安心

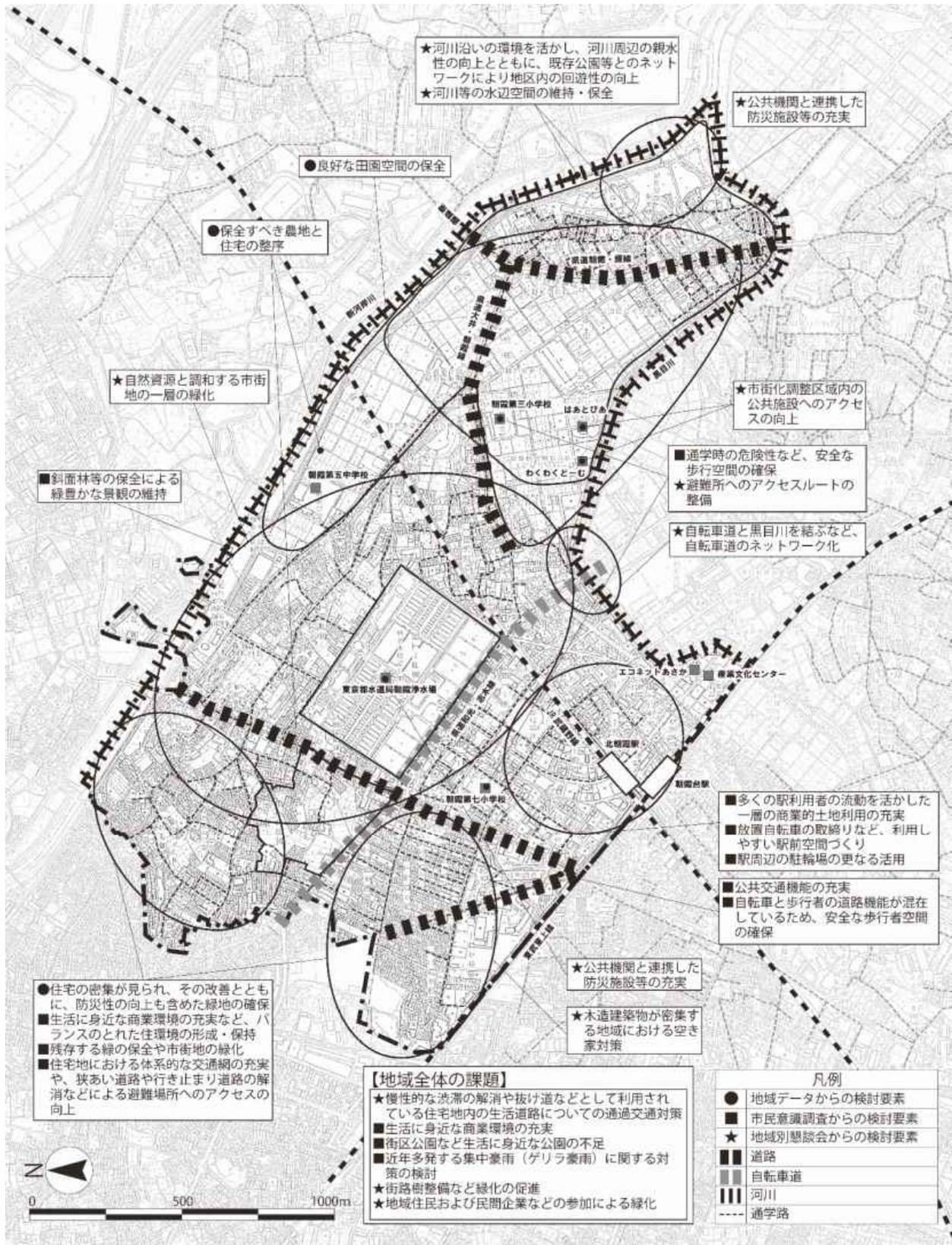
- ・狭い道路が多く、防災上危険な地域があります。

- ・街区公園など生活に身近な公園が不足しており、その充実とともに、既存公園の緑化や環境の改善など質的な向上が望まれています。
- ・住宅が密集した地域も見られ、その改善とともに防災性の向上も含めた緑地の確保が求められます。

- ・残存する自然資源と調和し、都市景観へ配慮した市街地の一層の緑化の推進が求められます。
- ・斜面林の保全による緑豊かな景観の維持が望まれます。
- ・地域住民及び民間企業などの参加による緑化の推進が必要です。
- ・河川沿いの環境を活かし、河川周辺の親水性の向上とともに、既存公園などをつなぐルートを形成するなど、地域内の水と緑の回遊性の向上が望まれます。

- ・住宅地における体系的な交通網の充実や、狭あい道路や行き止まり道路の解消などによる避難場所へのアクセスの向上が望まれます。
- ・地域内に立地する東京都朝霞浄水場などの公共機関と連携した防災機能の充実が求められています。
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する対策の検討が求められています。
- ・木造の建築物が密集する地域における空き家対策が求められています。

【北部地域の課題図】





【産業文化センターで開催される「北朝霞どんぶり王選手権」】



【わくわくどーむとラベンダー畑】

(3) 地域づくりの目標 (将来像)

地域別ワークショップにおいて検討・抽出されたキーワードをもとに、地域の将来像を設定します。

①将来像

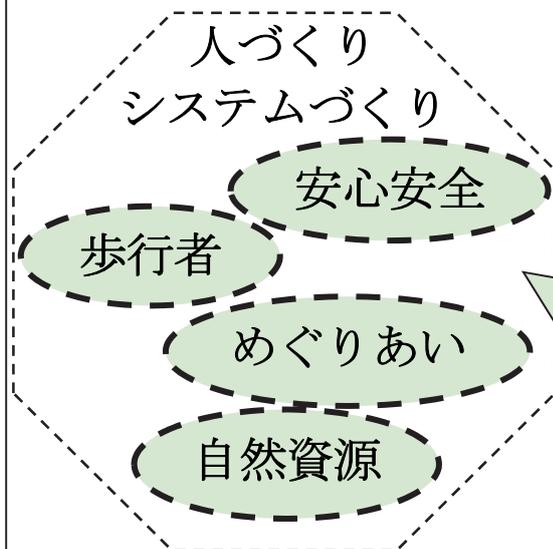
身近なみどりにあふれ 人がめぐりあい

心豊かに暮らす まち

②まちづくりの方向性

- ・かつて無秩序な市街化が形成されてきた既存市街地における、狭あい道路（幅員4m未満）の改善などにより、安心・安全に暮らせる快適な住環境の形成を目指します。
- ・黒目川・新河岸川の河川沿いの空間の保全とともに空閑地の活用による公園の確保や残存する農地や緑地の保全を図り、河川や公園などとのネットワーク化を推進し、一体的な活用を目指します。
- ・駅周辺においては、商業・業務機能のバランスよい配置などにぎわいの拠点にふさわしい環境づくりを図るとともに、居住地においては生活に身近な商業機能の充実を目指します。

将来像設定にあたってのキーワード・サブテーマ
(地域別ワークショップより)



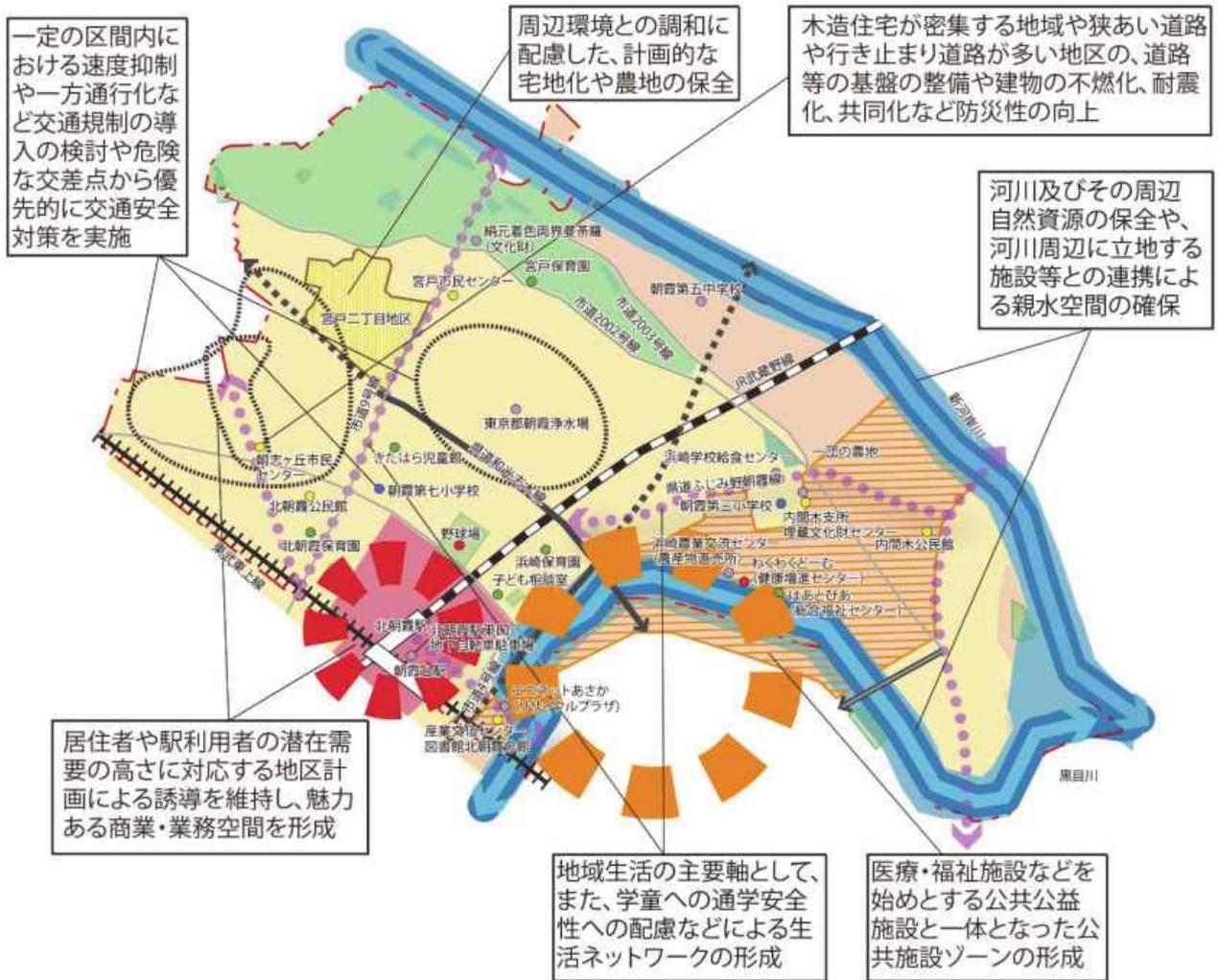
●安心安全な住環境・道路環境づくりを図り、心も体も豊かになれるまちづくりをしたい。

●道路の住み分け*や回遊性の向上を図り、人々がめぐりあえるまちづくりをしたい。

*車道の拡幅や歩行者専用道路整備など、一律ではなく特徴により整備内容をかえること。

●残存する朝霞の“たからもの”とも言える資源を子ども達に残し受け継いでいきたい。

【北部地域の地域づくり方針図】



凡例		
拠点	都市拠点・地域拠点	
	医療と福祉の拠点	
地区	新市街化地区	
	鉄道	
都市軸	広域交通軸（国道）	
	整備済区間	
	未供用区間	
	地域交通軸	
都市計画道路	県道	
	主要生活道路	
	整備済区間	
	未供用区間	
水と緑の軸	見直し検討区間	
	水と緑の軸	
地域生活の主要軸	見直し検討区間	
	地域生活の主要軸	

スポーツ	
教育・文化・コミュニティ	
福祉	
学校	
公園・保護地区等	
その他	
住居系ゾーン	
低層住宅地	
中高層住宅地	
商業系ゾーン	
自然と共存する公共施設等ゾーン	
集落地・農地等	
河川周辺	
河川	
地域区域界	

※その他：上記以外の市の施設及び文化財（無形文化財・古文書・絵図除く。）



(4) 地域づくりの基本方針

北部地域の地域づくりの目標を具体的に進めていくための方針を全体構想分野別方針に示す事項を基本として「土地利用」、「道路交通」、「市街地整備」、「緑・景観・環境共生」、「安全・安心」の分野に区分して整理し、その総括について「地域づくり方針図」に示します。

①土地利用

- ・北朝霞駅・朝霞台駅周辺の多くの居住者や駅利用者を有する潜在需要の高さに対応するよう今後も地区計画による誘導を維持し、両駅周辺におけるにぎわいの演出や魅力ある商業・業務空間の形成を図ります。(キーワード 2, 14)
- ・黒目川沿いに、隣接する西部地域や東部地域の医療・福祉施設などを始めとする公共公益施設と一体となった公共施設ゾーンの形成を図るとともに、北朝霞駅・朝霞台駅周辺との連携強化を図ります。(キーワード 4)
- ・朝志ヶ丘地区に形成されている地域の活力を支える既存商店街の安全・快適に買物ができる生活に身近な商業環境の充実を支援します。(キーワード 2)
- ・宮戸地区などの農地については、農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約するとともに、農地を保全するなど、農地の有効活用を促進します。また、宮戸2丁目地区地区計画の区域内の農地については、周辺環境との調和に配慮した、計画的な宅地化や農地の保全などを進めます。(キーワード 10)

②道路交通

- ・北朝霞駅・朝霞台駅周辺の駐車場施設や自転車駐輪施設の適正な運用や交通施設の改善などにより、駅利用者・歩行者に配慮した安全な歩行者空間を確保します。(キーワード 2)
- ・県道大井・朝霞線や地域に整備されている主な市道については、自動車と歩行者及び自転車利用者の分離のための交通規制の検討などにより、地域の生活軸・通学路としての安全性を確保します。(キーワード 6, 7, 8)
- ・宮戸・浜崎・田島地区など駅から遠隔となる住宅地における体系的な道路網の整備を進め、地域に立地する公共施設や避難場所などへのアクセスを高めます。(キーワード 21)
- ・朝霞第七小学校の周辺や朝志ヶ丘などの住宅地においては、一定の区間内における速度抑制や一方通行化など交通規制の導入を検討します。(キーワード 7, 8)
- ・通学路や北朝霞駅東側、朝霞浄水場周辺など危険な交差点から優先的に交通安全対策を実施します。(キーワード 8)

③緑・景観・環境共生

- ・北割公園・浜崎公園など、既存公園の質的向上とともに、地域に残存する未利用地などの活用により生活に身近な広場や公園を充実していきます。(キーワード 10)

- ・黒目川・新河岸川、地域内の水路などの水と水辺に残存する緑の保全や、総合福祉センター（はあとぴあ）、健康増進センター（わくわくどーむ）などの周辺公共施設との連携により親水空間づくりを推進します。（キーワード 4）
- ・地域を特徴づける宮戸地区の新河岸川沿いに武蔵野台地の崖線に残存する斜面林の保全について検討します。（キーワード 12）
- ・地域の主要施設（鉄道駅、商店街、公共施設、公園など）を河川や道路で結ぶとともに、街路樹などによる道路の緑化を推進します。また、鉄道駅と黒目川を結び、川沿いを散策できる歩行者及び自転車ネットワークや地域生活の主要軸の形成にも資する水と緑の軸づくりを検討します。（キーワード 11, 12）
- ・地域の関係者が連携し、協力するなど既存宅地の生垣化などによる住宅地の緑化を進め、まちなみ形成や潤いのある住環境の向上を促進します。（キーワード 11）

④市街地整備

- ・朝志ヶ丘地区など、木造住宅が密集する地域や宮戸地区のように狭あい道路や行き止まり道路が多い地区については、道路などの基盤の整備を進めるとともに、建物の不燃化、耐震化、共同化など防災性の向上を促進し、良好な住宅市街地の形成を誘導します。（キーワード 15, 21）

⑤安全・安心

- ・地域防災計画に基づき、災害時の避難場所の確保とともに、東京都朝霞浄水場などとの連携による災害時の連絡体制の強化を検討します。また、住宅が密集する朝志ヶ丘地区などについては、道路や公園などのオープンスペースの確保を図ります。（キーワード 15, 21, 22）
- ・河川に囲まれる地域特性をふまえ、低地部の水害に対する安全性の維持・確保に資するよう雨水・排水対策なども含め、総合的な治水対策に努めます。（キーワード 20）
- ・高齢化や核家族化の進展とともに、顕在化している管理不全な空き家等の問題は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき改善に取組、良好な生活環境の確保に努めます。（キーワード 24）

総合計画と連携してまちづくりに取り組む主な内容

- ・行政による取組のほか、行政は、違法駐車や不法投棄対策、防災対策など、地域住民の活動の支援を促進すること
- ・市民と行政の協働による、よりよいまちづくりへの取組を推進すること
- ・自然資源等を活かし、より快適な環境を形成していくため、地域住民が一体となって取り組むコミュニティ活動・組織づくりの支援やまちづくりを支えるルールづくりを検討すること
- ・野菜などの地産地消ができる環境を整えること

【地域別懇談会 北部地域活動風景】

朝霞市都市計画マスタープランの見直しに向けて、平成27年（2015年）8月までに各地域などで計5回、地域づくりの方針をまとめる地域別懇談会「10年後のあなたの地域について考えてみませんか」を、各地域の方々の協力のもと開催しました。

第1回 10年間を振り返り、「地域の魅力や課題」をワークショップ形式で話し合い



＜話し合いの結果＞

地域の魅力：交通の便が良い／健康づくり（わくわくドーム）／安全対策（減速、反射テープ）／自転車道ができた
地域の課題：交通事故（交差点）／歩道の整備／集中豪雨対策／医療・介護施設がない

第2回 「地域の魅力と課題」を実際に見に行く「タウンウォッチング」を実施



＜タウンウォッチングで気づいたこと＞

- ゾーンによる交通規制の検討や一方通行化の実現を要望
- 商店街が利用される工夫が必要
- 新河岸川の下に歩道があると良い
- 黒目川が思っていたよりも綺麗 など

第3回 第1回・第2回の結果をふまえた地域のまちづくりの検討



＜検討結果＞

- 道路交通：**小学校周辺の通学路の安全対策／地域住民による安全対策（一方通行によるモデル地区化）
- 緑・景観・環境共生：**駅と黒目川を結び、川沿いを散策できる歩行者及び自転車ネットワークの充実
- 安全・安心：**雨水対策を重点的に進める など

第4回 地域のまちづくりに関する意見交換会（考えられる取組について）



＜話し合いの結果＞

「小学校周辺の通学路の安全対策」について

- 関係者が集まって話し合う場づくり（情報交換、共有、実行）
- ・通学路の現状把握／児童と一緒に通学／時間制限付きの交通規制／児童に対するアンケートの実施／事例研究 など

「地域住民による安全対策（一方通行によるモデル地区化）」について

- 関係者による実態把握
- ・地域住民、通行者などへの認識調査／交通量調査／事故の量、状況の把握／一方通行化となった場合の地域への影響調査 など

第5回 合同成果発表会



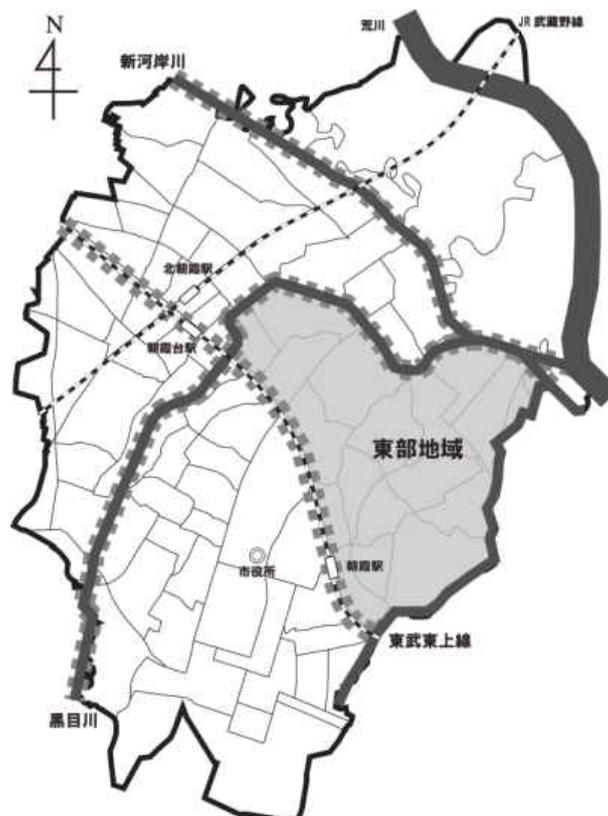
- 各地域からの成果発表
- 意見交換

4. 東部地域（岡・根岸台・仲町等）

（1）地域の概要

- ・当地域は、本市の東側に位置し、地域の北側を黒目川が流れ、東端で新河岸川と合流しています。地形は川沿いの荒川低地と内陸部の武蔵野台地となっており、地域の東南側は和光市に接しています。
- ・当地域は、明治22年（1889年）根岸村・台村・岡村が膝折村・その他2村と合併し、膝折村となりました。昭和7年（1932年）の町制施行時に朝霞町として改名し、昭和30年（1955年）には内間木村と合併し朝霞町に、その後、昭和42年（1967年）に市制施行により朝霞市となりました。
- ・地域の北側及び東側は市街化調整区域で、古くからの農地及び集落地（市街化調整区域内で人が集まって生活している地域）となっており、田園風景が広がっています。
- ・地域の西側を東武東上線が走っており、南側に朝霞駅があります。駅周辺の中心市街地は、近年商業の衰退が見られるため、周辺の土地区画整理事業の整備とあわせ商店街の活性化が求められています。
- ・旧暫定逆線引き地区である岡1丁目地区（約10ha）、根岸台2丁目地区（約14.9ha）、根岸台7丁目東地区（約8.9ha）、根岸台7丁目西地区（約8.6ha）が市街化区域に編入されました。
- ・平成20年（2008年）に向山地区の土地区画整理事業が完了し、また、朝霞駅東口の駅前広場についても同年に完成しました。
- ・地域の面積は約375haで本市全体の約20%を占め、地域内人口についても約26,600人で本市全体の約20%を占めています。人口は駅周辺を中心に増加傾向にあります。

【朝霞市における東部地域の位置】



(2) 地域の現況と主要課題

地域の現況及びこれから 10 年のまちづくりの課題について、地域別懇談会で出された意見を中心に次のとおり整理します。

現 況	課 題
<p>■土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の約 70%弱が市街化区域となっており、地域の北側と東側に市街化調整区域があります。 ・土地区画整理事業については、朝霞駅周辺の広沢地区や地域の北側の向山地区は施行が完了しています。根岸台 5 丁目地区については現在施行中です。 ・駅周辺の中心市街地においては、商業の衰退傾向が見られます。 ・旧暫定逆線引き地区の 4 地区が市街化区域へ編入され、地区内には農地などが多く残っています。 ・平成 16 年（2004 年）以降、駅周辺や北側の黒目川沿いの地域などに保育園が複数設置されました。 ・近年、資材置き場や駐車場が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺については、市街地整備の促進や商業機能の充実による中心市街地の活性化が求められています。 ・市街地内農地の混在が見られ、保全すべき農地と住宅の整序や、住宅地の質の向上などが望まれます。 ・工場撤退に伴い発生した大規模跡地の利活用による地域経済の活性化や雇用の確保が求められています。 ・スーパーなど買物環境の充実が求められています。 ・市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的土地利用を図ることが求められています。
<p>■道路交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車と歩行者の道路機能が混在しています。 ・地域の西側を東武東上線が南北に縦断しており、南側に朝霞駅が設置されています。 ・朝霞駅を起点に、コミュニティバスなど、多くのバスが運行しています。 ・駅へのアクセス道路などの都市計画道路が決定され、整備が進められています。 ・国道 254 号バイパスの暫定 2 車線供用開始に伴い、都市計画道路新河岸川通線が全線廃止となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な歩行者空間の確保が求められます。 ・子どもの安全を考えた通学路の整備が求められています。 ・狭あい道路やカーブが連続する道、交差点の形状、歩行者が歩きにくい歩道など安全な道路整備が必要な箇所が多くあり、改善が求められています。 ・駅への交通手段として、自転車の通行量が多く、自転車・人・車の錯綜が見られ、改善が求められています。

■市街地整備

- ・地域内に水はけの悪い地域が存在します。
- ・朝霞駅東口は、都市再生機構が行った団地の建替えに伴い駅前広場を整備しました。

■緑・景観・環境共生

- ・地域の北側の黒目川沿いの地域においては、「わくわく田島緑地」の遊歩道の整備などにより、良好な田園風景が形成されています。
- ・黒目川・越戸川及び湧水が多く点在し、良好な水辺空間を有する自然環境に恵まれています。
- ・比較的規模の大きい都市公園や、文化財など歴史資源が存在しています。
- ・斜面林など、緑豊かな空間が点在しますが、その多くは個人の所有地（民地）です。
- ・平成18年（2006年）以降に特別緑地保全地区が5箇所（計2.0ha）指定されています。

■安全・安心

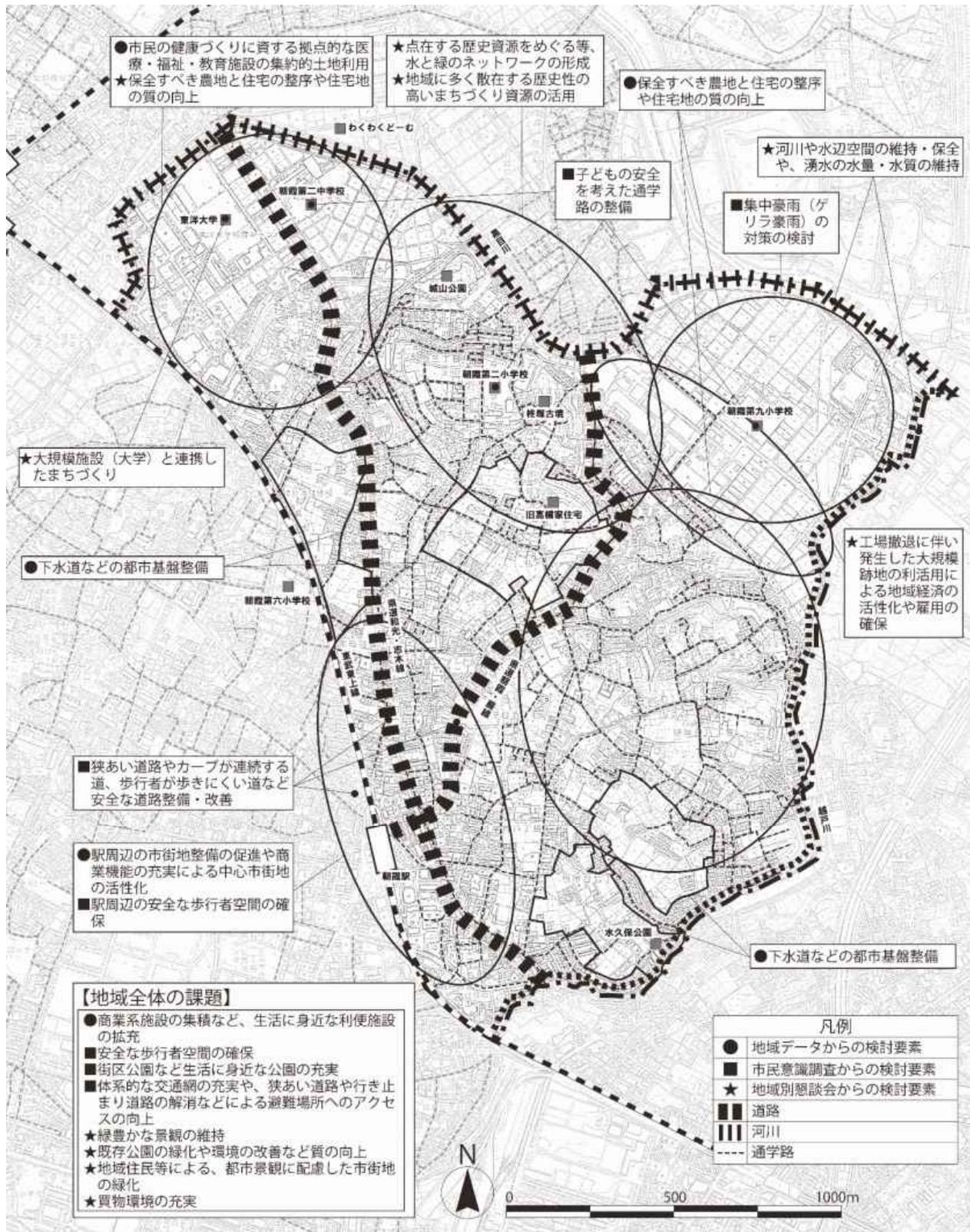
- ・狭い道路が多く、防災上危険な地域があります。

- ・下水道などの都市基盤整備の充実が求められます。
- ・駅前及び県道和光・志木線の沿道以外に目立った商業系施設の集積がなく、生活に身近な便利施設の拡充が望まれます。

- ・点在する公園や歴史資源を巡る散策路・遊歩道の整備など、水と緑の回遊性の向上が求められます。
- ・河川や水辺空間の保全、また湧水の水量・水質の維持が求められます。
- ・農地や斜面林などの保全による緑豊かな景観の維持が望まれます。
- ・残存する自然資源と調和し、都市景観に配慮した市街地の一層の緑化（花いっぱい運動など地域住民や民間企業などの参加を充実）が望まれます。
- ・旧高橋家住宅など地域に多く散在する歴史性の高い要素については、まちづくり資源として活用していくことが望まれます。
- ・街区公園など生活に身近な公園の充実や、既存公園の緑化や環境の改善など質の向上が望まれます。

- ・住宅地などにおける体系的な交通網の充実や、狭あい道路や行き止まり道路の解消などによる避難場所へのアクセスの向上が望まれます。
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する対策の検討が求められています。

【東部地域の課題図】





【大規模工場跡地と斜面林】

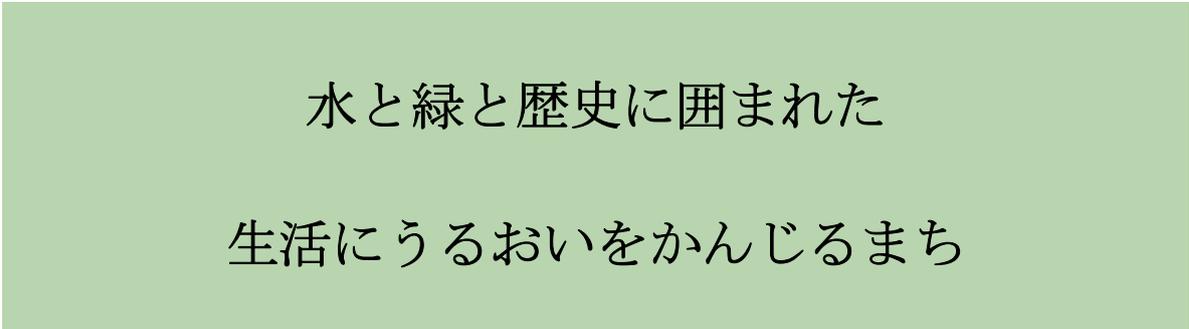


【朝霞駅東口駅前広場で開催される「朝霞アートマルシェ」】

(3) 地域づくりの目標（将来像）

地域別ワークショップにおいて検討・抽出されたキーワードをもとに、地域の将来像を設定します。

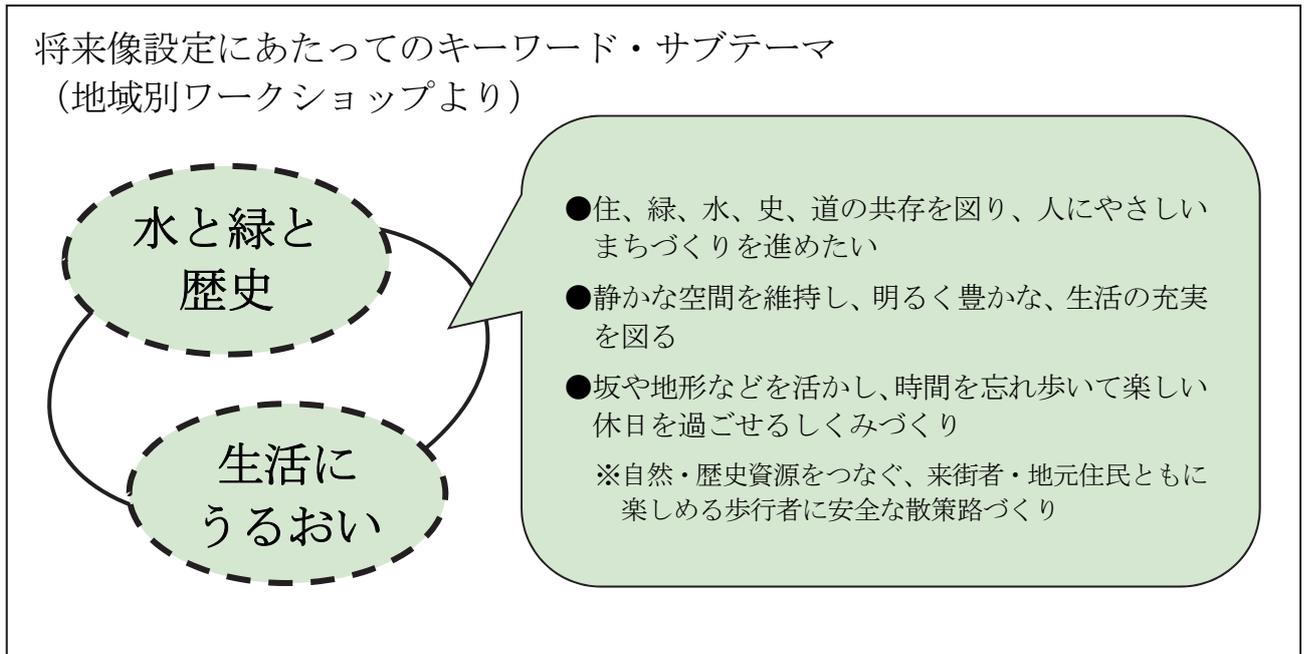
①将来像



②まちづくりの方向性

- ・農地の保全・活用、旧暫定逆線引き地区の利用方法などについて、居住者・地権者などと検討していくとともに、住環境と農業環境の調和を目指します。
- ・残存する自然資源・歴史資源を保全し、起伏に富んだ地形を活かした散策路づくりや、道路規模・配置間隔などに配慮した体系的な道路網の形成により、安心して楽しく歩ける歩行者空間づくりを目指します。
- ・朝霞駅周辺については、生活利便性の向上、憩いやくつろぎの場としての空間も充実した朝霞の顔となるまちを目指します。

将来像設定にあたってのキーワード・サブテーマ
(地域別ワークショップより)



【東部地域の地域づくり方針図】

コミュニティバスのルートの見直し等による利便性の向上
歩道の確保や街路樹などの緑化に努め、歩行者や自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成

河川周辺に残存する自然資源の保全や、歴史資源等を含めた一体的活用

地域経済を支え、雇用を創出する重点的な地区としての土地利用

広域的交流を促進し地域の活性化につながる土地利用の検討

自然との共存に配慮しながら、拠点的教育・医療・福祉施設を集約的に土地利用

一定の区間内における速度抑制など交通規制の導入を検討

市街地整備の促進と商業機能の充実
ユニバーサルデザインに基づいた交通結節機能の充実

小学校周辺等のまとまった農地は、農業体験の推進など、地域の実情に応じ、適正な保全を検討

地域の生活軸・通学路としての安全性を確保

周辺環境との調和に配慮した計画的な宅地化や都市農地の保全により、良好な市街地形成を促進

凡例		
拠点	都市拠点・地域拠点	
	医療と福祉の拠点	
地区	水と緑の拠点	
	まちづくり重点地区	
都市軸	新市街化地区	
	鉄道	
	広域交通軸（国道）	
	整備済区間	
	未供用区間	
	地域交通軸	
	県道	
	主要生活道路	
	都市計画道路	
	整備済区間	
未供用区間		
見直し検討区間		
水と緑の軸		
地域生活の主要軸		

公共施設等	教育・文化・コミュニティ	
	福祉	
	学校	
	公園・保護地区等	
	その他	
ゾーン	住居系ゾーン	
	低層住宅地	
	中高層住宅地	
	商業系ゾーン	
	自然と調和のとれたまちづくりゾーン	
自然と共存する公共施設等ゾーン		
集落地・農地等		
河川周辺		
河川		
地域区域界		

※その他：上記以外の市の施設及び文化財（無形文化財・古文書・絵図除く。）



(4) 地域づくりの基本方針

東部地域の地域づくりの目標を具体的に進めていくための方針を全体構想分野別方針に示す事項を基本として「土地利用」、「道路交通」、「市街地整備」、「緑・景観・環境共生」、「安全・安心」の分野に区分して整理し、その総括について「地域づくり方針図」に示します。

①土地利用

- ・岡・根岸台地区については、残存する緑や農地の保全などにより、自然環境と調和する住環境の維持・向上を図ります。
- ・朝霞駅周辺の商業地については、市街地整備の促進と商業機能充実を図るとともに、駅周辺の利便性を活かした各種生活サービス機能の集約などを促進し商業などの活性化を図ります。(キーワード 2)
- ・根岸台3丁目の大規模な工場が閉鎖となる跡地及びその周辺については、今後も地域経済を支え、雇用を創出する重点的な地区としての土地利用の誘導を図ります。(キーワード 5)
- ・黒目川沿いの市街化調整区域内に立地を許容する公共施設や教育施設、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉施設については、残存する自然的要素との共存に配慮しながら集約的土地利用を図ります。(キーワード 4)

②道路交通

- ・地域に整備されている主な市道については、自動車と歩行者及び自転車利用者の分離のための交通規制の検討などにより、地域の生活軸・通学路としての安全性を確保していきます。(キーワード 7, 8)
- ・国道 254 号バイパスは、一部が供用開始され交通の利便性が向上したことから、その沿道については周辺の自然と調和のとれたまちづくりゾーンとして、広域的交流を促進し地域の活性化につながる土地利用を検討します。(キーワード 3)
- ・朝霞第二小学校の周辺などの住宅地においては、一定の区間内における速度抑制など交通規制の導入を検討します。(キーワード 7, 8)
- ・根岸台7・8丁目、台地区など駅から遠隔となる住宅地における体系的な道路網の形成を進め、地域に立地する公共施設や避難場所などへのアクセスを高めます。(キーワード 21)
- ・朝霞駅周辺では、駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが安全・快適に行えるように、ユニバーサルデザインに基づいた交通結節機能の充実に努めます。(キーワード 9)
- ・黒目川沿いの遊歩道と、自然と共存する公共施設等ゾーンの各施設や、朝霞駅など地区内の施設を結ぶ主要な道路については、歩道の確保や街路樹などの緑化に努め、歩行者や自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図るとともに、コミュニティバスのルートの見直しなどを進め、利便性の向上を図ります。(キーワード 6, 9, 11)

③緑・景観・環境共生

- ・地域に残存する未利用地などの活用により生活に身近な広場や公園を充実していきます。(キーワード 10)
- ・黒目川・越戸川、地域内の水路などの水と水辺に残存する緑の保全、残存する湧水、武蔵野台地の崖線に残存する斜面林の保全を図り、潤いある景観づくりや親水性の向上を図ります。(キーワード 12)
- ・城山公園、柵塚古墳、旧高橋家住宅などの歴史的文化資源の保全を図るほか、ネットワーク化などによりまちづくり資源として活用します。
- ・地域の主要施設(鉄道駅、商店街、公共施設、公園など)を既存軸(河川や道路)で結び、街路樹などによる道路の緑化の推進とともに、地域生活の主要軸の形成にも資する水と緑の軸づくりを検討します。(キーワード 11)
- ・地域の関係者が連携し、協力するなど既存宅地の生垣化などによる住宅地の緑化を進め、まちなみ形成や潤いのある住環境の向上を促進します。(キーワード 11)
- ・資材置き場などによる周辺環境の悪化を減らし、「住み心地」の良いと感じられる良好な景観形成に配慮したまちづくりを進めます。
- ・岡1丁目地区・根岸台2丁目地区・根岸台7丁目東地区・根岸台7丁目西地区の地区計画区域内の都市農地については、周辺環境との調和に配慮した計画的な宅地化や農地の保全などのまちづくりを進めることで、地域特性を活かした良好な市街地形成を促進します。(キーワード 17)

④市街地整備

- ・根岸台1～4丁目、8丁目など木造住宅が密集する地域や、狭あい道路や行き止まり道路が多い地区については、道路などの基盤の整備を進めるとともに、建物の不燃化、耐震化など防災性の向上を促進し、良好な住宅市街地の形成を誘導します。(キーワード 15, 21)

⑤安全・安心

- ・既存公園については、緑化のあり方や防犯対策の検討などにより質的向上に努めます。(キーワード 10, 23)
- ・地域防災計画に基づき、災害時の避難場所の確保とともに、避難場所へのアクセスの向上を図ります。(キーワード 21, 22)
- ・河川に囲まれる地域特性をふまえ、低地部の水害に対する安全性の維持・確保に資するよう、雨水・排水対策なども含め総合的な治水対策に努めます。(キーワード 20)

総合計画と連携してまちづくりに取り組む主な内容

- ・農業者との連携による農業体験の実施など多面的機能を活かした農地の保全・活用を促進する(キーワード 10)
- ・朝霞駅周辺を中心市街地活性化などに対する、地域住民の活動を支援する
- ・市民と行政の協働による、よりよいまちづくりへの取組を推進する
- ・自然資源や歴史資源などを活かし、より快適な環境を形成していくため、地域住民が一体となって取り組むコミュニティ活動・組織づくりの支援やまちづくりを支えるルールづくりを検討する

【地域別懇談会 東部地域活動風景】

朝霞市都市計画マスタープランの見直しに向けて、平成27年（2015年）8月までに各地域などで計5回、地域づくりの方針をまとめる地域別懇談会「10年後のあなたの地域について考えてみませんか」を、各地域の方々の協力のもと開催しました。

第1回 10年間を振り返り、「地域の魅力と課題」をワークショップ形式で話し合い



＜話し合いの結果＞

地域の魅力：自然が豊か（斜面林・湧き水）／駅前広場（イベント）／朝霞水門（水害減）／公園整備（城山公園・柵塚公園）

地域の課題：農地が減少（旧暫逆地区）／通学路の整備／見通し悪い道路／資材置き場が多い

第2回 「地域の魅力と課題」を実際に見に行く「タウンウォッチング」を実施



＜タウンウォッチングで気づいたこと＞

- 朝霞の原風景ともいえる農地と住宅と屋敷林が素晴らしい
- 狭あい道路やカーブが連続する道が多く歩行者が歩きにくい
- 旧高橋家住宅、氷川神社、東円寺などをウォーキングコースとして整備

第3回 第1回・第2回の結果をふまえた地域のまちづくりの検討



＜検討結果＞

- 土地利用：民間の工場跡地などの大規模な開発に合わせた周辺環境の整備
- 道路交通：小学校周辺の通学路の安全対策
- 緑・景観・環境共生：優良な農地の保全
- 安全・安心：城山公園など安全に配慮した公園の整備／子どもを犯罪や事故から未然に防ぐ街路樹の整備 など

第4回 地域のまちづくりに関する意見交換会（考えられる取組について）



＜話し合いの結果＞

「小学校周辺の通学路の安全対策」について

●通学路の安全対策

・下校時間に合わせた見回り／地域の状況を報告する制度の構築／街路灯の見直し／道路・歩道の整備 など

「城山公園など安全に配慮した公園の整備」について

●安全な公園づくり

・管理（手入れ）を誰がやるのか（地元か行政か）検討／低木など子どもの目線、大人の目線が抜けるような樹木の配置 など

第5回 合同成果発表会



●各地域からの成果発表

●意見交換

5. 西部地域（三原・西弁財・東弁財・泉水・膝折町の一部等）

（1）地域の概要

- ・当地域は、本市の西側に位置し、地域の東側を黒目川が流れています。地域の西側は新座市に隣接しています。
- ・当地域は、明治22年（1889年）の合併により膝折村と内間木村となりました。膝折村は昭和7年（1932年）の町制施行時に朝霞町と改名し、昭和30年（1955年）に内間木村と合併し、その後、昭和42年（1967年）に市制施行により朝霞市となりました。
- ・地域界の北側を東武東上線が、中心を東西にJR武蔵野線が走り、北東の位置に朝霞台駅・北朝霞駅があります。
- ・黒目川沿いの周辺は市街化調整区域ですが、他の地域は市街化区域となっています。
- ・駅周辺は、土地区画整理事業が完了しており、また、地区計画により商業集積が図られています。
- ・地域の面積は約224haで市全体の約12%ですが、地域内人口については約28,000人で市全体の約21%を占めています。地域内人口密度は最も高く、地域内の人口は、平成17年（2005年）から約4%増加しています。

【朝霞市における西部地域の位置】



(2) 地域の現況と主要課題

地域の現況及びこれから 10 年のまちづくりの課題について、地域別懇談会で出された意見を中心に次のとおり整理します。

現 況	課 題
<p>■土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の東側の黒目川沿いは市街化調整区域となっています。 ・地域の北側の駅周辺は土地区画整理事業が完了しており、商業機能の集積が見られます。 ・地域の南側は工業系用途地域が指定されており、民間企業の大規模施設が立地しています。 ・工業系、商業系及び住居系の建物用途の混在が見られます。 ・黒目川周辺の市街化調整区域では、貸し倉庫や産廃・廃車の放置などが見られます。 ・志木駅に近い北西の地域や駅周辺及び黒目川沿いの斜面地では、分譲マンションが多く立地しています。 ・鉄道高架下は駐輪・駐車場として利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR武蔵野線と東武東上線の乗換駅となっている北朝霞駅・朝霞台駅があり、多くの駅利用者の流動を活かした商業的土地利用の充実を図るとともに、生活に身近な商業環境の充実や、にぎわい景観づくりなどが求められます。 ・黒目川沿いの建設残土の放置や、貸し倉庫などの利用が進んでおり、良好な河川沿いの自然にふさわしい適切な土地利用が求められています。 ・駅前広場や鉄道高架下の有効利用が求められています。
<p>■道路交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員が狭く、歩道が設置されている道路が少ないため、渋滞や事故の起こる場所が多くあります。 ・JR武蔵野線が地域の東西に、東武東上線が地域界を南北に横断しており、北朝霞駅・朝霞台駅が設置されています。 ・鉄道駅を起点に多くのバスが運行していますが、一部、公共交通手段が不足している地域があります。 ・都市計画道路が決定されていますが、整備が進んでいません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な歩行者空間の確保が求められます。 ・通過交通の車の抜け道などとして利用されている生活道路について、面的速度規制や一方通行化などの導入による交通安全対策が求められています。 ・駅周辺の駐輪場の有効活用や公共交通機関の充実など、利用しやすい駅前の空間づくりが必要です。 ・河川沿いの環境を活かし、既存公園などのネットワークにより地域内の回遊性を高めることが求められています。 ・生活道路や通学路の整備や、黒目川と駅をつなぐ道の整備など、歩きやすく、安全で安心な歩道づくりが求められています。

■市街地整備

- ・都市公園が少なく、オープンスペース（空地）なども少ない状況です。
- ・狭い道路が多く、防災上危険な地域があります。

■緑・景観・環境共生

- ・黒目川、野火止用水跡、また湧水が僅かながら残存しています。
- ・大規模な民間企業の敷地などにはまとまった緑が残存しています。
- ・屋敷林など緑豊かな空間が点在しますが、その多くは個人の所有地（民地）です。
- ・農地や果樹園などが点在していますが、生産緑地以外の農地の減少が進んでいます。
- ・三原公園は子どもの遊び場、地域の憩いの場として利用されています。
- ・伸銅所などの歴史的価値のある施設などがあります。

■安全・安心

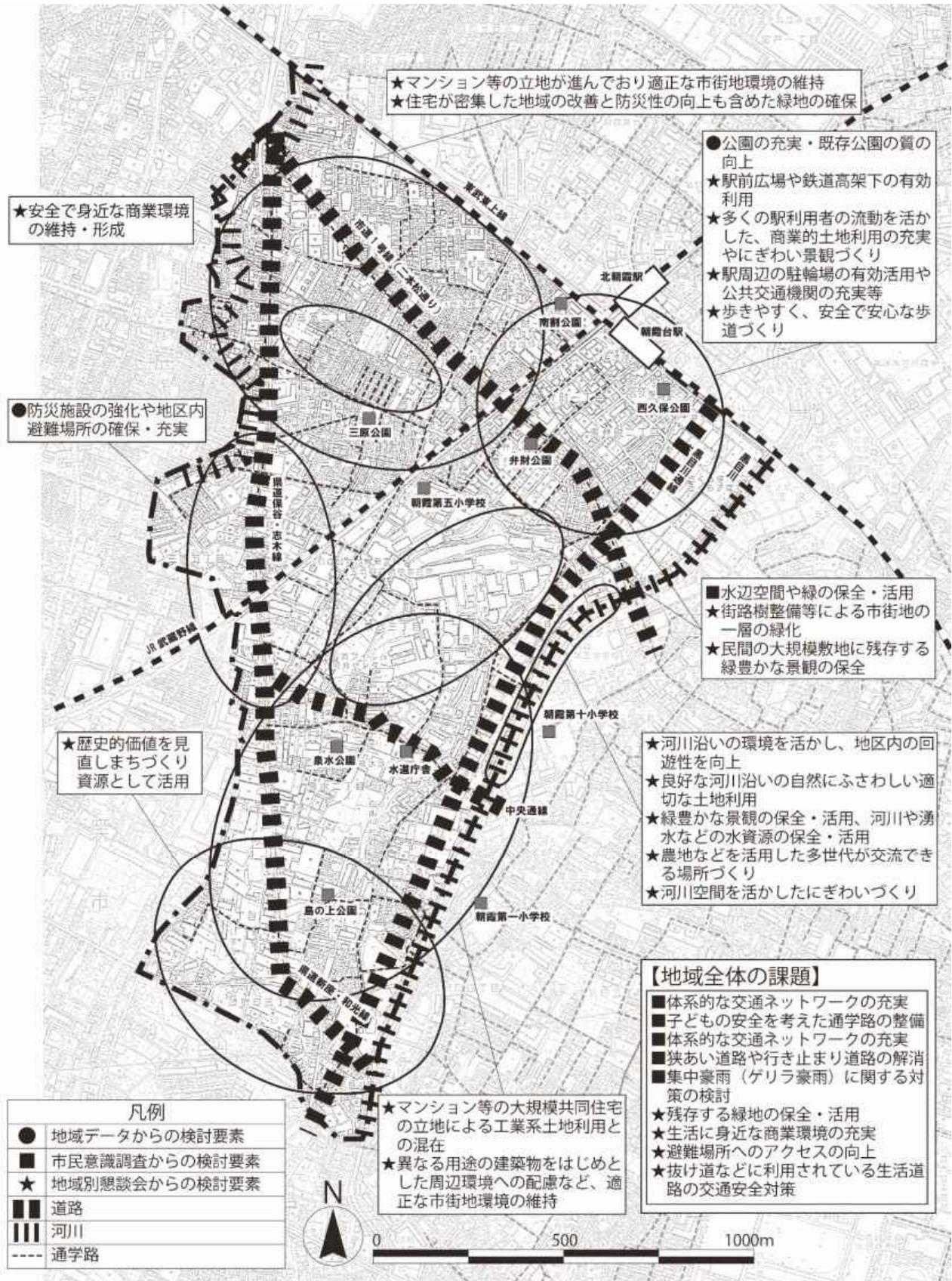
- ・三原地区など住宅が密集した地域があり、地震・火災などに対する防災対策が懸念されています。また、高齢者の人口密度も非常に高い地域となっています。

- ・地域には住宅が密集した地域が見られ、その改善とともに防災性の向上も含めた緑地の確保が求められます。
- ・マンションなどの大規模共同住宅の立地による、工業系土地利用との混在が見られ、異なる用途の建築物をはじめとした周辺環境への配慮など、適正な市街地環境の維持が望まれます。

- ・農地や斜面林など緑豊かな景観の保全・活用、また河川や湧水などの水資源の保全・活用が求められます。
- ・残存する自然資源と調和し、主要道路の街路樹整備などにより都市景観にも配慮した市街地の一層の緑化が望まれます。
- ・伸銅工業発祥の地であることや、川越街道膝折宿などの歴史的価値を見直し、まちづくり資源としての保全・活用が望まれます。
- ・黒目川など河川空間を活かしたにぎわいづくりや、農地などを活用した多世代が交流できる場が求められています。
- ・街区公園など生活に身近な公園が不足しており、その充実とともに、既存公園の緑化や環境の改善など質的な向上も望まれています。

- ・住宅地における体系的な交通網の充実や、狭あい道路や行き止まり道路の解消などによる避難場所へのアクセスの向上が望まれます。
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する対策の検討が求められています。
- ・地域内の一時的な避難場所となる空地などの充実や施設の耐震化が求められます。

【西部地域の課題図】





【黒目川の桜並木と浜崎黒目花広場】



【水道庁舎から泉水方面の眺望】

(3) 地域づくりの目標 (将来像)

地域別ワークショップにおいて検討・抽出されたキーワードをもとに、地域の将来像を設定します。

①将来像

自然 (黒目川・緑) と歴史性 (伸銅工業・旧街道) を活かし

暮らしにやさしく 住み続けられるまち

②まちづくりの方向性

- ・ マンション立地の抑制や適正な誘導など、良好な住環境の維持・整備をすすめるとともに、防災性や快適性を高め、住み良いまちづくりを目指します。
- ・ 市街地の形成過程や土地利用による多様な特性に配慮し、特に黒目川沿いなどの無秩序な市街化を抑制し、自然環境を保持した土地利用の適正な誘導や、工業系の土地利用については、伸銅工業発祥の地としての歴史的価値の見直し、住宅などの混在への対応などにより土地利用用途の特性を活かすよう、それぞれの区分の中で適正な配慮・誘導を目指します。
- ・ 住宅が密集した市街地の改善や大規模マンション建設時の周辺環境への配慮・調整、身近な公共施設などの充実により安全・安心で快適な生活環境づくりを目指します。
- ・ 地域内の体系的な道路ネットワークの形成や、狭あい道路 (幅員 4 m 未満) の解消などにより、安全でやさしい道路づくりを目指します。

将来像設定にあたってのキーワード・サブテーマ
(地域別ワークショップより)

特徴を持つエリア
ごとのまちづくり

自然資源

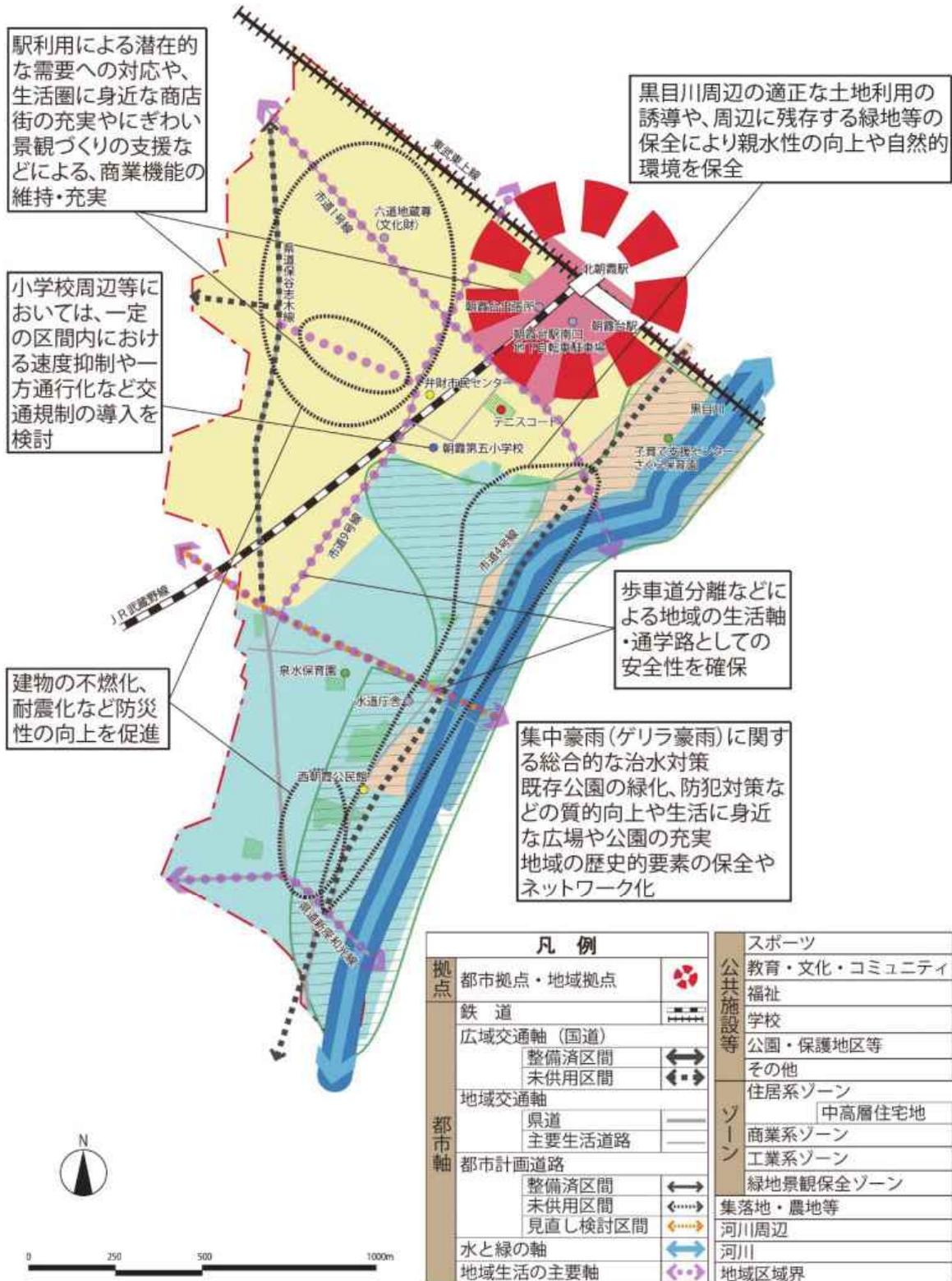
住環境

利便性

歴史性

- 特徴をもった地区ごとの目標
「緑と水を守り、ふれる」(泉水)
「のどか・憩いの空間に」(黒目川流域)
「住環境や歴史的価値を守る」(膝折)
「住みよい環境へ」(三原)
「広く便利に」(弁財(朝霞台駅周辺))
- 住民の声を聞くまちづくり、コミュニティの再生が大事
- ひ孫の代までにはよいまちにしたい

【西部地域の地域づくり方針図】



駅利用による潜在的な需要への対応や、生活圏に身近な商店街の充実やにぎわい景観づくりの支援などによる、商業機能の維持・充実

黒目川周辺の適正な土地利用の誘導や、周辺に残存する緑地等の保全により親水性の向上や自然的環境を保全

小学校周辺等においては、一定の区間内における速度抑制や一方通行化など交通規制の導入を検討

歩車道分離などによる地域の生活軸・通学路としての安全性を確保

建物の不燃化、耐震化など防災性の向上を促進

集中豪雨(ゲリラ豪雨)に関する総合的な治水対策
既存公園の緑化、防犯対策などの質的向上や生活に身近な広場や公園の充実
地域の歴史的要素の保全やネットワーク化

凡例		公共施設等	
拠点	都市拠点・地域拠点	スポーツ	●
	鉄道	教育・文化・コミュニティ	●
	広域交通軸(国道)	福祉	●
	整備済区間	学校	●
	未供用区間	公園・保護地区等	■
都市軸	地域交通軸	その他	●
	県道	住居系ゾーン	
	主要生活道路	中高層住宅地	■
	都市計画道路	商業系ゾーン	■
	整備済区間	工業系ゾーン	■
	未供用区間	緑地景観保全ゾーン	■
	見直し検討区間	集落地・農地等	■
水と緑の軸	水と緑の軸	河川周辺	■
	地域生活の主要軸	河川	■
		地域区域界	---

※その他:上記以外の市の施設及び文化財(無形文化財・古文書・絵図除く。)



(4) 地域づくりの基本方針

西部地域の地域づくりの目標を具体的に進めていくための方針を全体構想分野別方針に示す事項を基本として「土地利用」、「道路交通」、「市街地整備」、「緑・景観・環境共生」、「安全・安心」の分野に区分して整理し、その総括について「地域づくり方針図」に示します。

①土地利用

- ・北朝霞駅・朝霞台駅周辺の多くの居住者や駅利用者を有する潜在需要の高さに対応するよう、今後も地区計画による誘導を維持し、駅周辺における商業・業務系利用を促進するとともに、周辺の住環境との調和に対する配慮などについても検討します。(キーワード 1, 2)
- ・弁財地区や三原地区に形成されている地域の活力を支える既存商店街の安全・快適に買物ができる生活に身近な商業環境の充実やにぎわい景観づくりを支援します。(キーワード 2)
- ・泉水、膝折町地区など住宅と工業施設が混在する地域での住・工相互の環境に配慮した誘導を検討します。(キーワード 1)

②道路交通

- ・北朝霞駅・朝霞台駅周辺の駐輪場施設の適正な運用や交通施設の改善などにより、駅利用者・歩行者に配慮した安全な歩行者空間を確保していきます。(キーワード 2)
- ・県道新座・和光線や地域に整備されている主な市道については、自動車と歩行者及び自転車利用者の分離のための交通規制の検討などにより、地域の生活軸・通学路としての安全性を確保していきます。(キーワード 6, 7, 8)
- ・泉水、膝折町地区など駅から遠隔となる住宅地における体系的な道路網の形成を進め、地域に立地する公共施設や避難場所へのアクセスを高めます。(キーワード 21)
- ・小学校周辺や住宅地においては、一定の区間内における速度抑制や一方通行化など交通規制の導入を検討します。(キーワード 7, 8)

③緑・景観・環境共生

- ・地域に残存する未利用地を活用することにより生活に身近な広場や公園の充実を図るとともに、既存公園については緑化のあり方や防犯対策の検討などにより質的向上に努めます。(キーワード 10, 23)
- ・地域の関係者が連携し、協力するなど既存宅地の庭木や生け垣などの緑化を進め、まちなみの形成や潤いのある住環境の向上を促進します。(キーワード 11)
- ・黒目川周辺の自然資源の保全とともに、沿川の公園整備や親水性の向上を推進します。(キーワード 12)
- ・工業地内や公共施設敷地に残存する緑地や、かつての湧水の見られた崖地の保全などにより、地域を特徴づける潤いのある景観づくりを進めます。(キーワード 11, 12)

- ・川越街道膝折宿としての街道筋や伸銅工業発祥の地として、地域の歴史的要素の保全やネットワーク化などにより、まちづくり資源として活用します。
- ・地域の主要施設（鉄道駅、商店街、公共施設、公園など）を既存軸（河川や道路）で結び、街路樹などによる道路の緑化の推進とともに、地域生活の主要軸の形成にも資する水と緑の軸づくりを検討します。（キーワード 11）

④市街地整備

- ・三原地区などの木造住宅が密集し、狭あい道路や行き止まり道路が多い地区については、建物の不燃化、耐震化など防災性の向上を促進し、良好な住宅市街地の形成を図ります。（キーワード 15, 21）
- ・地域内の農地については、周辺環境との調和や保全すべき農地に配慮した計画的な宅地化などを検討していきます。（キーワード 10）

⑤安全・安心

- ・地域防災計画に基づき、災害時の避難場所の確保とともに、避難場所へのアクセスの向上を図ります。また、住宅が密集する三原周辺の地域については、道路や公園などのオープンスペースの確保を図ります。（キーワード 15, 21, 22）
- ・高齢化や核家族化の進展とともに、顕在化している管理不全な空き家等の問題は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき改善に取り組み、良好な生活環境の確保に努めます。（キーワード 24）
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する総合的な治水対策に努めます。（キーワード 20）

総合計画と連携してまちづくりに取り組む主な内容

- ・自然資源や歴史資源などを活かし、より快適な環境を形成していくため地域住民が一体となって取り組むコミュニティ活動・組織づくりの支援やまちづくりを支えるルールづくりを検討すること
- ・農業者との連携による農業体験の実施や遊休農地の市民農園としての活用を図ること（キーワード 10）

【地域別懇談会 西部地域活動風景】

朝霞市都市計画マスタープランの見直しに向けて、平成 27 年（2015 年）8 月までに各地域などで計 5 回、地域づくりの方針をまとめる地域別懇談会「10 年後のあなたの地域について考えてみませんか」を、各地域の方々の協力のもと開催しました。

第 1 回 10 年間を振り返り、「地域の魅力と課題」をワークショップ形式で話し合い



＜話し合いの結果＞

地域の魅力：三原公園（市民参加の公園）／黒目川が水質改善／朝霞台の駅が便利

地域の課題：信号による交通渋滞／自然が減少／歩道の整備／狭あい道路改善／交通量

第 2 回 「地域の魅力と課題」を実際に見に行く「タウンウォッチング」を実施



＜タウンウォッチングで気づいたこと＞

- 都市農地は貴重な存在である、緑地としてできるだけ残したい
- 朝霞台駅のメインストリートににぎわいがほしい
- 黒目川、新河岸川をサイクリング道路でつないでほしい
- ボール遊びができる三原公園は貴重な存在 など

第 3 回 第 1 回・第 2 回の結果をふまえた地域のまちづくりの検討



＜検討結果＞

- 土地利用：訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備
- 道路交通：狭あい道路や歩道、通学路の整備
- 緑・景観・環境共生：建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや色彩、街並などの適正な規制・誘導 など

第 4 回 地域のまちづくりに関する意見交換会（考えられる取組について）



＜話し合いの結果＞

「訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備」について

●駅周辺の商業環境の整備

- ・歩道を利用したオープンカフェ／一方通行を歩行者天国／駅前での新鮮な地元野菜の販売／駅前に朝霞の名所・散策路マップの設置 など

「狭あい道路や歩道、通学路の整備」について

●狭あい道路や歩道、通学路の整備

- ・学校周辺や主要通学路におけるゾーン 30 の実施／歩道の側溝の整備／自転車通行帯のカラー舗装 など

第 5 回 合同成果発表会



●各地域からの成果発表

●意見交換

6. 南部地域（本町・溝沼・幸町・栄町・青葉台・膝折町の一部・基地跡地等）

（1）地域の概要

- ・当地域は、本市の南側に位置し、地域の西側から北部を黒目川が流れています。地域の西側は新座市、南東側は和光市、南側は東京都練馬区に接しています。
- ・当地域は、明治22年（1889年）膝折村・溝沼村・岡村がその他3村と合併し、膝折村となりました。昭和7年（1932年）の町制施行時に朝霞町に改名し、その後、昭和30年（1955年）には内間木村と合併し、その後、昭和42年（1967年）に市制施行により朝霞市となりました。
- ・黒目川沿いの低地、及び当地域の中央に位置する基地跡地、南端の陸上自衛隊朝霞駐屯地は市街化調整区域となっています。
- ・東武東上線が東側を走っており、南東側に朝霞駅があります。平成17年（2005年）に広沢地区の土地区画整理が完了し、平成19年（2007年）には朝霞駅南口広場が完成するなど、着々とまちづくりが進んでいます。一方で、駅周辺を中心市街地は、近年商業の衰退が見られるため、商店街の活性化が求められています。
- ・基地跡地では、「憩いと交流の拠点」となる地区の形成を目標とする地区計画の決定や、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」がオープンするなど、自然とふれあう場も増えています。
- ・平成22年（2010年）2月に朝霞第四小学校が移転しました。
- ・地域の面積は約543haで、本市全体の約30%を占め、地域内人口については約49,400人で市全体の約37%を占めています。地域内の人口は、朝霞駅周辺の地域を中心に増加傾向にあります。

【朝霞市における南部地域の位置】



(2) 地域の現況と主要課題

地域の現況及びこれから 10 年のまちづくりの課題について、地域別懇談会で出された意見を中心に次のとおり整理します。

現 況	課 題
<p>■土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の中心市街地においては、経営者の高齢化や後継者不足に伴い、空き店舗が増加する傾向が見られます。 ・ 地域の北側の黒目川沿いに市街化調整区域があります。 ・ 工業系、商業系及び住居系の建物用途の混在が見られます。 ・ 黒目川沿いなどに休耕地などが点在します。 ・ 平成 21 年（2009 年）に高度地区が指定されました。 ・ 平成 16 年（2004 年）以降、駅周辺や北側の黒目川沿いの地域などに保育園が複数施設されました。 ・ 旧川越街道沿道の近隣商業地域などでは、空き店舗の増加が見られます。 ・ 平成 22 年（2010 年）2 月に朝霞第四小学校が移転しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞駅を中心とする古くからの商店街が散在する市街地の活性化が求められます。 ・ 基地跡地の自然資源・防災空地としての活用など多様な土地利用の検討が望まれます。 ・ 黒目川沿いの良好な自然にふさわしい適切な土地利用が求められています。 ・ 旧川越街道や国道 254 号（川越街道）の沿道について、よりにぎわいのある土地利用の誘導が必要です。 ・ 朝霞第四小学校跡地については、にぎわいの創出や地域の活性化に寄与する土地利用が求められています。
<p>■道路交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員が狭く、歩道が設置されている道路が少ない状況です。 ・ 地域の南側を国道 254 号（川越街道）が横断しており、他地域から東京都心などへの通過車両が多く見られます。 ・ 朝霞駅を起点に多くのバスが運行していますが、一部、公共交通手段が不足している地域があります。 ・ 地形の高低差による急なカーブの坂などが見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の体系的な交通網の充実や、安全な歩行者空間の確保が求められます。 ・ 朝霞駅と市内の主要施設を効果的に結ぶよう、バス路線網の見直しなど公共交通手段の充実が必要です。 ・ 子どもの安全を考えた通学路の整備が求められています。 ・ 抜け道などとして利用されている生活道路について、面的速度規制や一方通行化などの導入による交通安全対策が求められています。 ・ 観音通線における自転車道の延伸が求められています。

■緑・景観・環境共生

- ・黒目川は、子どもが遊べ、水にふれあえる場所であり地域の貴重な資源となっています。
- ・暗渠となっている水路が存在します。
- ・広沢の池や膝折の湧水、基地跡地や寺社など自然資源、歴史資源も多く存在します。
- ・駅周辺は緑が少ない状況です。
- ・川越街道膝折宿など、昔ながらのまちなみが残る地域も存在します。
- ・溝沼、膝折の地域に高齢者施設が10年間で増加しています。
- ・地域の中央には基地跡地が存在し、平成24年（2012年）に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」がオープンしました。

■市街地整備

- ・市役所をはじめ、多くの公共施設が分布しています。
- ・朝霞駅方面への自転車利用者が多く、駅周辺などに放置自転車が多く見られます。
- ・都市公園は、比較的多く分布しています。
- ・朝霞駅南口駅前広場が平成19年（2007年）に完成しました。
- ・栄町の準工業地域に分譲マンションが増加しています。
- ・朝霞駅周辺における広沢土地区画整理事業が平成17年（2005年）に完了しました。

■安全・安心

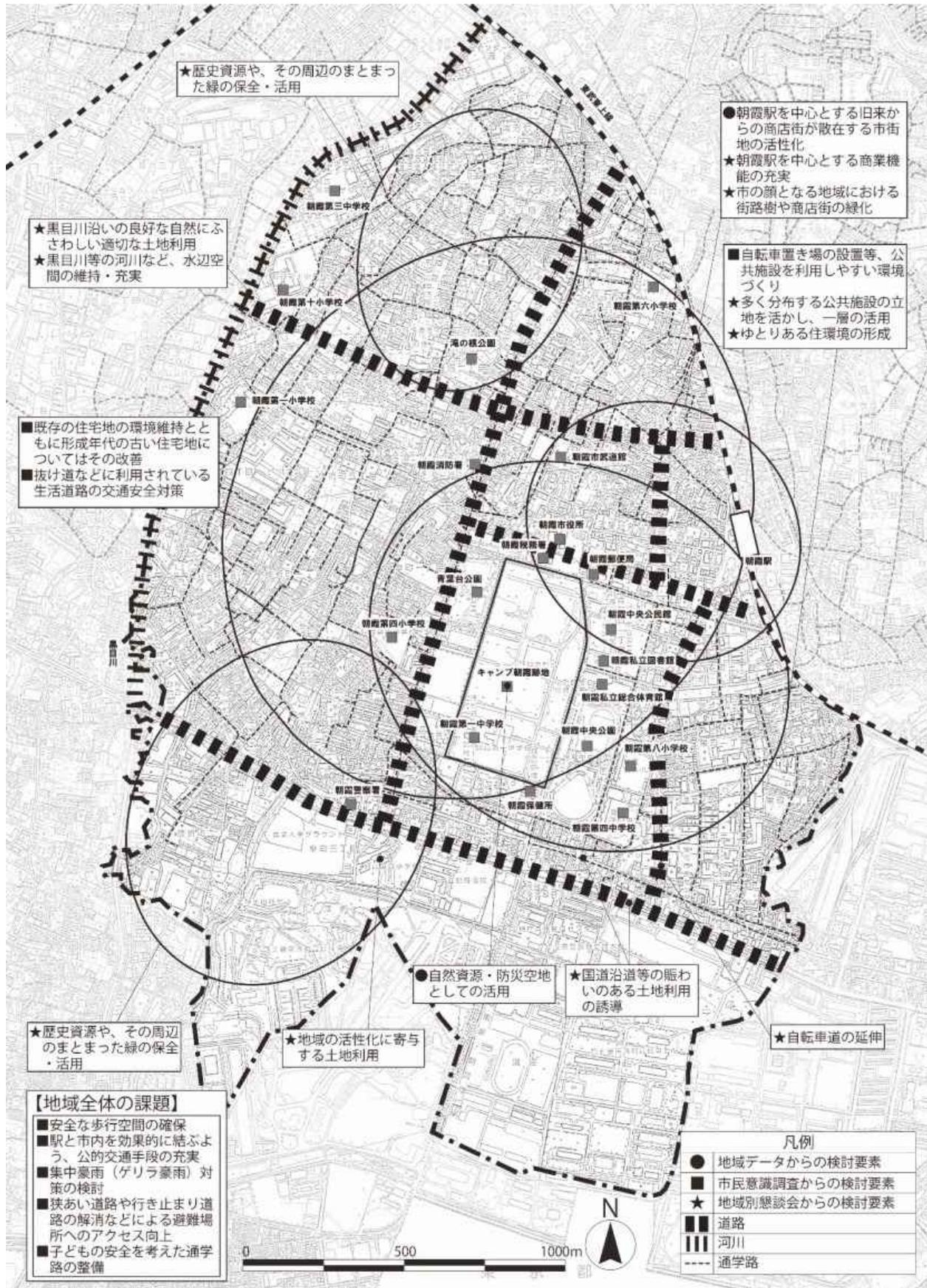
- ・幸町や膝折町などに住宅が密集した地域があり、地震・火災などに対する防災対策が懸念されています。

- ・黒目川などの河川や、暗渠となっている水路の改善と水辺空間の充実が望まれます。
- ・朝霞駅周辺などについては、市の顔となる地域における街路樹や商店街の緑化など、みどりの充実が求められています。
- ・寺社やまちなみなど、歴史資源や、その周辺のまとまった緑の保全・活用が求められます。

- ・多く分布する公共施設の立地を活かし、一層の活用が求められます。
- ・多くの利用者がある駅周辺や公共施設の駐輪場の充実・活用など、公共施設が利用しやすい環境づくりが求められています。
- ・既存の住宅地の環境維持とともに、形成年代の古い住宅地については、その改善が望まれます。

- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する対策の検討が求められています。
- ・住宅地における体系的な交通網の充実や、狭あい道路や行き止まり道路の解消などによる避難場所へのアクセスの向上が望まれます。

【南部地域の課題図】





【公園通りで開催される「彩夏祭」】

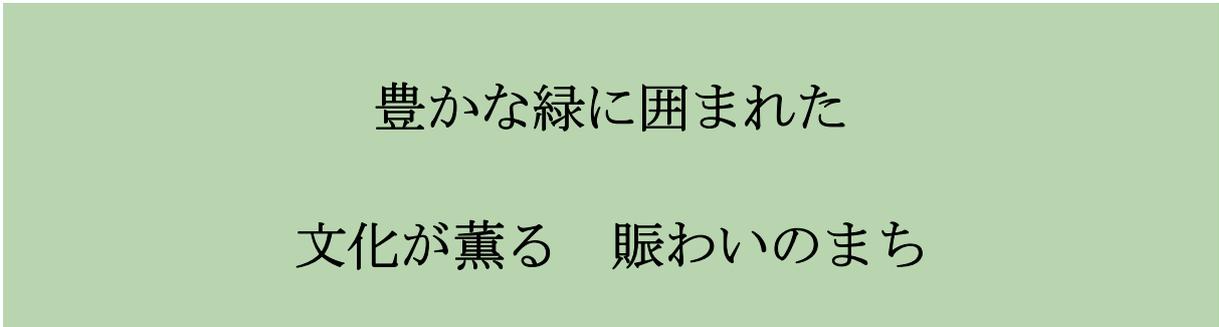


【国道 254 号（川越街道）と朝霞第四小学校跡地（右側）】

(3) 地域づくりの目標（将来像）

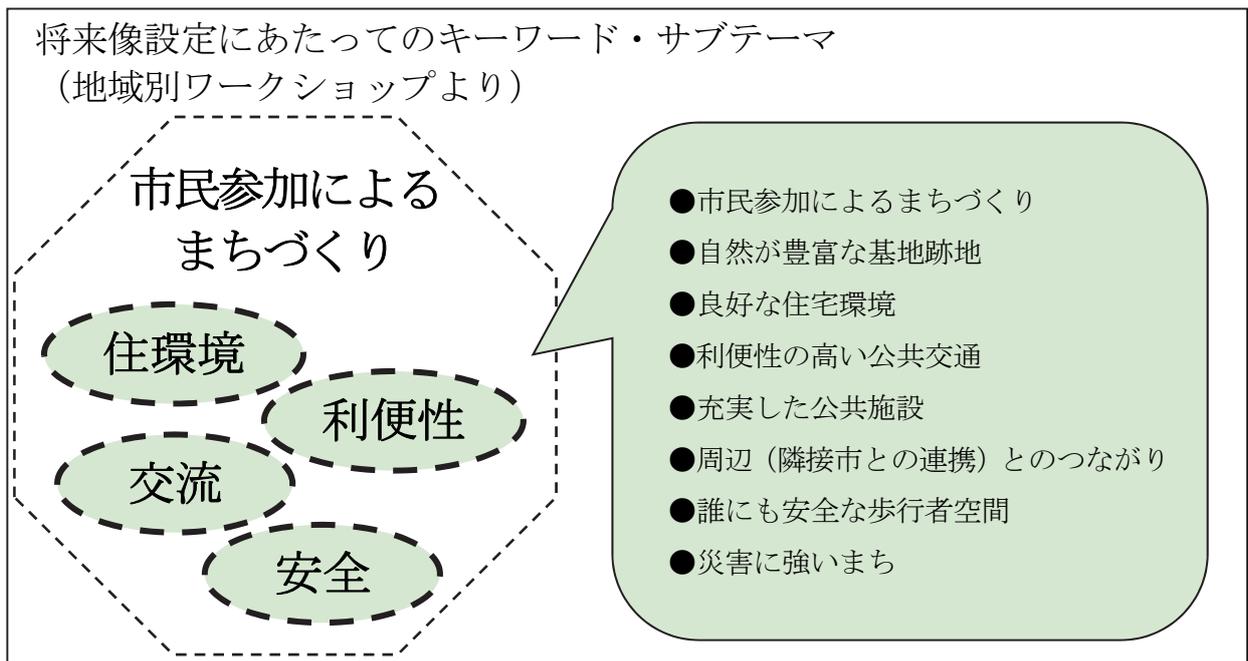
地域別ワークショップにおいて検討・抽出されたキーワードをもとに、地域の将来像を設定します。

①将来像

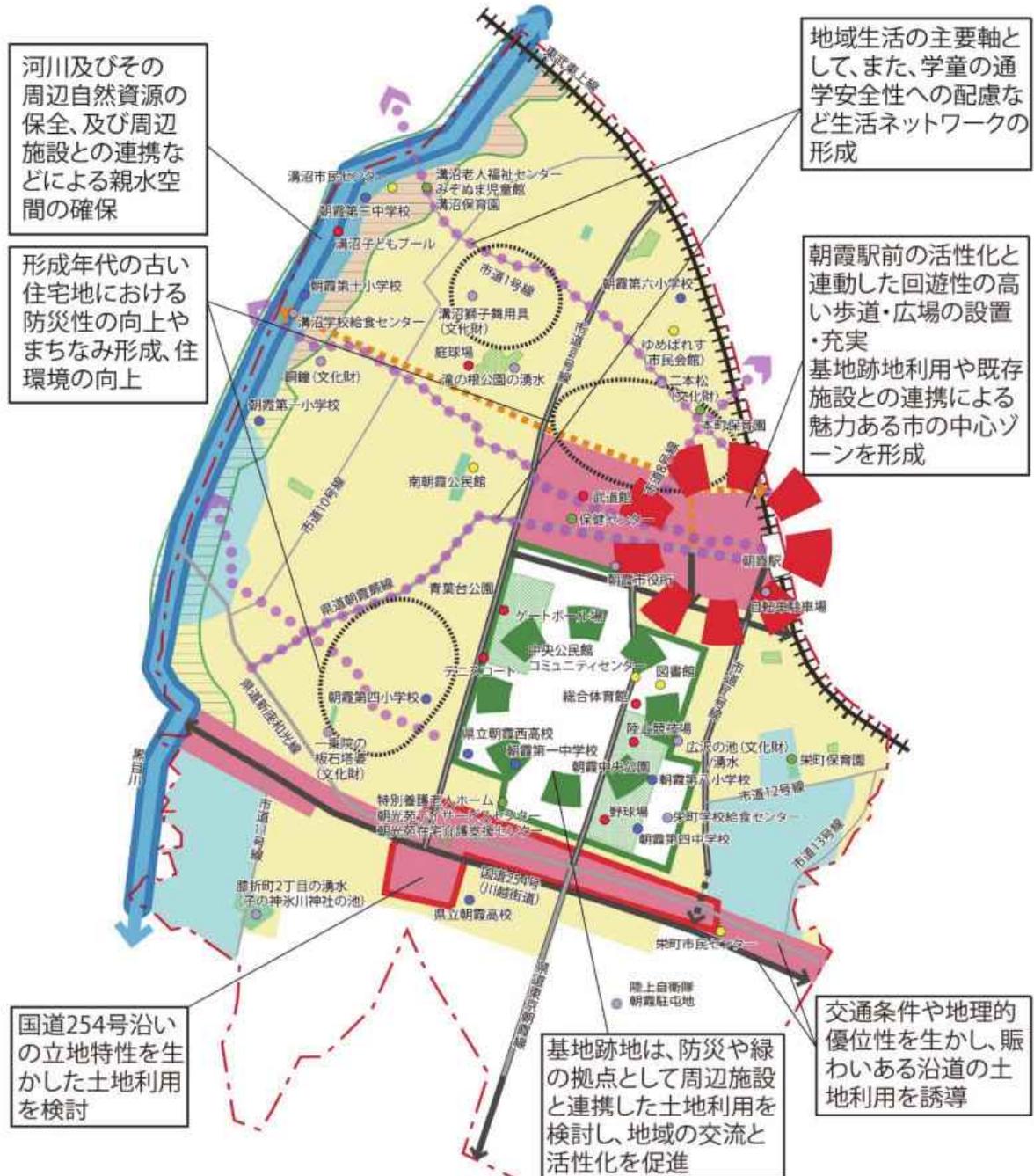


②まちづくりの方向性

- ・朝霞駅や多く分布する公共施設の立地、さらに基地跡地の公共性の高い未利用地を活かし、駅前広場などとあわせ、朝霞市の顔・交流拠点としてのまちづくりを目指します。
- ・形成年代の古い既成市街地の改善や、基地跡地などの活用による緑・オープンスペース（空地）の確保、道路規模、配置間隔などに配慮した体系的な道路網の形成により、安心して楽しく歩ける歩行者空間づくりを図るなど、ゆとりある住環境づくりを目指します。
- ・市街地に散在する農地の保全・活用の検討、黒目川周辺などの自然資源の保全や、寺社、川越街道膝折宿などの歴史・文化資源の活用により特徴ある景観づくりを目指します。



【南部地域の地域づくり方針図】



凡例		
拠点	都市拠点・地域拠点	
	水と緑の拠点	
地区	新たな拠点地区	
	まちづくり重点地区	
都市軸	鉄道	
	広域交通軸 (国道)	
	整備済区間	
	未供用区間	
	地域交通軸	
	県道	
	主要生活道路	
	都市計画道路	
	整備済区間	
	未供用区間	
見直し検討区間		
水と緑の軸		
地域生活の主要軸		
スポーツ		
教育・文化・コミュニティ		
福祉		
学校		
公園・保護地区等		
その他		
住居系ゾーン		
中高層住宅地		
商業系ゾーン		
工業系ゾーン		
緑地景観保全ゾーン		
集落地・農地等		
河川周辺		
河川		
地域区域界		

※その他: 上記以外の市の施設及び文化財 (無形文化財・古文書・絵図除く。)



(4) 地域づくりの基本方針

南部地域の地域づくりの目標を具体的に進めていくための方針を全体構想分野別方針に示す事項を基本として「土地利用」、「道路交通」、「市街地整備」、「緑・景観・環境共生」、「安全・安心」の分野に区分して整理し、その総括について「地域づくり方針図」に示します。

①土地利用

- ・朝霞駅周辺については、商業・業務系利用の促進を図り、にぎわいづくりや安全で楽しい買物空間づくりを進めます。(キーワード 2)
- ・膝折町地区に形成されている地域の活力を支える既存商店街における生活に身近な商業環境の充実や、栄町地区における幹線道路沿道の商業地の充実を支援します。(キーワード 14)
- ・川越街道(国道254号)や旧川越街道の交通条件と地理的優位性を活かし、沿道のにぎわい創出のため、商業業務系系の土地利用の誘導を図ります。(キーワード 14)
- ・地域内に立地する学校移転に伴い生じた朝霞第四小学校の大規模な跡地については、国道254号(川越街道)沿いの立地特性を活かした土地利用の検討を進めます。(キーワード 5)

②道路交通

- ・学校周辺などの住宅地においては、一定の区間内における速度抑制など交通規制の導入を検討します。(キーワード 7, 8)
- ・県道朝霞・蕨線や、地域に整備されている主な市道については、自動車と歩行者及び自転車利用者の分離のための交通規制の検討などにより、地域の生活軸、通学路としての安全性を確保します。(キーワード 6, 7, 8)
- ・点在する公共施設や朝霞駅等拠点となる場所へのアクセスの向上や、市内循環バスルートの見直し、民間バス事業者への要請などにより公共交通のさらなる利便性向上に努めます。(キーワード 9)

③緑・景観・環境共生

- ・基地跡地や黒目川、広沢の池などのまとまった自然資源や寺社、川越街道膝折宿などの歴史資源をめぐる散策路や自転車ネットワークなど、まちづくり資源としての活用を検討します。(キーワード 6)
- ・黒目川周辺の自然資源の保全とともに、沿川の公園整備や親水性の向上を推進します。(キーワード 12)
- ・地域の主要施設(鉄道駅、商店街、公共施設、公園など)を河川や道路で結び、街路樹などによる道路の緑化を推進し、水と緑の軸づくりを行います。(キーワード 11)
- ・基地跡地について、防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図ります。(キーワード 22, 10)

- ・地域の関係者が連携し、協力するなど既存宅地の庭木や生け垣などによる緑化を進め、まちなみの形成や潤いのある住環境の向上を促進します。(キーワード 11)
- ・地域に残存する未利用地を活用することにより生活に身近な広場や公園の充実を図るとともに、既存公園については緑化のあり方や防犯対策の検討などにより質的向上に努めます。(キーワード 10, 23)

④市街地整備

- ・市役所をはじめ、主要な公共施設の立地を活かし、朝霞駅前の活性化と連動した回遊性の高い歩道・広場の設置・充実などにより市の中心拠点としての魅力を高めます。(キーワード 2)
- ・地域内の農地については、周辺環境との調和に配慮した保全や計画的な宅地化などを検討します。
- ・木造住宅が密集する地域や、狭あい道路や行き止まり道路が多い地区については、道路基盤などの整備を進めるとともに、建物の不燃化、耐震化などによる防災性の向上を促進し、良好な住宅市街地の形成を誘導します。(キーワード 15, 21)

⑤安全・安心

- ・地域防災計画に基づき、災害時の避難場所の確保とともに、避難場所へのアクセスの向上を図ります。また、住宅が密集する膝折町や栄町周辺の地域については、道路や公園などのオープンスペースの確保を図ります。(キーワード 15, 21, 22)
(V-4-(1)-③)
- ・近年多発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）に関する総合的な治水対策に努めます。(キーワード 20)

総合計画と連携してまちづくりに取り組む主な内容

- ・市民と行政による、よりよいまちづくりへの取組を推進すること
- ・地域ぐるみの公園管理や朝霞駅周辺の中心市街地活性化など、地域住民の活動支援を推進すること(キーワード 2)
- ・自然資源や歴史資源などを活かして、より快適な環境を形成していくため、地域住民が一体となって取り組むコミュニティ活動・組織づくりの支援やまちづくりを支えるルールづくりを検討すること
- ・野菜などの地産地消ができる環境を整えること

【地域別懇談会 南部地域活動風景】

朝霞市都市計画マスタープランの見直しに向けて、平成 27 年（2015 年）8 月までに各地域などで計 5 回、地域づくりの方針をまとめる地域別懇談会「10 年後のあなたの地域について考えてみませんか」を、各地域の方々の協力のもと開催しました。

第 1 回 10 年を振り返り、「地域の魅力と課題」をワークショップ形式で話し合い



＜話し合いの結果＞

- 地域の魅力：**自然が豊か（朝霞の森、黒目川）／朝霞駅（便利、治安良い、活気出た）／店が多い／大きなグラウンド
- 地域の課題：**駅前通り商店街の活性化／歩道の整備（駅前バス通り）／基地跡地の早期利用／朝霞第四小学校跡地活用

第 2 回 「地域の魅力と課題」を実際に見に行く「タウンウォッチング」を実施



＜タウンウォッチングで気づいたこと＞

- 市役所通りなどの歩道の整備、観音通線の自転車専用道路の改善
- 川沿いに、ずっと桜道が続き、子どもが遊べる様になったら楽しい
- 基地跡地の自然を活かし、市民が楽しめる場所にしてほしい
- 街がにぎわう若者が気軽に入れるカフェや飲食店があると良い など

第 3 回 第 1 回・第 2 回の結果をふまえた地域のまちづくりの検討



＜検討結果＞

- 土地利用：**国道 254 号（川越街道）沿道の魅力ある商業空間を形成する土地利用の誘導。旧川越街道や駅前の商店街の活性化。駅周辺の駅前通りなどに面したビルの 1 階は地区計画などの活用により商店にすることでにぎわいを創出
- 緑・景観・環境共生：**地域の歴史的資源や自然環境をめぐる散策路の整備や自転車ネットワーク など

第 4 回 地域のまちづくりに関する意見交換会（考えられる取組について）



＜話し合いの結果＞

「旧川越街道や駅前の商店街の活性化」について

- お客を呼び込む／朝霞らしい拠点づくり**
 - ・電線の地中化／イベントができる広場／シンボルロードを結んで周遊性向上／人が集まり、憩い、交流できる場づくり など
- 「駅周辺の駅前通りなどに面したビルの 1 階は地区計画などの活用により商店にすることでにぎわいを創出」について
- にぎわいづくり**
 - ・週末の歩行者天国／オシャレな街並み（道路でカフェ）／ゆっくり住めて、面白い店が点在するまちづくり など

第 5 回 合同成果発表会



- 各地域からの成果発表
- 意見交換

第4章

計画の実現に向けて

1. 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり

これまでのまちづくりの多くは、市街地の骨格となる道路・公園などの都市基盤や、土地区画整理事業に代表される面整備を中心に、行政主導により進められてきました。

しかし、近年では急速に進む少子高齢化、高度情報化など成熟社会へと移行しており、市民ニーズ（需要）の多様化、高度化に対して、行政のみでその全てに対応することは不可能であることから、市民、企業（事業者）の主体的な協力が必要となっています。

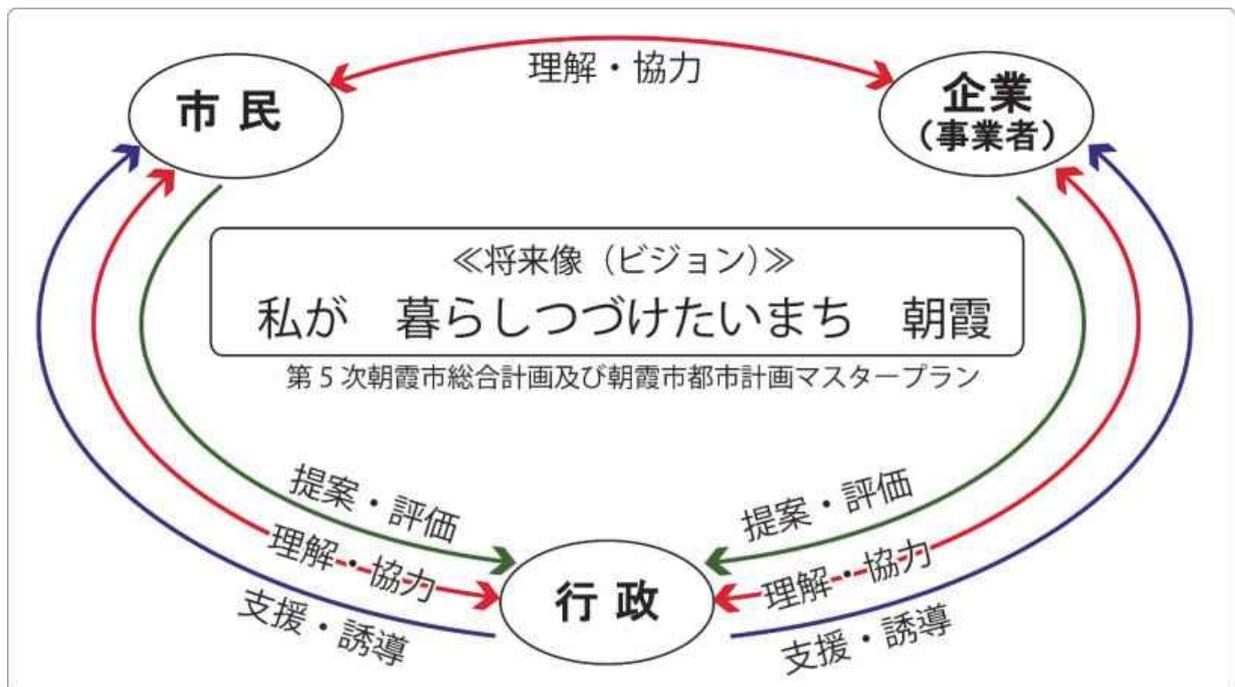
このため、朝霞市都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実現に向け、本市の「将来像」に対する共通の理解と、主体である市民、企業（事業者）が自らの手で積極的に推進していくという理念のもと、市民、企業（事業者）、行政がそれぞれの立場で理解・協力しながら密接に連携してまちづくりを推進していくことを基本的な考え方とします。

すなわち、“協働”によるまちづくりを実現し、これを永続的な取組としていくことを目指します。

※協働とは

市民や企業（事業者）同士、あるいは、市民、企業（事業者）、行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取組のことであり、行政内における関係部署同士の連携なども含まれる。

【“協働”によるまちづくりのイメージ】



2. まちづくりにおける役割

(1) 市民の役割

まちの主役は、そこで暮らし、その場所を使う一人ひとりの市民であることから、自らの生活の場であるまちを安全、快適なものとし、次世代により良い環境を残していくため、まちづくりの主体としての役割を担います。

このため、市民は、行政情報の把握や取組への理解を深めるとともに、それぞれの立場からより良いまちづくりにつながる活動へ積極的に参加・実践していくことが求められます。

また、行政や企業（事業者）、ボランティア団体・NPO（民間非営利組織）などを含めて相互の理解と協力を深め、より主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 企業（事業者）の役割

本市で生産・経済活動を営む企業（事業者）は、まちの一員としてまちづくりに大きな関わりをもっています。このため、企業（事業者）は、自らの生産活動の維持や発展に際し、その社会的責任や役割、影響の大きさなどを重視し、社会面、環境面など、地域特性に十分配慮し、地域の特性やまちづくりに関するルールなどに対する理解と役割を認識し、積極的に協力・貢献していくことが必要です。

(3) 行政の役割

行政は、市民、企業（事業者）との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の提供などに加え、市民主体のまちづくり活動の支援などを推進していきます。

また、周辺自治体・県・国及び関係機関との広域的な連携、調整のもと、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。



【地域別懇談会（南部地域）】

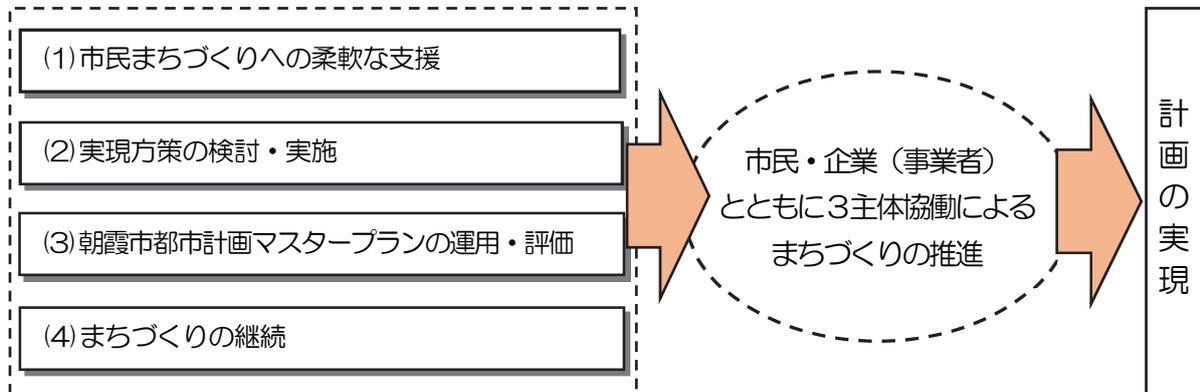


【検討委員会】

3. 実現に向けた取組

市民・企業（事業者）・行政という3つの主体の役割分担による“協働”のもと、以下に示す必要な施策に取り組んでいきます。

【実現に向けた取組概念図】



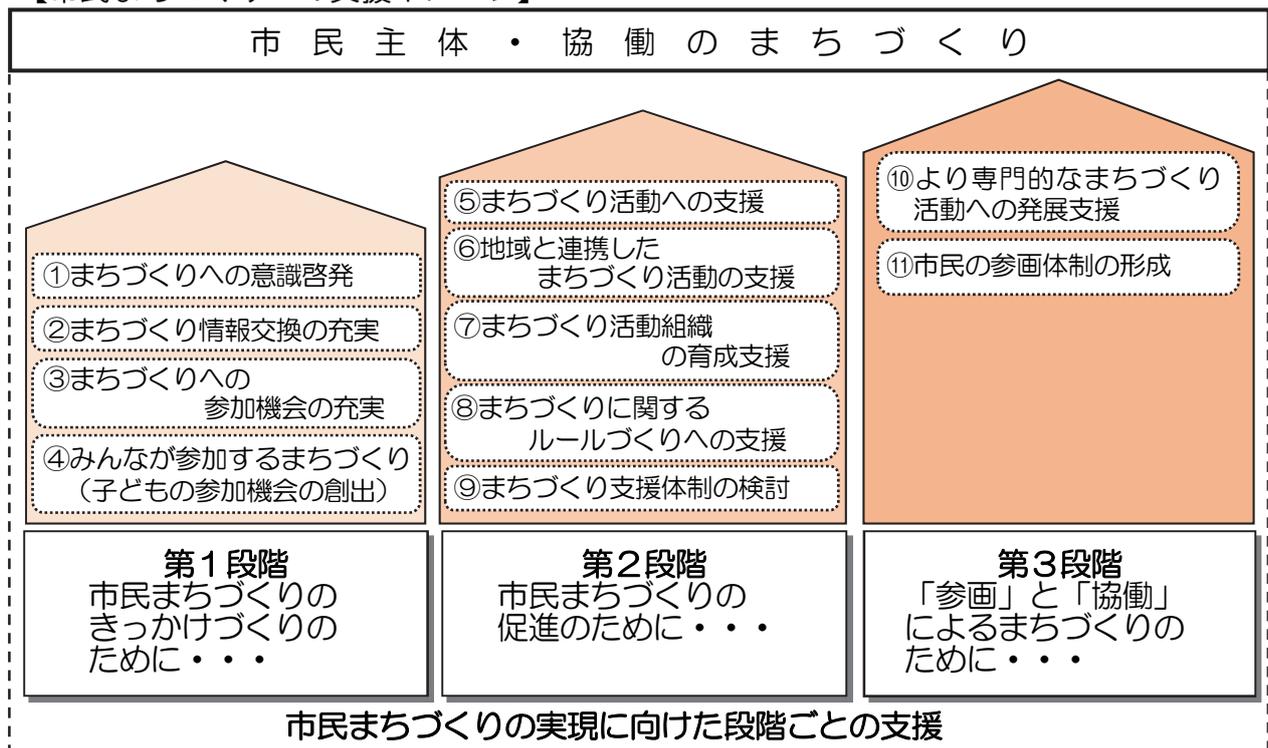
(1) 市民まちづくりへの柔軟な支援

1) 基本的な考え方

まちづくりに関する情報発信・啓発活動や市民との意見交換の機会の提供、さらにまちづくりの具体化への誘導など、市民、企業（事業者）の主体的なまちづくり活動へとつながる支援体制の構築に努めていきます。また、市民まちづくりの熟度に応じ、各取組の段階にあった適切な支援の提供に配慮します。

2) 取組内容

【市民まちづくりへの支援イメージ】



第1段階 市民まちづくりのきっかけづくりのために…

様々なまちづくり活動に関心を持って頂き、まちづくりの輪を広げます

①まちづくりへの意識啓発

広報活動の充実や各種情報媒体を活用しながら、子どもや高齢者にも分かりやすく興味をもてる形で、まちづくりに関する話題・情報提供や事例紹介を行うことにより、市民自らの発意による主体的かつ様々なまちづくりの取組に対する意識啓発に努めます。

また、まちづくりに関する学習機会の提供や次世代を担う子どもへの意識啓発などにより、まちづくりに関わる人材の育成を図ります。

例えば…

- まちづくりに関するパンフレットなどの発行
- シンポジウム・セミナーの開催など学習機会の充実
- あさか情報おとどけ講座などの普及

②まちづくり情報交換の充実

「広報あさか」だけでなくインターネットなど様々なメディアの活用や、自らのまちを知る場（学習・調査など）の提供など、まちづくりに関する情報交換などの機会の提供に努めることにより、市民のまちづくりに対する理解を深め、市民が主体となるまちづくりを促進します。

また、子どもや高齢者、障害のある人など幅広くまちづくりの意向把握を行うよう努めます。

例えば…

- まちづくりの情報交換の機会の充実
- まちづくりに関する情報提供の充実
- 行政が行う説明会や公聴会開催に関する広報の充実

③まちづくりへの参加機会の充実

まちづくりは多岐の分野にまたがるものであることから、より市民、企業（事業者）と直接的に関わる機会の多い既存施策などとの連携などに努め、市民、企業（事業者）自らがまちづくりに参加していくための機会の充実を図ります。

例えば…

- 福祉・保育施設などにおける市民交流の機会の提供
- リサイクル運動や地域防災・防犯活動に関する参加機会の提供
- 会議の公開、傍聴の積極的な呼びかけや行政計画策定組織への市民公募委員の登用

④みんなが参加するまちづくり（子どもの参加機会の創出）

次世代のまちづくりの担い手となる子どもの意見を市政やまちづくりに取り入れていくことが大切です。子どもの頃から、自らの周り（地域）との関係性を学び、子どもの目線で大人とともに地域の課題を解決していくことができる、子どもの多様な参加の機会や場の創出に努めます。

例えば…

- 「子ども大学あさか」などの子どもがまちづくりに参加できる機会を提供

第2段階 市民まちづくりの促進のために…

各主体に向けて意見を提示するなど、自発的なまちづくりへの参加を呼びかけます

⑤まちづくり活動への支援

都市計画法に基づく制度として、ある一定の区域内に土地を持つ所有者などが、その区域の他の土地所有者などの同意を得て、市や県に対して都市計画の決定や変更の提案ができる「都市計画の提案制度」があります。

市は、この制度により、土地所有者などから受けた都市計画の提案に対して検討を行い、必要に応じて都市計画の決定または変更の案を作成することとなっており、市民がこの制度を活用し、主体的なまちづくり活動に取り組むことができるよう、本制度をふまえた支援のあり方などの検討を進めます。

例えば…

- 計画づくりへの支援体制の検討
- 都市計画の提案制度の普及啓発

⑥地域と連携したまちづくり活動の支援

地域の子どもたちが地域に関わる身近な場所である子ども会などの地域のコミュニティの場や活動を維持・充実できるよう支援に努めます。

例えば…

- 地域の美化活動や防犯活動の支援
- 総合学習などの時間を活用した地域について学ぶ場（地域と学校の連携）

⑦まちづくり活動組織の育成支援

市民としてより望ましいまちづくりの実現に向け、各主体に対し意見を提示するなどの取組が重要です。そのような取組の促進に向け、既存のまちづくり活動の輪を広げること、またまちづくりに関するボランティア団体のNPO（民間非営利組織）化や、まちづくり協議会やまちづくり市民会議といったまちづくり活動の母体となる組織の形成などの支援について検討します。

例えば…

- 懇談会や市民参加ワークショップなど組織づくりの機会の提供
- NPO（民間非営利組織）などに関する情報提供

⑧まちづくりに関するルールづくりへの支援

まちづくりを実施していくために必要なルールづくりを、関係者が話し合いの中から主体的に進めていくことができるようにするため、まちづくりルールやその合意形成にあたっての手法、手続きに関する情報提供や助言を行うなど、その支援を図ります。

例えば…

- 地区計画制度の活用
- 建築協定・緑地協定制度の活用
- 市民と事業者間における事前協議などのルールづくりの検討

⑨まちづくり支援体制の検討

まちづくりが対象とする分野は広範囲にわたり、かつ多様化・高度化している状況にあります。また、まちづくり活動などに対して様々な支援なども必要であることから、庁内関係部署の情報の共有や相互調整を図るとともに、横断的かつ柔軟な庁内組織体制の構築や機能の充実を進めます。

例えば…

- 総合窓口化の検討とあわせた、まちづくり相談体制の検討

第3段階 「参画」と「協働」によるまちづくりのために…

市民のまちづくりへの関わりと、多様な主体の連携を深めていきます

⑩より専門的なまちづくり活動への発展支援

市民や企業（事業者）がまちづくり活動を継続し、かつ深化していけるよう、専門家やコンサルタントの派遣など、組織運営における多面的な支援を検討します。

まちづくり組織の相互の連絡・情報交換や行政との橋渡しなど、きめ細かい対応ができる仲介支援組織の充実などを検討します。

例えば…

- まちづくりアドバイザー（専門家）派遣制度の導入を検討
- まちづくりセンターなどまちづくり支援組織の検討

⑪市民の参画体制の形成

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、市民、企業（事業者）と行政、あるいはそれぞれの内部を構成する人や組織同士がより一層の信頼関係を確立する事が重要であることから、日常的、恒常的に円滑な意思伝達を図ります。

また、まちで生活を営む市民などの関係者が、計画づくりのできるだけ早い段階から主体的に参加し、行政・専門家などとの協働が行なわれるよう努め、計画づくり後はその実現・管理・活用など、良好なまちや環境を維持していくための継続的な協働活動を図るなど、計画策定、事業実施、見直し・評価などそれぞれの段階に応じた協働の体制や仕組みの形成を図ります。

例えば…

- まちづくりや行政計画に対する市民参画の推進

(2) 実現方策の検討・実施

1) 基本的な考え方

朝霞市都市計画マスタープランにおいて位置づけられた各種施策・事業を実現するには多くの財源が必要となりますが、今日の財政状況は必ずしもそれら全ての財源を確保できるものではありません。

そのため、限られた財源と人的資源を有効に活用していくため、施策・事業の必要性、緊急性、事業化への熟度、投資に対する効果などの観点に立って、優先順位を慎重に検討し、計画的にまちづくりを進めていきます。

また、今後のまちづくりにあたっては、区域区分や用途地域などの指定に加え、地域の将来方針をふまえ、地域の特性や課題に対応した、きめ細かな規制・誘導制度の活用について検討を進めます。

2) 取組内容

①朝霞市都市計画マスタープランに基づく方策の実施

朝霞市都市計画マスタープランの実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法などに基づく諸制度や、条例などによる本市独自の規制・誘導制度など様々な方策があります。市民、企業（事業者）との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めます。

区 分		主 な 方 策
規制・誘導 手法の活 用	法に基づく 規制・誘導手法	(地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 など (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 など
	市が独自に定め る規制・誘導 手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために 制定するもの(まちづくり条例、景観条例、建築 物条例、緑化条例 など)
	住民などの自主 的なまちづくり 手法	まちづくりのルールづくり(任意協定、景観・ 緑化などのきめ細かなルールづくり など)
都市計画事業の推進		都市計画道路事業、土地区画整理事業、公園 事業、下水道事業 など
多様な手法の組み合わせに よるまちづくり		福祉環境整備の充実や地域資源の活用など ソフト分野の施策との連携を深め、総合的なまち づくりを進めます。 ・コミュニティ(地域共同体)、NPO(民間 非営利組織)、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 など

②先行的・重点的なまちづくりの検討・実施

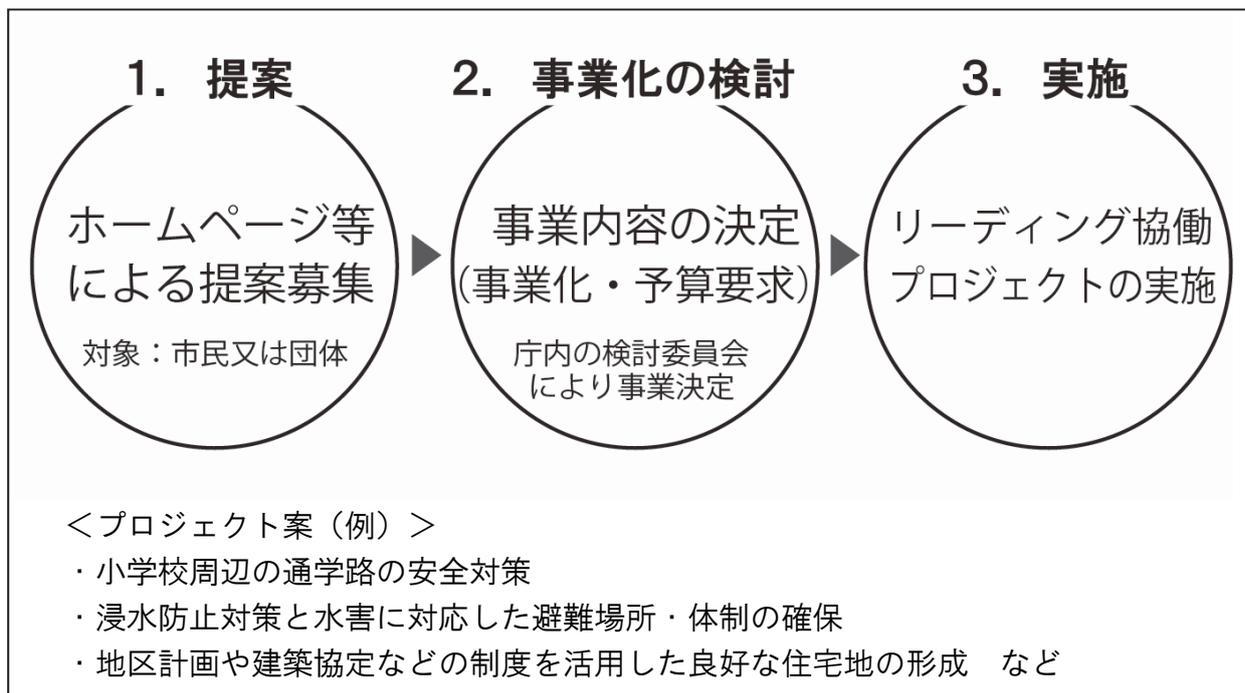
早期に実施を予定している事業との連携や、早期に取り組む検討が必要な事項への対応を視野に入れたまちづくりの推進を図ります。

また、地域の発意に基づき、朝霞市都市計画マスタープランにおいて位置づけたまちづくりの実現に資するものであることや、まちづくりの多様な主体が連携して実施できること、上位・関連計画との整合を図れることなどの観点から、地域特性に見合った「リーディング協働プロジェクト※」を先行的・重点的に検討し、実施につなげていくことが必要です。

リーディング協働プロジェクトの推進により、市民からのアイデアやノウハウなどに根ざした、行政のみでは実施できなかった事業の実現や新たな取組が期待できるとともに、市民と市が話し合いの機会を設けることができるため、市民、企業（事業者）のまちづくりへの参画意識を高めることができます。

※リーディング協働プロジェクトとは、地域別構想に掲げる地域づくりの目標（将来像）などを実現するために、地域の市民や企業（事業者）と行政が協働し、今後先行的かつ重点的に取り組む事業です。行政内でその事業に係る部署間での協働も含まれます。

【リーディング協働プロジェクトの流れ】



i. 既存プロジェクトとの連携

早期に実施を予定している事業との連携や、早期に取組の検討が必要な事項への対応を視野に入れたまちづくりの推進を図ります。また、住民や事業者と連携・協働が可能な事業についても実施に向けた検討を行います。

既存プロジェクトの例

- 誰もが安心・快適に買い物ができるように歩行者空間を確保する朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業との連携・調整
- 通学路や危険性の高い交差点などの交通安全対策などの道路安心・安全緊急改良事業との連携・調整

ii. 地域に身近なまちづくりの推進

全体構想の分野別整備方針及び地域別構想に示す方針に位置づけられ、かつ市民参加により設けられた地域別懇談会から提出された活動成果などをふまえ、緊急性や問題意識の高かった内容について、地域住民の意向やまちづくりへの熟度に応じて先行的に取り組める地区から、リーディング協働プロジェクトなどにより身近なまちづくりを推進します。

まちづくり活動の例

- 歩行者の安全性を重視した道路整備のあり方
- 地震・火災時に危険性の高い密集市街地などの改善
- 地域に親しまれている緑の保全、地域資源の活用
- 道路や街路樹など、彩の国ロードサポート制度の活用

③多様なまちづくり事業・制度の活用

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県などの事業・制度などの活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道 254 号バイパスの第 2 期整備や河川改修など広域的な見地から行われる国・県などの事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示すことにより、理解と協力を求めていきます。

④周辺自治体・県・国などとの連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体などとの連携強化を図ります。

(3) 朝霞市都市計画マスタープランの運用・評価

1) 基本的な考え方

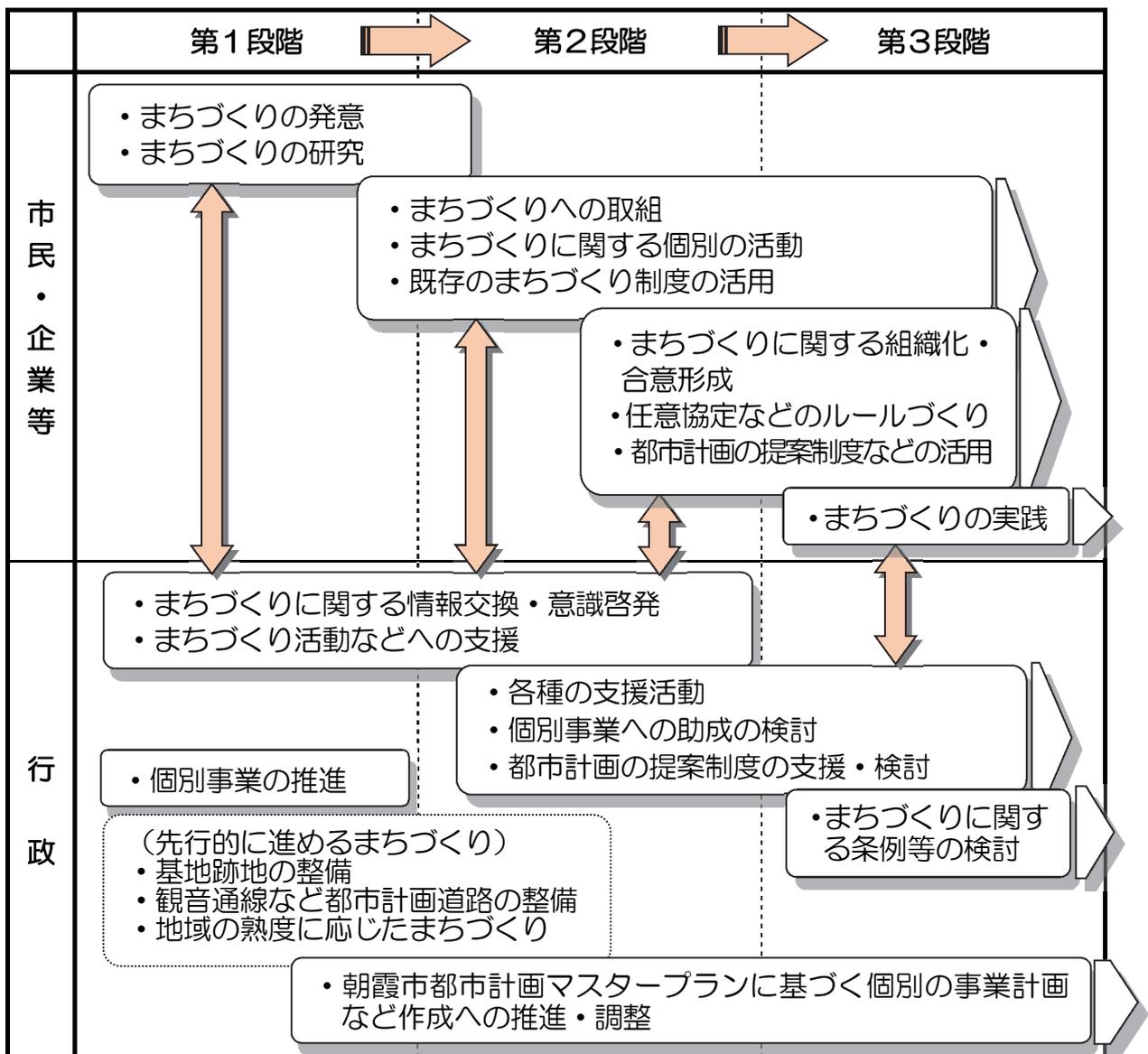
朝霞市都市計画マスタープランに基づく施策・事業を計画的かつ効率的に実施していくため、各施策・事業のより一層の連携・調整や進行管理に努めます。また、本市のまちづくりにおける周辺自治体などとの連携や広域行政の推進にあたっては、朝霞市都市計画マスタープランに基づいて実施していきます。

2) 取組内容

①朝霞市都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

朝霞市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。したがって、今後はその内容に基づき、計画策定、誘導、整備などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしいものを活用するとともに、総合的・一体的に都市計画を運用していきます。

【まちづくり実施のプロセス（例）】



②連携と調整

まちづくりに関わる施策は、都市計画はもとより、自然保護や農業・農政、福祉、防災など様々な政策分野との調整が求められます。そのため、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である第5次朝霞市総合計画と相互連携を図りながら、各施策・事業や関連する計画との間で、より一層の連携と調整を図り、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

また、市民、企業（事業者）や各分野の団体・NPO（民間非営利組織）などが行うまちづくり活動に対し、相互の連携と調整、庁内関係部署における連携・支援体制の充実についても検討します。

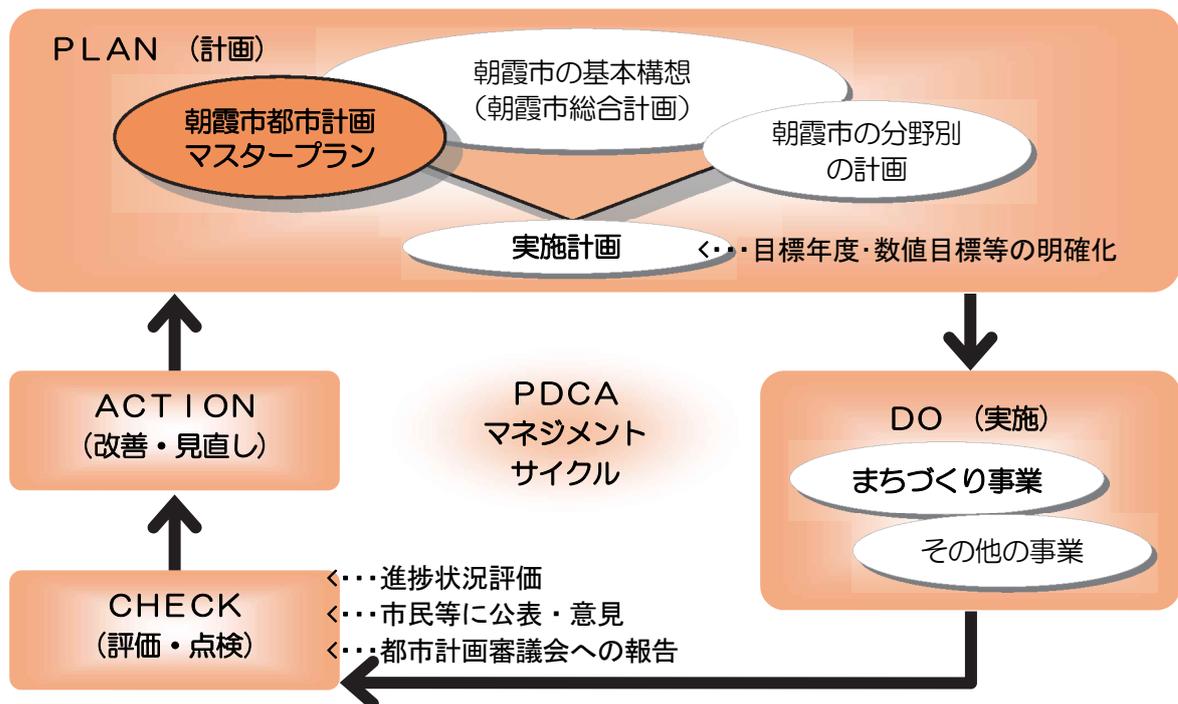
③進行管理と評価の実施

「まちづくりの将来像」の実現に向け、第5次朝霞市総合計画における基本計画及び実施計画で定められた具体的なまちづくりの整備計画に基づき、各施策・事業を進めます。また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した事業の推進を図るとともに、事業の達成状況の評価を行うことなどにより、効果的な進行管理に努めます。また、朝霞市都市計画審議会において定期的な進捗状況の報告を行います。

朝霞市都市計画マスタープランの目標年次である平成37年度（2025年度）までの間には、社会・経済状況の大きな変化も想定されることから、適宜、地域の状況や市民意向の把握に努め、その市民意向や、現在計画されている事業プログラム、各方針の進捗や熟度、関連する上位計画の更新などに対応するため、必要に応じ朝霞市都市計画マスタープランの見直しを図り、適切な進行管理を進めます。

なお、見直しにあたっては、朝霞市都市計画マスタープラン策定時に実施した地域別懇談会における活動報告資料についても活用を図ります。

【進行管理のイメージ】 （資料：第4次朝霞市行政改革大綱）



(4) まちづくりの継続

1) 基本的な考え方

朝霞市都市計画マスタープランの将来目標は、策定時から概ね 20 年後のビジョンを見据えて検討したのですが、まちづくりは 20 年という期間に限定されるものではなく永続的なものです。朝霞市都市計画マスタープランに基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

2) 取組内容

①まちの「持続性」の確保

本市では、現在のまちの良いところは保全を図り、課題のあるところは改善・再構築を行うことで新たに必要となる要素を付加していくことにより、環境への負荷を低減し、自然・環境に恵まれ、誰もが暮らしやすく、まちのにぎわいと活力がある状態が持続するような「暮らしつづけたいまち」を目指しています。

このようなまちづくりを進めるには、その持続性を確保する必要があるため、朝霞市都市計画マスタープランの運用・評価を進めながら、子育て世代や未来を担う子どもたちの将来世代が住みつづけたいと思える持続的なまちづくりや、まちを構成する多様な主体との相互の持続的な協力・連携体制構築の方法などについて検討します。

②まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）などの団体、ボランティアなどまちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学などの専門機関との連携を進めるなど、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性をふまえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参加手法の提示、まちづくりを考える機会の提供など、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、企業（事業者）が協働のまちづくりを行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整などが求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参加などを通じて、多様な市民、企業（事業者）のニーズなどに柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

③まちづくりのための財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元などを検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県などの補助の有効活用など適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金など新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFI など民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や企業（事業者）などの立場からの意向もふまえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

④まちづくりに関するルール等の検討

まちづくりを行う主体である市民、企業（事業者）、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全など様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担などのあり方も含めた本市にふさわしいルールづくりを検討していきます。

また、市民、企業（事業者）、行政などの協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。

(参考) 青少年アンケートからみる「10年、20年後の朝霞市をどのようにしていきたいか(上位5つ)」に対応する施策の一覧

1位：だれもが安全で安心して暮らせるまち (58.5%)

(関連する施策)

- ・ゾーン30や、一方通行化などによる車両規制などの交通規制の積極的な導入
- ・コミュニティバスの運行ルート見直しや拡充
- ・誰もが安心して生活できるような道路交通環境
- ・総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成
- ・今後増加が懸念されている空き家等や老朽マンションなどについては、実情をふまえ、除却や利活用、管理の適正化などの対策を促進
- ・道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実

2位：おしゃれな街並みやお店があって、買物やグルメが楽しめるまち (34.9%)

(関連する施策)

- ・多くの人を訪れたいと感じるにぎわいの景観や魅力ある商業空間の形成
- ・商店街の活性化に向けて魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実
- ・歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出

3位：水辺や緑など、自然環境の良いまち (31.0%)

(関連する施策)

- ・公園や河川などの一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成
- ・市街化区域内の生産緑地地区はできるだけ農地としての保全を優先

4位：子育てしやすく、教育水準が高いまち (29.1%)

(関連する施策)

- ・児童遊園地などを地域にバランス良く配置し、身近に安全な子どもの遊び場の確保
- ・通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施
- ・自転車の交通ルールの啓発などによりマナーの向上と事故防止

5位：医療機関や保健サービスが充実しているまち (26.4%)

(関連する施策)

- ・駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなど都市機能の集約

(参考) 子ども大学あさか「ふるさと学」のグループ活動より「小学生が感じているよく遊びに行くところ、いいところ」

■全体（158名の意見の集計）

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	三原公園 16件	黒目川 22件
2	友達の家 12件	わくわくどーむ 10件 彩夏祭 10件
3	児童館 10件	朝霞の森 9件 自然がいっぱいある 9件
4	ねぎしだい児童館 9件	青葉台公園 5件 色んな所 5件 人が優しい 5件
5	北朝霞公園 7件 わくわくどーむ 7件	公園、学校 4件

■公共施設に関する内容

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	児童館 10件	わくわくどーむ 10件
2	ねぎしだい児童館 9件	学校 4件
3	わくわくどーむ 7件	きたはら児童館 3件 溝沼プール 3件

■公園に関する内容

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	三原公園 16件	朝霞の森 9件
2	北朝霞公園 7件	青葉台公園 5件
3	公園 6件 向山公園 6件 あかね公園 6件	公園 4件

資料編

1. 朝霞市都市計画マスタープラン見直し経過

朝霞市都市計画マスタープランは、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの期間で、見直しを行いました。

1) 検討委員会

検討委員会は、都市計画マスタープランを見直すために平成 25 年（2013 年）4 月に設置され、公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者、市議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長、関係行政機関職員の 17 名で構成され、見直し内容についての検討・承認を行いました。

2) 地域別懇談会

都市計画マスタープランの地域別構想を見直すにあたり、平成 26 年（2014 年）10 月から平成 27 年（2015 年）8 月にかけて、各地域で 5 回ずつ地域別懇談会を開催しました。

1 回目から 4 回目は、市民が地域ごとにワークショップやタウンウォッチングを行い、それぞれの地域の現状やまちづくりの課題を整理しながら、市民の立場から検討を行いました。

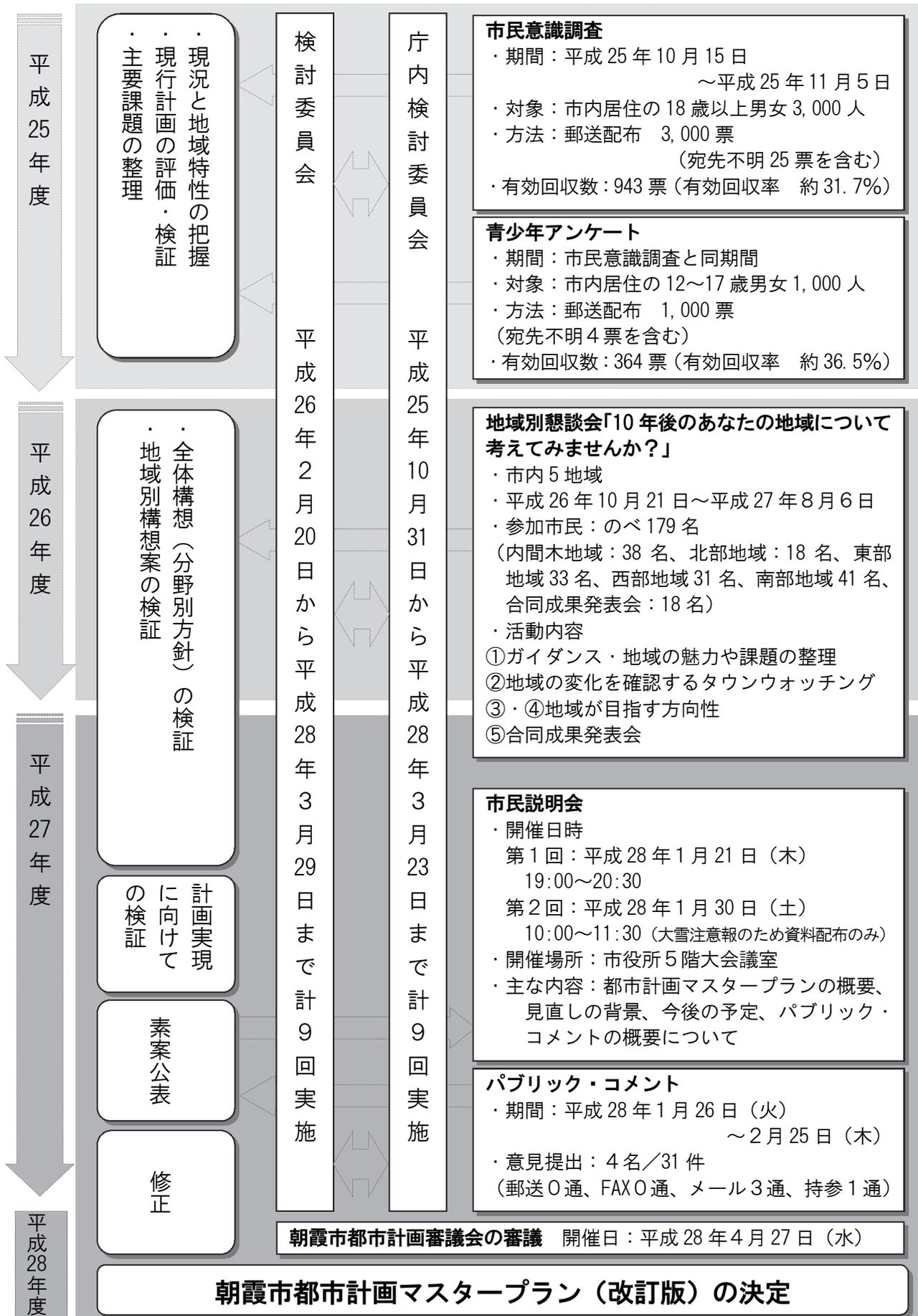
5 回目は、全地域合同の成果発表会として、これまでの懇談会で話し合った成果の発表を行いました。

3) 庁内検討委員会

庁内検討委員会は、平成 25 年（2013 年）4 月に設置され、まちづくりに関連する各部署の市職員（課長級）により構成され、市民の声やこれまでの都市計画に関する諸計画等を照らし合わせ、都市計画マスタープランの見直しに必要な事項の調査・検討を行いました。

【都市計画マスタープラン見直し経過】

【市民参加】



2. 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会

(1) 検討委員会条例

朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例

(平成 25 年 3 月 29 日条例第 32 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく都市計画に関する基本的な方針の案(以下「計画案」という。)を作成するため、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) まちづくり関係団体の代表者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 環境関係団体の代表者
- (7) 商工業関係団体の代表者
- (8) 農業関係団体の代表者
- (9) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

2 委員会に副委員長 1 人を置き、委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から計画案を作成する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 検討委員会委員名簿 (平成 26 年 2 月 20 日～平成 28 年 3 月 29 日)

役職名	区分	氏名	略歴	就任日
委員長	1号委員	卯月 盛夫	学識経験を有する者(早稲田大学教授)	平成 26 年 2 月 20 日
副委員長		水村 容子	学識経験を有する者(東洋大学教授)	平成 26 年 2 月 20 日
委員	2号委員	本山 好子	市議会の建設常任委員長	平成 26 年 2 月 20 日
		福川 鷹子		平成 27 年 12 月 18 日
		高橋 勅幸	市議会の教育環境常任委員長	平成 26 年 2 月 20 日
		須田 義博		平成 27 年 12 月 18 日
	3号委員	山崎 勝弘	関係行政機関の職員 (朝霞警察署交通課長)	平成 26 年 2 月 20 日
		小関 芳信		平成 27 年 3 月 12 日
		濱川 敦	関係行政機関の職員 (朝霞県土整備事務所長)	平成 26 年 2 月 20 日
		水村 正和		平成 26 年 4 月 1 日
	4号委員	鈴木 龍久	まちづくり関係団体の代表者 (都市計画審議会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
		島 礼次	まちづくり関係団体の代表者 (自治会連合会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
		松尾 哲		平成 27 年 6 月 30 日
	5号委員	野本 正幸	社会福祉関係団体の代表者 (社会福祉協議会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
	6号委員	松村 隆	環境関係団体の代表者(環境審議会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
	7号委員	大畑 亨	商工業関係団体の代表者(商工会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
		松井 弘	商工業関係団体の代表者(商工会副会長)	平成 27 年 6 月 30 日
	8号委員	高橋 隆	農業関係団体の代表者(農業委員会会長)	平成 26 年 2 月 20 日
	9号委員	野島 安広	公募市民(内間木地域)	平成 26 年 2 月 20 日
		大谷 一弘	公募市民(北部地域)	平成 26 年 2 月 20 日
		藤田 康之	公募市民(東部地域)	平成 26 年 2 月 20 日
伊藤 貴範		公募市民(西部地域)	平成 26 年 2 月 20 日	
池谷 亮子		公募市民(南部地域)	平成 26 年 2 月 20 日	

- ※ 1号委員：条例 第4条2 (1) 学識経験を有する者
 2号委員：条例 第4条2 (2) 市の議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長
 3号委員：条例 第4条2 (3) 関係行政機関の職員
 4号委員：条例 第4条2 (4) まちづくり関係団体の代表者
 5号委員：条例 第4条2 (5) 社会福祉関係団体の代表者
 6号委員：条例 第4条2 (6) 環境関係団体の代表者
 7号委員：条例 第4条2 (7) 商工業関係団体の代表者
 8号委員：条例 第4条2 (8) 農業関係団体の代表者
 9号委員：条例 第4条2 (9) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

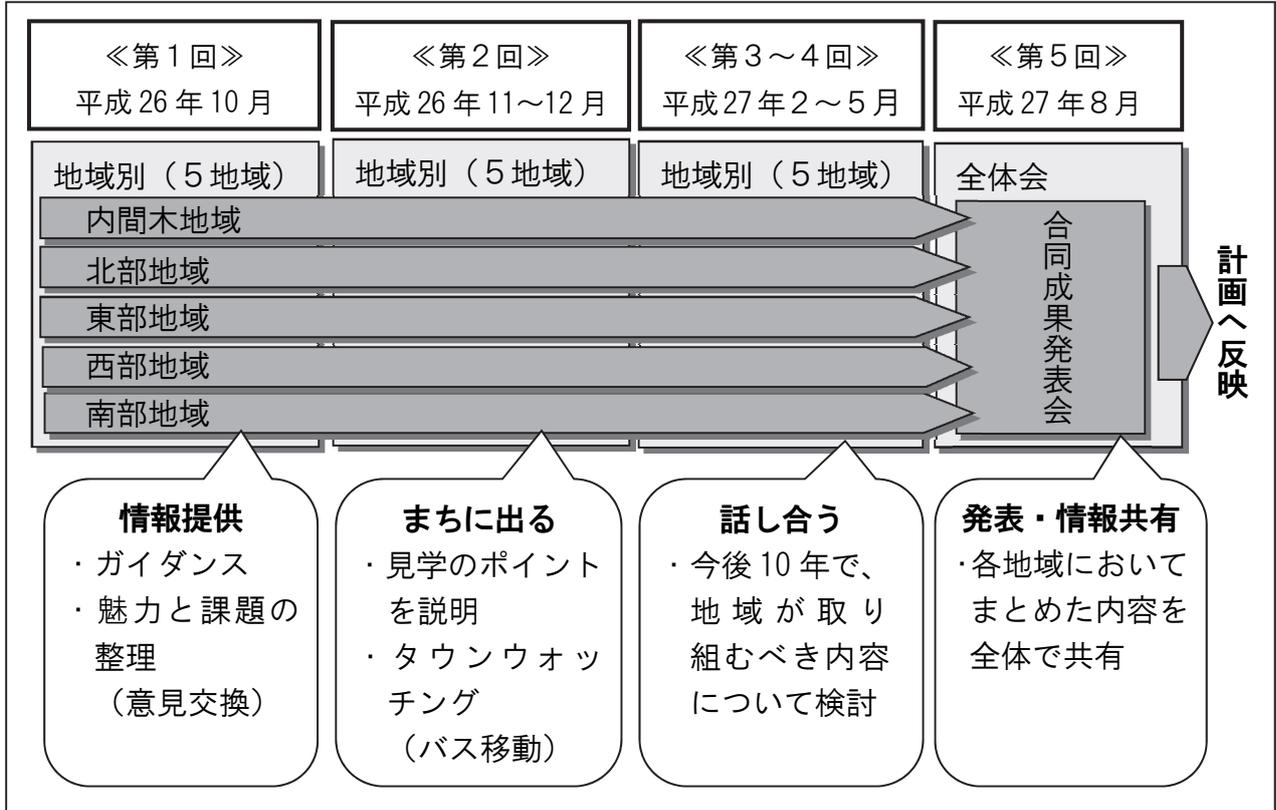
(3) 検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成26年2月20日 (木曜日)	(1) 都市計画マスタープランの概要について
		(2) 朝霞市の現況と主要課題～まちの変化を振り返る～
		(3) 市民意識調査について
第2回	平成26年4月25日 (金曜日)	(1) 市民意識調査結果について
		(2) まちづくりの課題と今後の方向性
第3回	平成26年8月7日 (木曜日)	(1) 将来都市構造の見直しについて
		(2) 地域別懇談会の開催について
第4回	平成26年10月17日 (金曜日)	(1) 第5次総合計画と連携した都市計画マスタープランの見直しについて
第5回	平成26年12月15日 (月曜日)	(1) 全体構想の見直し方針案について
第6回	平成27年3月27日 (金曜日)	(1) 全体構想【まちづくりの目標】(素案)について
		(2) 地域別構想のリーディング協働プロジェクトについて
第7回	平成27年7月7日 (火曜日)	(1) 全体構想【分野別方針】(素案)について
第8回	平成28年1月13日 (水曜日)	(1) 都市計画マスタープラン(素案)について
第9回	平成28年3月29日 (火曜日)	(1) 都市計画マスタープラン(案)について

3. 朝霞市都市計画マスタープラン地域別懇談会

(1) 開催概要

1) 地域別懇談会の概要



【事前周知用チラシ（各回配布）】※第1回地域別懇談会のチラシ

10年後のあなたの地域について考えてみませんか？

— 朝霞市都市計画マスタープラン 地域別懇談会 —

朝霞市では、まちづくりの総合的な計画である「都市計画マスタープラン」の見直しに向けた地域別懇談会を開催します。
平成27年夏頃までに各地域で5回程度開催して、地域づくりの方針を検討します。地域の皆様とまちを見つめて、10年後の地域の姿について、一緒に考えていきたいと思っています。
それぞれの地域にお住まい、お勤めの皆様のご参加をお待ちしています。
(事前申込は不要です。該当する地域以外の懇談会も参加できます。)

第1回地域別懇談会の日時・場所

内間木地域 10月30日(木) 19時～ 場所：内間木公民館(会議室)	北部地域 10月21日(火) 19時～ 場所：吾戸市民センター(ホール)
西部地域 10月28日(火) 19時～ 場所：西船橋公民館(会議室)	東部地域 10月23日(木) 19時～ 場所：榎台市民センター(ホール)
南部地域 10月24日(金) 19時～ 場所：朝霞市役所(501会議室)	

地域名	懇談会・取組内容
内間木地域	上内間木、下内間木、高尾
北部地域	榎戸、榎戸西、コープ朝霞駅前、榎戸西本町、榎戸西本町西、榎戸西本町東、榎戸西本町南、榎戸西本町北、榎戸西本町南西、榎戸西本町北西、榎戸西本町北東、榎戸西本町南東、榎戸西本町北東、榎戸西本町南東
西部地域	榎戸西本町、榎戸西本町西、榎戸西本町北、榎戸西本町南、榎戸西本町北西、榎戸西本町北東、榎戸西本町南西、榎戸西本町南東
東部地域	榎戸西本町、榎戸西本町西、榎戸西本町北、榎戸西本町南、榎戸西本町北西、榎戸西本町北東、榎戸西本町南西、榎戸西本町南東
南部地域	榎戸西本町、榎戸西本町西、榎戸西本町北、榎戸西本町南、榎戸西本町北西、榎戸西本町北東、榎戸西本町南西、榎戸西本町南東

問い合わせ先 TEL: 048-463-2518 (直通) FAX: 048-463-9490

地域別市民懇談会 開催時期と内容

各地域で開催

- <第1回> 平成26年10月頃
 - ・ガイダンス
 - ・地域の魅力や課題を整理する
- <第2回> 平成26年11月頃
 - ・地域の変化を確認
 - ～タウンウォッチング～
- <第3回> 平成27年1、2月頃
 - ・地域が目指す方向性についてみんなで検討
- <第4回> 平成27年4、5月頃
 - ・地域が目指す方向性についてみんなで確認

全体（5地域同時）で開催

- <第5回> 平成27年6、7月頃
 - ・地域ごとの話し合いの結果をみんなで共有（成果発表会）

2) 地域別懇談会の活動内容と主な意見

①内間木地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成 26 年 10月30日 (木曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・防災（調節池、防災倉庫） ・丸沼芸術の森 ・荒川・黒目川・新河岸川の土手（散歩に最適） ■地域の課題 ・水害が多い ・歩道整備 ・狭あい道路の改善 ・大型車が多い ・交通の便が悪い ・産業廃棄物（資材置き場）が多い
第2回	平成 26 年 12月6日 (土曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 254 号バイパスの早期開通で都市計画を成功させよう ・田畑と「道の駅」を生かしたプロジェクトづくり ・サイクリングロードを作り、美しい景色を楽しむ ・治水対策（調節池が必要）
第3回	平成 27 年 2月12日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容について検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・湯〜ぐうじょうの跡地利用 ■道路交通 ・国道 254 号バイパス周辺の道路の安全対策 ・県道朝霞蕨線の道路拡幅の推進 ■安全・安心 ・浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保
第4回	平成 27 年 5月26日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保
第5回	平成 27 年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

②北部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月21日 (火曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・交通の便が良い ・健康づくり（わくわくどーむ） ・安全対策（減速、反射テープ） ・自転車道ができた ■地域の課題 ・交通事故（交差点） ・歩道の整備 ・集中豪雨対策 ・医療・介護施設がない。
第2回	平成26年 11月16日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンによる交通規制の検討や一方通行化の実現を要望 ・商店街が利用される工夫が必要 ・新河岸川の橋の下に歩道があると良い ・黒目川が思っていたよりも綺麗
第3回	平成27年 2月5日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■道路交通 ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・地域住民による安全対策（一方通行によるモデル地区化） ■緑・景観・環境共生 ・駅と黒目川を結び、川沿いを散策できる歩行者及び自転車ネットワークの充実 ■安全・安心 ・雨水対策を重点的に進める
第4回	平成27年 5月12日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて 検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・地域住民による安全対策（一方通行によるモデル地区化）
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

③東部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月23日 (木曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・自然が豊か(斜面林・湧き水) ・駅前広場(イベント) ・朝霞水門(水害減) ・公園整備(城山公園・柵塚古墳歴史広場) ■地域の課題 ・農地が減少(旧暫定逆線引き地区) ・通学路の整備 ・見通し悪い道路 ・資材置き場が多い
第2回	平成26年 12月7日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞の原風景ともいえる農地と住宅と屋敷林が素晴らしい ・狭あい道路やカーブが連続する道が多く歩行者が歩きにくい ・旧高橋家住宅、氷川神社、東円寺等をウォーキングコースとして整備 ・斜面林と数多くの湧水池は朝霞にとって貴重な資源
第3回	平成27年 2月10日 (火曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・民間の工場跡地などの大規模な開発に合わせた周辺環境の整備 ■道路交通 ・小学校周辺の通学路の安全対策 ■緑・景観・環境共生 ・優良な農地の保全 ■安全・安心 ・城山公園など安全に配慮した公園の整備
第4回	平成27年 5月19日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて 検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・城山公園など安全に配慮した公園の整備
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

④西部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月28日 (火曜日)	地域の魅力や課題の 整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・三原公園（市民参加の公園） ・黒目川が水質改善 ・朝霞台の駅が便利 ■地域の課題 ・信号による交通渋滞 ・自然が減少 ・歩道の整備 ・狭あい道路改善 ・交通量
第2回	平成26年 11月29日 (土曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地は貴重な存在である、緑地として できるだけ残したい ・朝霞台駅のメインストリートににぎわいが ほしい ・黒目川、新河岸川をサイクリングロードで つないでほしい ・ボール遊びができる三原公園は貴重な存在
第3回	平成27年 2月19日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備 ■道路交通 ・狭あい道路や歩道、通学路の整備 ■市街地整備 ・地区計画や建築協定などの制度を利用した 良好な住宅地の形成 ■緑・景観・環境共生 ・建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや 色彩、街並などの適正な規制・誘導
第4回	平成27年 5月22日 (金曜日)	リーディング協働 プロジェクトについ て検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備 ・狭あい道路や歩道、通学路の整備
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

⑤南部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月24日 (金曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・自然が豊か（朝霞の森、黒目川） ・朝霞駅（便利、治安良い、活気出た） ・店が多い ・大きなグラウンド ■地域の課題 ・駅前通り商店街の活性化 ・歩道の整備（駅前バス通り） ・基地跡地の早期利用 ・朝霞第四小学校跡地活用
第2回	平成26年 12月21日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所通りなどの歩道の整備、観音通線の自転車専用道路の改善 ・川沿いに、ずっと桜道が続き、子どもが遊べる様になったら楽しい ・基地跡地の自然を生かし、市民が楽しめる場所にしてほしい ・街がにぎわう、若者が気軽に入れるカフェや飲食店があると良い
第3回	平成27年 2月16日 (月曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・国道254号沿道の魅力ある商業空間を形成する土地利用の誘導 ・旧川越街道や駅前の商店街の活性化 ・駅周辺の駅前通りなどに面したビルの1階は地区計画などの活用により商店にすることでにぎわいを創出 ■緑・景観・環境共生 ・地域の歴史的資源や自然環境をめぐる散策路の整備や自転車ネットワーク
第4回	平成27年 5月15日 (金曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて 検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・旧川越街道や駅前の商店街の活性化 ・駅周辺の駅前通りなどに面したビルの1階は地区計画などの活用により商店にすることでにぎわいを創出
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

4. 朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会

(1) 庁内検討委員会設置要綱

朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(平成 25 年 10 月 1 日要綱)

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。
- 3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、庁内検討委員会の委員長となり、議事を整理する。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は、庁内検討委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 市内検討委員会委員名簿(平成25年10月25日～平成28年3月23日)

役職名	職名
委員長	都市建設部長
副委員長	都市建設部次長 兼 まちづくり推進課長
委員	市長公室 政策企画課長
	危機管理室長
	総務部 財政課長
	総務部 財産管理課課長
	市民環境部 地域づくり支援課長
	市民環境部 産業振興課長
	市民環境部 環境推進課長
	福祉部 福祉課長
	福祉部 障害福祉課長
	福祉部 こども未来課長
	福祉部 保育課長
	健康づくり部 長寿はつらつ課長
	健康づくり部 健康づくり課長
	都市建設部 開発建築課長
	都市建設部 みどり公園課長
	都市建設部 道路整備課長
	都市建設部 下水道課長
	水道部 水道施設課長
	学校教育部 教育総務課長
	学校教育部 教育管理課長
生涯学習部 生涯学習・スポーツ課長	
生涯学習部 文化財課長	

※職名は平成28年3月現在

(3) 庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成25年10月31日 (木曜日)	(1) 都市計画マスタープランの見直しについて
		(2) 10年間のまちの変化の把握方法について
		(3) 関連施策・事業の進捗に対する評価検証の取りまとめについて
第2回	平成26年2月12日 (水曜日)	(1) 第1回検討委員会について
		(2) 関連施策・事業の進捗に対する評価検証の取りまとめについて
第3回	平成26年4月16日 (水曜日)	(1) 第2回検討委員会について
第4回	平成26年7月18日 (金曜日)	(1) 将来都市構造の見直しについて
		(2) 地域別懇談会の開催について
第5回	平成26年10月6日 (月曜日)	(1) 第5次総合計画と連携した都市計画マスタープランの見直しについて（台風により関係各課持ち回りによる資料確認・修正に変更）
第6回	平成26年11月20日 (木曜日)	(1) 全体構想の見直し方針案について
第7回	平成27年2月24日 (火曜日)	(1) 全体構想【まちづくりの目標】（素案）について
		(2) 地域別構想の見直し状況について
第8回	平成27年6月3日 (水曜日)	(1) 全体構想（分野別方針） ※関係各課持ち回りによる資料確認・修正依頼
第9回	平成28年3月23日 (水曜日)	(1) 都市計画マスタープラン（案）について

(4) 都市計画審議会開催状況

回数	開催日	内容
平成 25 年度 第 4 回	平成 26 年 2 月 19 日 (水曜日)	報告事項 第 1 号 朝霞市都市計画マスタープランの見直しについて(経過報告)
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 7 月 9 日 (水曜日)	報告事項 第 2 号 関連する計画の経過報告について
平成 26 年度 第 2 回	平成 26 年 11 月 5 日 (水曜日)	報告事項 第 2 号 関連する計画の経過報告について
平成 26 年度 第 3 回	平成 27 年 2 月 9 日 (月曜日)	報告事項 第 1 号 関連する計画の経過報告について
平成 27 年度 第 1 回	平成 27 年 8 月 17 日 (月曜日)	報告事項 第 2 号 関連する計画の経過報告について
平成 27 年度 第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日 (水曜日)	報告事項 第 4 号 関連する計画の経過報告について
平成 28 年度 第 1 回	平成 28 年 4 月 27 日 (水曜日)	議案 第 2 号 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について

5. 補足資料

(1) 事業・施策の進捗状況（平成17年3月策定 朝霞市都市計画マスタープラン）

1) まちの健全な土地利用（土地利用分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※	
1) 住宅系利用	i. 低層住宅地	用途地域	B	
		ii. 中高層住宅地	建築物の高さ制限導入事業	A
			高度地区 用途地域	B
	iii. 幹線道路沿道 地区	用途地域	B	
		志木和光線整備事業	B	
		景観まちづくり推進事業	A	
2) 商業業務系 利用	i. 朝霞駅周辺	朝霞駅南口周辺地区整備事業	A	
		朝霞駅北口周辺地区整備事業	A	
		朝霞駅南口駅前通りアメニティー ロード化事業	B	
	ii. 北朝霞・朝霞 台駅周辺	朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	A	
		北朝霞地区地区計画	B	
	iii. その他の商業 地	商店会支援事業	B	
3) 工業系利用	—	用途地域	B	
4) 荒川近郊 緑地保全区域等 の大規模緑地	—	スポーツ施設管理運営事業	B	
5) 周辺自然 環境等と調和 する施設地区	i. 公共施設系	緑化推進事業	B	
		景観まちづくり推進事業	A	
	ii. 産業関連施設 系	朝霞市開発事業等の手続及び基準等 に関する条例	B	
		—	—	—
6) 計画的利用 を促進すべき 地区	i. キャンプ朝霞 跡地	基地跡地利用促進事業	B	
		基地跡地暫定利用事業	B	
		(仮称) 基地跡地公園・シンボル ロード整備事業	C	
	ii. 旧暫定逆線引 き地区	暫定逆線引き土地利用検討事業	A	
		地区計画	B	
	iii. 河川周辺	わくわく田島緑地駐車場整備事業	A	
		黒目川桜並木管理事業	B	
7) 集落地・農 地等	—	開発許可制度	B	
	—	朝霞市開発事業等の手続及び基準等 に関する条例	B	
	—	景観まちづくり推進事業	A	

2) 便利で快適な道路や交通施設等の整備（道路交通分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 全ての人にやさしい交通環境の整備	—	交通安全施設事業	B
		交通施策推進事業	B
		道路舗装事業	B
		道路用地取得事業	B
2) 環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	景観まちづくり推進事業	A
		花と緑のまちづくり事業	B
3) 歩行者空間の整備	—	歩道整備事業	B
4) 幹線道路網の整備	i. 広域幹線道路	緑ヶ丘通線整備事業	B
		志木和光線整備事業	B
	ii. 都市内幹線道路	岡通線整備事業	B
		駅西口富士見通線整備事業	B
		志木和光線整備事業	B
		緑ヶ丘通線整備事業	B
		観音通線整備事業	B
		長期未整備都市計画道路見直し事業	B
		駅東通線整備事業	B
		事業用地維持管理事業	B
5) 安全・快適な道路の整備	i. 身近な生活道路の整備	道路改良事業	B
		道路施設修繕事業	B
		道路施設維持管理事業	B
		道路台帳整備事業	B
		私道整備助成事業	B
		道路照明灯整備事業	B
		橋梁長寿命化修繕計画策定事業	A
		長期未整備都市計画道路見直し事業	B
	ii. 交通規制の改善	道路安心・安全緊急改良事業	B
		朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化事業	B
6) 公共交通網等の充実・整備	—	市内循環バス運営事業	B
7) その他の交通施設等の充実・整備	i. 交通結節点の整備	駅東通線整備事業	B
		朝霞駅北口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
	ii. 駐車場	朝霞駅北口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
8) 新たな公共交通システムの導入検討	—	環境基本計画	B

3) 住み良いくらしを育む市街地整備（市街地整備分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 土地区画 整理事業を実施 している地区	—	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	B
		向山土地区画整理事業	A
		広沢土地区画整理事業	A
2) 基盤整備の 検討地区	—	都市計画許可事業	B
		事業用地維持管理事業	B
		安全なまちづくり推進事業	B
3) 土地区画 整理事業の完了 地区	—	北朝霞地区地区計画	B
4) 上・下水道 の整備・充実	i. 上水道	浄水場維持管理事業	B
		導水管・配水管・給水管・消火栓維持 管理事業	B
		水道施設耐震化事業	B
		私道給水管布設替整備費補助事業	B
		私道老朽管布設替整備費補助事業	B
		老朽管更新事業	B
		水道管水圧不足改善事業	B
	ii. 公共下水道 (汚水・雨水)	污水管建設事業	B
		下水道維持管理事業	B
		私道排水設備工事助成事業	B
		合併処理浄化槽設置促進事業	B

4) 緑と水の織り成す潤いある都市整備（緑・景観分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 武蔵野の原風景を継承する緑の保全	—	緑化推進事業	B
		みどりの基金積立事業	B
		景観まちづくり推進事業	A
2) 市民生活の潤いとしての農地の保全	—	生産緑地管理事業	B
		市民農園事業	B
3) 計画的な緑づくり	i. 身近な公園等の維持・充実	みどりの基本計画策定事業	B
		(仮称) 浜崎ふれあい公園新設事業 (平成21年度までは、公園新設事業)	C
		街区公園整備事業	B
		公園管理事業	B
		公園施設改修事業	B
		児童遊園管理事業	B
		児童遊園改修事業	B
		ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備	緑化推進事業
	(仮称) 基地跡地公園・シンボルロード整備事業	C	
	4) 水と緑のネットワークの充実	—	黒目川まるごと再生プロジェクト
黒目川桜並木管理事業			B
花の植栽事業			B
5) 水と緑の潤いのある市街地の形成	—	みどりの基本計画策定事業	B
		朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱	A
		朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	B
		みどりの基金積立事業	B
6) まちの潤いとなる景観形成	i. 主要な拠点・軸の形成	景観まちづくり推進事業	A
		北朝霞地区地区計画	B
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化事業	B
	ii. 土地区画整理事業地区	景観まちづくり推進事業	A
	iii. 公共施設	営繕行政事業	B
	7) 地域資源を活かした景観形成	i. 地域に身近な資源の活用	文化財保護普及事業
埋蔵文化財調査保存事業			B
旧高橋家住宅管理運営事業			B
指定文化財等保護管理事業			B
ii. 市民参加による景観づくり		緑化推進事業	B
		景観まちづくり推進事業	A
	花と緑のまちづくり事業	B	

5) 人と自然にやさしい都市整備（安心・安全・環境共生分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※	
1) 災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり	i. 市街地における防災性の向上	建築物耐震化促進事業	B	
		建築行政事業	B	
		安全なまちづくり推進事業	B	
		緑化推進事業	B	
		危険地域調査事業	A	
	ii. 商業業務地における不燃化の促進	安全なまちづくり推進事業	B	
	iii. 水害に強いまちづくり	水路管理事業	B	
		水路改修事業	B	
		雨水幹線等整備事業	B	
		緊急雨水対策事業	B	
		排水機場維持管理事業	B	
	iv. ライフライン施設の安全化	水道施設耐震化事業	B	
		導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業	B	
		私道老朽管布設替整備費補助事業	B	
	v. 自主防災組織等の整備	防災啓発事業	B	
	2) 避難場所・避難道路の確保	i. 避難場所等の確保	災害予防対策・活動事業	B
			防災対策事業	B
災害活動事業			B	
危険地域調査事業			A	
小学校耐震化事業			A	
中学校耐震化事業			A	
落橋防止対策事業		B		
ii. 避難道路の確保		生産緑地管理事業	B	
3) 市街地における防犯機能の向上	—	防犯対策推進事業	B	
4) コンパクトで利便性の高い生活環境整備	—	センター児童館整備事業	B	
	—	第四小学校改築事業	A	
	—	第五小学校改築事業	A	
5) 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	—	高齢者バス・鉄道共通カード事業	B	
	—	スポーツ施設改修事業	B	
	—	営繕行政事業	B	
6) ライフステージにあわせた住環境形成	—	市営住宅事業	B	
	—	高齢者住宅支援事業	B	
7) 環境に配慮した施設等の整備	—	太陽光発電システム設置費補助事業	B	
8) 環境にやさしいまちづくりに向けた活動の推進	—	公害防止環境調査事業	B	
	—	環境施策の推進に係る協働体制確立事業	B	
	—	環境意識啓発事業	B	
	—	環境美化事業	B	
	—	周辺環境対策事業	B	
—	建築協定啓発事業	B		

(2) 地域区分の設定

地域区分設定手順の詳細は以下のとおりです。

《その1》

本市を横断的に分断する要素と本市全体の土地利用特性をふまえ、まず東武東上線により北東・南西の2つに区分します。



《その2》

2つに分けた地域のうち、北東側を地形的分断要素である新河岸川で区分します。

内間木地域は、今後の土地利用動向もふまえ1地域とします。



《その3》

内間木地域を除いた残りの範囲については、本市の大きな地形的分断要素である黒目川により、更に区分し、本市全体を5つの地域に区分します。



(3) 地域の特徴

1) 内間木地域

①人口・世帯

人口密度は市全体で最も低く、市の人口が増加傾向にあるのに対して、内間木地域の人口は減少傾向にあります。一方で、市全体に比べ高齢化が顕著です。また、地域の就業人口における第2次産業に従事する人口の割合が他地域に比べ高くなっています。

②土地利用

自然的利用が市平均より高くなっており、人口集中地区(DID地区)はありません。

③都市計画

本地域の全域が市街化調整区域に指定されています。また、地域の東端を流れる荒川は近郊緑地保全区域に指定されています。下水道や都市計画道路などの都市基盤の整備率は低くなっています。市民1人当たりの公園面積は市全体に比べ高くなっていますが、都市公園数は1箇所となっています。

2) 北部地域

①人口・世帯

当地域は市全体に対して平均的な人口特性を示しています。また、第1次産業に従事する人口が他の地域よりも比較的多くなっています。

②土地利用

自然的利用が市平均を上回っています。その他の指標については、おおむね市平均と同程度の割合となっています。

③都市計画

当地域の約60%が市街化区域に指定されています。工業系の用途地域指定が当地域にはないことが特徴です。都市施設の整備は比較的進んでいますが、市民1人当たりの公園面積は他の地域に比べて少なくなっています。

3) 東部地域

①人口・世帯

当地域の人口増加率は市全体に比べやや低くなっています。また、就業人口に占める第2次産業の従事者の割合が市全体に比べ高くなっています。

②土地利用

地域の面積に占める農地の割合が市全体に比べ高く、自然的利用が高くなっています。

③都市計画

商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ少ないことが特徴です。また、地域の約10%を旧暫定逆線引き地区に位置づけられる部分が占めています。都市基盤の整備については土地区画整理事業、都市計画道路の整備が進んでいないことが挙げられます。

4) 西部地域

①人口・世帯

地域の人口増加率は市全体と比べて非常に高く、人口密度も高くなっています。また、就業人口に占める第3次産業の従事者の数が多くなっています。

②土地利用

市平均と比べ、農地等自然的利用の割合が低くなっています。人口集中地区の割合は、市平均に比べ高くなっています。

③都市計画

当地域の約80%を市街化区域が占めており、また工業系の用途地域指定が高くなっています。下水道整備、土地区画整理事業は進んでいますが、都市計画道路の整備は進んでおらず、市民1人当たりの公園面積は低くなっています。

5) 南部地域

①人口・世帯

市全体に比べ人口密度が高くなっています。また、全就業人口に占める第2次産業の従事者が比較的高くなっています。

②土地利用

自然的利用の割合が市平均に比べ低く、都市的利用の割合が高くなっています。また、人口集中地区の割合についても市平均に比べ高くなっています。

③都市計画

当地域の約80%が市街化区域に指定されています。また、商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ多いことが特徴です。都市施設の整備状況は比較的進んでおり、特に都市計画道路は計画の約70%が整備済みです。

(4) 第5次朝霞市総合計画前期基本計画の施策体系 (都市基盤・産業振興)



6. 用語集

あ行

●NPO

「Non Profit Organization」の略で、一般的に民間非営利組織などと訳される。利益配分をせず、民間の立場で自発的に社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために行動する団体などを指す。

●アクセス

目的地まで接続する経路や交通機関などのこと。または目的地まで行き来することの容易さのこと。

●朝霞市環境基本計画

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、本市が実施すべき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画のこと。平成24年(2012年)3月に、第2次朝霞市環境基本計画が策定された。

●朝霞市基地跡地利用計画

平成15年(2003年)6月の国の財政制度等審議会答申に基づき、朝霞市に対して基地跡地計画の策定が求められた。市は、これを受けて平成16年(2004年)11月に「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」を設置し、検討した結果を基に「朝霞市基地跡地利用計画書」を策定し、平成20年(2008年)5月に国へ提出した。

その後、平成23年(2011年)12月の国家公務員宿舎建設の中止を受け、状況の変化への対応や新たな将来展望もふまえ、平成27年(2015年)12月に現行の基本計画を基礎としつつ所要の見直しを行った。

●朝霞市景観計画

景観法第8条に規定される計画で、本市の良好な景観づくりのための基本と

なる計画である。朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育てていくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために平成27年(2015年)10月に策定された。

●朝霞市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として平成28年(2016年)3月に策定された。

●朝霞市中心市街地活性化基本計画

平成10年(1998年)7月に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成16年(2004年)3月に策定された計画のこと。

この計画では、朝霞駅周辺を含む範囲を中心市街地の区域とし、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な施策を国・地方公共団体・民間事業者が連携して推進することにより、空洞化が進行している中心市街地の活性化を推進することを目的としている。

●朝霞市福祉のまちづくり基本方針

平成7年(1995年)3月に制定された埼玉県福祉のまちづくり条例を基本とし、本方針の基本理念である「やさしい福祉のまち」朝霞を実現するため、市民が生活していくうえで必要な施設について、総ての市民が安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを進めることを目的とし、平成9年(1997年)3月に定められた方針のこと。

●朝霞市みどりのまちづくり基金

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な土地の取得や良好な景観の形成、生物多様性の保全に資する緑化事業等に要する財源に充てるために設置された基金。基金は、市・市民・事業者が一体となって緑豊かなまちづくりを進めるために平成14年（2002年）4月に設置され、市の拠出金や市民や企業・団体などから寄附を募って積み立てられている。

●朝霞市緑（みどり）の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。平成12年（2000年）3月に策定された本市の計画では、都市公園や緑地の整備、緑のまちづくり推進のための施策等が盛り込まれている。また、平成28年（2016年）3月に上位・関連計画の改訂や計画の達成度や施策の検討等をふまえ「朝霞市みどりの基本計画」として計画を改訂した。

●朝霞市緑化推進条例

市内にある緑地の保護及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元年（1989年）4月に施行された条例のこと。

この条例に基づき、保護する必要があると認められた樹木等を、所有者等の同意を得て保護地区または保護樹木として指定している。

●朝霞調節池

新河岸川における総合治水対策の一環として整備された、洪水時に雨水を一時的に貯蓄し、出水量が最大になる時点の流量を調節するための施設のこと。新河岸川流域の浸水被害を減らす役目を担っている。

●荒川近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、良好

な自然的環境を形成している樹林地、水辺地等について国土交通大臣が指定する区域のこと。本市では昭和42年（1967年）2月に荒川河川敷の98haが指定された。

●雨水浸透ます

雨水を地下に浸透させやすくするために、底と横に穴があいている雨水ますのこと。都市水害の防止、地下水の確保や湧水の復活などの効果が期待される。

●延焼遮断帯

広幅員の道路、公園、緑地、河川、鉄道などとその周辺市街地により形成される、火災の延焼拡大を遮断する効果がある帯状の空間のこと。

●オープンスペース

道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。

か行

●回遊性

ある一定の区域内を一巡するように移動できること。

●合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化処理する施設を浄化槽といい、合併処理浄化槽は、し尿のみを浄化する単独処理浄化槽とは異なり、し尿と台所や洗面所、風呂場などからの排水を併せて処理する浄化槽のこと。

●川越街道膝折宿

膝折宿は川越街道の江戸から4番目の宿場で、江戸時代、平林寺や川越東照宮への参拝者、川越藩の参勤交代などでにぎわいを見せていた。宿場には、本陣や脇本陣（本陣に入りきらなかった大名の家臣などを泊める場所。通常は旅籠として営業。）があり、脇本陣は現在でも当時の面影を偲ぶことができる。

●環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。

●環境負荷（環境への負荷）

ごみの排出、工場からの排水、自動車からの排出ガスなど、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

●既成市街地

一般的には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域を指す。

●基地跡地(キャンプ朝霞跡地の留保地)

昭和 20 年 (1945 年)、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくった。昭和 35 年 (1960 年) にキャンプの南地区は自衛隊が駐屯することになり、北地区では引き続きアメリカ軍基地として機能が存続していた。その後、昭和 49 年 (1974 年)、北地区の一部を除く大部分が日本に返還されることが決まり、昭和 61 年 (1986 年) には、北地区に残されていたアメリカ軍通信施設が返還となり、戦後 41 年を経て、本市にあるアメリカ軍基地は完全に姿を消した。

平成 27 年 (2015 年) 12 月に見直しを行った「朝霞市基地跡地利用計画」では、周辺の公共公益施設などをふまえて基地跡地 (留保地約 19.1ha) の土地利用を設定している。

●旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、農地等の未利用地が残り、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を

残したまま、一旦市街化調整区域に編入し、土地区画整理事業等の計画的な基盤整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入する制度を「暫定逆線引き」という。

しかし、計画的な基盤整備が実施される見通しが立たない状況等を勘案し、平成 15 年 (2003 年) の第 5 回区域区分の見直しの方針では、この制度を廃止し、新たに運用しないこととした。

なお、これまで暫定逆線引き地区として位置づけられてきた区域については「旧暫定逆線引き地区」として、市街化区域に編入し、地区計画を指定することにより、地域の状況に合ったまちづくりを行っている。

●旧高橋家住宅

根岸台 2 丁目にあり、江戸時代中期 (1680 年代) までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。一般的な農家の建物が 300 年以上もの間大きな改造も加えられず、現在に残っていることは貴重なことであることから、その住宅・敷地が平成 13 年 (2001 年) 11 月に重要文化財の指定を受けた。

重要文化財である主屋の他、倉・納屋等の建物や畑、屋敷林、雑木林が一緒に残されており、武蔵野台地の農家の構成をよく伝えている。

●狭あい道路

建築基準法において必要とされる幅員 4 m に満たない道路のこと。

●狭小住宅

敷地や住宅の規模を小さくして開発された建物などを指す。

●協働

市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。

●近距離交通機関

主に、市街地内や周辺都市との間の移動に利用する公共交通機関で、鉄道や路線バスなどのこと。

●クリーンエネルギー

太陽光発電、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電など、発電等の際に二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質の排出が少ないエネルギーのこと。

●景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する地方公共団体のこと。

●ゲリラ豪雨

予測が困難な、積乱雲の発生による突発的で局地的な豪雨のこと。

●建築協定

住宅地や商店街など、区域の環境や利便性を維持増進するために定める協定のこと。

この協定は、一定の区域内の土地所有者等が、全員の合意により、区域内で建築物を建てる場合の敷地、構造、高さ、用途等について、建築基準法の規定より厳しい基準を定めることができる。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

●交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。

●高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区のこと。

●コミュニティ

一般的には「地域共同体」あるいは「地域共同社会」などと訳されるが、ここでは、地域に居住する人が生活していく上で、認識を共有できる一定のまとまりのこと。

●コンパクトシティ

市街地の拡散を抑え、自家用自動車に依存しない交通体系を維持し、歩行による生活圏が確保されることなどをいう。より身近なところで質の高い生活環境を享受できるようにするまちづくりを指す。

さ行

●彩の国ロードサポート制度の活用

活動団体、県、市町村、活動支援者がパートナーになり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組のこと。

活動団体が清掃や美化活動を行い、県、市町村、活動支援者が活動に必要な支援を行う。

●市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域のことで、原則として建物の建築が制限される。

●市内循環バス（コミュニティバス）

市内循環バス（愛称：わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞駅（朝霞台駅）を結ぶ路線バスで、平成6年（1994年）から運行している。

●シティ・セールス

都市が持つ様々な魅力を外向けにアピールすることで、知名度や都市のイメージを高め、観光客の集客、特産品の購入の増加や、居住や企業進出の促進を図る

ことで都市を活性化させようとする施策のこと。

●市民農園

農家などの農地所有者が、近隣住民等のために、農作業などの目的で使用させる農園のこと。

実際に野菜を栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的としている。

●斜面林

武蔵野台地及び荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。近年では貴重な自然資源としての価値が見直され始めている。

●住環境

住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。

●集落地

一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。ここでは、主に市街化調整区域において人が集まって生活している地域を指す。

●循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

●省エネルギー住宅

国土交通省の定める「次世代省エネルギー基準」にかなう室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅のこと。

●少子高齢化

少子化とは出生率の低下により子供の数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことである。

少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。

●人口集中地区（DID）

人口密度が1 km²あたり約4,000人以上の地区が集中し、合計人口が5,000人以上となる地区のこと。

英訳「Densely Inhabited District」の頭文字をとってDIDともいう。

●親水空間

河川など水辺の空間利用によって、水と親しむ、水にふれられる場所のこと。一般に河川沿いの遊歩道や公園などを指す。

●伸銅工業

伸銅工業は、銅の棒に熱を加えて軟らかくし、細い針金に加工する産業のこと。

本市の伸銅工業は、江戸時代に黒目川などの豊富な水を利用して、水車が設けられ、その動力として利用されていた。やがて伸銅工業は、動力を水車から蒸気機関、電気へと変えながらも、朝霞の地場産業としてその後も栄えた。このことから朝霞は、関東における伸銅工業の発祥の地といわれている。

●シンポジウム

一つの問題について、数人の意見を発表し、それについて聴衆の質問に答える形で行われる討論会のこと。

●シンボル

都市や場所の顔として、地域社会にその個性として認知される象徴となる要素を指す。

●SWOT 分析

目標を達成するための意思決定の手法として、外部環境や内部環境を「強み」(Strengths)、「弱み」(Weaknesses)、「機会」(Opportunities)、「脅威」(Threats)の4つの視点から検討を行う分析手法のこと。

●生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接なかかわりをもつ市町村道レベルの道路をいう。

●生産緑地

市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務づけられる。

本市では平成4年(1992年)12月に初めて生産緑地を指定している。

●整序

現在の環境等を望ましい姿へと順に変えていくこと。

●ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図ることを目的としている。

た行

●第5次朝霞市総合計画

平成28年度(2016年度)を初年度とする、市の地域づくりの最上位に位置づけられた計画のこと。平成23年(2011年)の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなったが、朝霞市

総合計画条例(第4条)に、市長が基本構想を策定し、議会の議決を経なければならないと位置づけ、引き続き、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定した。

●タウンウォッチング

ここでは、日常生活で見過ごしてきた、また当たり前と思ってきた「まち」の事柄等について、「まちを歩く」ことによって、その地域の資源や課題を発見・確認し、写真等を集め、整理・分析することで地域に関する情報を共有する手法のこと。

都市計画マスタープラン地域別構想の見直しにあたって開催した地域別懇談会において計5回実施した。

●建て詰まり

一般的な市街地に比べ建物が密集し、道路等の空地も不足している状況を意味する。

●地域地区

都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、合理的な土地利用を図るもの。具体的には、用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、地区計画等がこれに含まれる。

●地下水のかん養

地下に雨水を浸透させて、地下水の量を増やすこと。地下水を増やすことは、水害防止や、地盤沈下防止への効果が期待できる。

●地区計画

都市計画法に基づき、より良いまちづくりのため、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画のこと。

本市では、北朝霞駅・朝霞台駅周辺の商業地域及び近隣商業地域（平成3年（1991年）1月）、基地跡地（平成21年（2009年）2月）、市内に5地区ある旧暫定逆線引き地区の市街化区域に編入した地区（平成23年（2011年）1月）で地区計画を定めている。

●地産地消

「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物をその地域で消費する、また地域で必要とする農林産物は地域で生産すること。

特に「食」において、地域でとれた新鮮で安全・安心できる食材を通じて、作る人、流通する人、加工する人、販売する人、消費する人など各分野の人々が連携し合い、互いの顔が見える関係を築いていく取組。

「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきとしたまちづくりなど地域づくりへのつながりが期待されている。

●中高層住宅地

用途地域でいう、中高層住居専用地域から住居地域までの土地利用をイメージしたもの。

●低層住宅地

用途地域でいう、低層住居専用地域の土地利用をイメージしたもの。

●透水性舗装

アスファルトに混合する粗骨材の割合を多くして、路面に隙間をつくることにより、雨水を、舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法のこと。

●特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採

などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。

●都市基盤

都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

●都市計画区域

都市計画を定める範囲であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街化を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。市街化区域と市街化調整区域に区分される。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画法の規定に基づき、都市計画区域を整備し、開発し、保全する上で重要な事項を規定するもの。都市の発展の動向、人口や産業の見通しなどを勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全を図るため、都市計画区域について、(1)都市計画の目標、(2)区域区分の決定の有無及び区域区分を定めたときはその方針、(3)土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めたもの。

●都市計画決定

都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容を決定することをいう。この決定によって都市計画制限が働き、権利者に一定の制限が加えられ、事業化が図られる。一般的な都道府県知事が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

●都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

本市では、14 路線、延長 28,410mが都市計画決定されている。

●都市計画の提案制度

平成 15 年（2003 年）1 月に施行された都市計画法の改正に伴い、新たに創設された制度。土地所有者等や NPO などが、提案に必要な一定の条件（対象面積、対象区域内の土地所有者等の同意など）を満たした上で、都市計画の素案を添えて、都道府県または市町村に対して都市計画の提案ができる制度のこと。

●都市公園

都市計画公園及び地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。

本市には、平成 28 年（2016 年）3 月現在、街区公園 30 箇所、近隣公園 3 箇所、地区公園 3 箇所、歴史公園 2 箇所及び都市緑地 1 箇所の計 39 箇所が開設されている。

●都市軸

都市の骨格を生み出す、基本の骨組みとなる軸のこと。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を交換・分合（「換地」という）し、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（「減歩」という）、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図り、良好な環境の市街地として整備する事業のこと。

本市では、北朝霞地区、本町 1 丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台 5 丁目地区、岡 1 丁目地区で事業を推進している。

●土地利用

土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤であるという考え方に基づいて、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいう。

な行

●任意協定

地区の住民が、建物の用途、色彩、形態などの外観や緑化など、まちづくりに関するルールを決めて、地区の住民でそれを守っていくという協定のこと。

●ネットワーク

網状の組織を示す言葉で、ここでは拠点となる駅や公園、公共施設などを道路や河川などの空間や公共交通などで結び付けていくことを指す。

は行

●バイパス

交通が混雑する市街地や主要道路を避けて、迂回して設けられる道路のこと。

●ハンプ

段差舗装のこと。自動車のスピードを減速させて徐行を促すための道路面に設置する凸型の設備のこと。

●PFI

「Private Finance Initiative」の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う公共サービスのこと。

PFI は、国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サー

ビスの提供を目的とし、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行う手法。

●ヒートアイランド

東京などの大都市で、郊外の地域に比べ都心部を中心として島状に気温が高くなる現象のこと。都市部では、道路やビルなどによって、地面の大部分がアスファルトやコンクリートで覆われているため、熱をためこみやすく、また、自動車や冷暖房などから排出される熱の量が多いことなどがその原因となっている。

●柘塚古墳

岡3丁目にあり、県南部で唯一の墳丘が残る前方後円墳として、平成14年(2002年)3月に埼玉県指定史跡に指定された。これまでの発掘調査により、全長約72m、後円部の高さ約8.5m、出土した埴輪などから6世紀前葉につくられたと推定されている。

この古墳を中心とした柘塚古墳歴史広場は、平成16年(2004年)5月に開園した。

●ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」を意味する合成語で、安定した生活環境をもった「動植物の生息環境」のこと。

ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。

●避難場所

地震、火災、水害などの災害時に住民が避難することのできる安全な場所で、学校、公民館などの公共施設や、公園、緑地などの公共空地が指定されている。

●不燃化

建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。

●防火地域・準防火地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。

主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。

これらの地域に指定され、一定規模以上の建築物は、耐火建築物や準耐火建築物(鉄筋コンクリート造)等の性能が要求される。

●ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小規模な公園・空地のこと。

ま行

●まちづくり基金

「基金」とは、地方公共団体が特定の目的のために、資金を積み立て、財産を維持、または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいい、まちづくり基金は、特にまちづくりの推進を図るために設置するものをいう。

●まちづくり条例

地方公共団体がその管理する事務について、法律等の上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する条例のこと。

一般的に、まちづくり条例においては、まちづくりの計画や手法、開発や建築の際のルール、まちづくりを進めるにあたっての住民の参加などの仕組みを定めたものが多い。

●無秩序な市街化(スプロール)

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

都市生活に必要な公共施設の整備を伴わずに、転々と農地や山林などを食いつぶす形で市街地を形成していくこと。

●面整備

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道などの線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備すること。土地区画整理事業などの手法がある。

●面的速度規制

住宅地など、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される地区の道路について、基本的に通過交通を排除するという考え方に基づいて面的なエリアを設定し、エリアの入口に規制標識を設置して注意喚起を行うほか、エリア内の速度抑制を行い通行しづらくするなどの対策のこと。

や行

●屋敷林

農家などの北側に植栽することにより北風から家屋を守る防風機能をもった緑のこと。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者に使いやすいよう配慮する「バリアフリー」の概念を超えて、障害者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいように、初めから障害をつくらぬようデザイン（考案）すること。

●用途地域

都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率など）を定める制度のこと。

住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、相互に生活環境や業務の利便性に支障を来たすことから、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また、効率的に活動できるようにするために定められる。

ら行

●ライフステージ

乳幼児期、学齢期・少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類もある。

●ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。

●緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、土地所有者などが結ぶ緑化に関する協定のこと。

●リーマンショック

平成20年（2008年）に起こった米国大手銀行の破綻とそれを原因とする世界同時不況のこと。

●レクリエーション

余暇を活用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすこと。

わ行

●ワークショップ

「作業所」、「勉強会」といった意味をもつ。

ここでは、「まちづくりに関心のある市民が、生活の場での身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう場」、「アイデアを出し合い計画づくりを行う市民の集まり」としている。

朝霞市都市計画マスタープラン

【平成28年（2016年）11月 改訂】



発行 朝霞市

編集 朝霞市都市建設部まちづくり推進課

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

TEL 048-463-1111（代表）

URL <http://www.city.asaka.lg.jp>



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



私が暮らしつづけたいまち 朝霞

ASAKA CITY



朝霞市都市計画マスタープラン 【平成28年11月改訂】
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
TEL:048-463-1111(代表)